

関係資料集

- ▶ 1 子供・若者の意見を聴く取組……………191
- ▶ 2 東京の子供・若者の現状……………201
- ▶ 3 関係法令等……………244
 - 1 子ども・若者育成支援推進法
 - 2 こども大綱
 - 3 東京都青少年の健全な育成に関する条例
 - 4 東京都こども基本条例
- ▶ 4 「東京都子供・若者計画（第3期）」の策定経過 ……300
 - 1 「東京都子供・若者計画（第3期）」の策定経過
 - 2 東京都青少年問題協議会条例
 - 3 東京都青少年問題協議会要綱
 - 4 第34期東京都青少年問題協議会委員名簿

1 子供・若者の意見を聴く取組

〈子供の意見を聴く取組の紹介〉

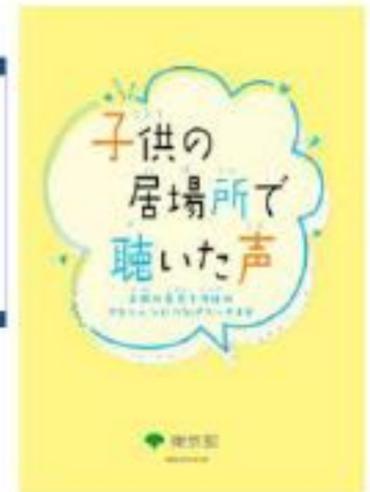
全ての子供が誰一人取り残されることなく、将来への希望を持って、伸び伸びと健やかに育っていくことができる社会を実現するためには、当事者である子供の意見を聴くことが不可欠です。そのため、現状把握・施策の企画立案・実行などの各段階で、様々な工夫を凝らして子供との対話を重層的に実施し、子供の声を聴く取組を質・量の両面から強化するとともに、子供に関する実態や意識の変化の継続的な把握に取り組んでいます。

■多様な手法を用いた子供への意見聴取

幅広い年代の多くの子供から意見を聴くとともに、子供が思っている率直な意見を引き出し、一人ひとり異なる環境下にある子供の声もしっかり聴き取ることができるよう、多様な手法での意見聴取を実施しています。

○子供の居場所におけるヒアリング

様々な環境下にある子供から、一人ひとりの実情に寄り添って意見を聴くため、子供が日常を過ごす多様な居場所でのヒアリングを実施します。また、児童館、子供食堂、フリースクール、日本語教室、児童養護施設、放課後等デイサービス等、子供が日常を過ごす多様な居場所に足を運びヒアリングを実施するとともに、ヒアリングのノウハウをまとめた事例集を区市町村及び各局と共有していきます。



○SNS を活用したアンケート

幅広い子供にリーチし、多くの子供から本音を引き出すため、子供が普段から利用しているSNSを通じたアンケートを実施しています。



○学校での出前授業

都職員が小・中・高校に出向き子供政策に関する出前授業を実施しています。学校という子供にとって日常的な空間で、ストレスを感じさせず、自由な意見を引き出しています。



○こども都庁モニター

子供の意見を各局の施策に反映させ、子供目線の取組を全庁的に推進するため、全ての年代の子供を対象とした 1,200 名のモニターから、遊びや学び、居場所、まちづくり、環境など、ハード・ソフトの幅広い分野について、WEB アンケートを実施しています。また、アンケート結果を子供の成長・発達段階に応じて分かりやすくまとめ、周知していきます。



○中高生 政策決定参画プロジェクト

中高生が対象となる都の政策について、当事者である中高生自らが議論し、知事に対し提案を行います。提案内容は、都の政策に反映します。



○こどもワークショップ

都庁全体で子供の意見を聴き、政策に反映させる取組を推進するため、各局の施策をテーマに、子供の生の声やニーズを把握するワークショップを開催します。子供から聴いた意見は、施策の充実に活用していきます。



■子供に関する定点調査「とうきょうこどもアンケート～みんなと考える「いま」と「みらい」～」

従来の行政分野の枠組みに捉われないことなく、子供に関する実態や意識の変化を定点で把握するため、アンケート調査を実施しています。長期にわたって同一年齢の子供とその保護者に同一の質問を行うことで、単年の結果だけでなく経年の変化も把握・分析しています。



〈若者の意見を聴く取組の紹介〉

東京都子供・若者計画（第2期）の改定を審議する第34期東京都青少年問題協議会では、20代から30代の若者で構成する若者部会を設置し、困難を抱える若者から意見を聴取していくための仕組みについて意見交換を行いました。また、計画の当事者である若者の一人として、若者支援等に関し、必要な視点や方向性等についても意見交換も行いました。さらに、東京都子供・若者計画（第2期）の改定や、都の新たな戦略に策定に向けて、若い世代の学びや生活などを支援する若者団体の代表等にもヒアリングを実施しました。

【若者部会の皆様】（五十音順・敬称略）

荒井佑介 氏（特定非営利活動法人サンカクシャ）、大橋暉弘 氏（認定特定非営利活動法人育て上げネット）、小奈悠馬 氏（特定非営利活動法人青少年自立援助センター）、土肥潤也 氏（NPO 法人わかものまのまち・株式会社C&Yパートナーズ）、西山なつ美 氏（多摩市若者会議）、與那覇千夏 氏（調布市子ども生活部児童青少年課）

【若者団体の皆様】（五十音順・敬称略）

石井綾華 氏（特定非営利活動法人 Light Ring.）、宇野晋太郎 氏（一般社団法人ユースキャリア教育機構）、杉本昂熙 氏（NPO 法人おりがみ）、松葉百合香 氏（特定非営利活動法人だーちゃらぼ）、室橋祐貴 氏（日本若者協議会）

若者部会

○ 困難を抱える若者から意見を聴取していくための仕組みに対する主な意見

- ✓ 聴くテーマによって、出向く場所を変えていくとよいのでは。
- ✓ 課題に応じて、様々な支援団体が運営する場所にヒアリングしてほしい。
- ✓ 移動型で様々な場所に行って意見を聴くという方法もあるかもしれない。
- ✓ 都心や多摩など、場所の設定方法に地域的な観点もあるだろう。
- ✓ 相談窓口でどうやって若者の声を聴くかというのも、一つ観点として入れられるといい。
- ✓ 支援団体がそれぞれ協力・繋がり合えるプラットフォーム（フォーラム型組織）をつくり、そこで協力をお願いするのはどうか。
- ✓ 「意見を集めるために若者を集める」よりも「若者が集まっているところに自分たちが出向く」ことが重要。
- ✓ 若者と信頼関係ができている支援団体と連携しながら進めていく必要がある。
- ✓ 都の職員もヒアリングの場に同席することで、「こういう人たちに声を届けばいいんだ」という意味になる。
- ✓ ネットワーク会議など、何らかの形で意見の聴き方をブラッシュアップしていく考え方も必要。

- ✓ できるだけ仕事感を出さずに来て欲しい。スーツは着ずに私服で。
- ✓ 例えば、その日ごとに聴くテーマを決めて居場所を開放し、当事者から雑談を通じて不満や悩みを伺う。その上で、改善方法や行政に求めることを聴くなど、身近な部分から聴いていく流れが重要。
- ✓ 行政側の価値観等を出さず、主義主張もあまり出さず、本当にただ話を聴ける人というのが結構大事になる。支援者だと大体そのような資質があるのではないかと思うので、何かしらそういう支援に長けたような人、ある程度きちんと意見を拾えるようなスキルがある人が聴くべき。
- ✓ 何年間か、そのような若者に関わった経験が重要。その上で、スキルを身につけてから現場に行ってもらうような研修があったほうがいい。
- ✓ 課題や困難性、困りごとの種別によって、しっかり網羅していくことが必要。この課題はどここの団体があるのか、リサーチや紹介で網羅していく。そこに対してスーパーバイズがあればよい。
- ✓ スーパーバイズは、就労支援やヤングケアラー、若年女性、生活困窮など、大きいカテゴリーが若者支援分野にあるため、そのカテゴリーで代表する団体にメンバーとして入ってもらえれば、担保できる。
- ✓ 全体の方針をスーパーバイズする専門団体は確実に必要。
- ✓ 実際に「自分の意見がどう反映されたのか」というフィードバックをいかに充実させるかが重要。
- ✓ 若者支援施策の数が足りていない。今の施策に穴が多いという点を考えると、意見を聴き、どこに穴があるのか特定することに意義がある。
- ✓ 若者が、広告などで都のこうした取組を知る機会が多い方が良い。
- ✓ 進行管理のみコンサルが担い、意見聴取の部分は複数の支援団体が行う。または、これをパッケージにしてもよい。
- ✓ 若者が審査員側にいる、ということもあり得るのでは。
- ✓ 支援団体に対してお金を出し、その代わり声を拾いにくい若者たちから声を聴けるような座組を支援団体がつくことや、例えば、団体の予算の中で、協力した若者にピザを用意するなどの工夫があってもいい。
- ✓ 実費弁償はあってしかるべきと思うが、民主主義の担い手を育成するという考え方に則ったとき、変に対価が発生してしまうことに違和感もある。

○ 施策の強化に向けた必要な視点や取り組むべき方向性に対する主な意見

<子育てしやすい東京の実現>

- ✓ 保護者の時間的余裕を生み出す取組が必要。
- ✓ 障害を持つ子供の親は、学校との打合せの機会が多く、仕事との両立が困難と聞いた。より柔軟な働き方を整え、保護者をサポートしていく必要。
- ✓ 「子育て支援」という言葉に、漠然とした違和感。「子育て」というと、親側に視点が寄り過ぎていないか。本当に

子供の権利を保障する施策になっているか改めて点検する必要。

<若者の声を聴き、あらゆる若者の成長を社会全体で応援>

- ✓ 「成長支援」以前に「命を守る」も必要な取組。孤独・孤立は深刻な課題であり、特に困難を抱える若者の声を拾うことに関し、しっかり取り組む姿勢を示して欲しい。
- ✓ 若者がいかに「頼れる大人」に出会えるかが重要。つながることができる大人がライフステージで分断されてしまう点や、本人からの相談があった時にしかつながることができない点が課題。
- ✓ 若者が集まりやすい様々なバリエーションの居場所的な空間を整備して、そこでキャッチした若者を、時間かけて個別に対応することが効果的。
- ✓ 「子供の権利」という前提があるかないかで、政策の方向性は大きく変わってくる。ソウル市の「ソウル子供権利章典」も参考にしては。
- ✓ 政策のPDCAを回していく中で、子供・若者の意見を聴いていくことが必要。

<世界に羽ばたく若者の育成>

- ✓ 本人の置かれた状況に関わらず、様々な体験活動に参加できることが重要。
- ✓ 様々なチャレンジをしている「意識高い系」の若者がいる一方で、地道に学校に通っているだけ、という人も多い。一人ひとりがわくわくする成功体験を少しずつ積み重ねていくだけで、成長を遂げることも。

<若者たちがポジティブに働くことができる社会の実現>

- ✓ 引きこもり等で経歴にブランクが生じたときに、どうしたら就職できるかなどを明らかにしてあげることが重要。
- ✓ オンラインでの働き方が定着する中で、これまで居場所の一つであった職場が、居場所でなくなるケースも生じているのでは。

<誰もが自分らしく生きるインクルーシブシティ東京の実現>

- ✓ 地域の中などで自分の役割を見出すことが必要。地域の畑づくりの活動などで、体力のある若者が周囲から重宝されるなど、本人が思いもよらないところで、有用感を抱くケースもある。
- ✓ 相談所や支援機関が現在多様化しており、どこに相談すればいいかわからないという問題が存在する。様々な悩みや課題に対応できる窓口を設けることが重要。
- ✓ たとえ負の経験であったとしても、その苦しんだ経験が、他の人にとって貴重な情報源となることも。そうした貴重性に気付く機会を作っていくことが重要。
- ✓ 体験機会が多ければ多いほど、自己肯定感が上がるのでは。

<2050年代の東京>

- ✓ テクノロジーが変化する中で、リアルなつながりが更に見直されるのでは。現在の家族や世帯というコミュニティも限界を迎え、別の形が生まれるのではないか。
- ✓ 仕事と家庭、という二項対立ではなく、「ポジティブに働く」の先の世界が見えてほしい。義務的な労働はテ

テクノロジーに任せ、制約なく好きなことで暮らしていけるとよい。

- ✓ 各地域に信頼できる場があり、その場がハブとなっているとよい。
- ✓ 「勝ち組」「負け組」のような所得層で分断される社会ではなく、置かれた状況に関わらず、様々な人と関われる社会であってほしい。
- ✓ テクノロジーの変化で、学校に求められることが勉強ではなく、様々な活動や、はたまたビジネス体験となるなど、学校の在り方も変わるのでは。
- ✓ 子供・若者が当たり前で審議会の委員となっているなど、意思決定に関われる社会となってほしい。

<その他>

- ✓ これまで動きのなかった「若者支援」がついに動き出していると実感している。重点政策方針などで、都としてのメッセージや姿勢が明確になるとよい。
- ✓

若者団体

特定非営利活動法人 Light Ring.

<悩みを受け止める友人等支え手の子供たちへの支援>

- ✓ ゲートキーパーは自殺念慮者に限らずひとり親家庭、いじめなどに悩む身近な友達もサポート。支え手としての子供たちはヤングケアラーに近い状況にあり、ヤングケアラーと同様にサポートする必要。
- ✓ 相談された側は、相手の悩みを自分ごとに捉えてしまい、相手の悩みと支える上での悩みを二重に抱えている。支え手としての知識や技術がなく、夜中に悩みを聞いて、次の朝学校に行けないといったケースも。
- ✓ 気付いてどうしていいかわからない、自分だけで抱え込んで辛くなっているというのが、子供の支え手に多い特徴。専門家に相談できる機会をつくるなど、支え手の負荷を受け止められる場所があるといい。
- ✓ 問題を抱えている当事者の家族は心の余裕がないケースが多いため、家族への支援のみならず、その周囲の人がクラスメイトやネット上の友人など誰であっても受け止められるような支援も必要ではないか。
- ✓ シンガポールのように学年に一人ずつコミュニケーションリーダーがいて、そのリーダーが集まって相談の乗り方や専門家の継ぎ方を検討するような、「コミュニケーションの生徒会」を形成できるといい。

<団体運営に関して>

- ✓ 自治体職員や民間企業の社員、NPO 職員同士の人材出向の促進ができないか。この出向によって他分野との横の繋がりができる。そういう仕組みがあると NPO の活性化にもなる。

<関係機関同士の連携強化に向けた取組>

- ✓ 2、3年の期間で人を採用しようとしても、来年助成金が取れるか分からない。複数年の助成制度があると有難い。
- ✓ 自分たちの SNS だけだと広がりがいい。広報に協力いただけると有難い。

<未来の東京について>

- ✓ 孤独・孤立が増え、自殺も過去最大という中、安心できる関係がない子供たちが多い。コミュニティのような安心できる関係性が保証される未来であって欲しい。
- ✓ 家庭を持ちたいと思った時、自分が離れた時に法人が保てるかとの怖さがある。起業した時に会社を続けられる支援があると、女性がもっと気軽に起業しやすくなる。起業家も一人にさせない取組があるといい。

一般社団法人 ユースキャリア教育機構

<団体に来る若者の印象について>

- ✓ 自分がこういうことしたいと思える・言える子の人数は年々減っていると実感。今の子は画一的で、マイルド化が進んでおり、社会に合わせていく中で、やりたいこと見失っていくという傾向は強い印象。

<現在の教育について>

- ✓ 親に注いでもらった教育分を回収できる会社に就職しなければ、という気持ちの子もいる。親の期待に応える「間違えない選択」を考えキャリアを描いている。
- ✓ 体験活動を通じて、社会に貢献する視点が大事ということを学んでもらったが、今の教育フォーマットではそうした学びを評価できず、評価する評価者もない状況。
- ✓ 学生のやりたいことではなく、SDGs など、人類のゴールに重きを置かれてしまって、個人のゴールをあまり考えられない子はどうしても増えている印象。

<若者と接する中で思った意見>

- ✓ ちょっと先輩ぐらいから学んでいくことが大事。近い年齢層の先輩方の方が、イメージが付きやすい。
- ✓ 行政には徹底的に尖ったものを作る組織体・予算組みという横軸があるといいのでは。
- ✓ 今できないことを取っ払った場所や、尖ったものを伸ばすためのルール改正ができないかと思っている。尖った人材が意図的に生まれるような特区・許される制度づくりをお願いできたら嬉しい。

<未来の東京について>

- ✓ 夢を持てる国にしておきたい。人口統計で見ると 2050 年は、東京も人口が減り始めているタイミングで、東京都が子供を育てる最後の砦みたいになっているのでは。何かしら夢が持てる形にできないかと願っている。
- ✓ 今は若者に東京は夢があるぞという話をしている。今後、2050 年に夢が持てるまちをどうやって作るのかと危惧。

NPO 法人 おりがみ

<ボランティアの活性化>

- ✓ ボランティアが活性化するポイントは、楽しみながら活躍できるかだと思う。
- ✓ ボランティア人口を増やすには、ポジティブな活動情報が若者たちに広がっていくといいのではないかと。

- ✓ 文化系やスポーツ系、イベント系など、色々な幅広いボランティアがジャンルとして平行に扱われていくといい。
- ✓ ボランティアは自分を殺して人に尽くすものから変わってきている。ボランティア自体がいいものだよねというムーブメントをつくっていくことが大事。
- ✓ 会社に入ると精神的忙しさにやられる人もいたが、ボランティアは仕事のことを忘れる、サードプレイス的な役割も果たしている。

<団体運営に関して>

- ✓ NPOも飛び抜けたところは寄付も集まっているが、最初のスモールスタートの部分で苦心している。
- ✓ NPOへの助成金や補助金について、事業費助成だけだと活動を延命されているだけの感覚がある。
- ✓ 学生ボランティア団体が苦勞するのが信頼性獲得。東京都からの後援名義だったり、都のホームページで紹介してもらったりすれば、頑張っている学生団体は非常に喜ぶと思う。
- ✓ 行政への申請が難しく、後援名義の取得など学生からすると申し込みや手続きの段階で諦めてしまう。

<未来の東京について>

- ✓ 2050年には、日常に面白い体験とか、自分の知らない発見がいっぱい溢れている社会になってもらいたい。
- ✓ ボランティアに色んな体験機会が溢れている状況になれば、環境系に興味があると思っていたけど、実はスポーツ系に興味があったと気付ける。気付きの機会が日常生活の中に溢れている社会になってほしい。

特定非営利活動法人 だーちゃらば

<居場所について>

- ✓ 「こういう活動をします」という「Do」を打ち出しているだけで、「こういう方向け」といった支援のカテゴリを明確にしていけない。このようなカテゴライズされない居場所をもっと増やしていくべき。
- ✓ 助けを求めた時に、誰かが助けてくれた経験がないと、人を信頼するという素地がなくなってしまう。どのタイミングでも助けを求めたら、ぴったり合うような支援があるといい。

<子供・若者について>

- ✓ 子供たちは YouTube 等でなんでも知っている、なんとなくこういうものみたいな概念はあるが、実態を求めているし、リアルに感じたいという欲求がある。
- ✓ 人生の目標を立て、実際に何をしていくかを自分では組み立てられないと思うので、それを相談できたり、話のできる相手がいたりすることも大事。
- ✓ 今の若者は、もっと自分が役に立てた実感を得たい、と思っているのではないかな。

<団体運営に関して>

- ✓ 大学生のボランティアで何とか回っており、NPOの補助金の対象経費が広がると有難い。
- ✓ 区外の支援団体とは連携が取れておらず、リソースを全く知らない。区外の利用者もいるため、せめて都内は知

っておきたい。

- ✓ 他の支援団体との連携により、支援者側も「一人で見ているわけではない」と安心できる。連携という観点からの支援があったらいい。

<未来の東京について>

- ✓ ・明るい未来と言ったときに、やはり安心して人と関わり、様々な価値観に触れて、挑戦できて、失敗もできて、人って悪くないのだなと思えるような環境が必要。

一般社団法人 日本若者協議会

<権利の主体である子供・若者>

- ✓ 「権利の主体」といった時に、子供・若者が決定に関与していくことが極めて重要。
- ✓ 自己決定権というキーワードに入れるだけでも、受け手の印象は違ってくると思う。
- ✓ 「こども基本法」ができた意味合いは大きく、皆が使えるユニバーサルな施策を整えていく観点が必要。

<意見聴取について>

- ✓ 自分たちの世代でどのような課題があるかを議論して提言を出すといった機会が必要。個々の若者がその場の感覚だけで答えると、ソリューションが抽出できない。
- ✓ 意見聴取は個人単位だと意見がバラバラとなるため、若者を束ねる団体の声も聴くべき。
- ✓ 日常的に過ごすコミュニティで自分たちの声が聴かれた経験がないと、大きなことを聴かれても意見を言えない。

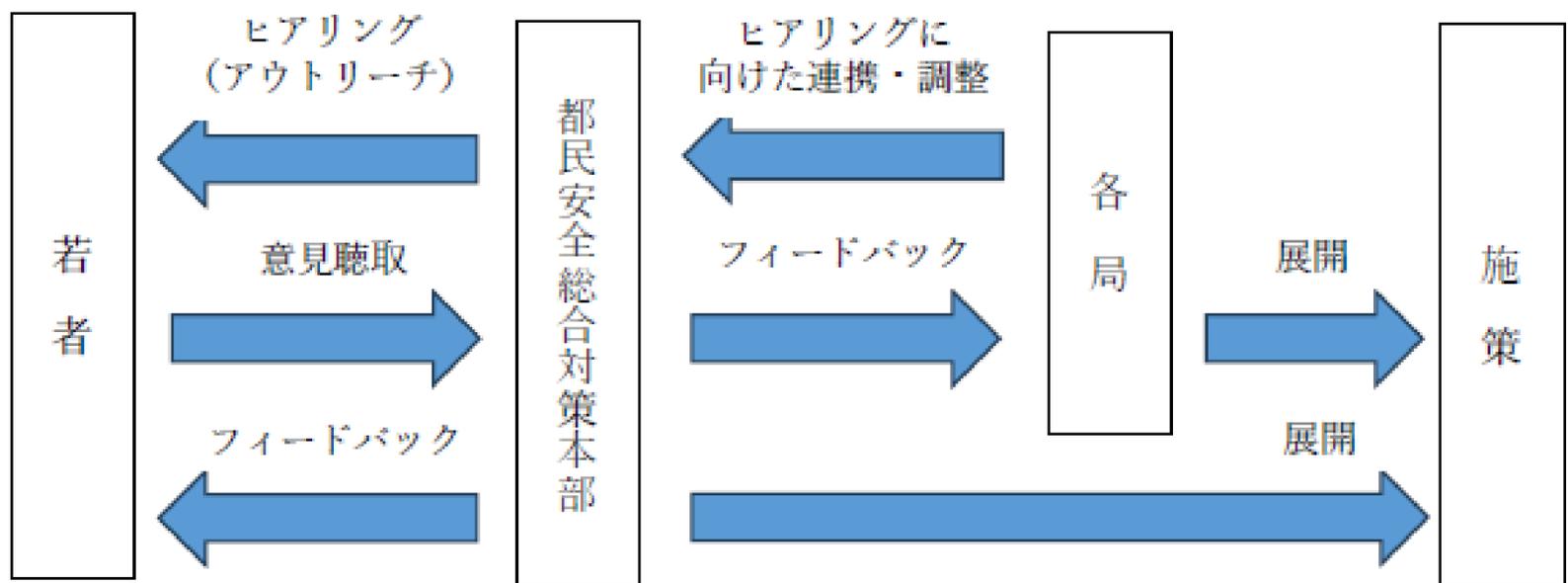
<海外における子供・若者の自己決定権>

- ✓ スウェーデンやデンマークの幼稚園では、今日はどんな遊びをするかなども子供たちで決めている。小学校では子供も入った給食協議会が設置。中学校だと学校の設備も皆で話し合っている。
- ✓ 中学・高校になると、若者議会、ユースカウンスルが設置、自分たちの代表を自分たちで選んでいる。世代代表として意識が芽生え、学校で声を聞き、困難を抱える人たちにヒアリングに行ったりしている。
- ✓ ヨーロッパでは自己決定権を子供の権利の中で最も重視。決めたことが仮に大人から見ても最善でなくても子供たちが自分で決定しているから責任を持って進める。失敗しても学べるし、軌道修正も自分でできる。
- ✓ 日本の場合、大人が手前でどンドン砂利を除いてしまい、主導してしまう。そのため逆に失敗もできなくなって、自分の中で価値観を形成しにくいし、何がいいのか、何が悪いのか、トレーニングとして積めない。

<未来の東京について>

- ✓ 自分が声を上げて社会を変えられるといった数値や、自国の将来は明るいといった数値が極めて重要。やはり将来が明るくないと、どうしても生活に保守的になって、リスクヘッジをしてしまいチャレンジしづらくなる。
- ✓ どのような境遇であれ子供がきちんと支援を受けられ、あらゆる子供の選択肢を保障することが必要。

(困難を有する若者から意見聴取する仕組み)



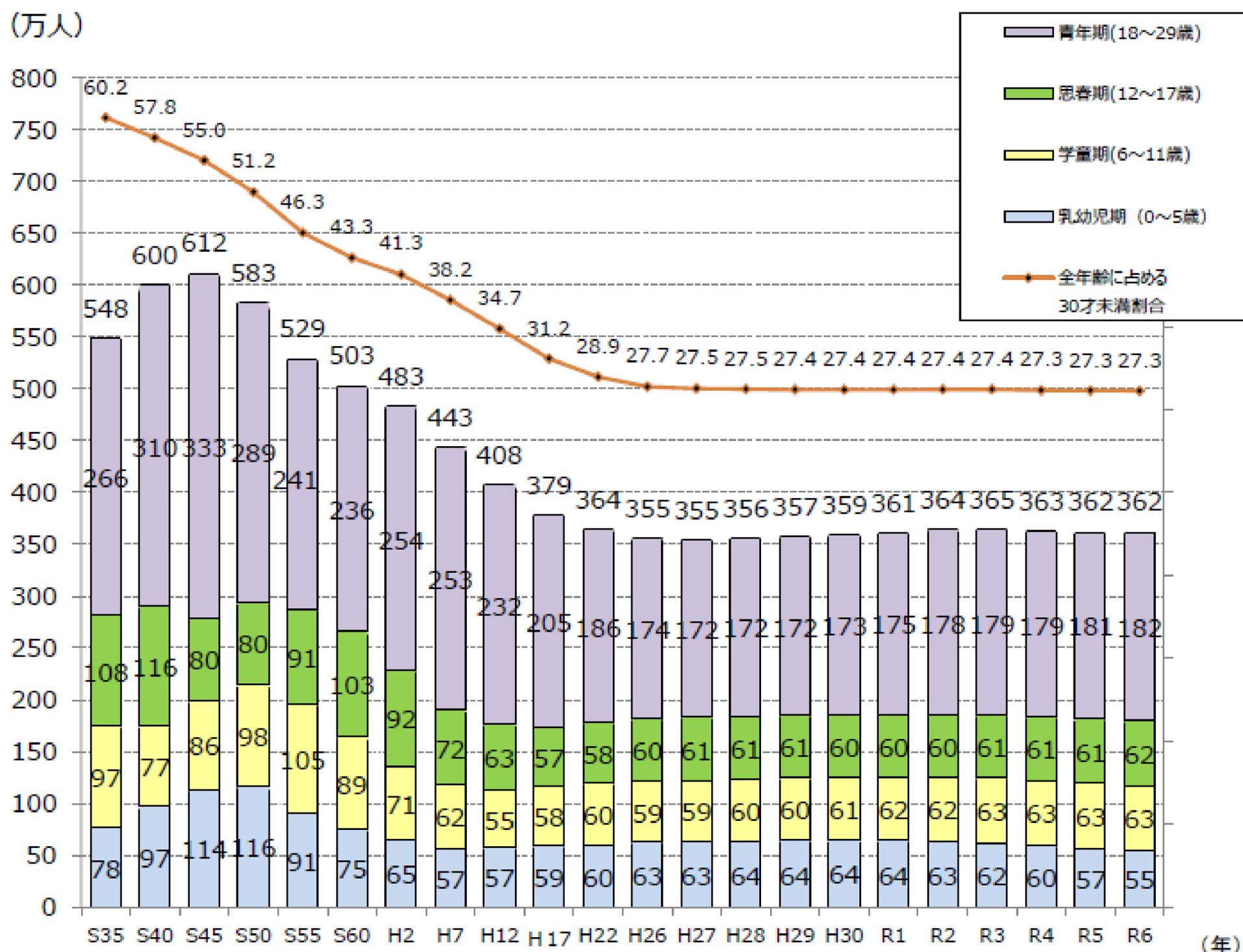
2 東京の子供・若者の現状

- 1 30歳未満人口の推移等
- 2 学校数・在学者数
- 3 中学校卒業者の進路状況
- 4 高等学校卒業生（全日制及び定時制）の進路状況
- 5 学齢期の子供たちの状況
- 6 HIV感染者・AIDS患者の報告数の推移
- 7 体験と自己肯定感の関係
- 8 労働力人口と労働力人口比率
- 9 インターンシップの実施状況
- 10 完全失業率
- 11 いじめの認知件数
- 12 小学校、中学校における不登校の状況
- 13 高等学校における長期欠席・中途退学者数等の状況
- 14 障害のある児童・生徒数の将来推計
- 15 障害者の雇用状況等
- 16 若年無業者数
- 17 非正規雇用比率
- 18 ひきこもりの状況
- 19 刑法犯少年の検挙・補導人員
- 20 刑法犯少年（犯罪少年）の再犯者の推移
- 21 刑法犯成人、少年別人口比の推移
- 22 薬物事犯検挙人員
- 23 ひとり親世帯の状況
- 24 自殺者数の推移
- 25 10代の出産・人工中絶件数
- 26 児童虐待対応
- 27 社会的養護の下で育つ児童数の推移
- 28 児童養護施設等退所者の雇用状況
- 29 児童ポルノ事犯の検挙件数及び被害少年数の推移
- 30 子供のいる世帯の家族類型
- 31 子供と一緒に過ごす時間
- 32 父母の帰宅時間
- 33 子供の交通事故
- 34 インターネットに接続する機器の利用状況
- 35 生成AIの利用・活用状況
- 36 一日のインターネット利用時間（ゲーム）
- 37 一日のインターネット利用時間（SNS）
- 38 インターネット利用によるトラブルの有無
- 39 インターネット利用によるトラブルの内容
- 40 年齢階級別孤独感

1 30歳未満人口の推移等

○ 令和6年1月1日現在、東京都に住む30歳未満の人口は約362万人になります。
 全年齢に占める30歳未満人口の割合は横ばいにて推移しています。

図表1 30歳未満人口の推移等

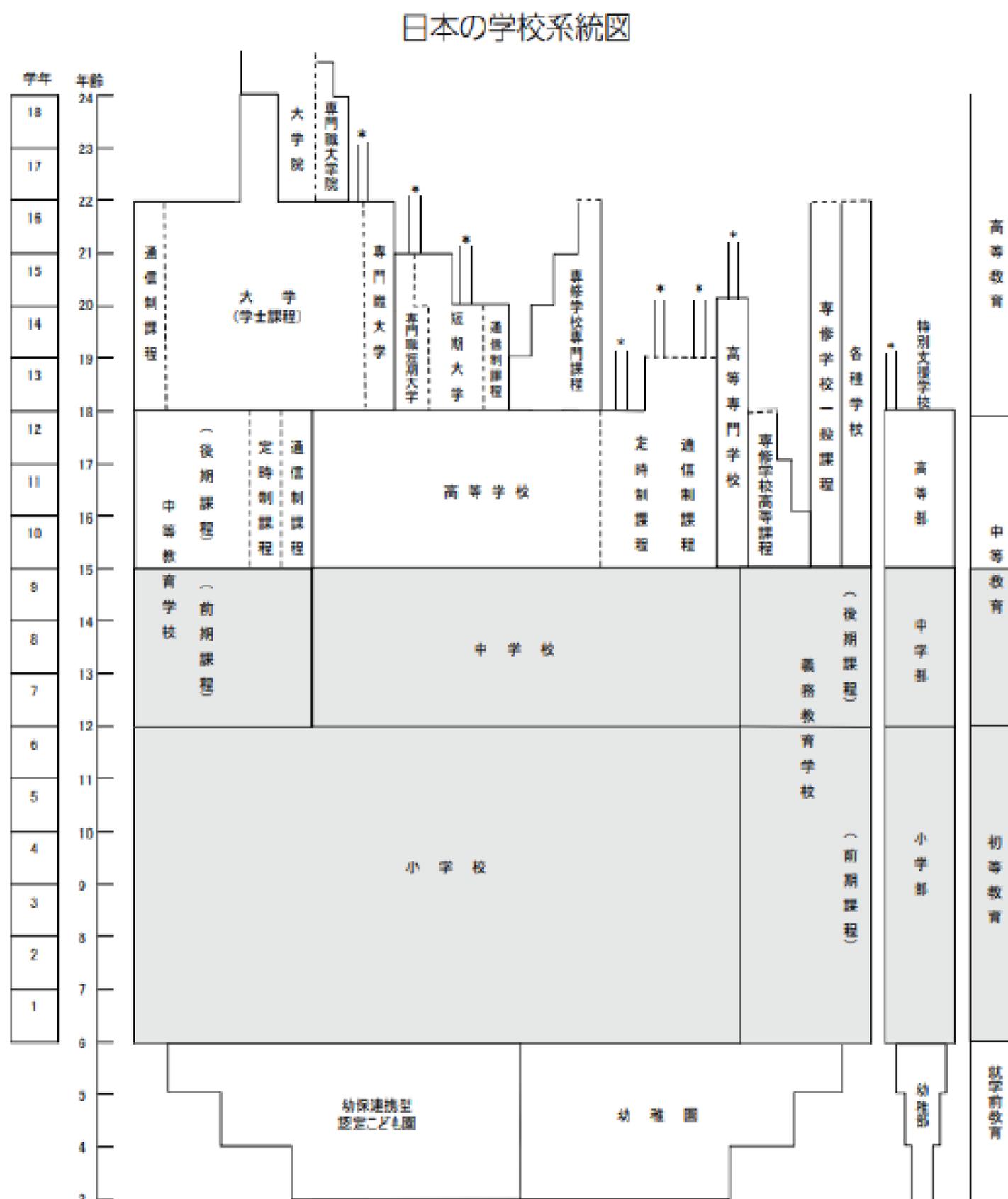


【資料】東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口(各年1月1日現在)」より作成

2 学校数・在学者数

○ 令和6年度の在学者数は、幼稚園が10万人、幼保連携型認定こども園が9千人、小学校が62万1千人、中学校が31万4千人、義務教育学校が9千人、高等学校(全日制・定時制)が30万2千人、高等学校(通信制)が1万2千人、中等教育学校が7千人、特別支援学校が1万5千人、専修学校が12万8千人、各種学校が2万5千人、高等教育課程(大学、短期大学、高等専門学校)が79万5千人となっています。(百人単位四捨五入) ※「令和6年度 学校基本統計(学校基本調査報告)」より

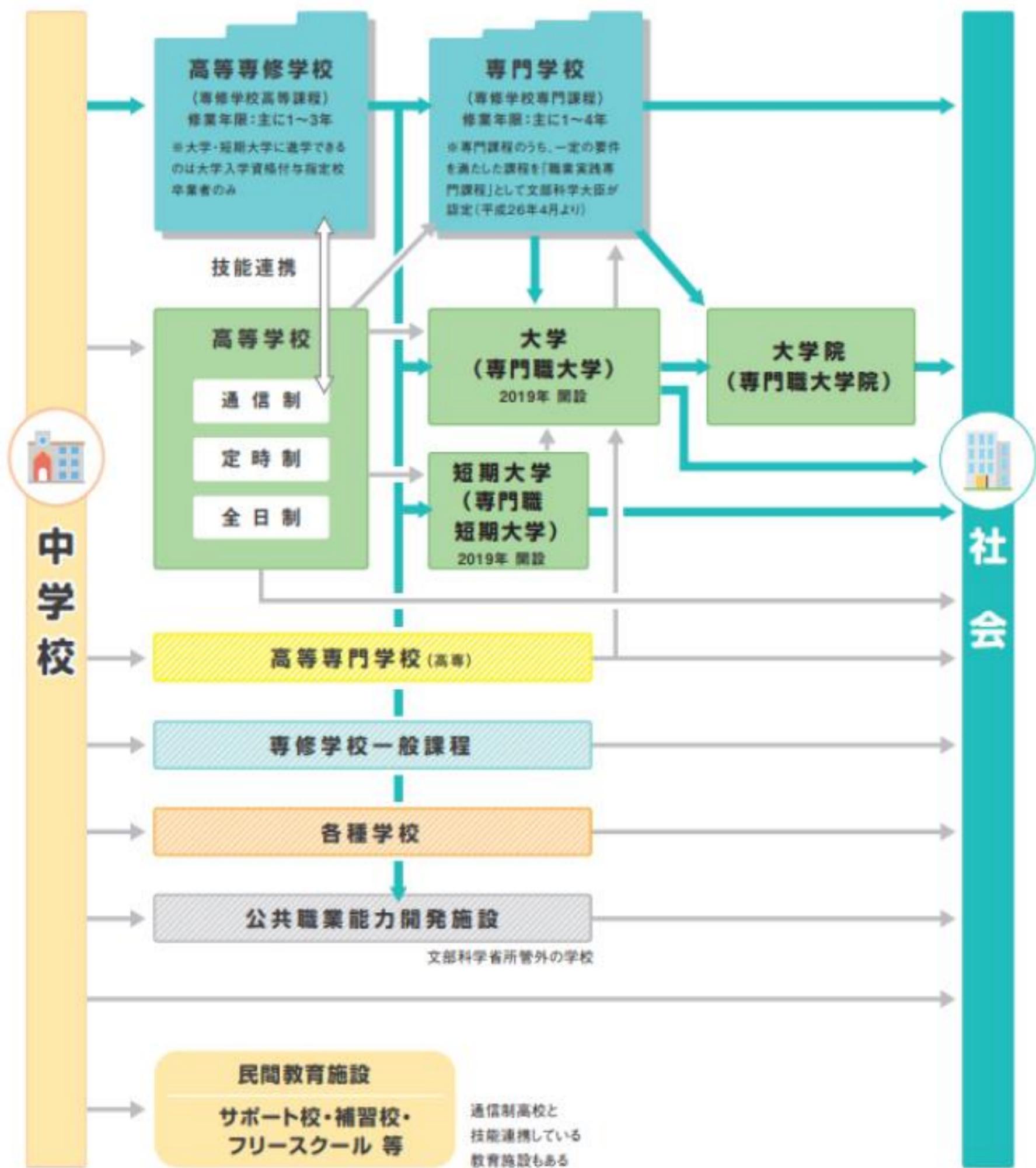
図表2 学校系統図



- (注) (1) 部分は義務教育を示す。
 (2) *印は専攻科を示す。
 (3) 高等学校、中等教育学校後期課程、大学、短期大学、特別支援学校高等部には修業年限1年以上の別科を置くことができる。
 (4) 幼保連携型認定こども園は、学校かつ児童福祉施設であり0～2歳児も入園することができる。
 (5) 専修学校の一般課程と各種学校については年齢や入学資格を一律に定めていない。

図表3 中学生の多様な進路

1 中学生の進路チャート



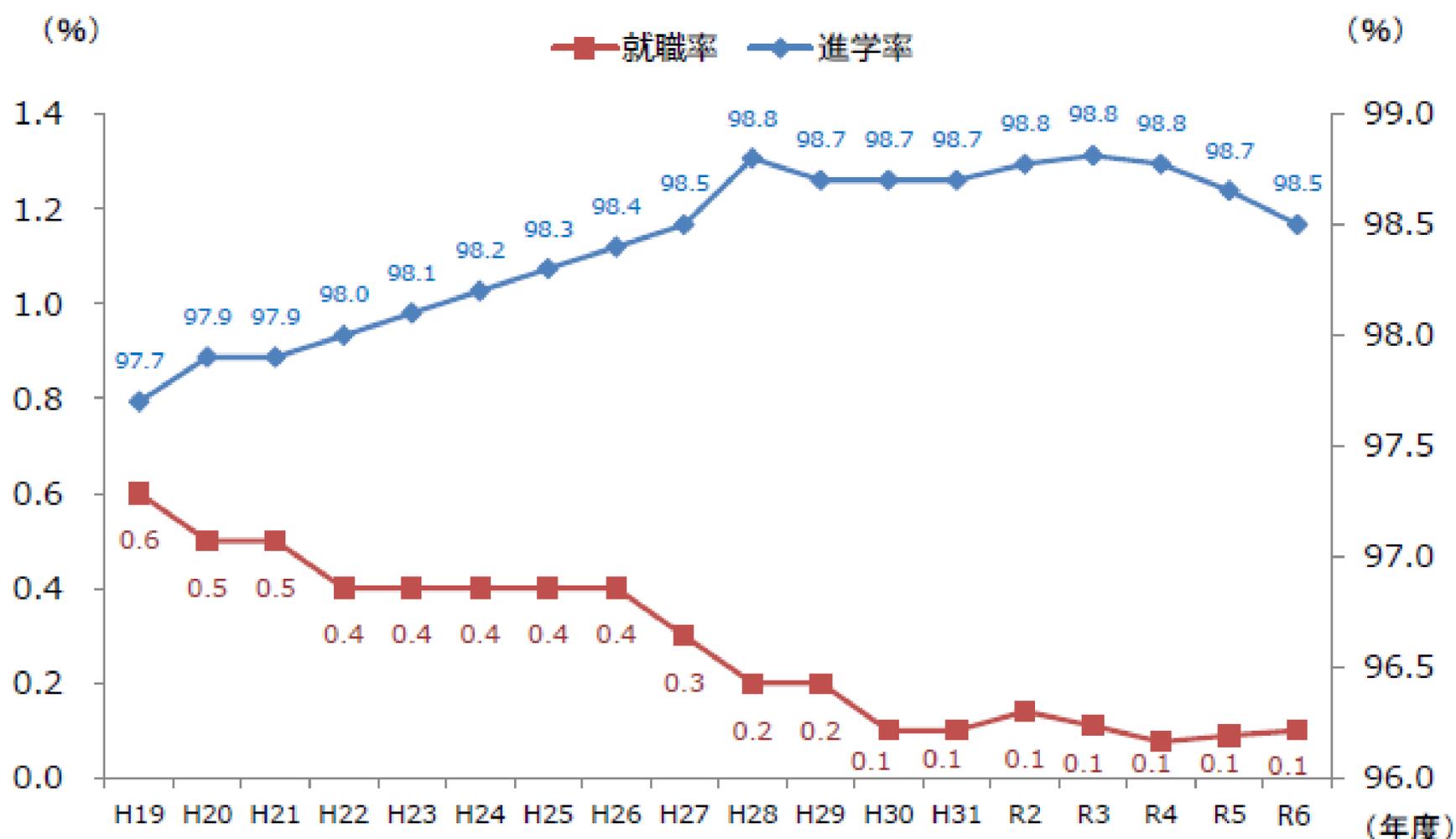
【資料】文部科学省「未来をひらく高等専修学校」

3 中学校卒業者の進路状況

○ 高等学校等進学者(進学者のうち就職している者を含む。)は103,081人で高等学校等進学率は98.5%となり、前年度から0.2ポイント減少しました。

就職者は94人で、卒業者に対する割合は0.1%となり、前年度とほぼ横ばいで推移しました。

図表4 高等学校等進学率・就職率の推移



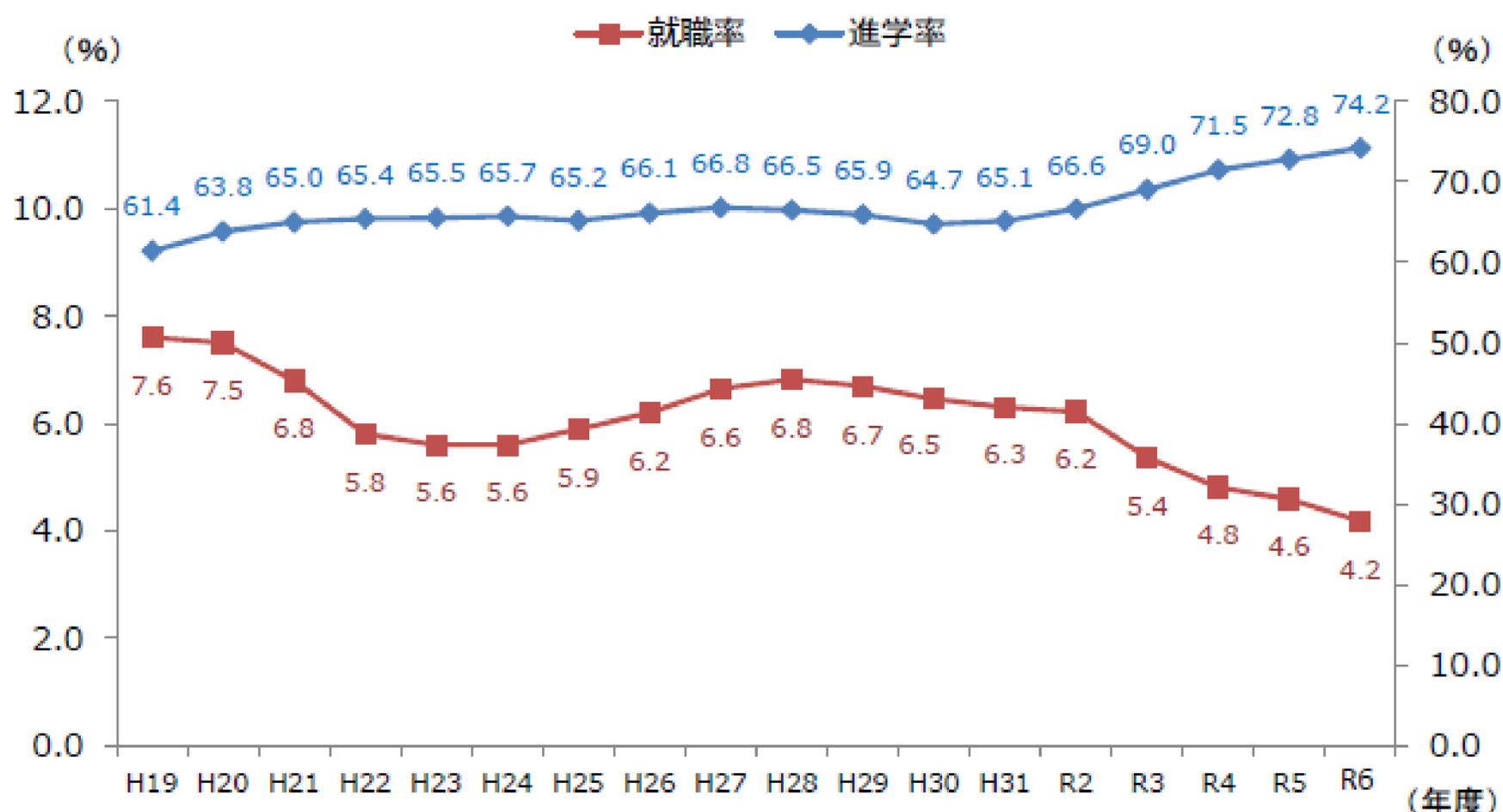
※「進学者」には「進学者のうち就職している者」を含む。

【資料】東京都総務局「令和6年度 学校基本統計(学校基本調査報告)」より作成

4 高等学校卒業生（全日制及び定時制）の進路状況

○ 令和6年3月の高等学校の卒業生は93,495人で、前年度より3,317人減少しました。大学等進学者（進学者のうち就職している者を含む。）は69,369人で、大学等進学率は74.2%となり、前年度より1.4ポイント増加しました。就職者は3,907人で、就職率は4.2%となり、前年度より0.4ポイント減少しました。

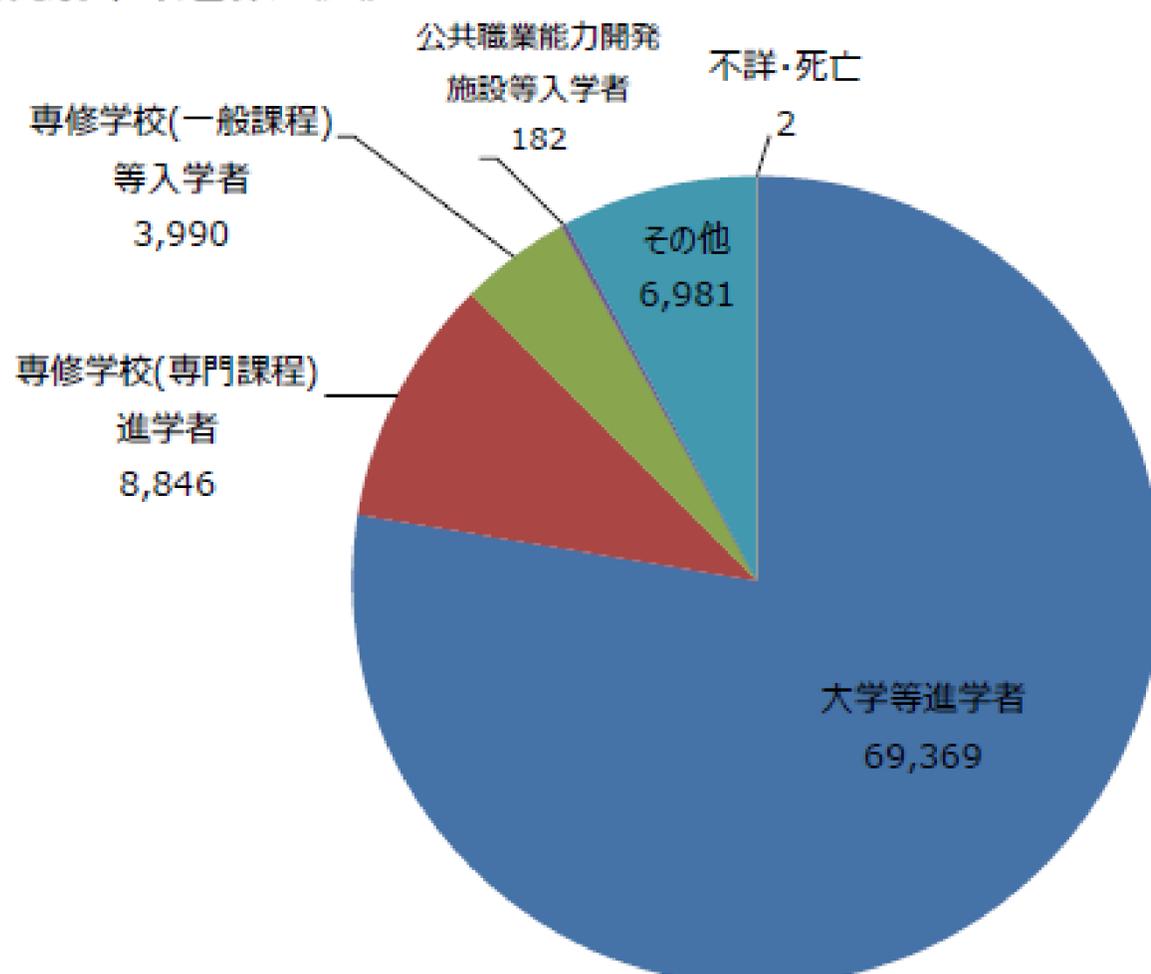
図表5 大学等進学率・就職率の推移



※進学率:「大学等進学者 / 卒業生 × 100」大学等進学者には就職しながら進学しているものも含む。

※就職率:「就職者総数 / 卒業生 × 100」就職者には進学しながら就職している者及び、専修学校、各種学校等へ入学しながら就職している者も含む。

図表6 状況別卒業生数（人）



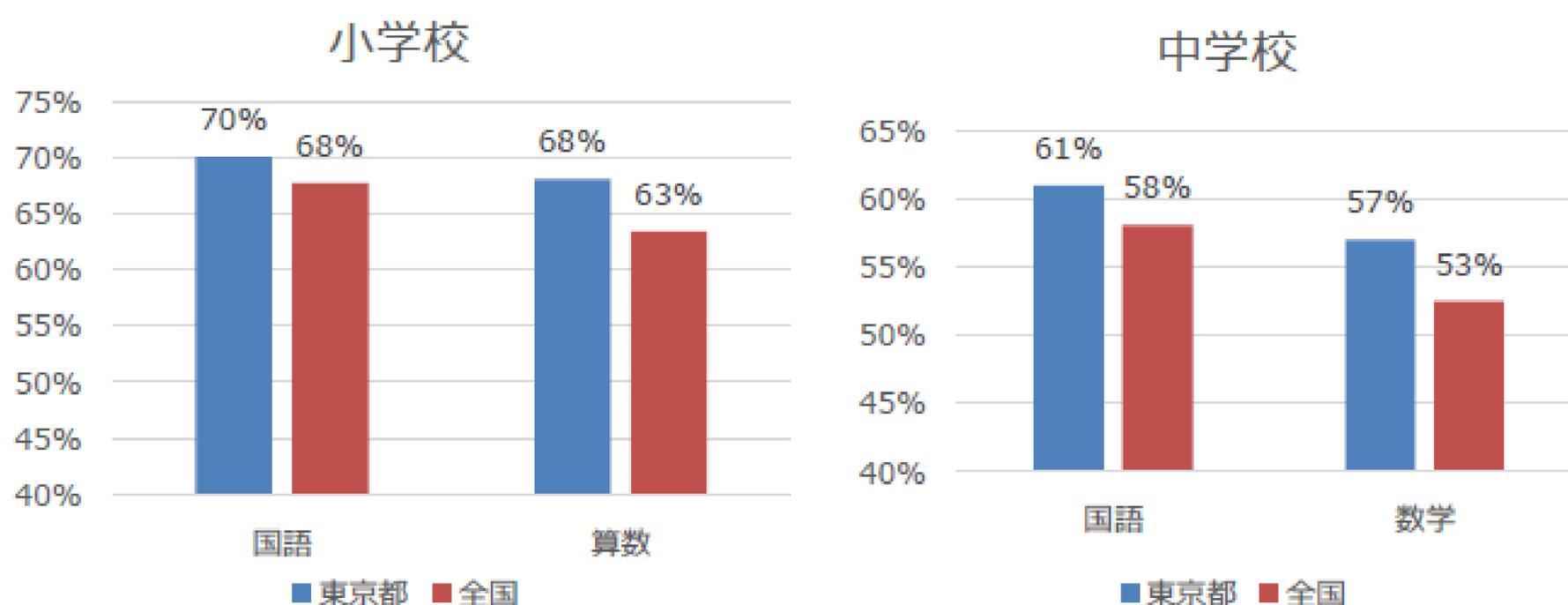
【資料】東京都総務局「令和6年度 学校基本統計(学校基本調査報告)」より作成

5 学齢期の子供たちの状況

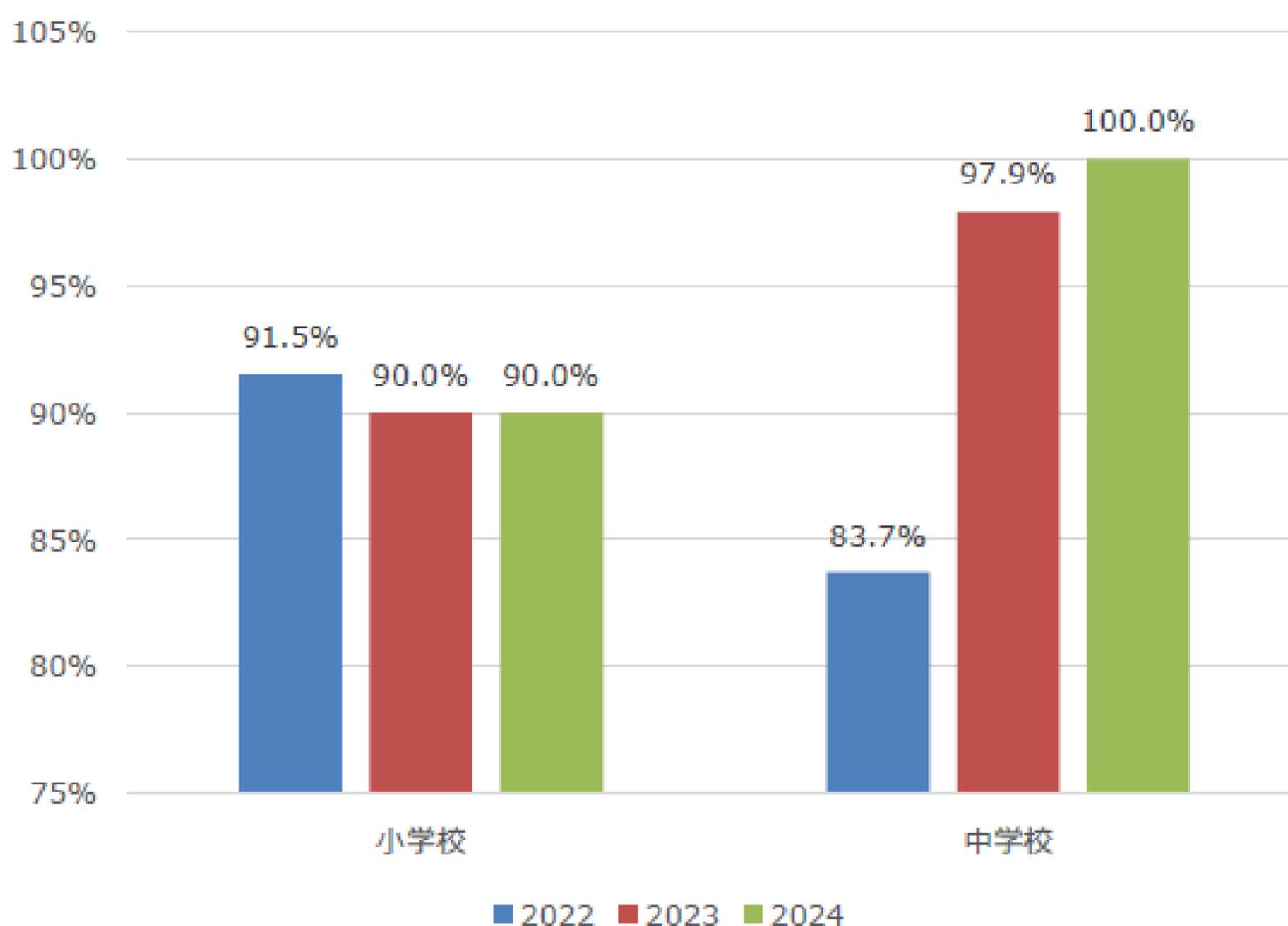
○ 令和6年度の全国学力・学習状況調査の結果によると、東京都の小・中学生の平均正答率は、全ての教科において全国平均正答率を上回っています。しかし、全国平均正答率を上回っていない設問もあるため、今後とも、「確かな学力※」の定着と伸長に取り組む必要があります。

※ 確かな学力……知識や技能に加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの

図表7 令和6年度の全国学力・学習状況調査の結果（平均正答率）



図表8 全国学力・学習状況調査の結果（全国平均正答率を上回っている設問の割合）



【資料】国立教育政策研究所「全国学力・学習状況調査 調査結果資料」より作成

※ 全ての教科の正答数を合計して割合を算出

※ 実施教科は、令和4年：国語、算数・数学、理科、令和5年：国語、算数・数学、英語（英語は中学校のみ）、令和6年：国語、算数・数学

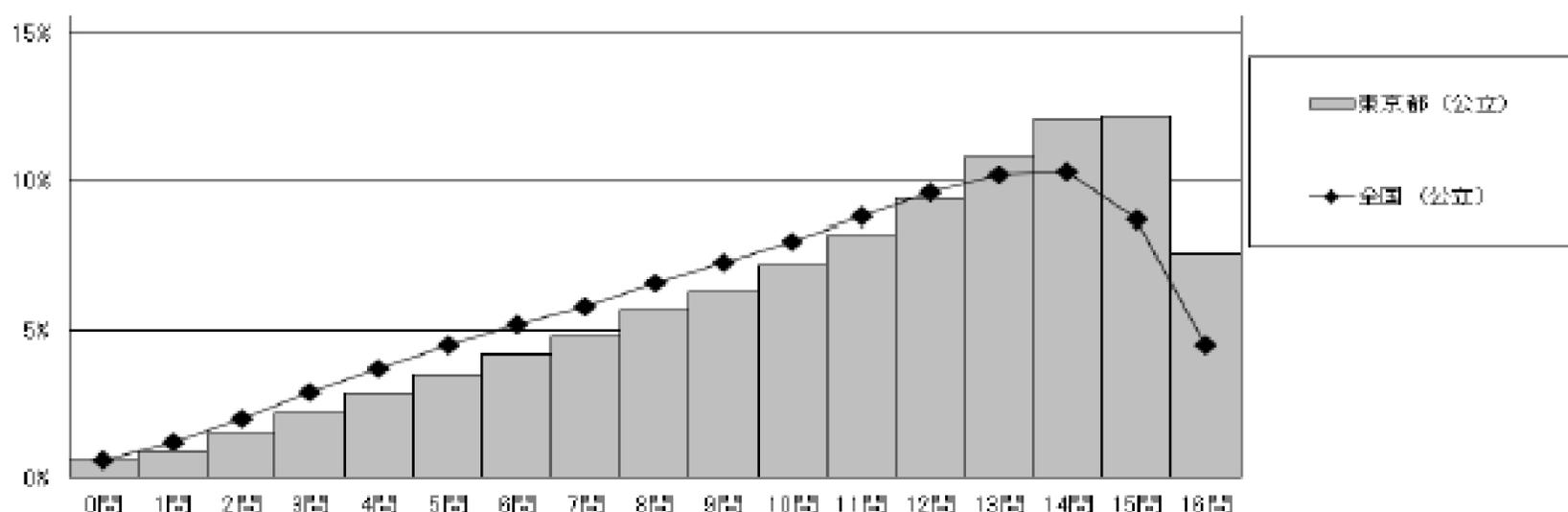
○ 国や都の学力調査の結果によると、特に算数のような積み上げ型の教科においては、習熟の進んでいる層から遅れがちな層までの幅広く分布しているため、個に応じた指導の充実が不可欠です。

また、令和6年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果によると、東京都の児童・生徒の体力は、小学生男子は全国平均を超えたものの、小学生女子及び中学生は全国平均を下回っています。次代の東京を担う健やかな児童・生徒の育成のため、実効性のある更なる総合的な体力向上施策が必要です。

図表9 小学校第6学年「小学校算数」正答数分布

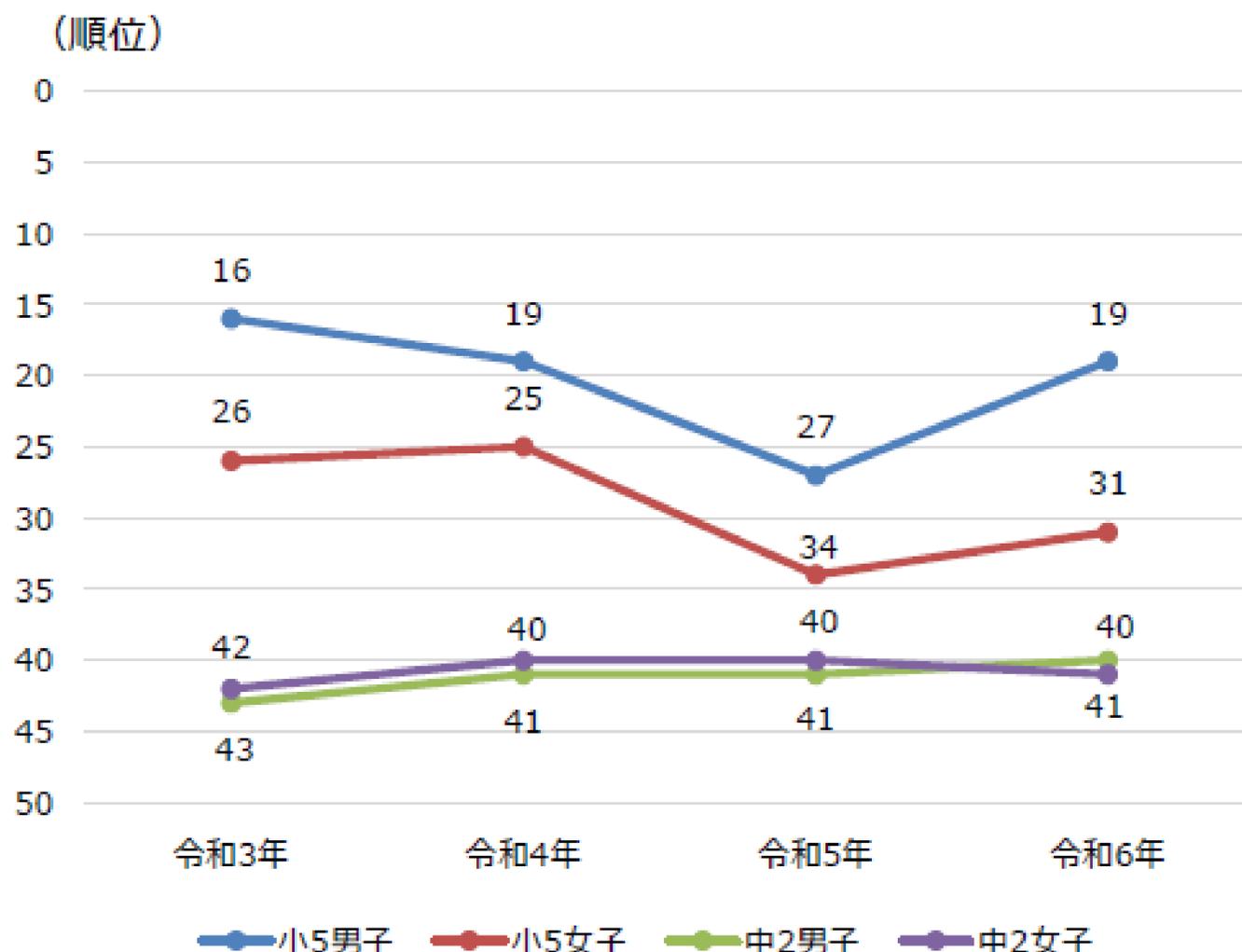
	児童数	平均正答数	平均正答率(%)	中央値	標準偏差
東京都(公立)	92,782	10.9 / 16	68	12.0	3.9
全国(公立)	947,579	10.1 / 16	63.4	11.0	3.9

正答数分布グラフ(横軸:正答数 縦軸:割合)



【資料】国立教育政策研究所 令和6年度「全国学力・学習状況調査 調査結果資料」

図表10 全国体力・運動能力、運動習慣等調査における東京都の順位

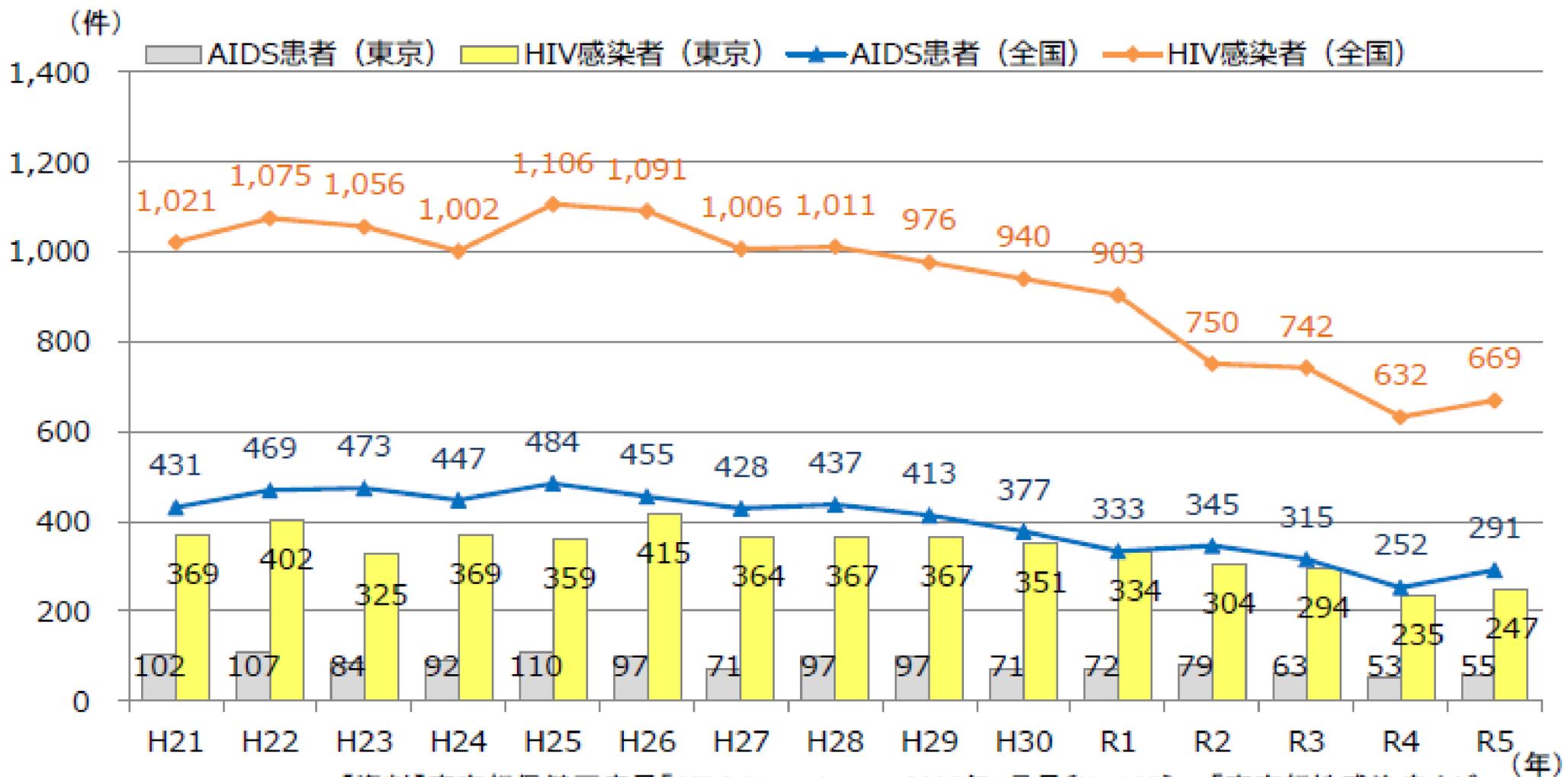


【資料】スポーツ庁「令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」より作成

6 HIV感染者・AIDS患者の報告数の推移

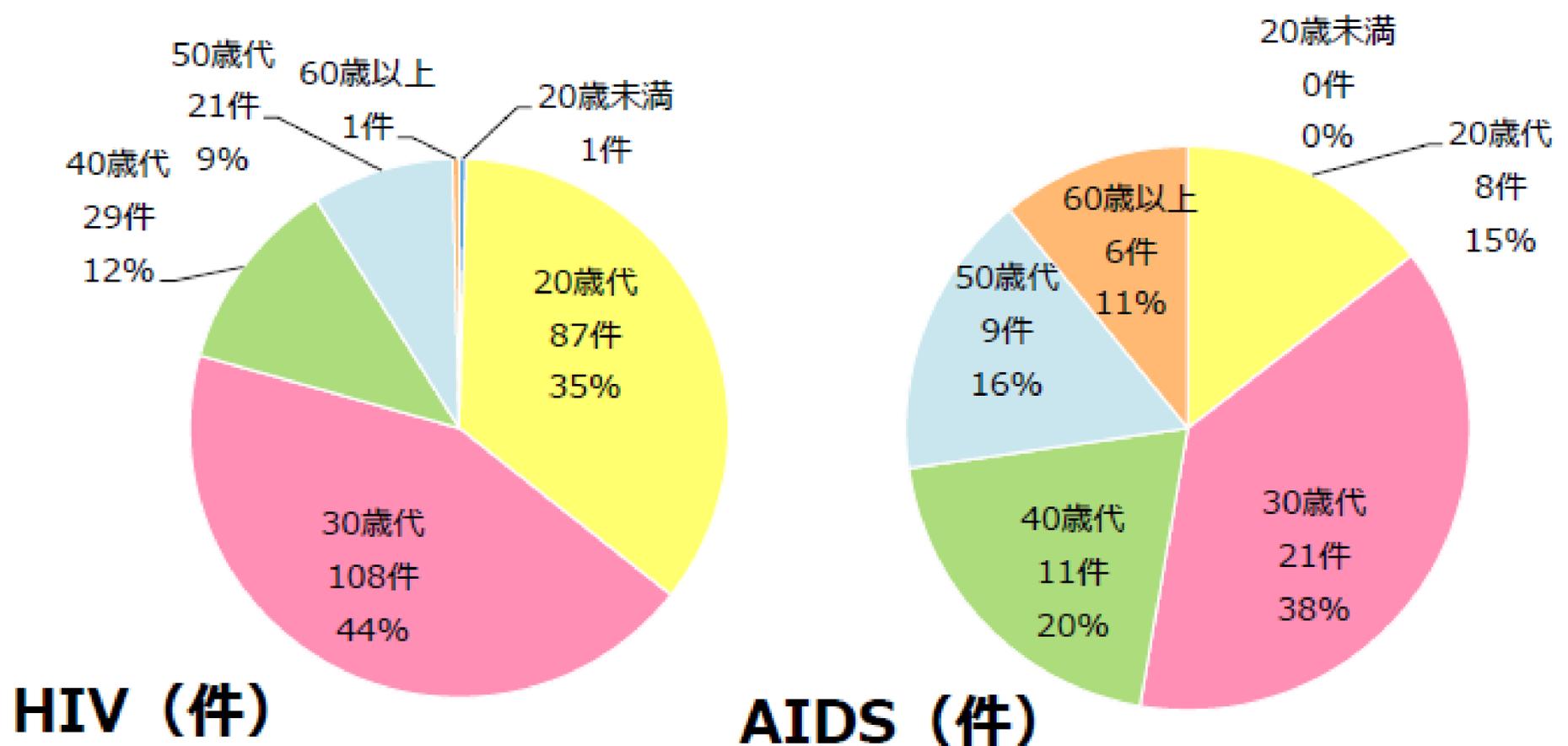
○ 東京都におけるHIV感染者及びAIDS患者の新規報告数は、近年、300件前後を推移しており、全国の約3割を占めています。年齢別では、HIV感染者は20歳代～30歳代が全体の約8割を占める一方、AIDS患者は30歳代～40歳代で約6割を占めています。

図表11 東京都のHIV感染者・AIDS患者報告数の推移



【資料】東京都保健医療局「AIDS News Letter 2025年1月号[No.185]」、「東京都性感染症ナビ」、厚生労働省「令和5(2023)年エイズ発生動向年報(1月1日～12月31日)」より作成

図表12 東京都のHIV感染者及びAIDS患者の年齢別割合（令和5年）

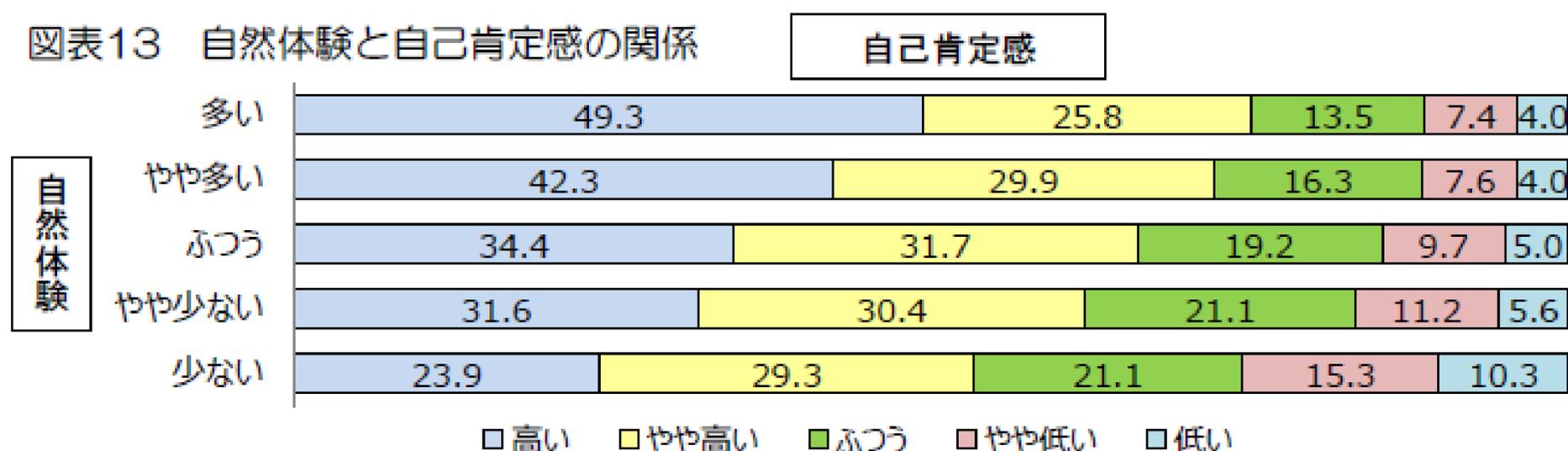


【資料】東京都保健医療局「東京都性感染症ナビ」より作成

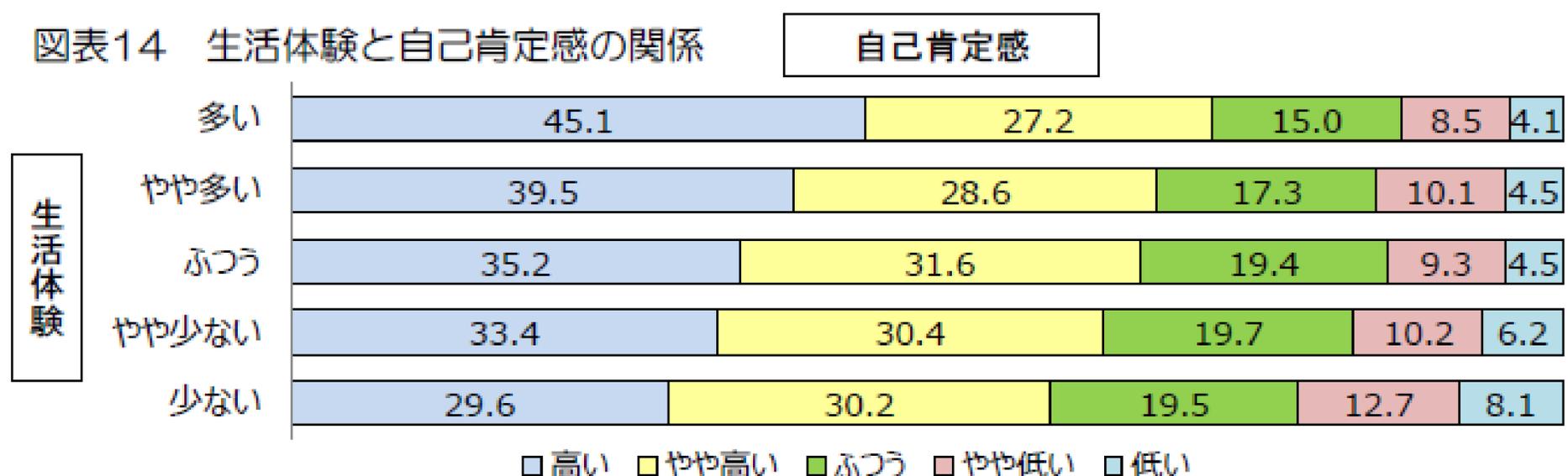
7 体験と自己肯定感の関係

○「自然体験」「生活体験」「お手伝い」が「多い」、また、「生活習慣」が「身につけている」と回答した青少年ほど、自己肯定感が高い傾向が見られます。

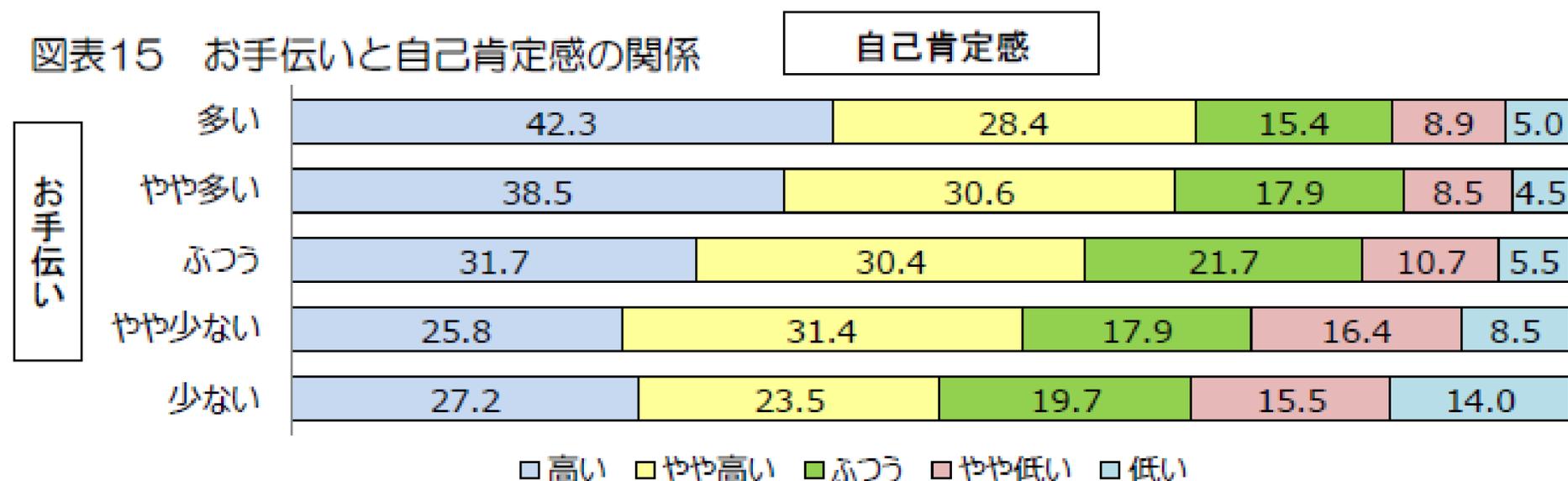
図表13 自然体験と自己肯定感の関係



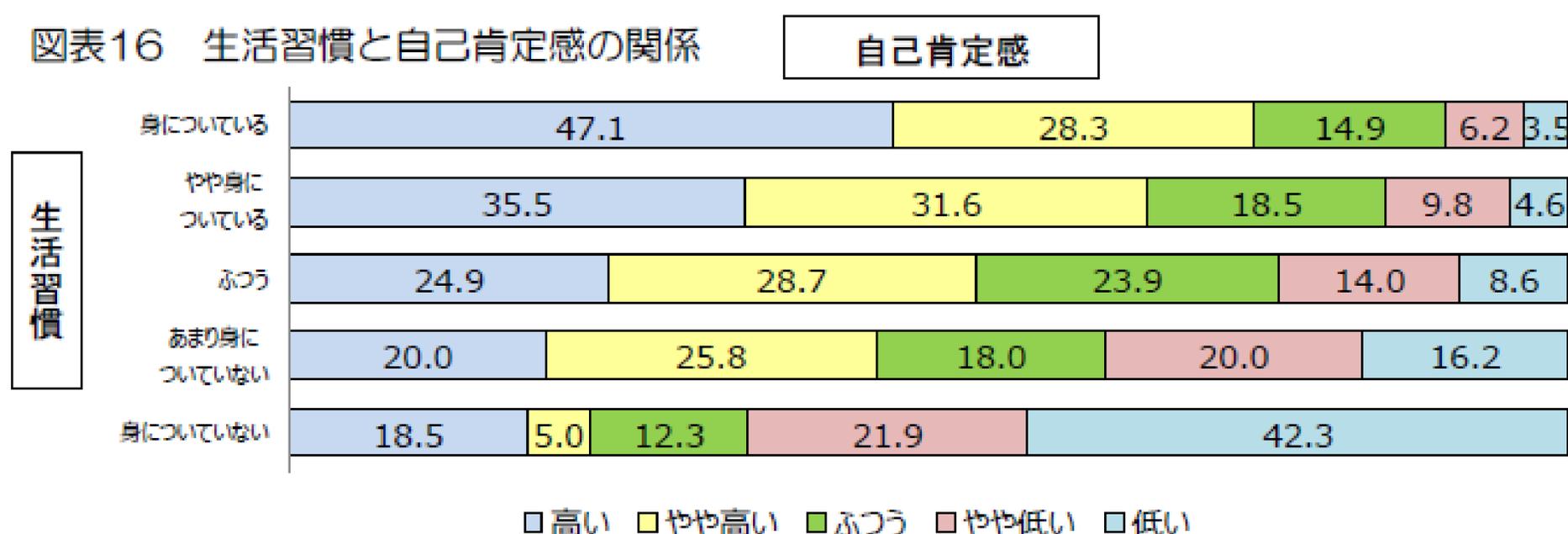
図表14 生活体験と自己肯定感の関係



図表15 お手伝いと自己肯定感の関係



図表16 生活習慣と自己肯定感の関係



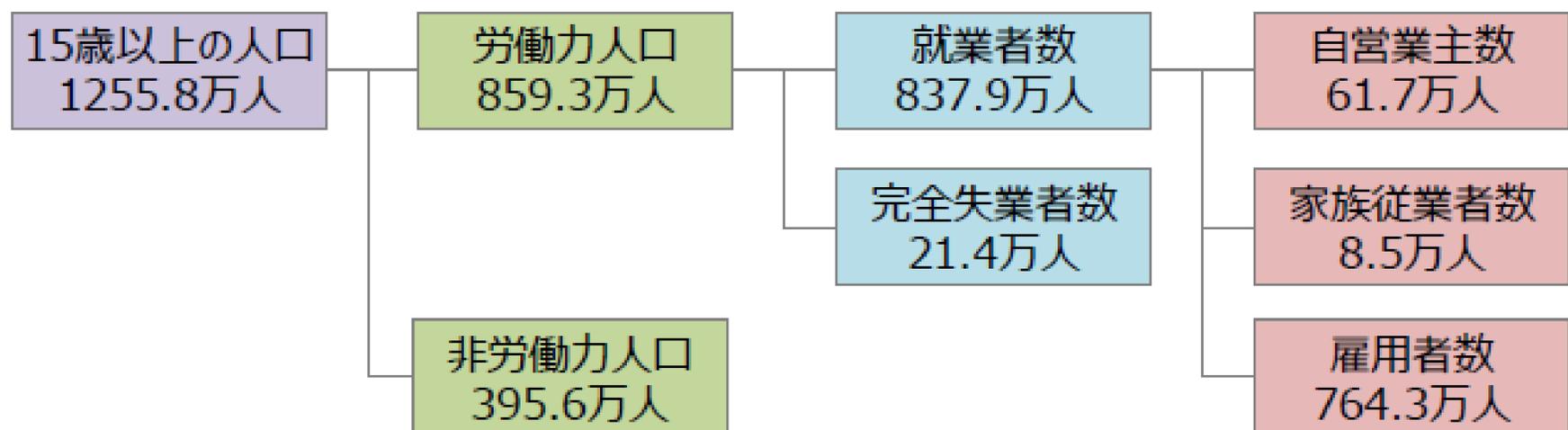
【資料】国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する意識調査(令和4年度調査)〈令和6年3月発行〉」より作成

8 労働力人口と労働力人口比率

○ 令和5年の東京の15歳以上の人口は1,255.8万人で、そのうち労働力人口が約7割、非労働力人口が約3割になっています。労働力人口は、就業者と完全失業者に分けられ、労働力人口のうち約2%が完全失業者です。また、就業者は、自営業主、家族従業者、雇用者に分けられ、雇用者が約9割を占めています。

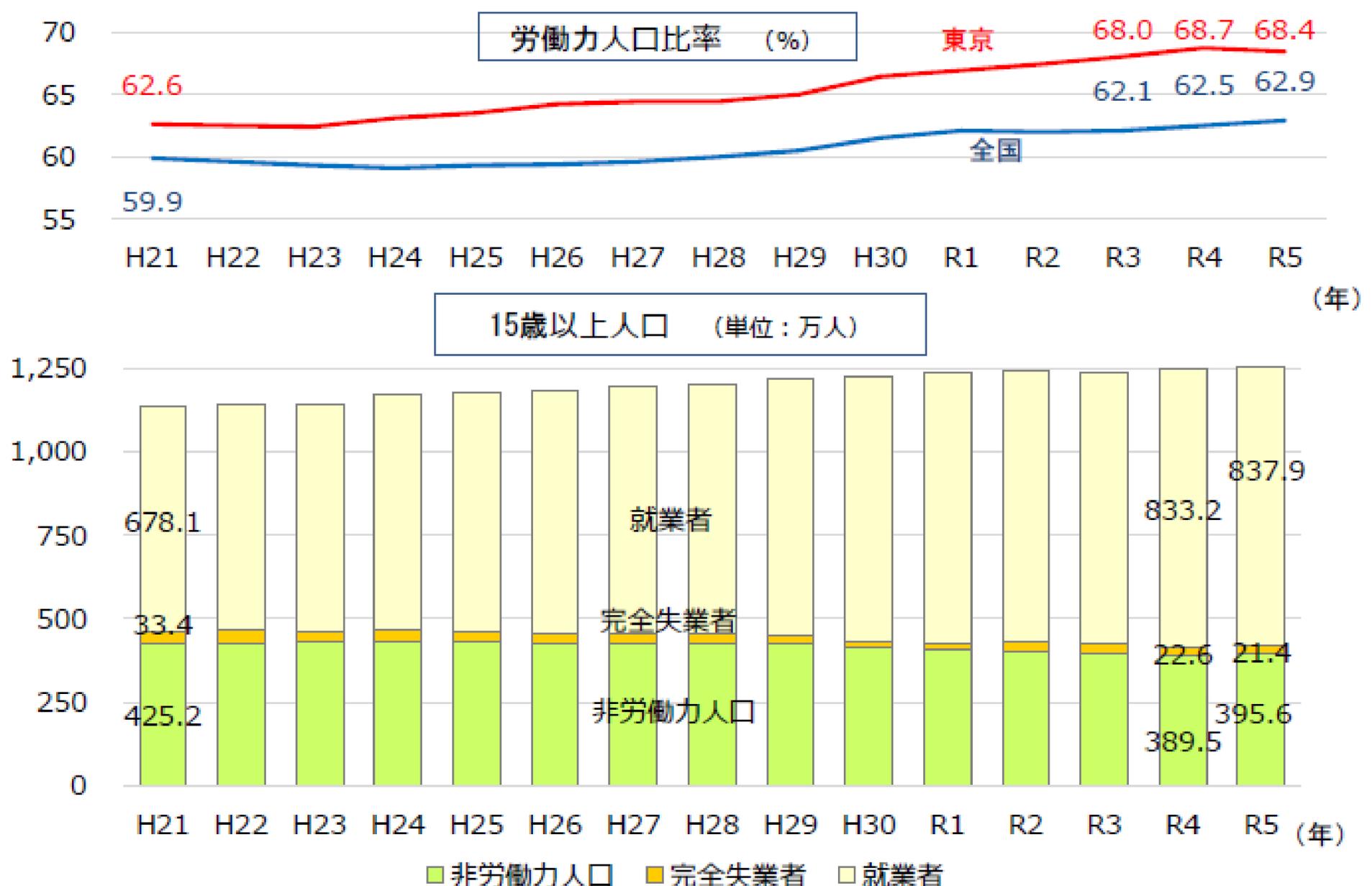
推移をみると、東京の労働力人口は増加傾向にあり、非労働力人口は減少傾向にあります。また、15歳以上人口に占める労働人口の比率を示す労働力人口比率は、東京ならびに全国で上昇傾向となっています。

図表17 東京の就業状態（令和5年平均）



【資料】東京都総務局「東京の労働力(労働力調査結果)(令和5年)」より作成

図表18 労働力人口比率の推移（全国、東京都）、就業状態別15歳以上（東京都）



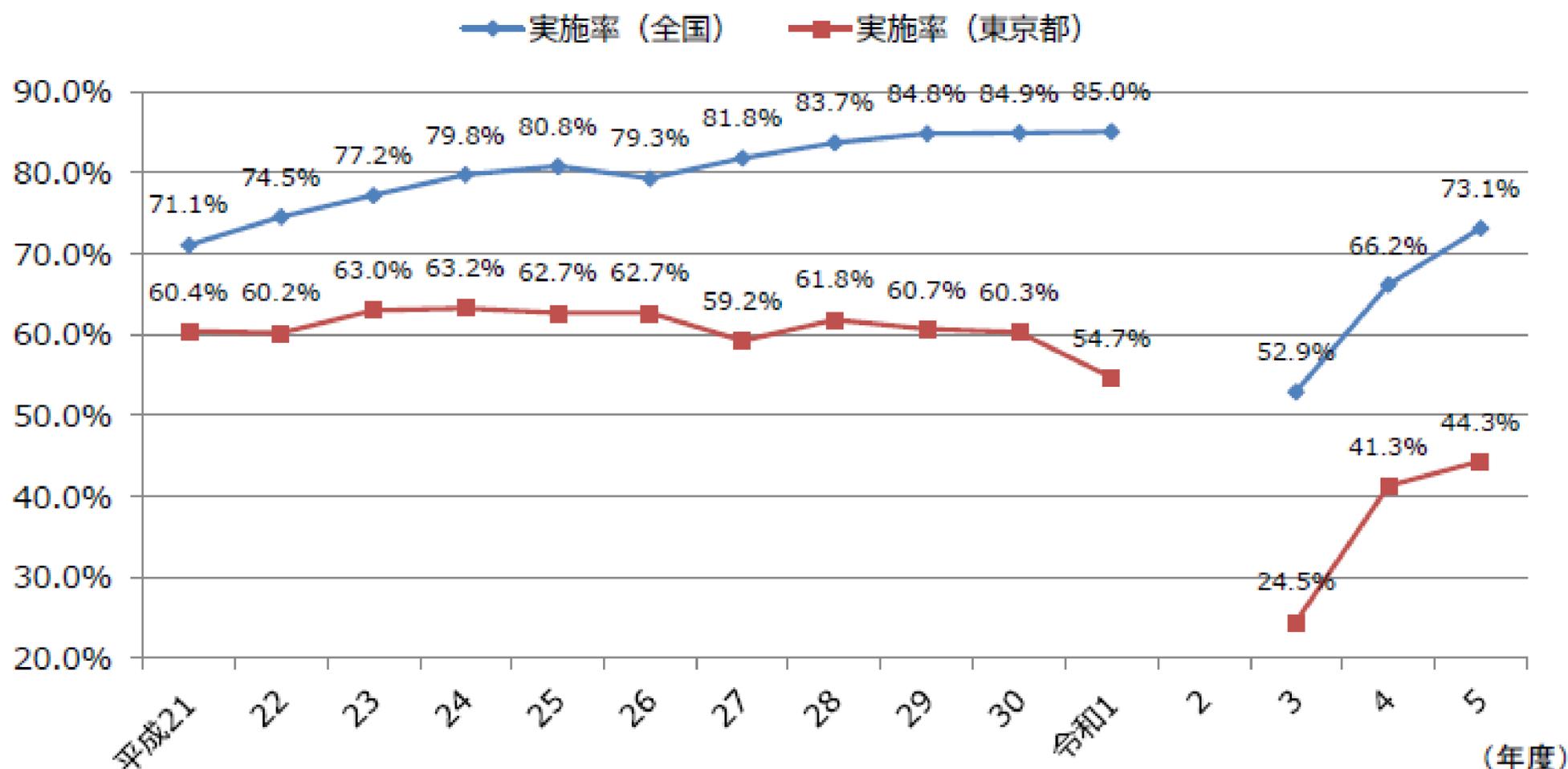
※ 全国の平成23年の値は補完推計値。

【資料】総務省「労働力調査結果」、東京都総務局「東京の労働力(労働力調査結果)」より作成

9 インターンシップの実施状況

- 公立高等学校(全日制・定時制)における実施率は、全国では昨年度より6.9ポイント上回り73.1%となっています。東京都では昨年度より3ポイント上回り44.3%となっています。

図表19 都立高等学校(全日制・定時制)におけるインターンシップ実施率の推移



※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、調査が中止されている。

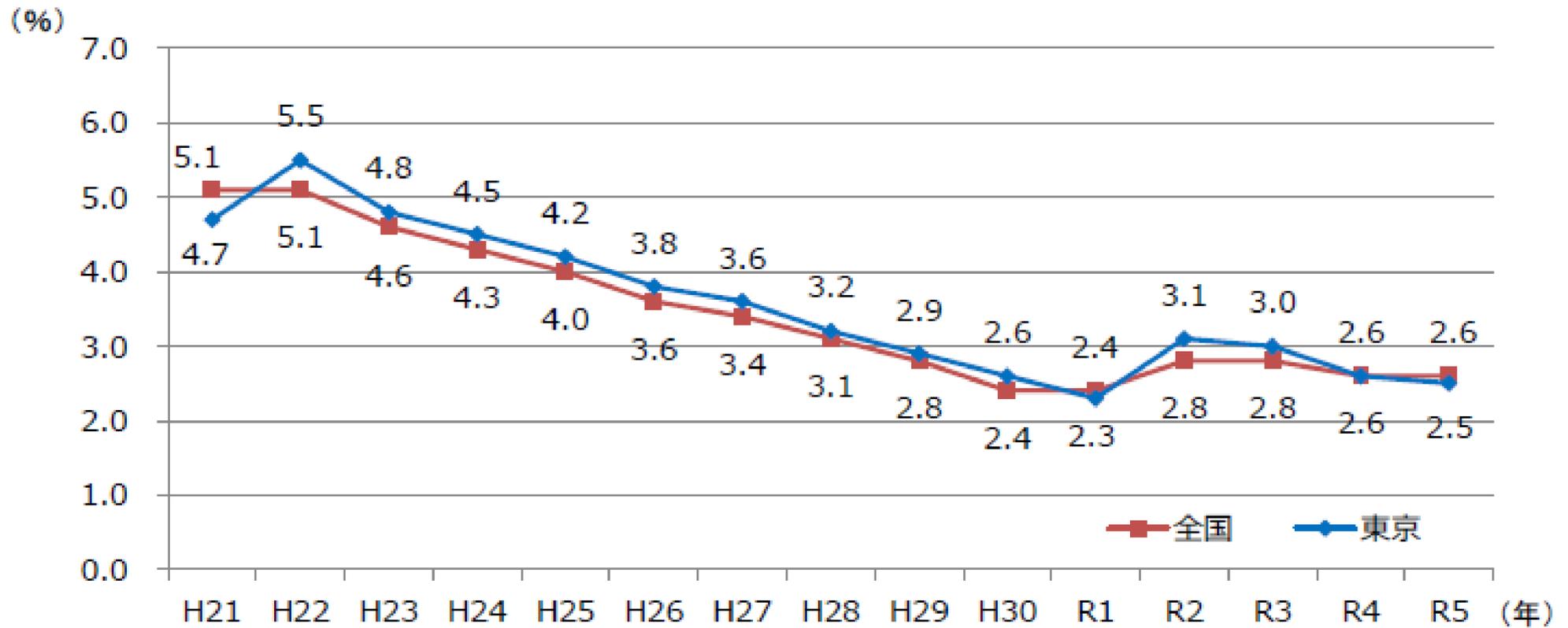
【資料】国立教育政策研究所「(各年度)職場体験・インターンシップ実施状況等調査結果」より作成

10 完全失業率

○ 全国の完全失業率は低下傾向にあったものの令和2年に増加に転じ、令和4年に0.2ポイント減少した後は横ばいで推移しています。東京都の完全失業率も同様、令和2年に増加に転じたものの、その後は改善傾向にあります。

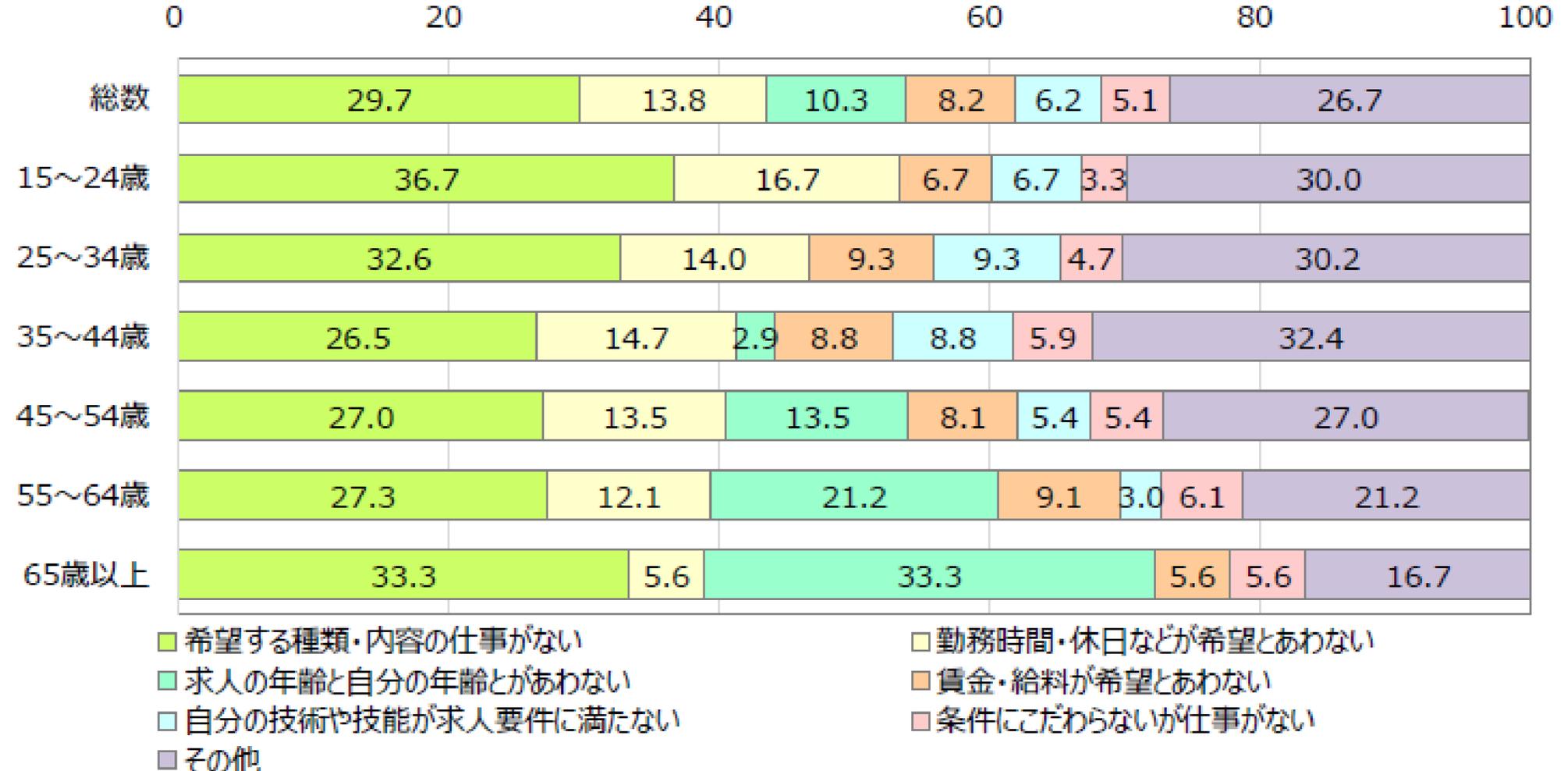
失業者が仕事につけない理由をみると、若い年齢では「希望する種類・内容の仕事がない」の割合が高くなっています。

図表20 完全失業率の推移（全国・東京都）



【資料】総務省「労働力調査結果」、東京都総務局「東京の労働力(労働力調査結果)」より作成

図表21 年齢階級別失業者が仕事につけない理由（全国 令和5年）



※15~24歳及び25~34歳の「求人との年齢と自分の年齢とがあわない」の割合及び65歳以上の「自分の技術や技能が求人要件に満たない」の割合は、当該人数が表章単位に満たないため、表章していない。

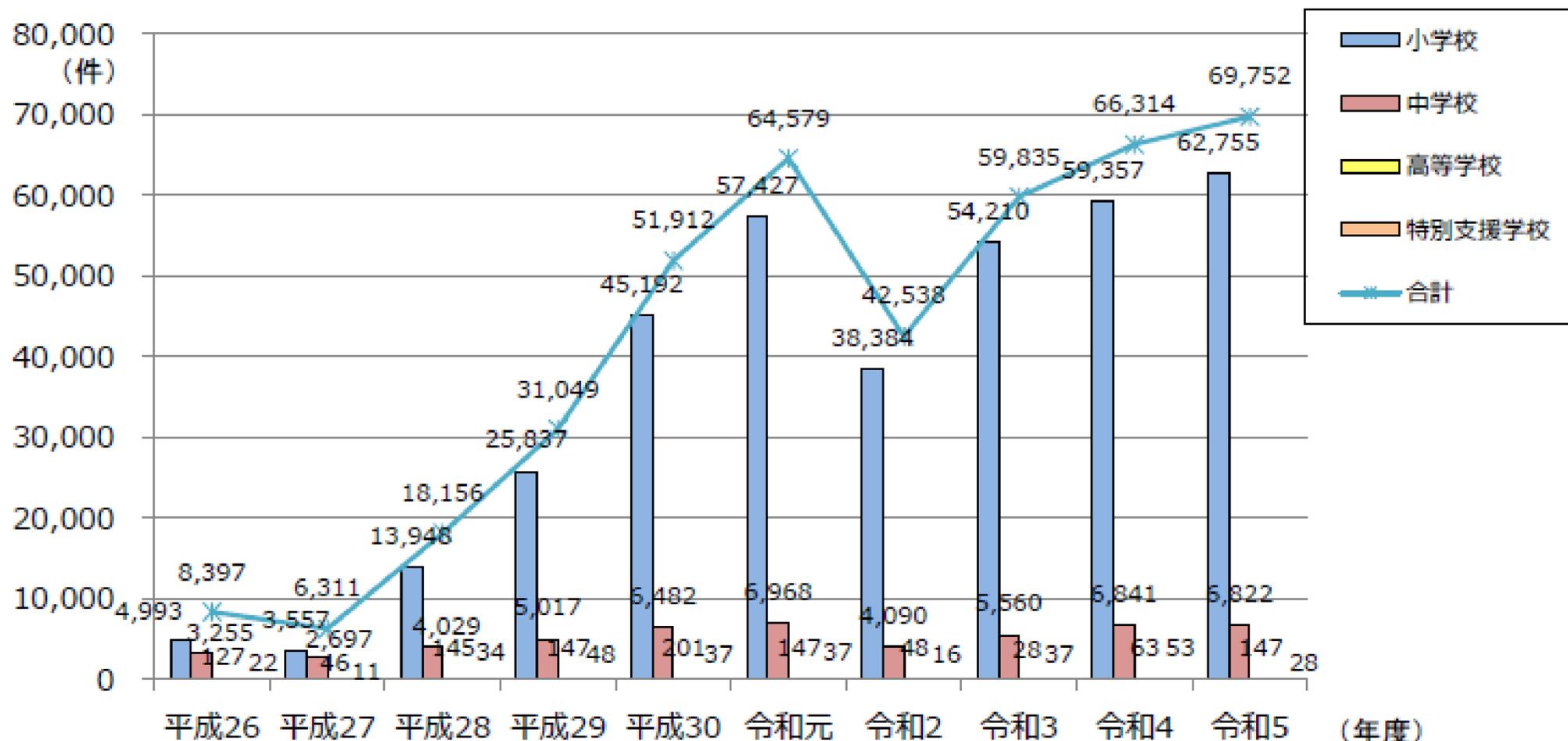
【資料】総務省「労働力調査結果」より作成

11 いじめの認知件数

○ 令和5年度のいじめの認知件数は、公立学校では69,752件でした。前年度から、小学校・高等学校において大きく増加しています。

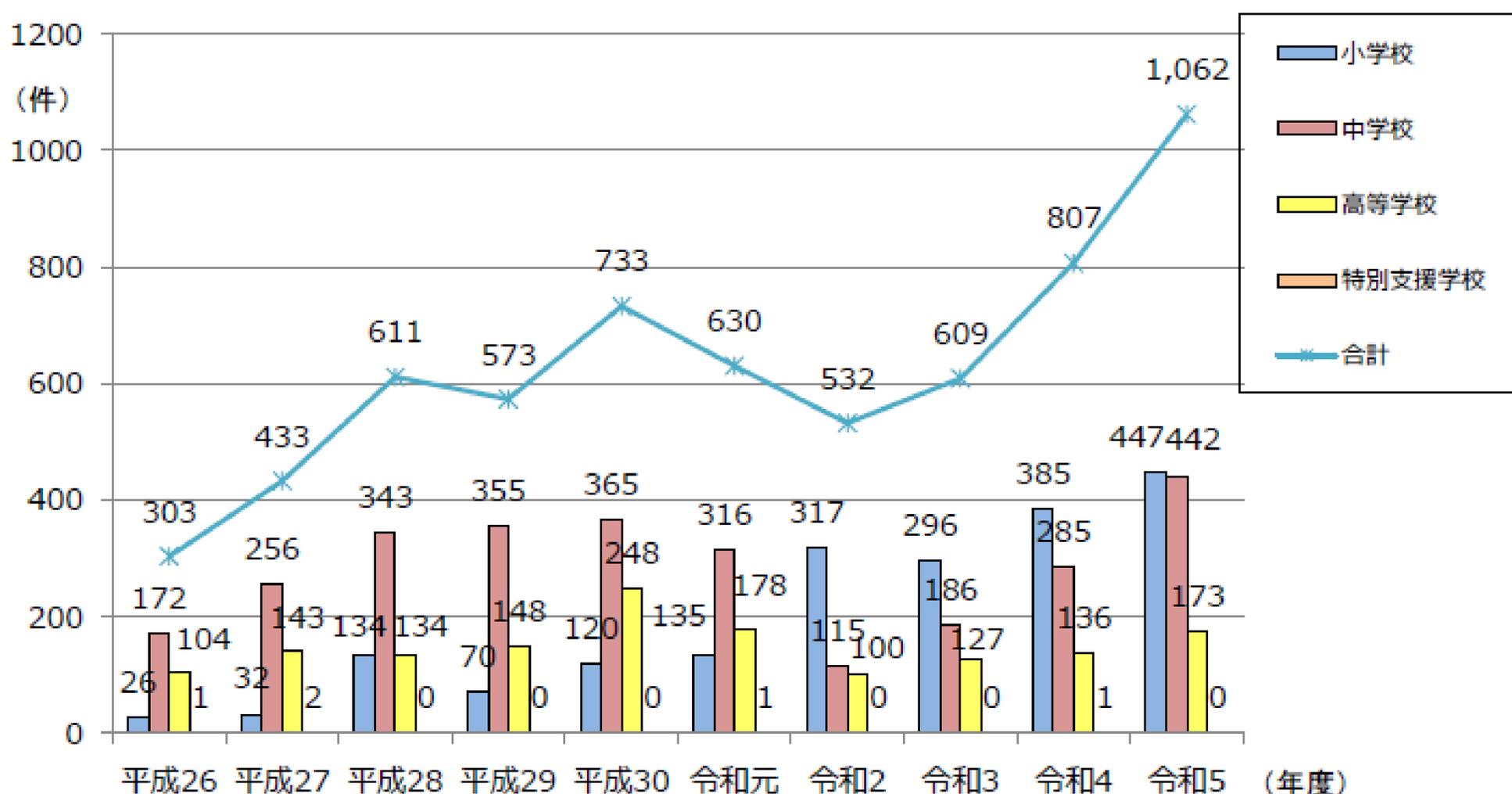
私立学校では、1,062件で、前年度から、特別支援学校以外の学校種において増加しています。

図表22 都内公立学校のいじめ認知件数の推移



【資料】東京都教育委員会「『令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』について」より作成

図表23 都内私立学校のいじめ認知件数の推移



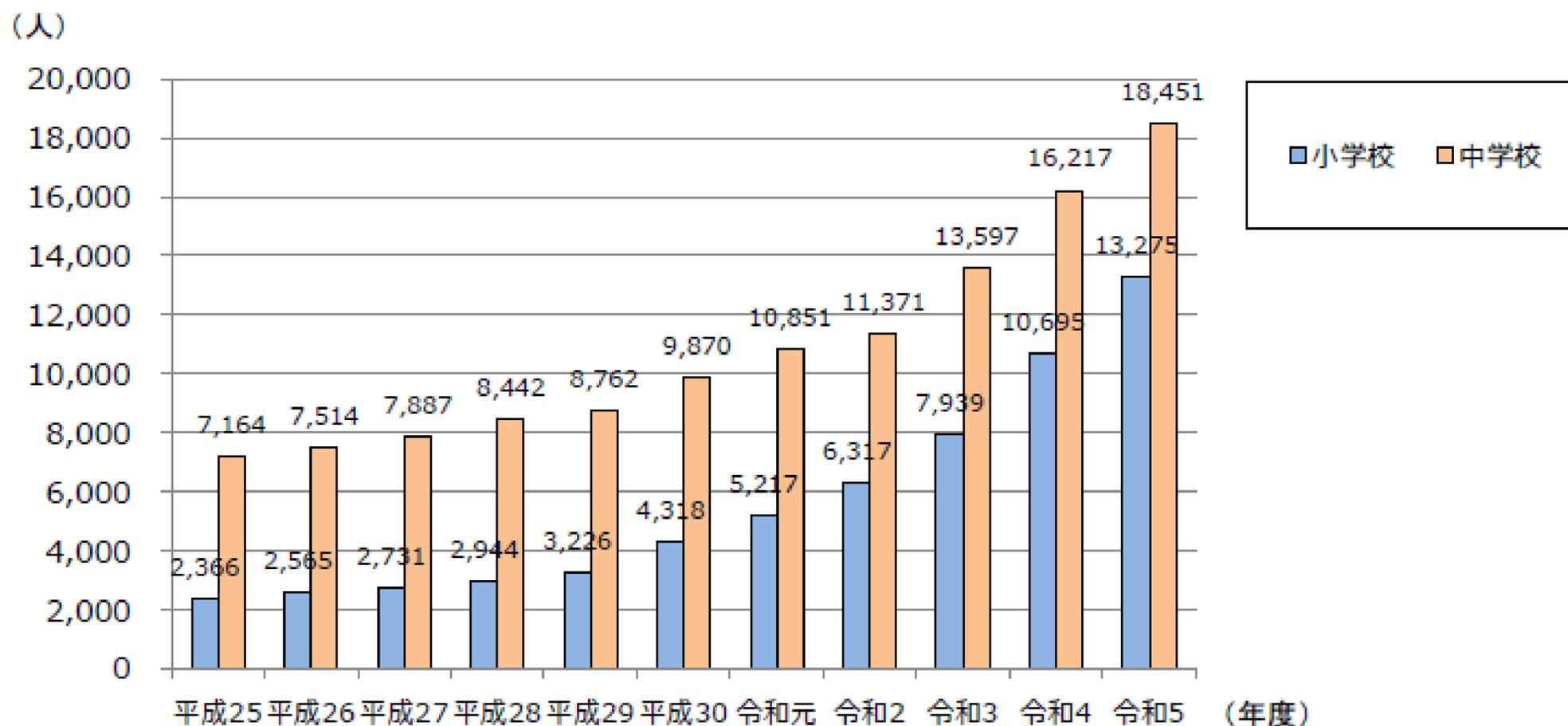
【資料】東京都生活文化局「(各年度)都内私立学校の児童生徒の問題行動・不登校等の実態」より作成

12 小学校、中学校における不登校の状況

○ 令和5年度の都内公立小・中学校における不登校児童・生徒数は、小学校13,275人、中学校18,451人であり、前年度と比較して小学校、中学校ともに増加しています。

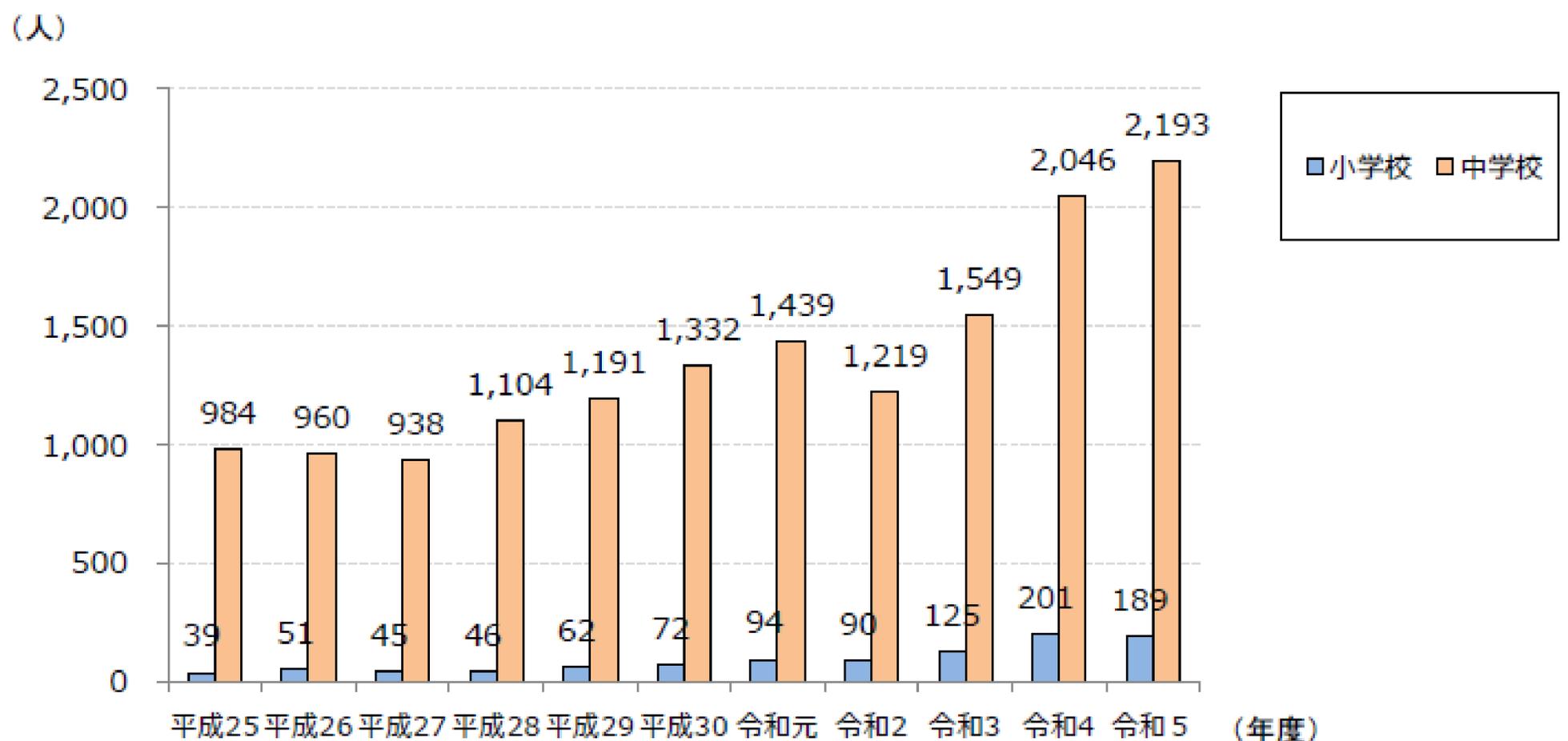
都内私立小・中学校における不登校児童・生徒数は、小学校189人、中学校2,193人であり、前年度と比較して小学校は減少したものの、中学校は増加しています。

図表24 都内公立小・中学校における不登校児童・生徒数の推移



【資料】東京都教育委員会「『令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』について」より作成

図表25 都内私立小・中学校における不登校児童・生徒数の推移



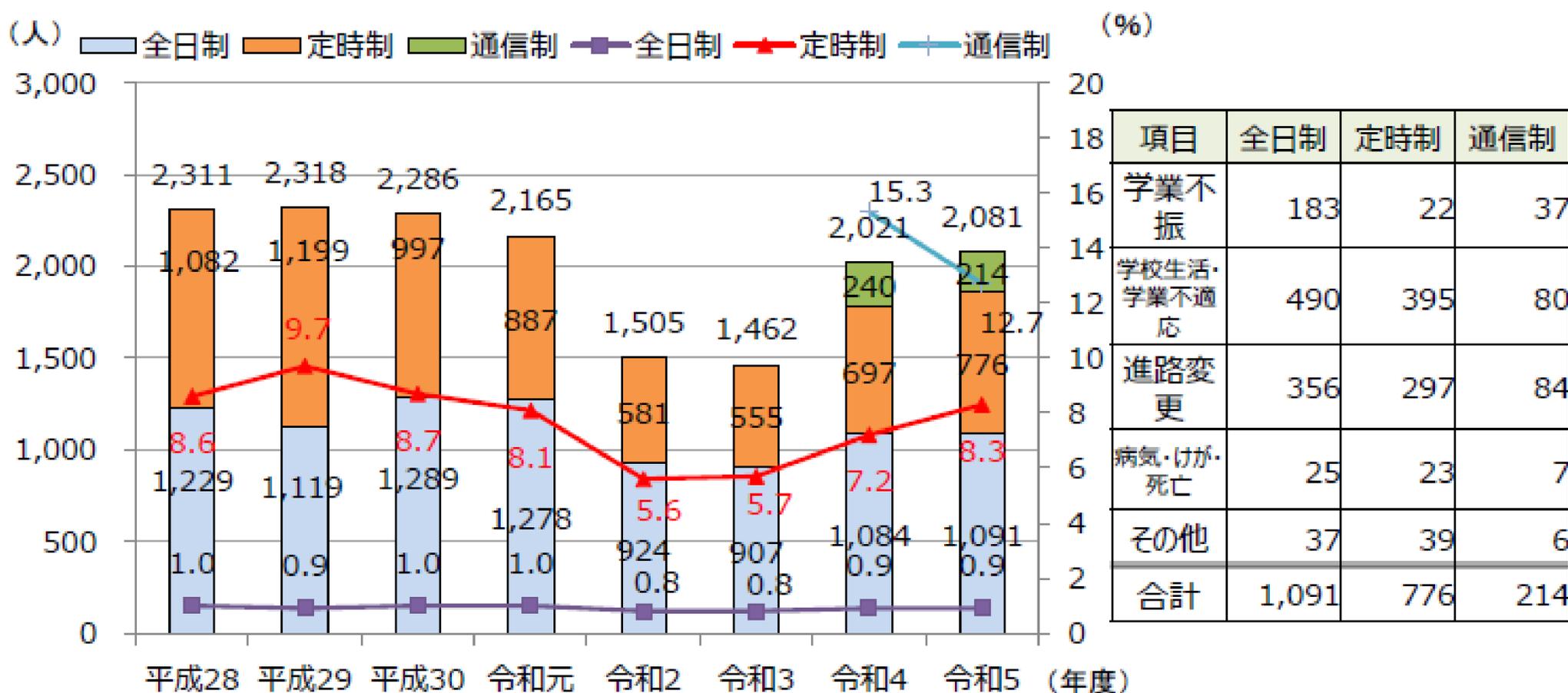
【資料】東京都生活文化局「(各年度)都内私立学校の児童生徒の問題行動・不登校等の実態」より作成

13 高等学校における長期欠席・中途退学者数等の状況

○ 都内公立高等学校における中途退学者の主な理由は、全日制・定時制が「学校生活・学業不適応」が最も多く、通信制が「進路変更」が最も多くなっています。

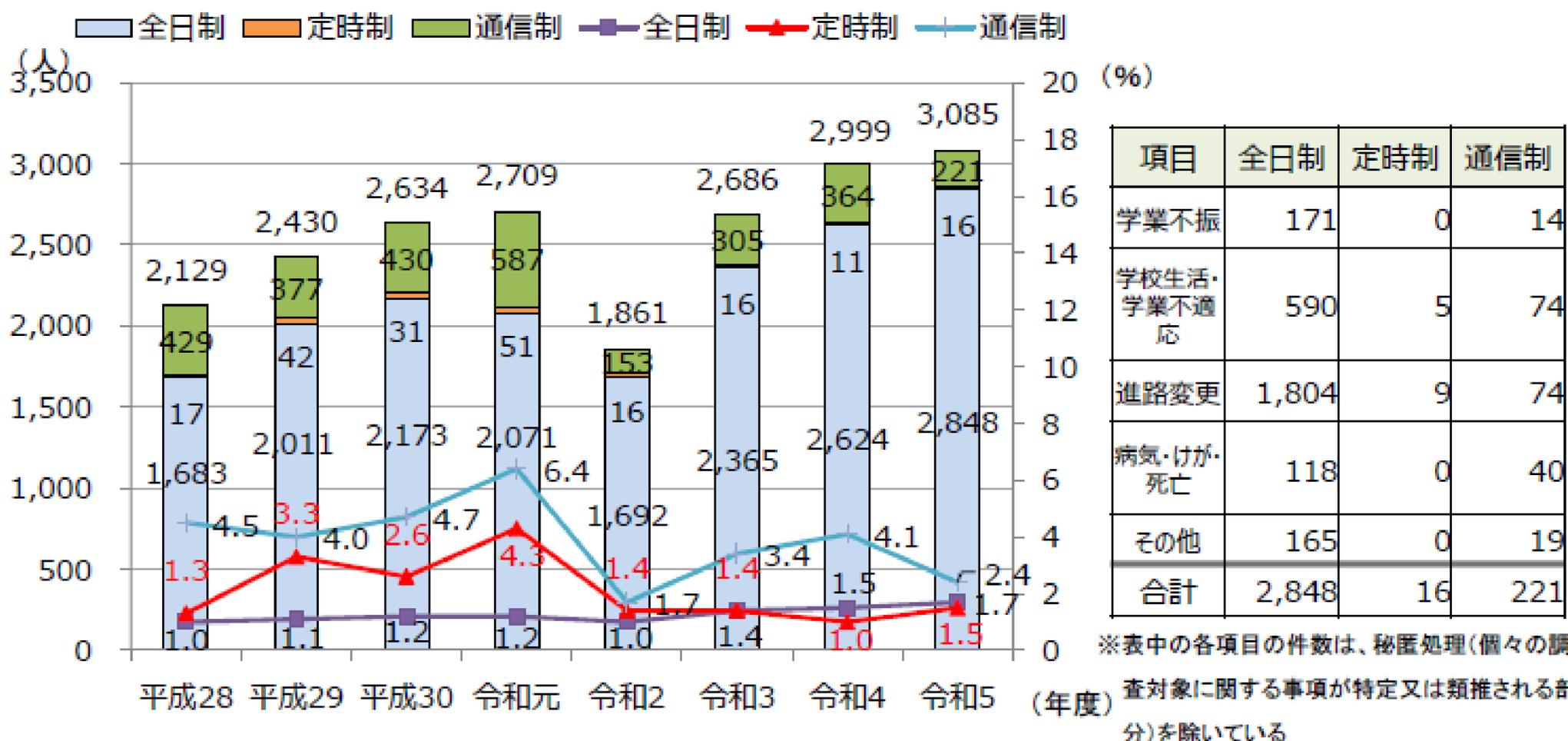
都内私立高等学校における中途退学者の主な理由は、全日制・定時制が「進路変更」が最も多く、「通信制」が「学校生活・学業不適応」「進路変更」が最も多く(同数)となっています。

図表26 都内公立高等学校における中途退学者数と退学率の推移及び退学理由



【資料】東京都教育委員会「『令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』について」より作成

図表27 都内私立高等学校における中途退学者数の推移及び退学理由

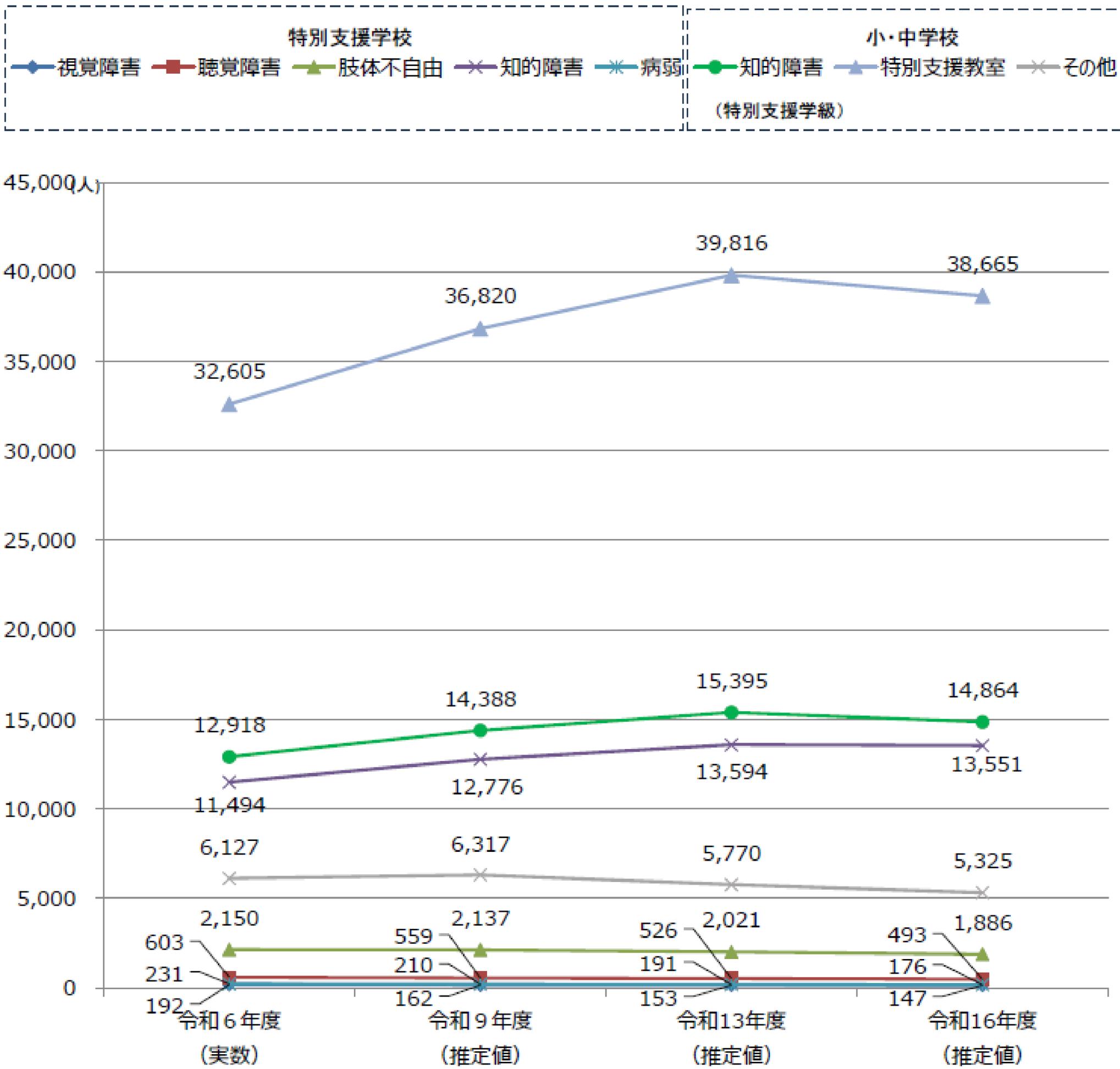


【資料】東京都生活文化局「(各年度)都内私立学校の児童生徒の問題行動・不登校等の実態」より作成

14 障害のある児童・生徒数の将来推計

○ 特別支援学校の令和6年度の在籍者数は、14,670人となっていますが、令和16年度には約16,300人まで増加する見込みとなっております。特に、知的障害特別支援学校の在籍者数については、今後10年間で約2,100人増加することが見込まれています。

図表28 障害のある児童・生徒数の将来推計



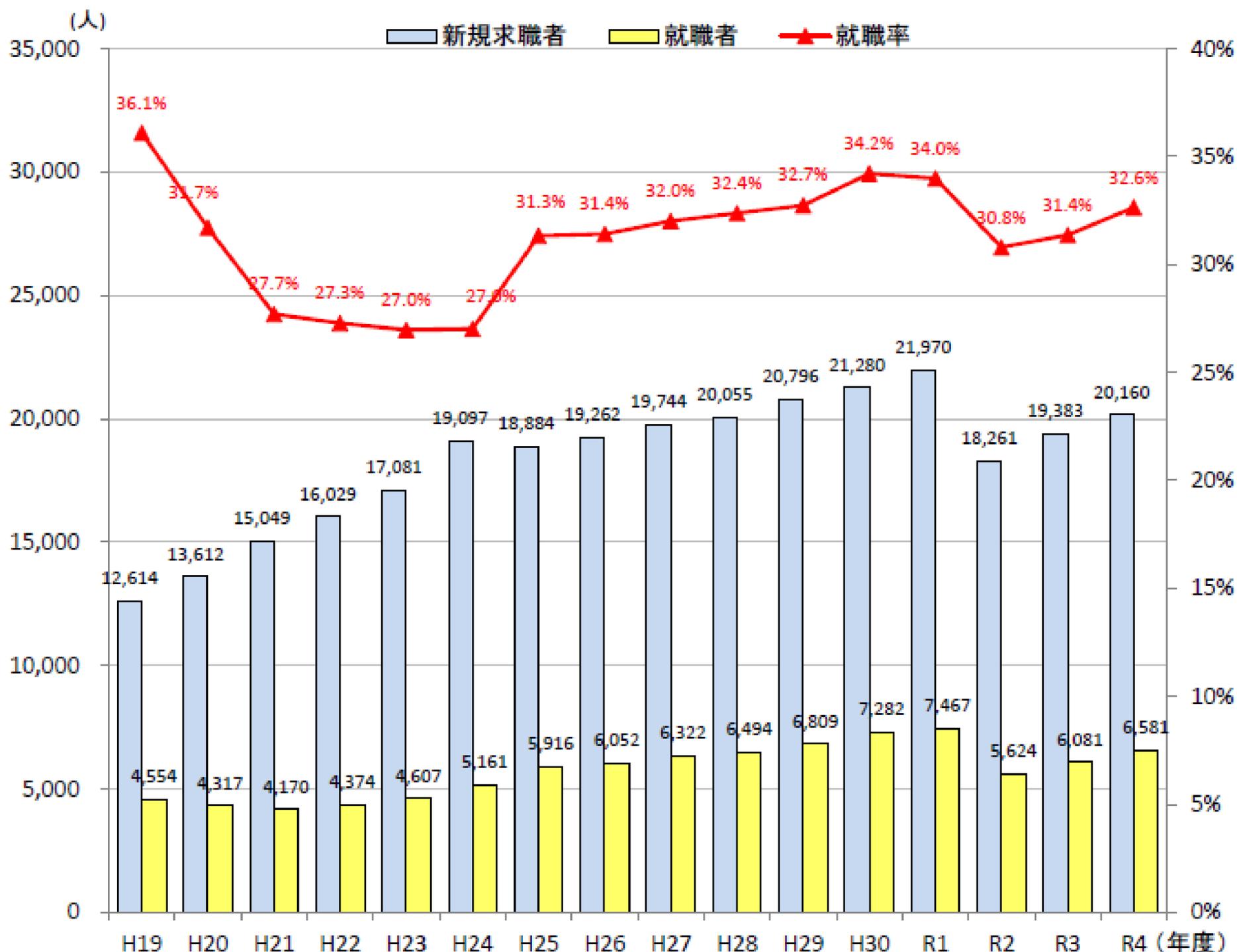
※特別支援学校には区立特別支援学校を含む。小・中学校には、義務教育学校及び中等教育学校(前期課程)を含む。

【資料】東京都教育委員会「東京都特別支援教育推進計画(第二期)第三次実施計画」より作成

15 障害者の雇用状況等

○ 令和4年度は、令和2年度から2年続けて新規求職者数・就職者数・就職率のいずれも増加しています。

図表29 障害者の就職活動状況

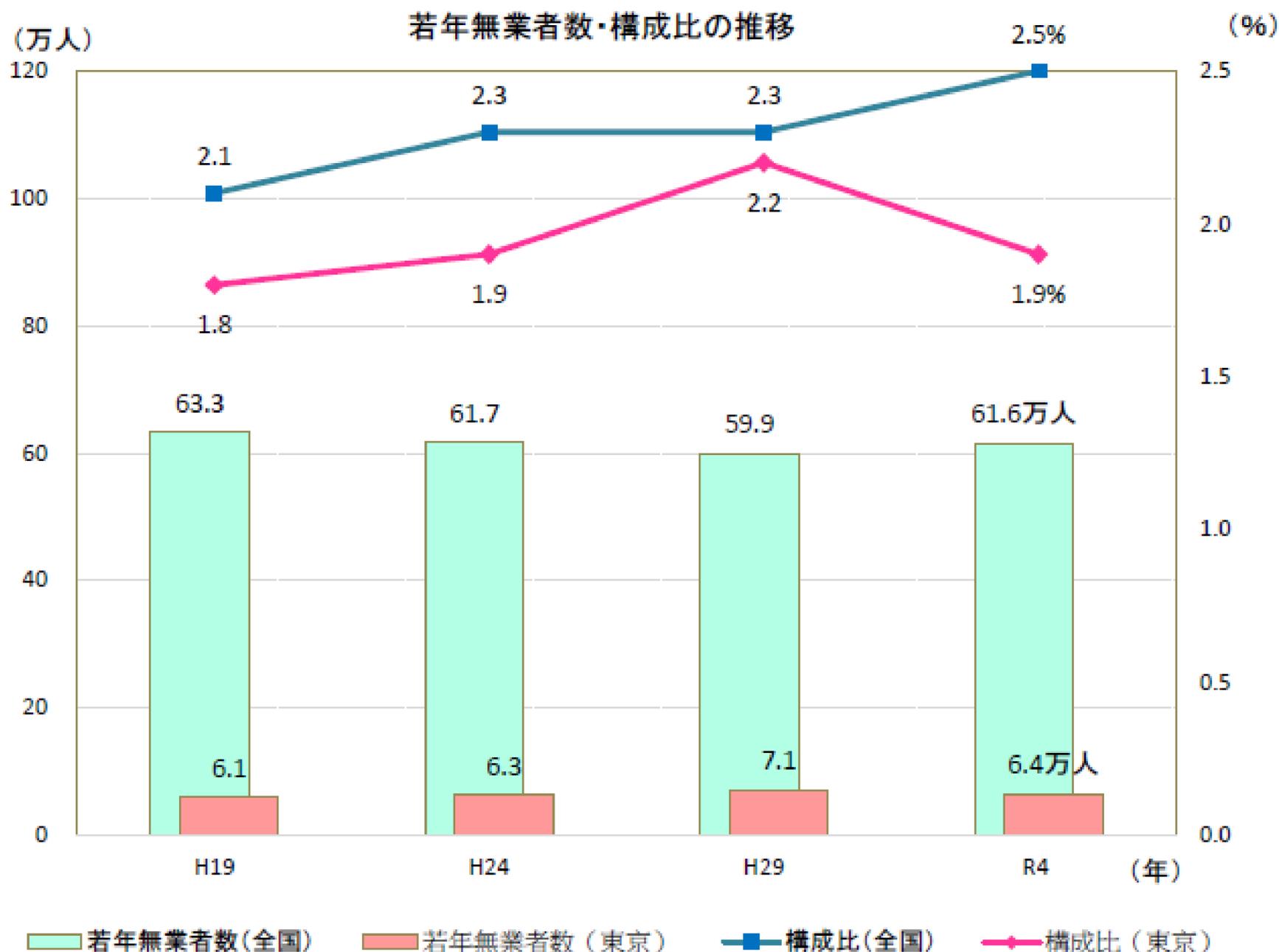


【資料】東京労働局資料より作成

16 若年無業者数

○ 東京の若年無業者数は6万4千人で15～34歳人口に占める構成比は1.9%となっており、全国構成比と比べると、0.6ポイント低くなっています。

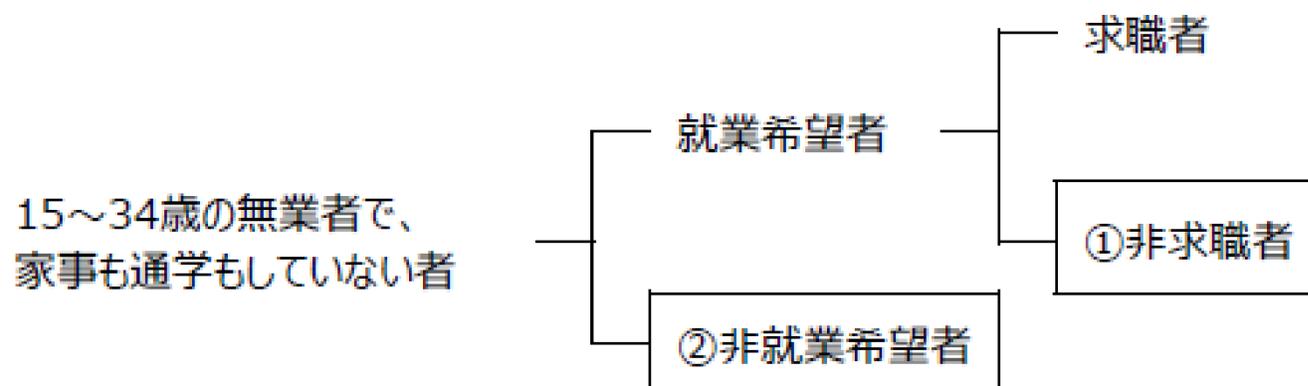
図表30 若年無業者数・構成比の推移（全国・東京都）



※若年無業者とは

15～34歳の無業者で、家事も通学もしていない者のうち、以下（①及び②）の者をいう。

- ① 就業を希望している者のうち、求職活動をしていない者（非求職者）
- ② 就業を希望していない者（非就業希望者）

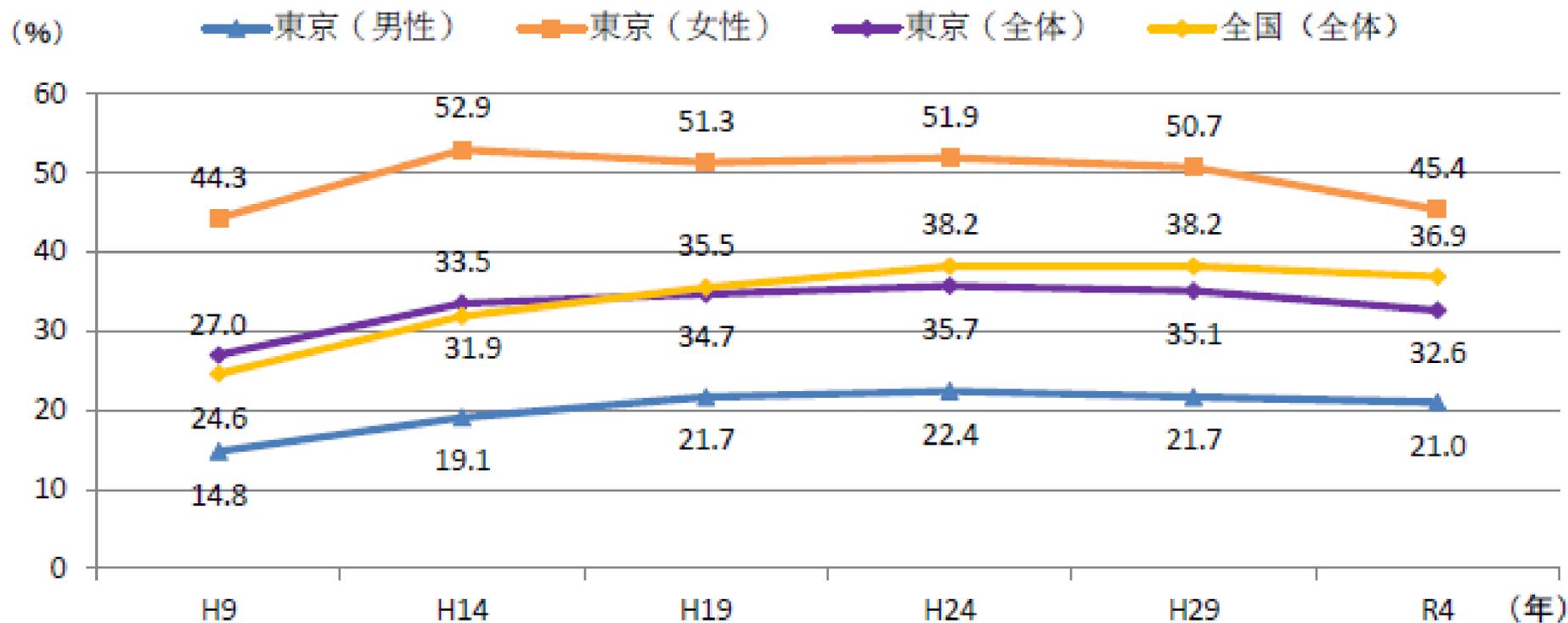


【資料】東京都総務局「都民の就業構造」より作成

17 非正規雇用比率

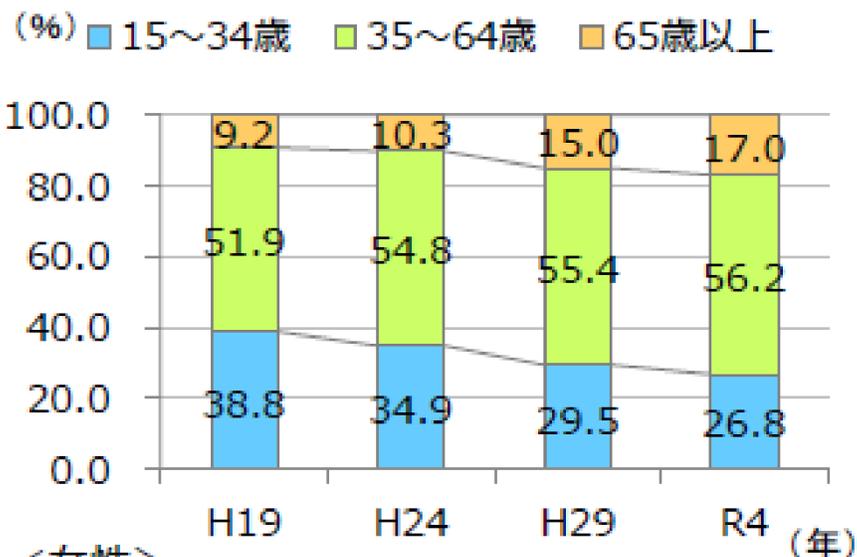
○ 平成9年からの非正規雇用比率の推移では、東京も全国も上昇しており、令和4年には約3人に1人以上が非正規雇用者になっています。東京の非正規雇用比率をみると、平成29年の35.1%より、2.5ポイント低下しています。

図表31 非正規雇用比率の推移（全国、東京都）

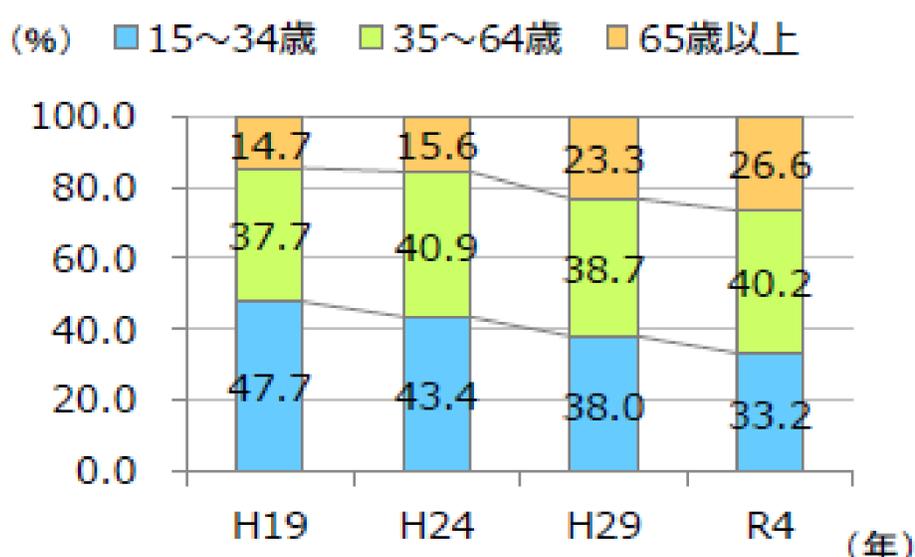


図表32 年齢階級別非正規の職員・従業員数構成比の推移（東京都）

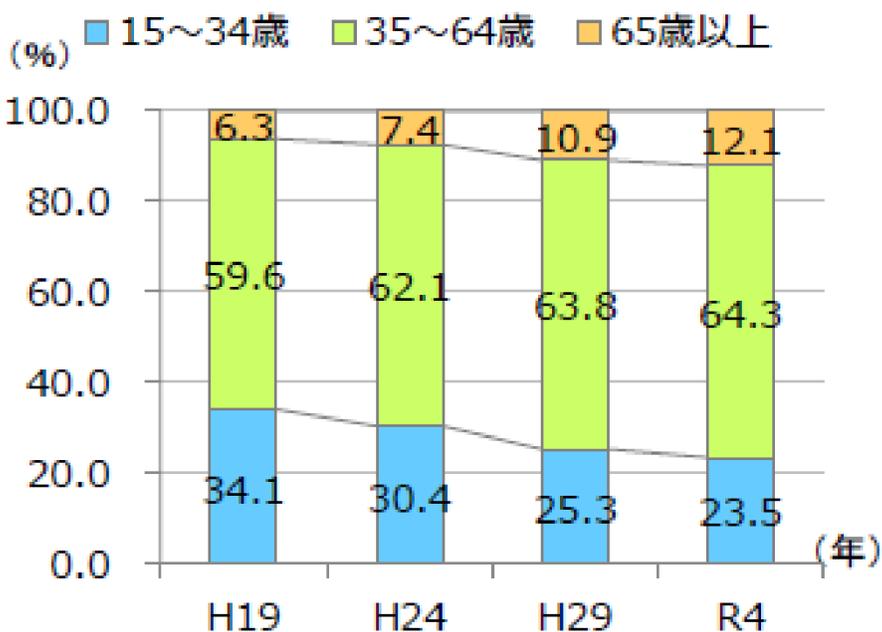
<総数>



<男性>



<女性>

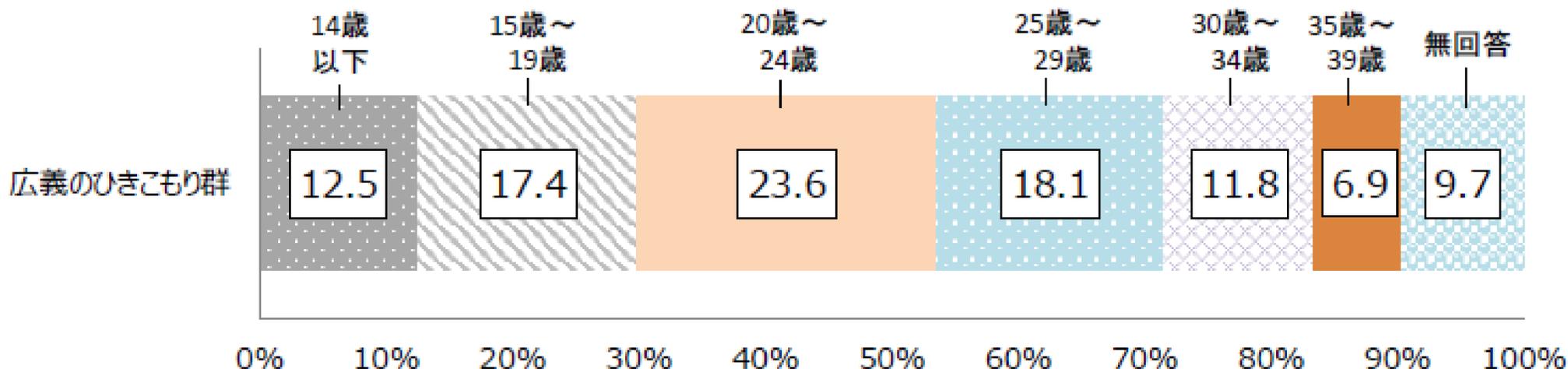


【資料】東京都総務局「都民の就業構造」、総務省「就業構造基本調査結果」より作成

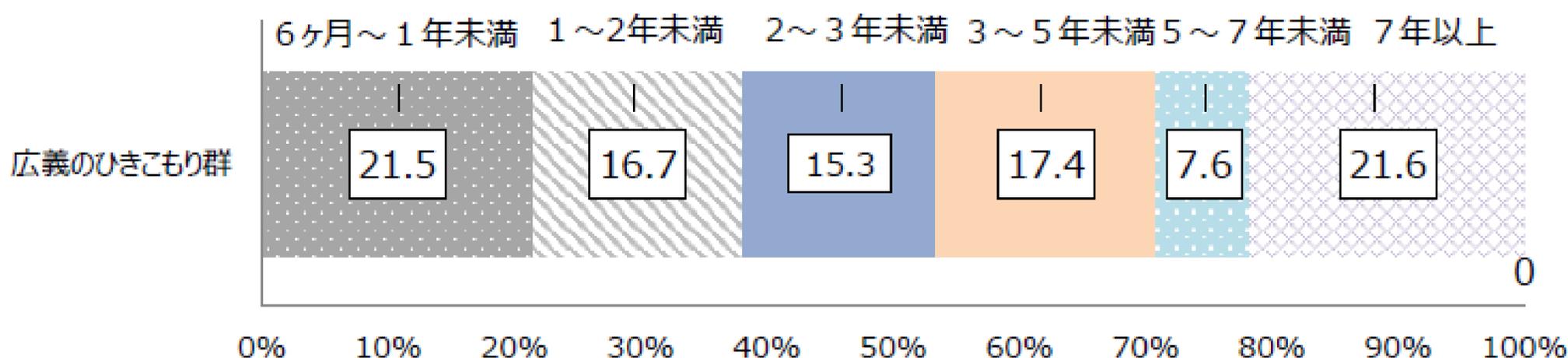
18 ひきこもりの状況

○ 令和5年3月内閣府「子ども・若者の生活に関する調査報告書」によると、15歳から39歳までの年齢層では、広い意味で「ひきこもり」と定義している「趣味の用事のときだけ外出する」や「自室からほとんど出ない」などの状態が6か月以上続いている人は、約2%であることが分かりました。現在の外出状況になった理由として、「小学校・中学校・高校時代の不登校」をあげた者の割合は32.0%、「退職した」をあげた者の割合は21.5%、「人間関係がうまくいかなかった」をあげた者の割合は20.8%、「新型コロナウイルス感染症が流行した」をあげた者の割合は18.1%となっています。

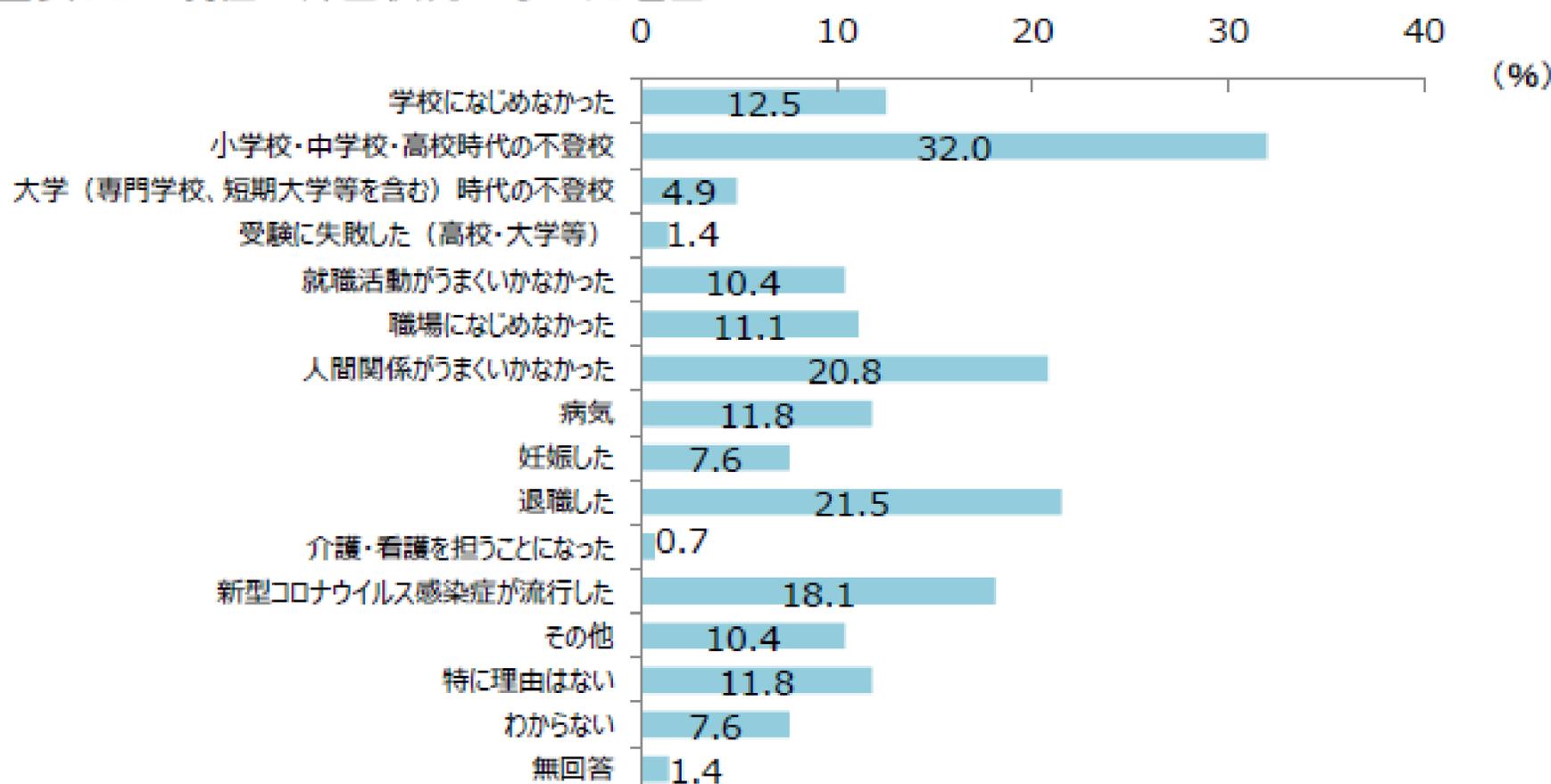
図表33 現在の外出状況になった年齢



図表34 現在の外出状況になってからの期間



図表35 現在の外出状況になった理由

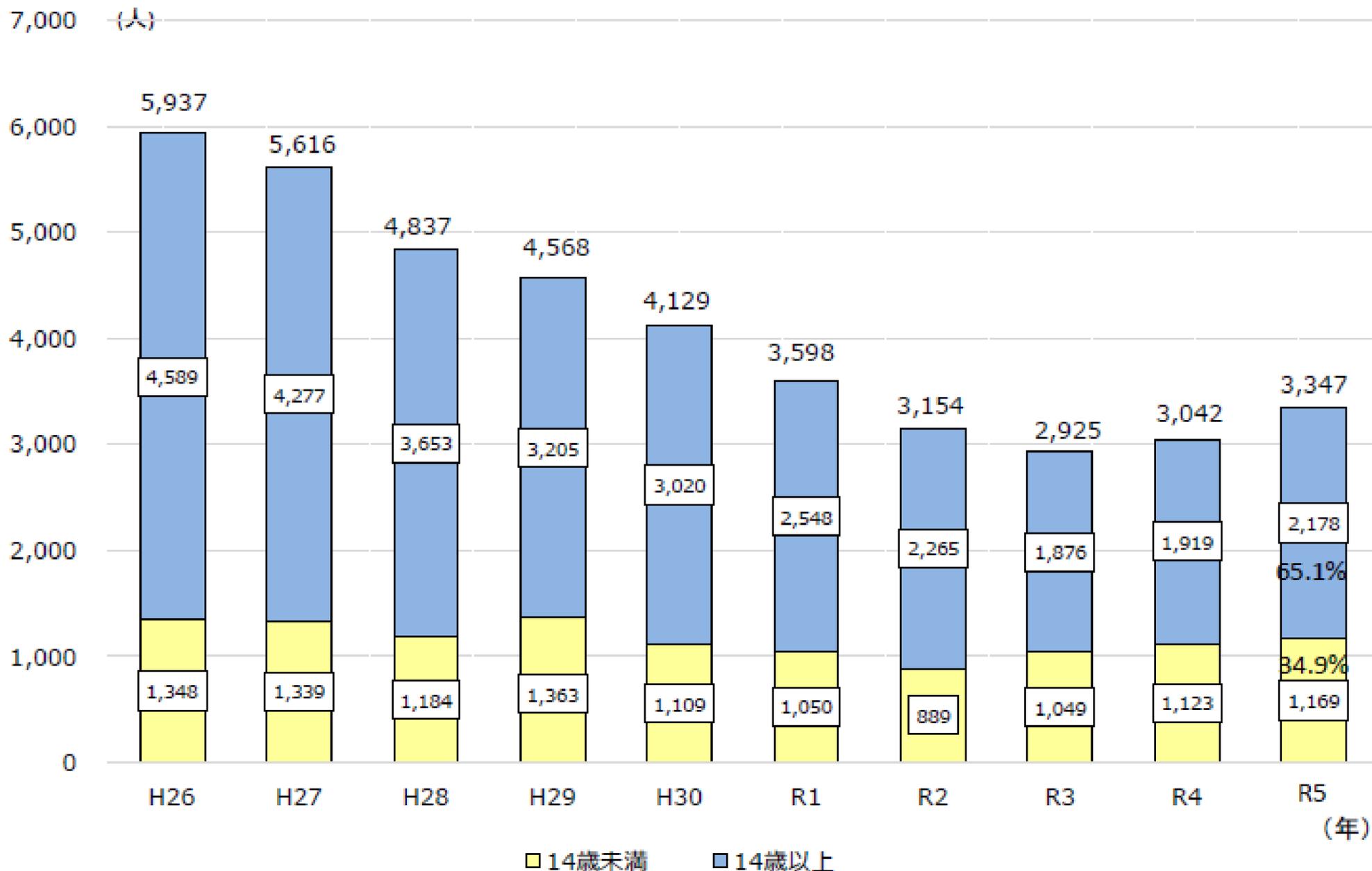


【資料】内閣府「子ども・若者の意識と生活に関する調査（令和4年度）」より作成

19 刑法犯少年の検挙・補導人員

○ 都内における刑法犯少年の検挙・補導人員は減少傾向にあったものの、令和4年に増加に転じ、令和5年も増加しています。

図表36 刑法犯少年の検挙・補導人員の推移



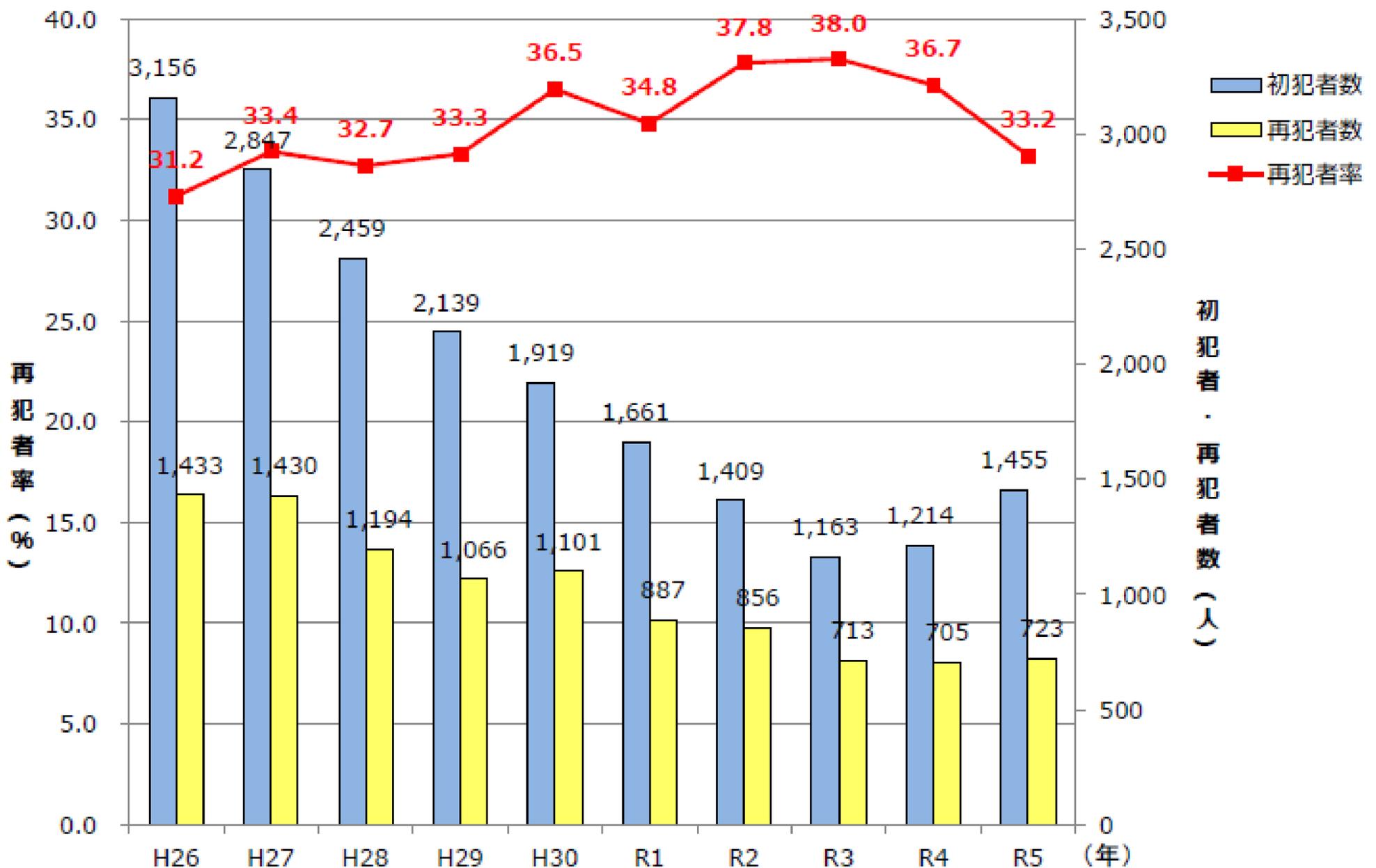
【資料】警視庁「令和5年中 少年育成活動の概況」より作成

20 刑法犯少年（犯罪少年）の再犯者の推移

○ 刑法犯少年（犯罪少年）の再犯者推移を見ると、令和3年まで減少傾向にありましたが、以降は横ばい傾向となっています。

再犯者率は33.2%で、前年比3.5ポイント減少しました。

図表37 刑法犯少年（犯罪少年）の再犯者等の推移



※対象年齢：14歳～19歳

※初犯者とは、過去に非行歴のない少年をいい、再犯者とは、過去に何らかの非行歴（同一罪種に限らず、触法及びぐ犯を含む。）のある少年をいう。

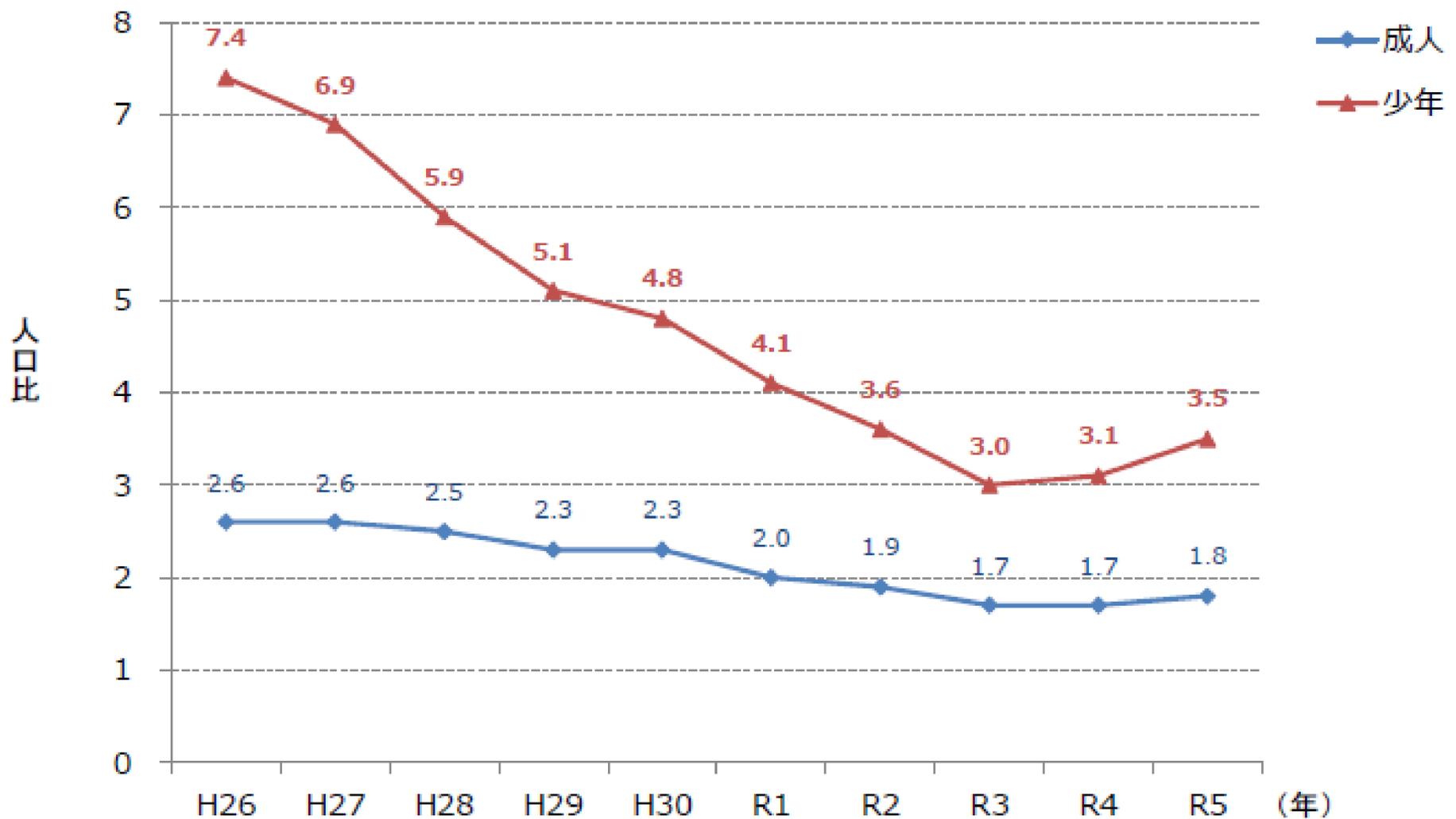
※再犯者率とは、刑法犯少年（犯罪少年）の検挙人員に占める再犯者の割合をいう。

【資料】警視庁「令和5年中 少年育成活動の概況」より作成

21 刑法犯成人、少年別人口比の推移

- 刑法犯における犯罪少年の人口比(同年齢層人口1,000人当たりの検挙人員)推移を見ると、令和3年までは減少傾向にありましたが、令和4年から増加が続いています。
令和5年の犯罪少年の人口比は3.5人で、成人人口比(1.8人)の約2倍でした。

図表38 刑法犯成人、少年別人口比の推移

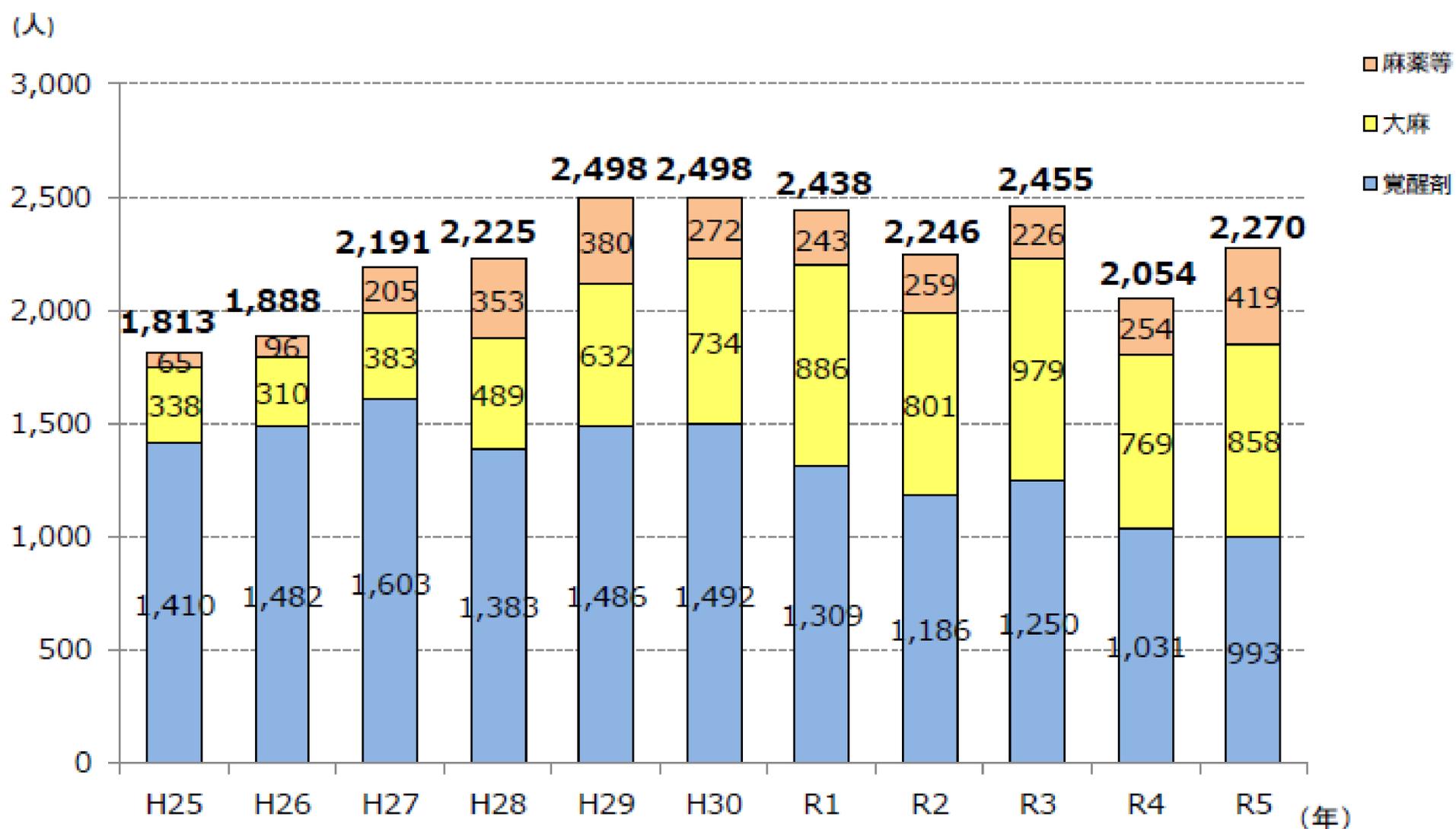


【資料】警視庁「令和5年中 少年育成活動の概況」より作成

22 薬物事犯検挙人員

- 令和5年における都内の薬物事犯(覚醒剤・大麻・麻薬等)検挙人員は2,270人となっています。
 そのうち、大麻検挙人員は、前年に比べ89人増加し、覚醒剤検挙人員に迫っています。

図表39 薬物事犯検挙人員

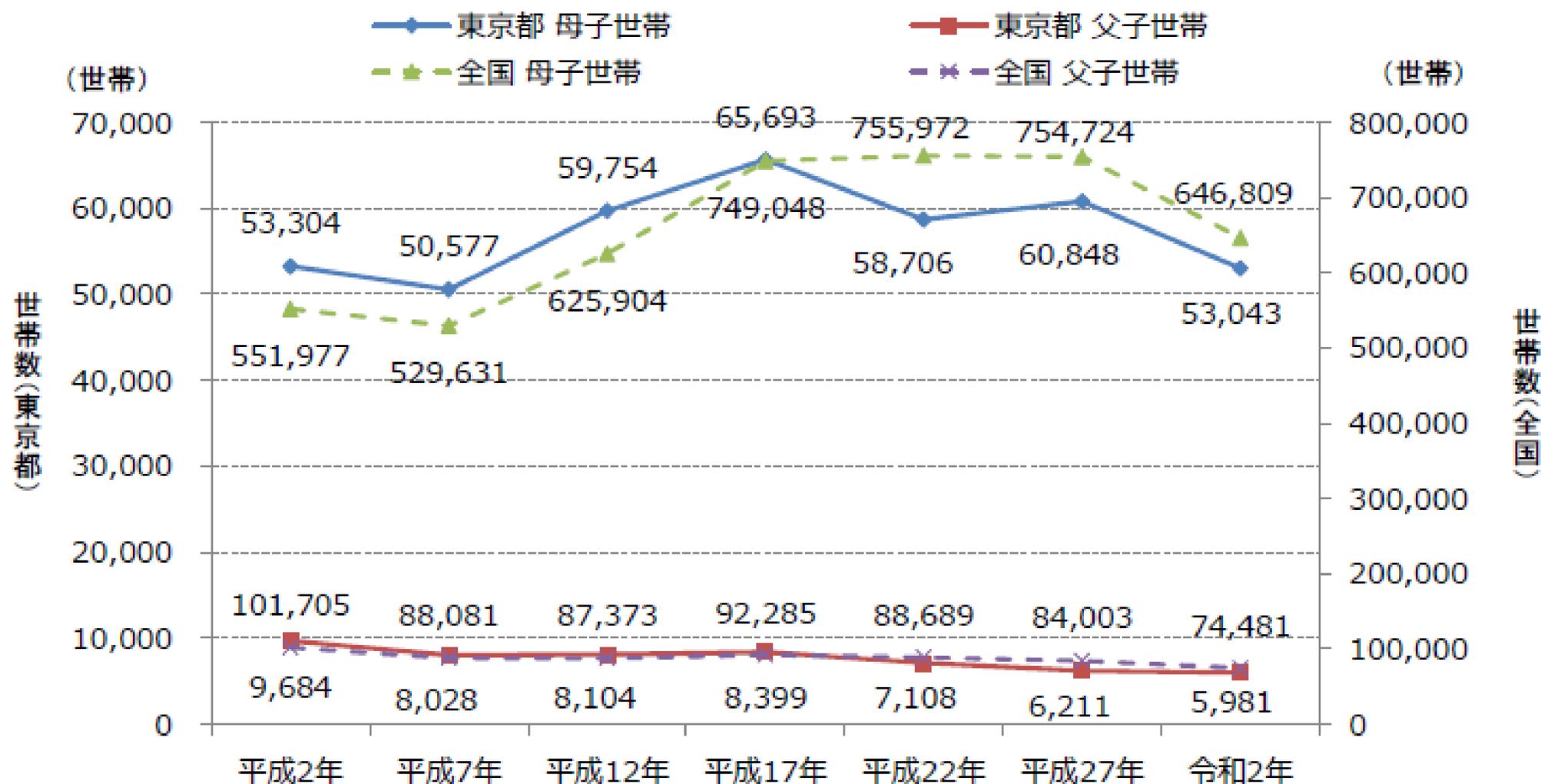


【資料】警視庁の統計（令和5年）より作成

23 ひとり親世帯の状況

○ 令和2年の東京都のひとり親世帯の数は、母子世帯・父子世帯ともに前年に比べ減少しています。暮らし向きのことや子育てに関して今までに困ったことがあったか聞いたところ、「あった」の割合は79.7%となっています。

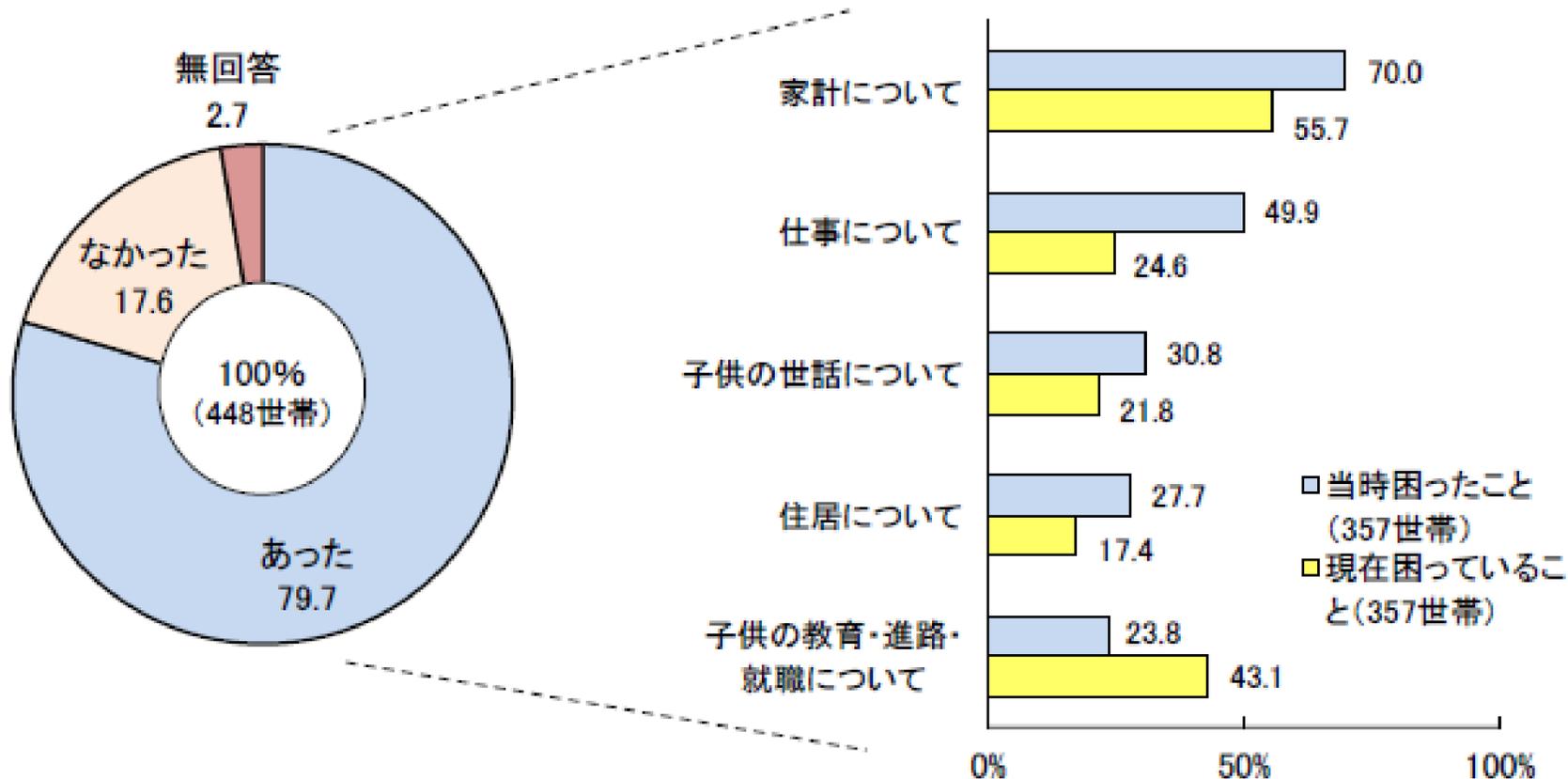
図表40 母子世帯と父子世帯数の推移



【資料】総務省「国勢調査」より作成

図表41 暮らし向きで困窮した理由（現在ひとり親になった当時との比較）

「暮らし向きや子育てに関して今までに困ったことがあったひとり親(357世帯)の当時困ったこと及び現在困っていること」〔複数回答〕
〔当時困ったこと、現在困っていること合計値 上位5位〕

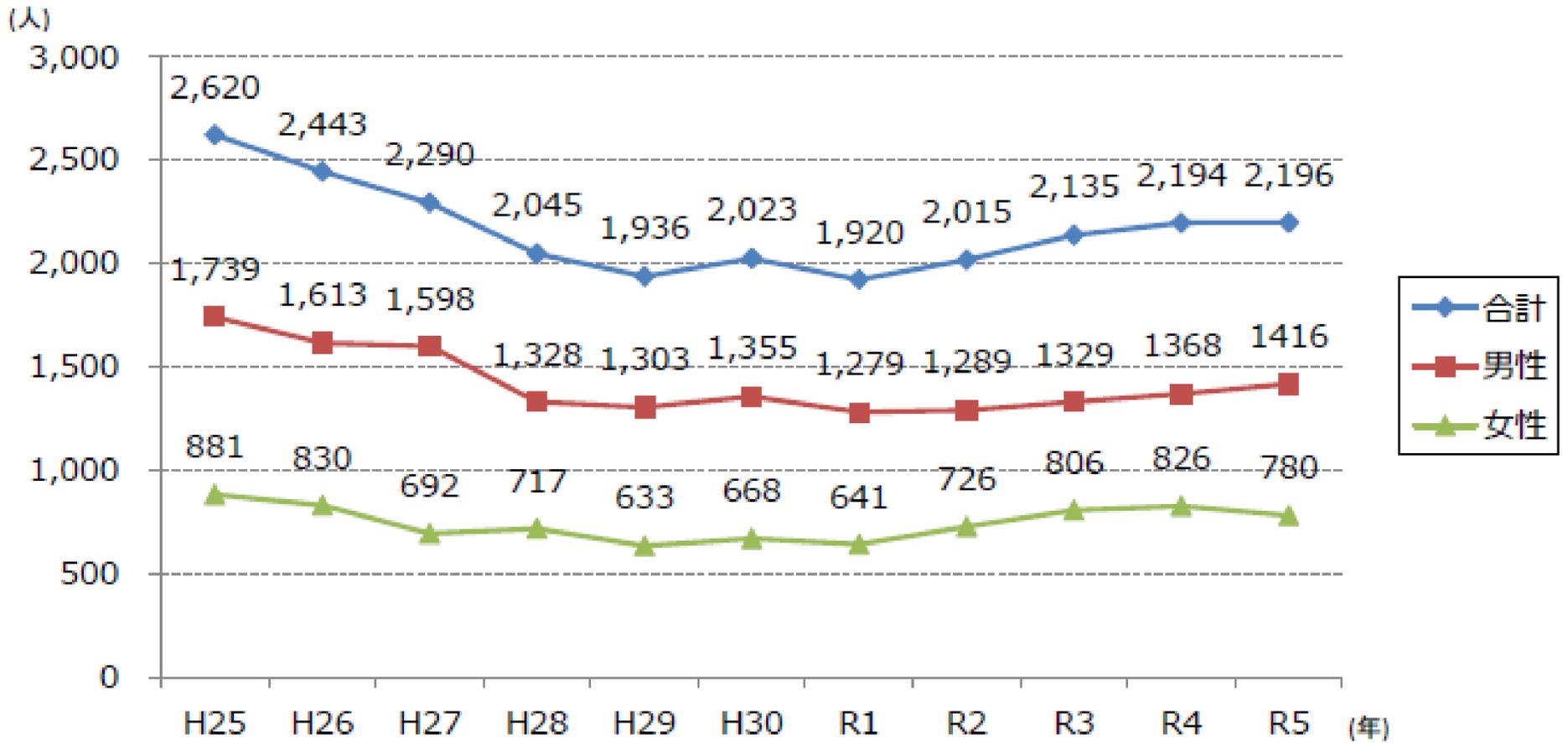


【資料】東京都福祉局「令和4年度東京都福祉保健基礎調査『東京の子供と家庭』」より作成

24 自殺者数の推移

- 東京都自殺者数は、増加傾向となっており、令和5年には2,196人となっています。10代、20代、30代の死因のトップは自殺となっています。

図表42 自殺者数の推移（東京都）



【資料】厚生労働省「人口動態統計」より作成

図表43 年齢別死因（令和5年、東京都）

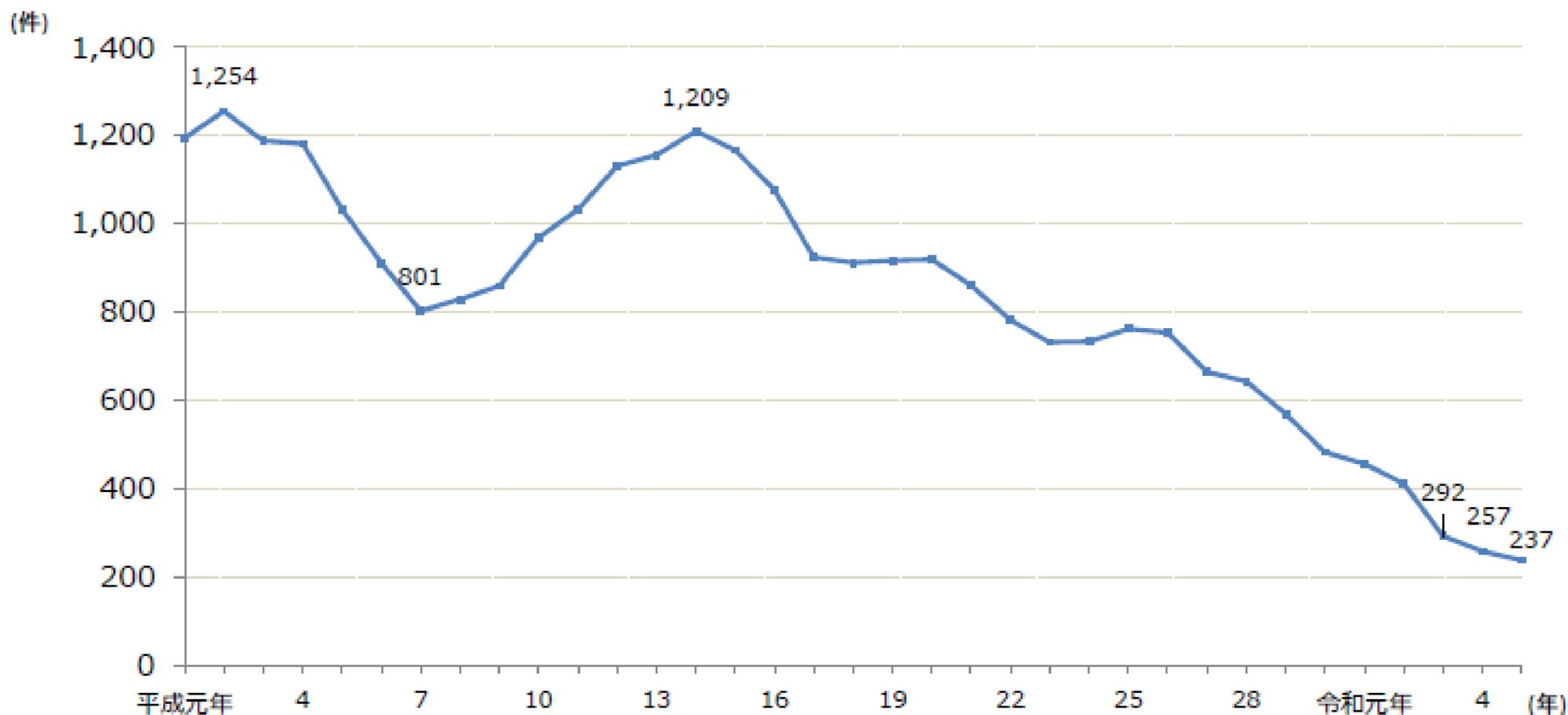
	10代	20代	30代	40代	50代	60代
1位	自殺	自殺	自殺	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物
2位	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物	自殺	心疾患	心疾患
3位	不慮の事故	不慮の事故	心疾患	心疾患	脳血管疾患	脳血管疾患
4位	心疾患	心疾患	不慮の事故	脳血管疾患	自殺	肝疾患
5位	先天奇形、変形及び染色体異常	脳血管疾患 先天奇形、変形及び染色体異常	脳血管疾患	肝疾患	肝疾患	不慮の事故

【資料】厚生労働省「人口動態統計」より作成

25 10代の出産・人工中絶件数

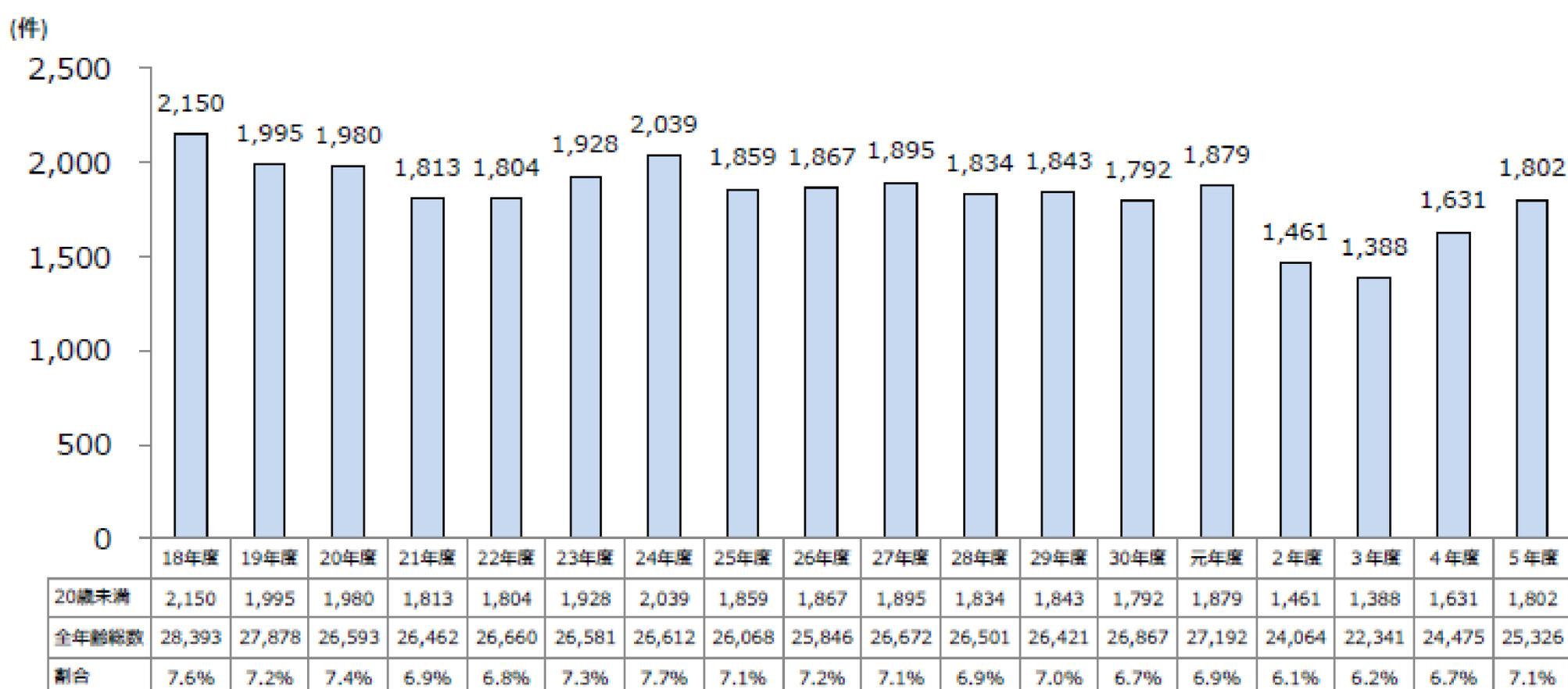
- 東京都の20歳未満の出生数は減少傾向となっており、令和5年には237人となっています。一方、10代の人工中絶数は前年度より171人増加しました。

図表44 20歳未満の出生数



【資料】東京都保健医療局「人口動態統計年報（確定数）令和5年」より作成

図表45 20歳未満の人工中絶件数

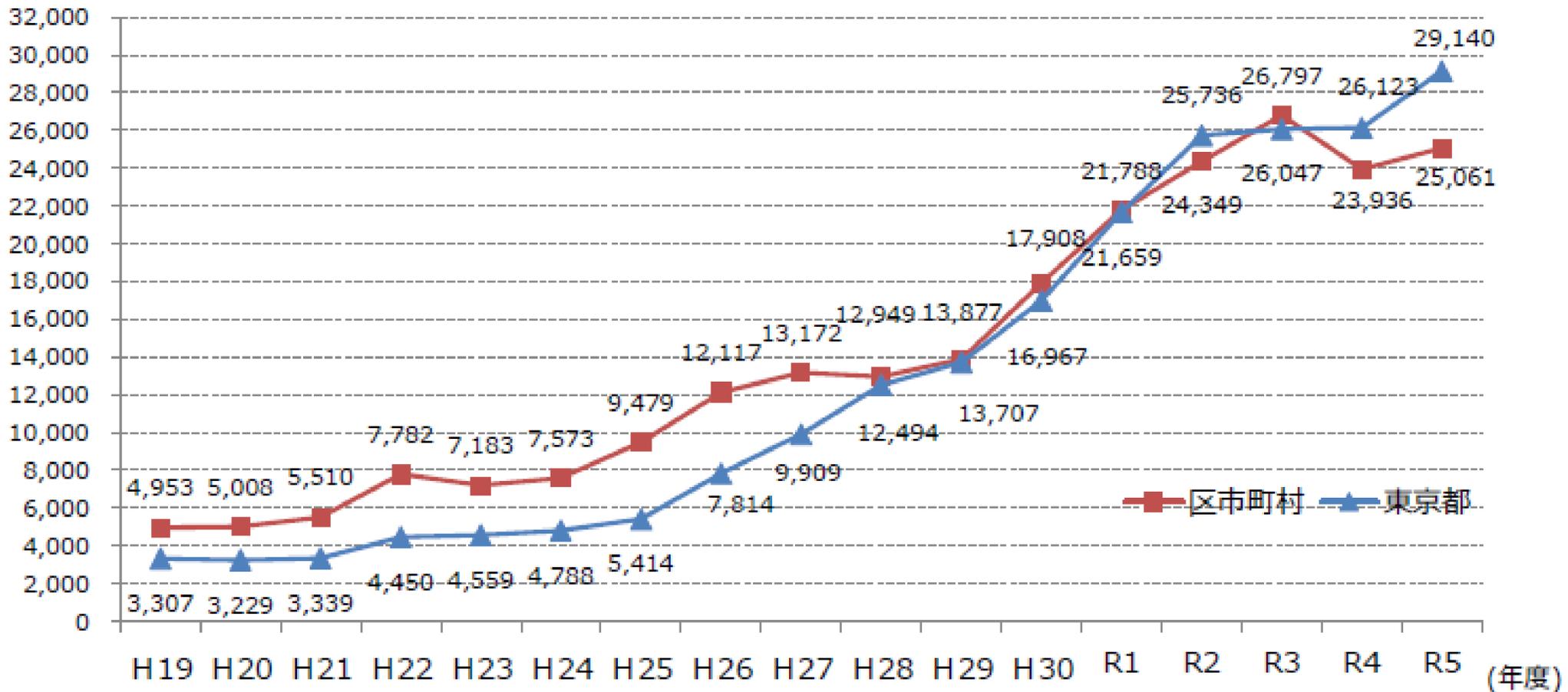


【資料】厚生労働省「（各年度）衛生行政報告例」より作成

26 児童虐待対応

○ 東京都における令和5年度の児童虐待相談の対応件数は29,140件、区市町村における児童虐待相談の対応件数は25,061件となっています。

図表46 児童虐待相談の対応件数
(件)

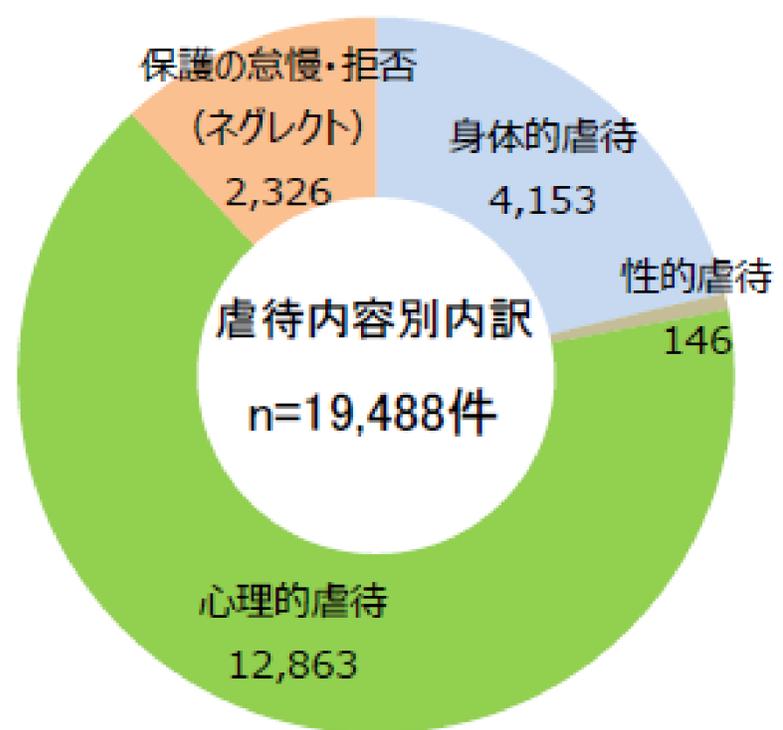
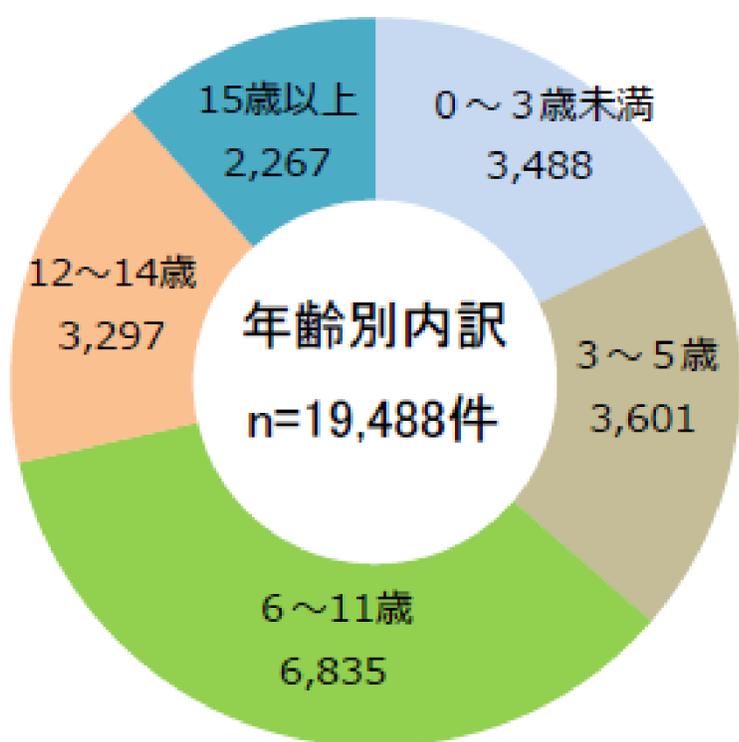


※特別区児童相談所含む

※令和4年度から、虐待非該当を含まない等集計条件を変更

【資料】東京都福祉局

図表47 令和5年度虐待相談対応状況（東京都）



※非該当を含まない

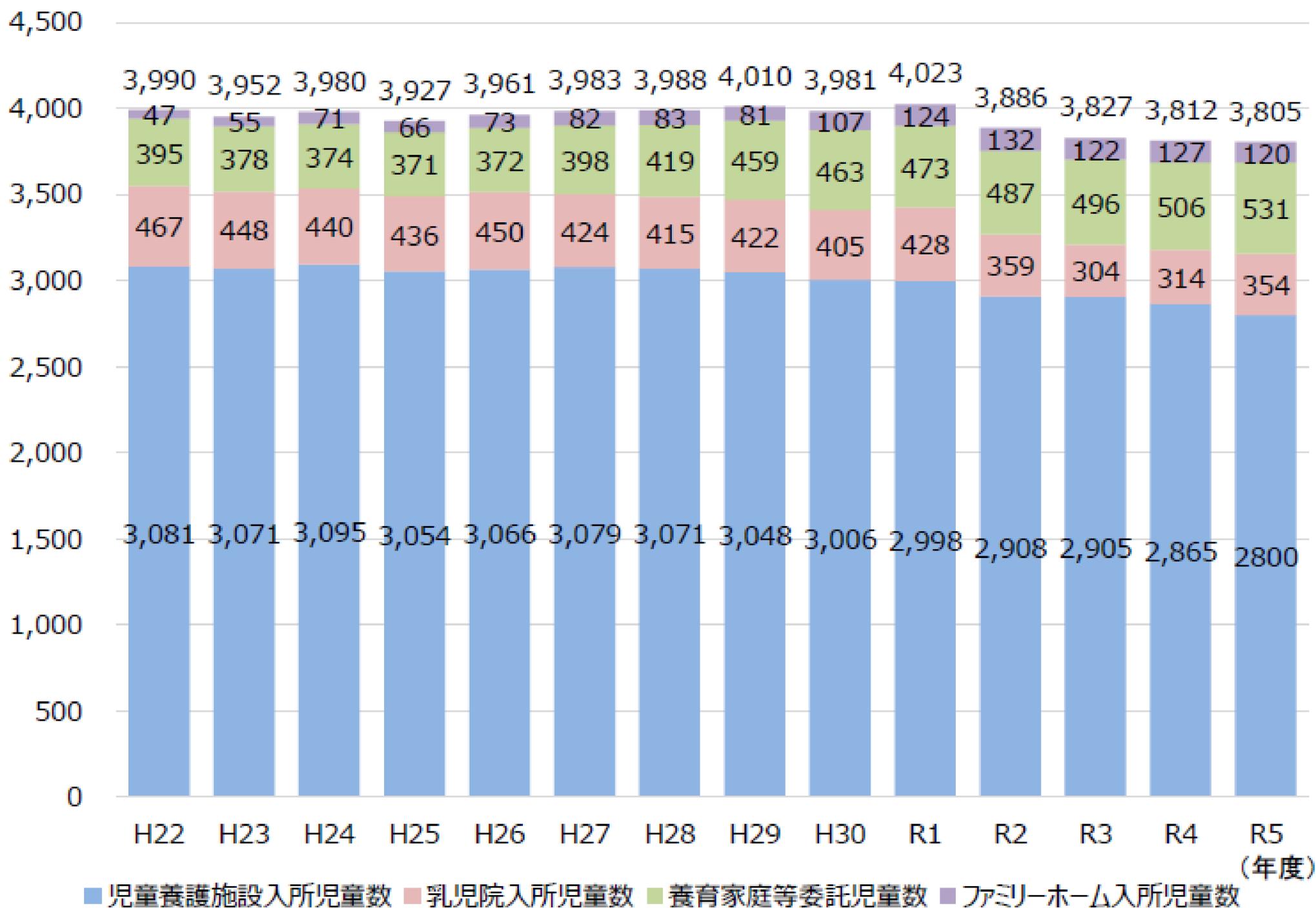
※「虐待対応」は特別区児童相談所設置に伴い、援助未決定で移管したケースを含む等、集計条件を変更

27 社会的養護の下で育つ児童数の推移

○ ここ数年、児童養護施設等の社会的養護施設の下で育つ子供たちは、約4千人にて推移しています。内訳をみると、乳児院入所児童数、養育家庭等委託児童数が増加しています。

図表48 児童養護施設・乳児院入所及び里親委託数の推移

(人)



※児童養護施設入所児童及び乳児院入所児童数については各年度3月1日現在、養育家庭等委託児童数及びファミリーホーム入所児童数については各年度末現在

【資料】東京都福祉局資料より作成

28 児童養護施設等退所者の雇用状況

【調査の概要】

<調査時期> 令和2年12月9日から令和3年1月31日まで

<調査対象者>

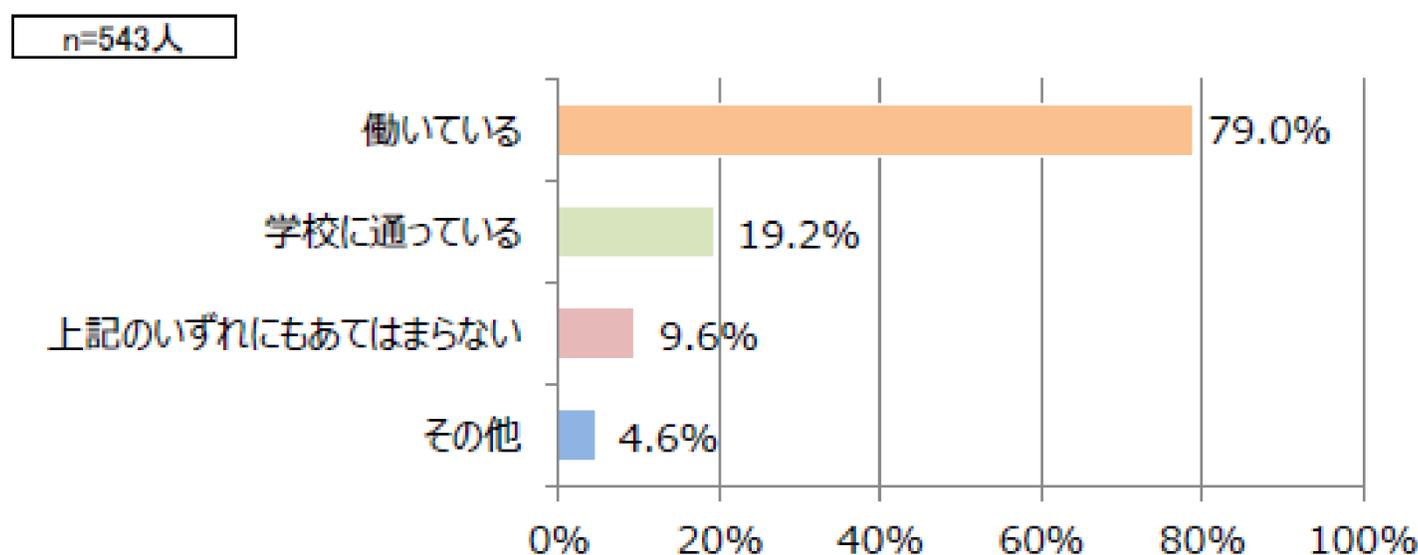
児童養護施設や児童自立支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム、里親から退所した人

<回答者数> 545人

※設問ごとに総回答数から「無記入」を除いた有効回答数を母数とした。

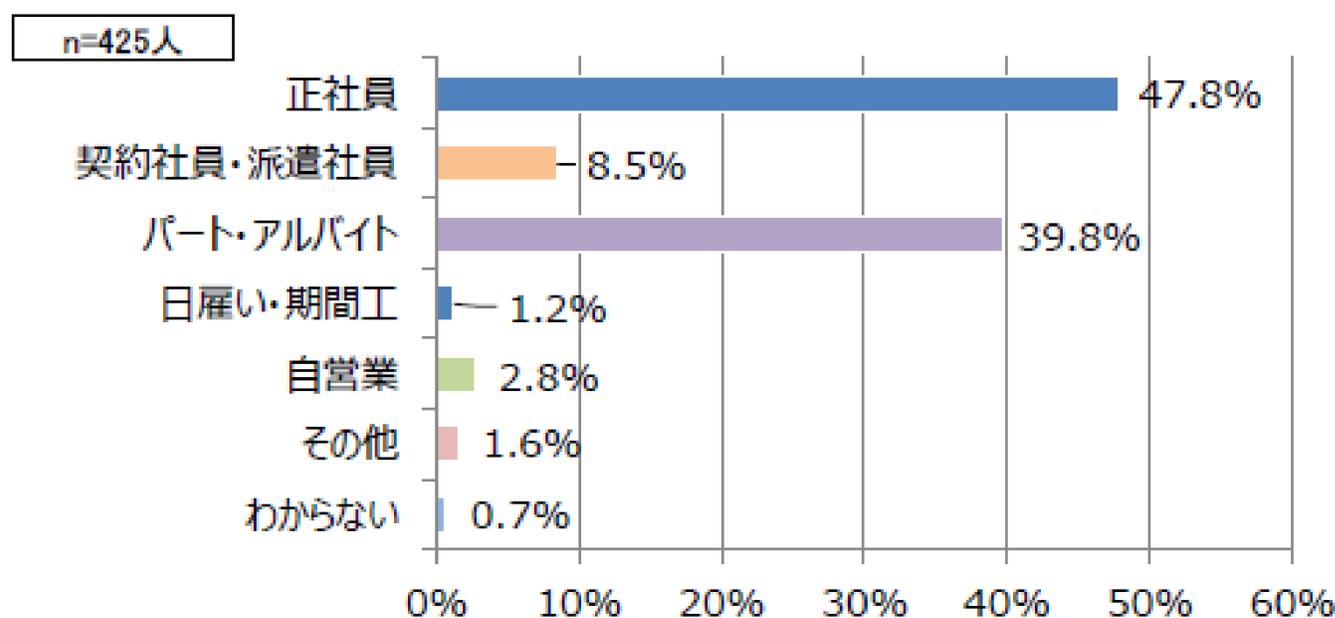
○ 現在の就労・就学の状況について聞いたところ、「働いている」割合は79.0%、「学校に通っている」が19.2%、「上記のいずれにも当てはまらない」が9.6%となっています。

図表49 現在の就労・就学の状況（複数回答）



図表50 雇用形態（複数回答）

○ 雇用形態については、「正社員」の割合が47.8%と最も高く、次いで「パート・アルバイト」(39.8%)、「派遣・契約社員」(8.5%)となっています。



図表51 退所後に就いた最初の仕事をすでに辞めている方の継続期間

○ 退所後に就いた最初の仕事について、「すでに辞めている」を回答した人にたずねたところ、「1年～3年未満」の割合が最も高く45.2%となっている。次いで、「3カ月～6カ月未満(15.9%)」、「1カ月～3カ月未満(11.9%)」、「3年以上(11.9%)」となっている。

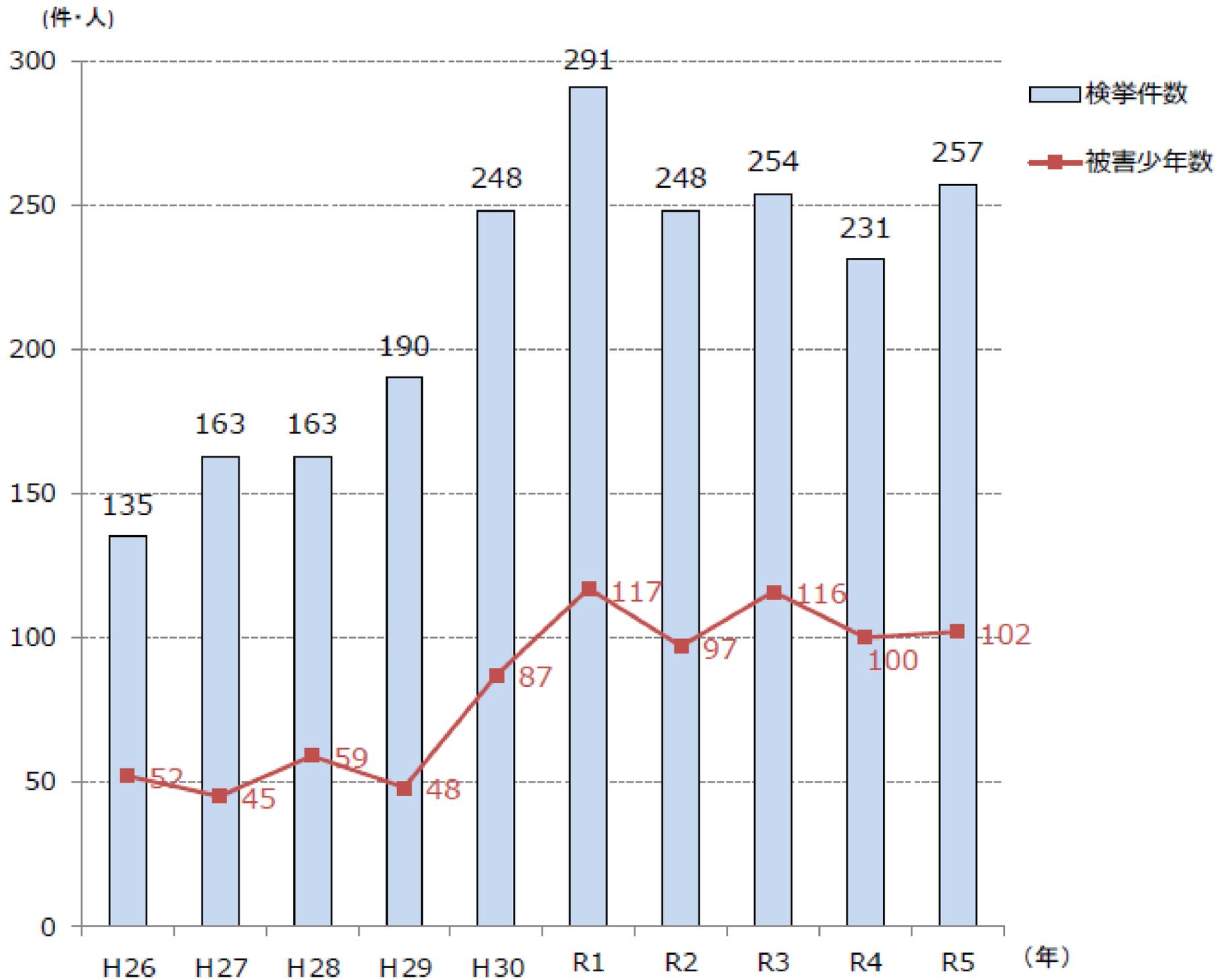
1ヶ月以内	1ヶ月～3ヶ月未満	3ヶ月～6ヶ月未満	6ヶ月～12ヶ月未満	1年～3年未満	3年以上
4.0%	11.9%	15.9%	11.1%	45.2%	11.9%

【資料】東京都福祉局「東京都における児童養護施設等退所者の実態調査【報告書】」より作成

29 児童ポルノ事犯の検挙件数及び被害少年数の推移

○ 令和5年中の児童ポルノ事犯の検挙件数は、前年から26件増加となっています。被害少年数は、前年から2人増加となっています。

図表52 児童ポルノ事犯の検挙件数及び被害少年数の推移



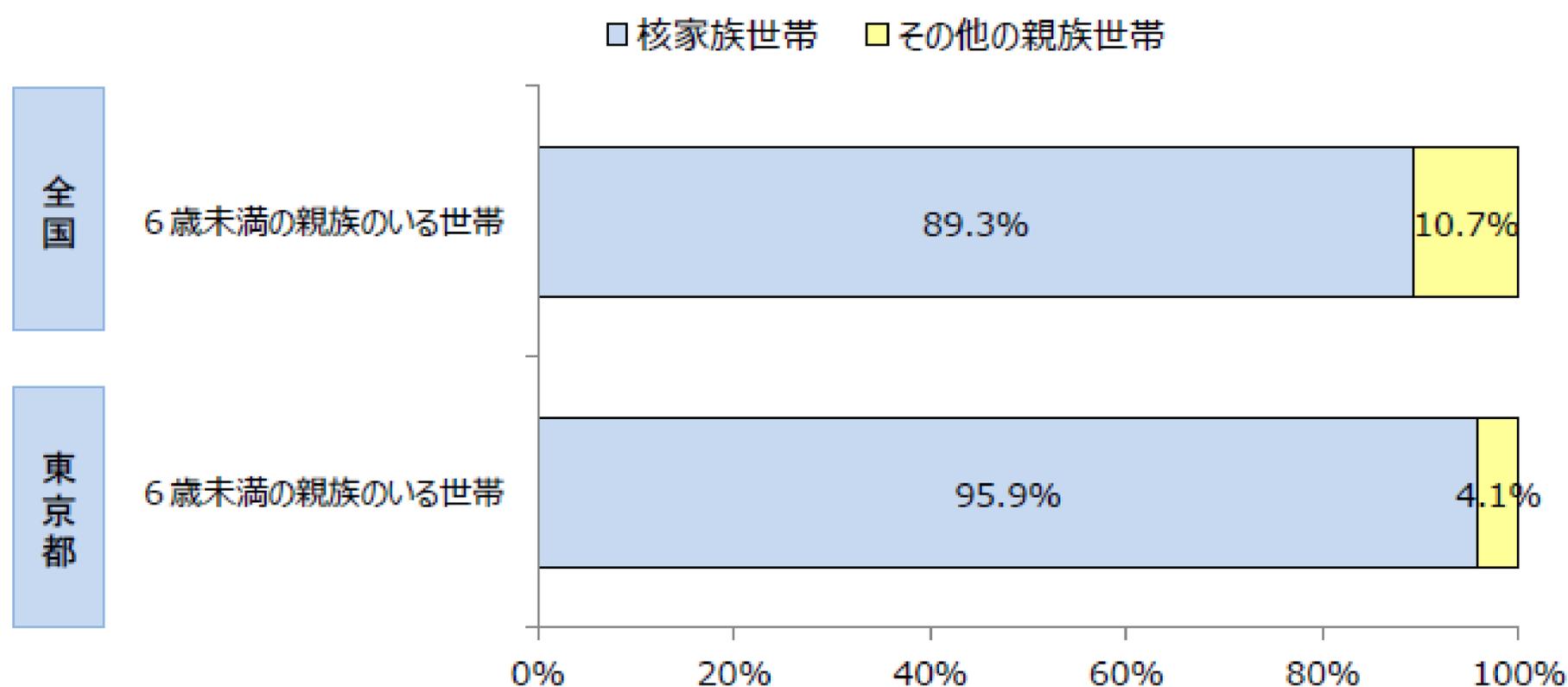
【資料】警視庁の統計より作成

30 子供のいる世帯の家族類型

○ 子供のいる世帯の家族類型は、核家族が主流となっています。

6歳未満の親族のいる世帯の家族類型を見ると、令和2年の東京都の核家族世帯の割合は、95.9%となっており、全国の割合(89.3%)より高い状況です。

図表53 子供のいる世帯の家族類型（令和2年全国、東京都）

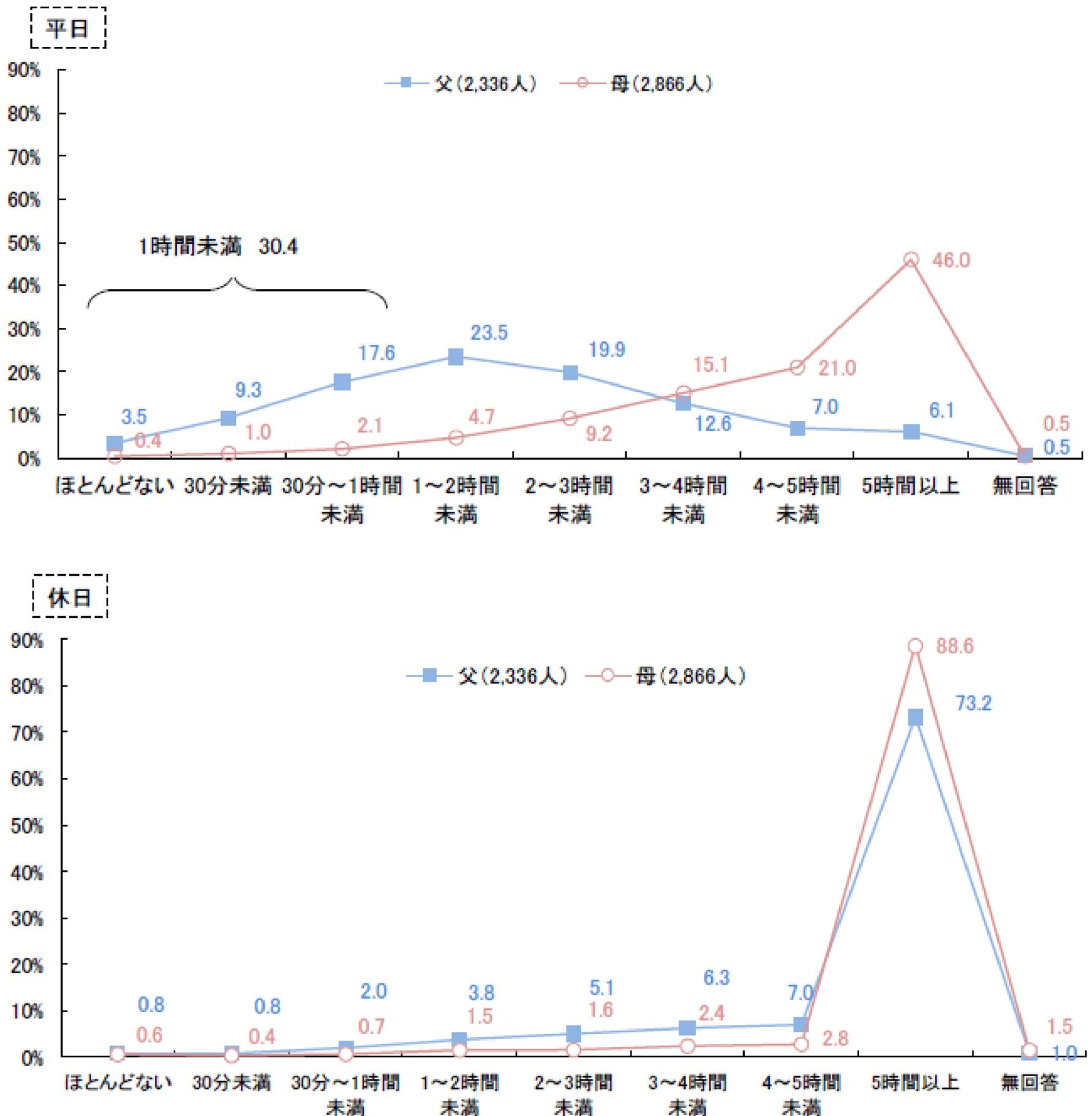


【資料】総務省「令和2年国勢調査」より作成

31 子供と一緒に過ごす時間

○ 家族、特に子供と一緒に過ごす時間については、父と母さらに平日と休日とで、偏りが生じています。平日に子供と一緒に過ごす時間について、「1時間未満」の父親が3割を超えています。一方で、休日については、父母ともに5時間以上の割合が最も多くなっています。

図表54 子供と一緒に過ごす時間（平日と休日）



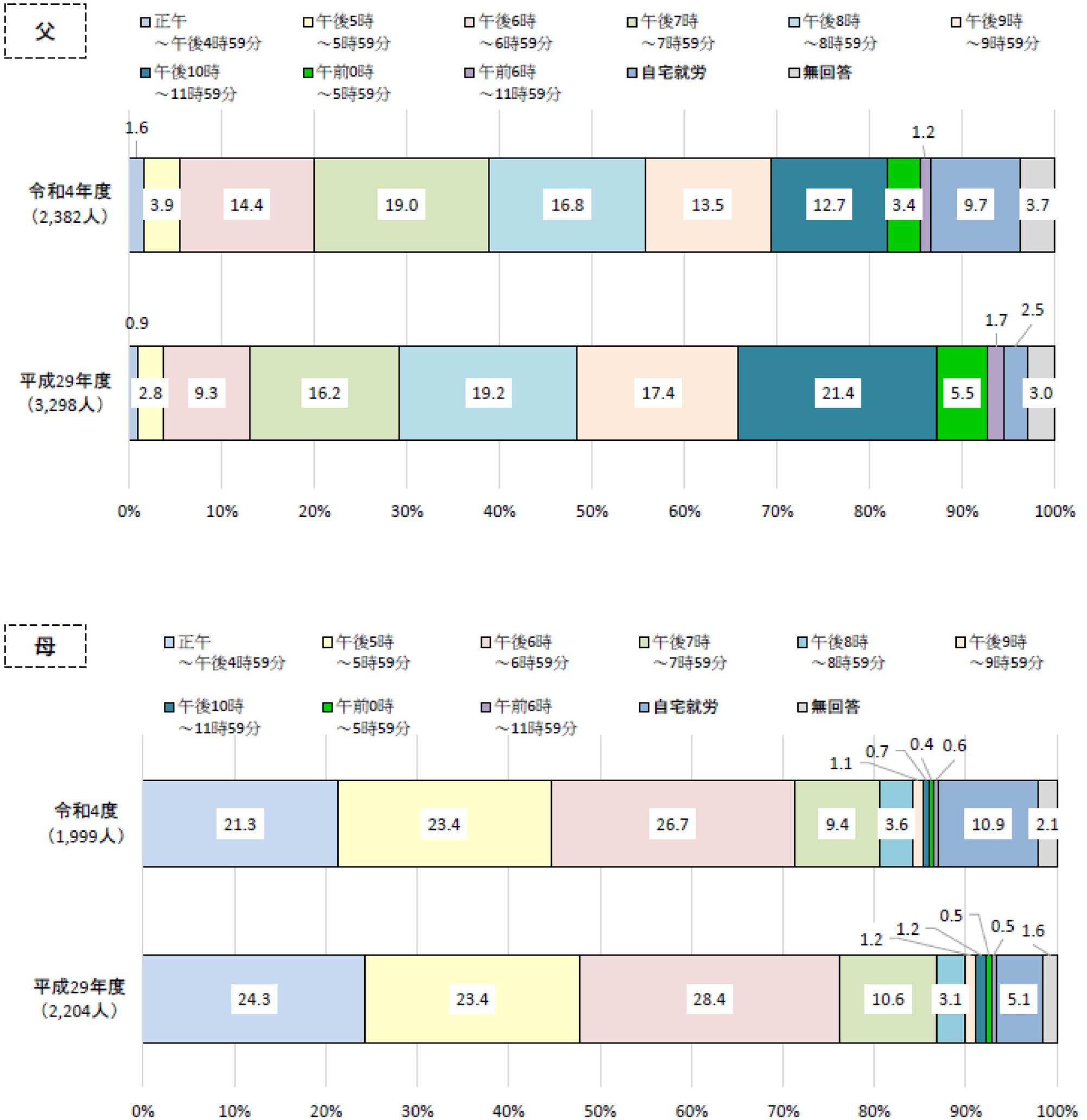
【資料】東京都福祉局「令和4年度東京都福祉保健基礎調査『東京の子供と家庭』」より作成

32 父母の帰宅時間

○ 帰宅時間についてみると、働いている父親は「午後7時～午後7時59分」の割合が19.0%で最も高く、次いで「午後8時～午後8時59分」が16.8%となっています。

母は、「午後6時～午後6時59分」の割合が26.7%で最も高くなっています。

図表55 父母の帰宅時間

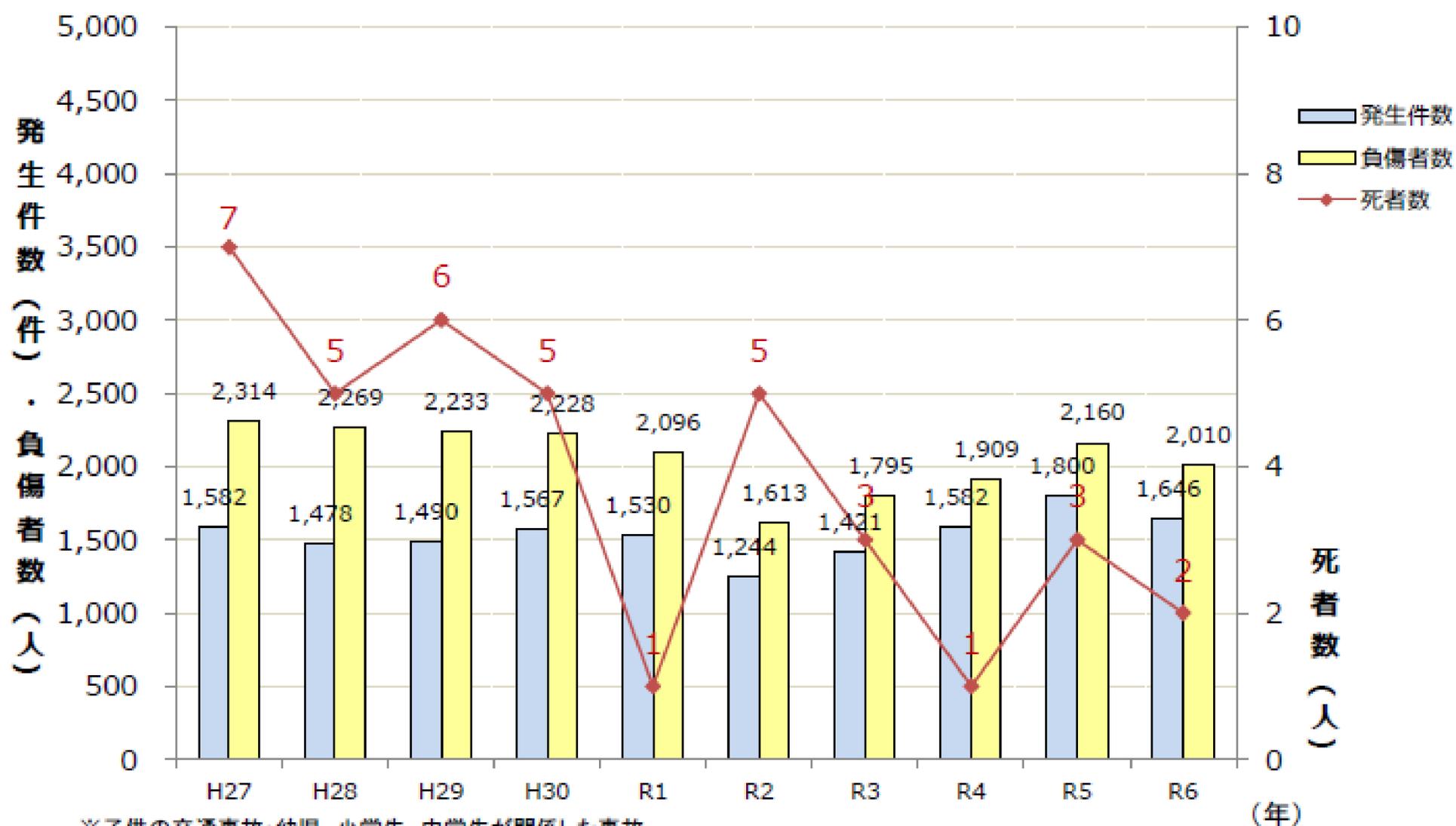


【資料】東京都福祉局「令和4年度東京都福祉保健基礎調査『東京の子供と家庭』」より作成

33 子供の交通事故

○ 子供(幼児～中学生)の交通人身事故は、前年と比べ発生件数、死者数ともに減少しましたが、発生件数は過去10年間で2番目に多くなっています。

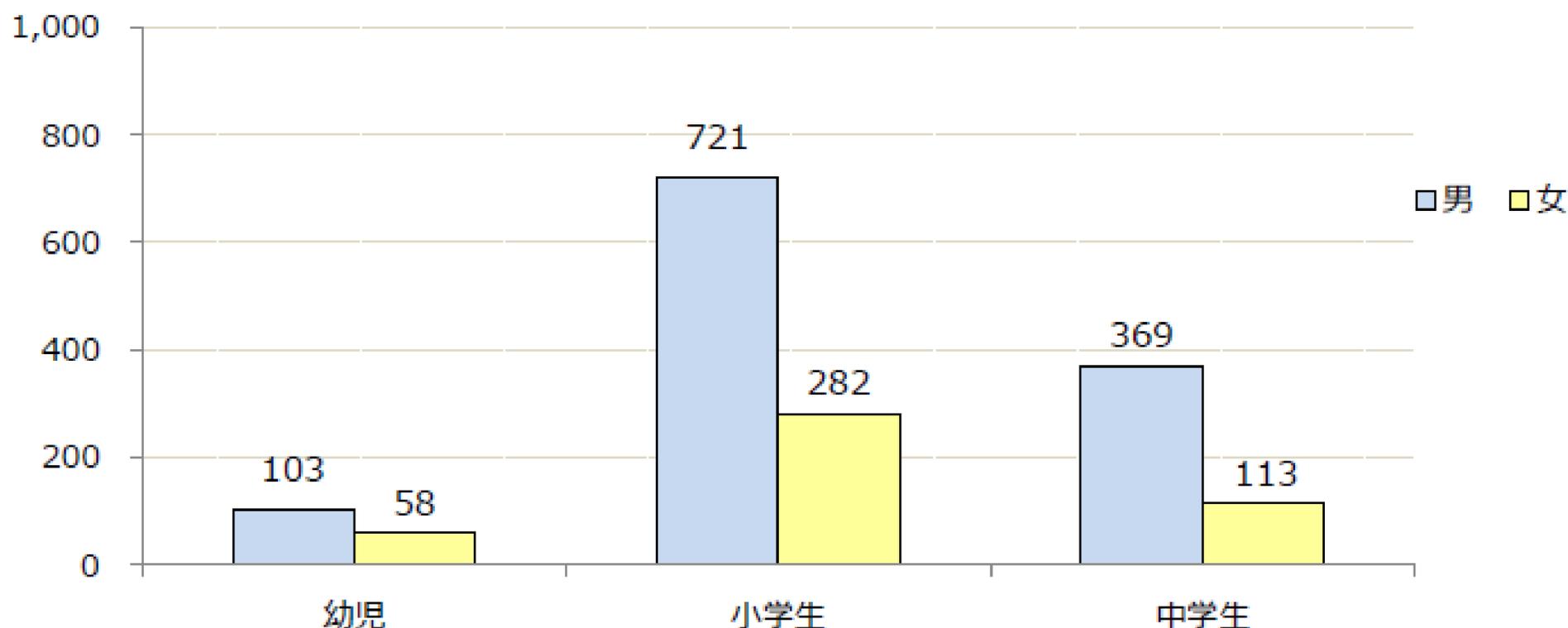
図表56 子供の交通人身事故発生状況



※子供の交通事故: 幼児、小学生、中学生が関係した事故
 ※発生件数: 子供が第1、第2当事者となった事故の合計件数
 ※死者数・負傷者数: 車両同乗等を含む子供の被害者数
 ※令和元年の表記には平成31年1月から4月を含む
 ※表中の数字は2025年1月10日現在のものであり、今後修正される可能性がある

図表57 令和6年中の子供の交通人身事故発生状況 (男女別)

(発生件数: 件)



【資料】警視庁「各種交通事故発生状況(令和6年中)より作成」

34 インターネットに接続する機器の利用状況

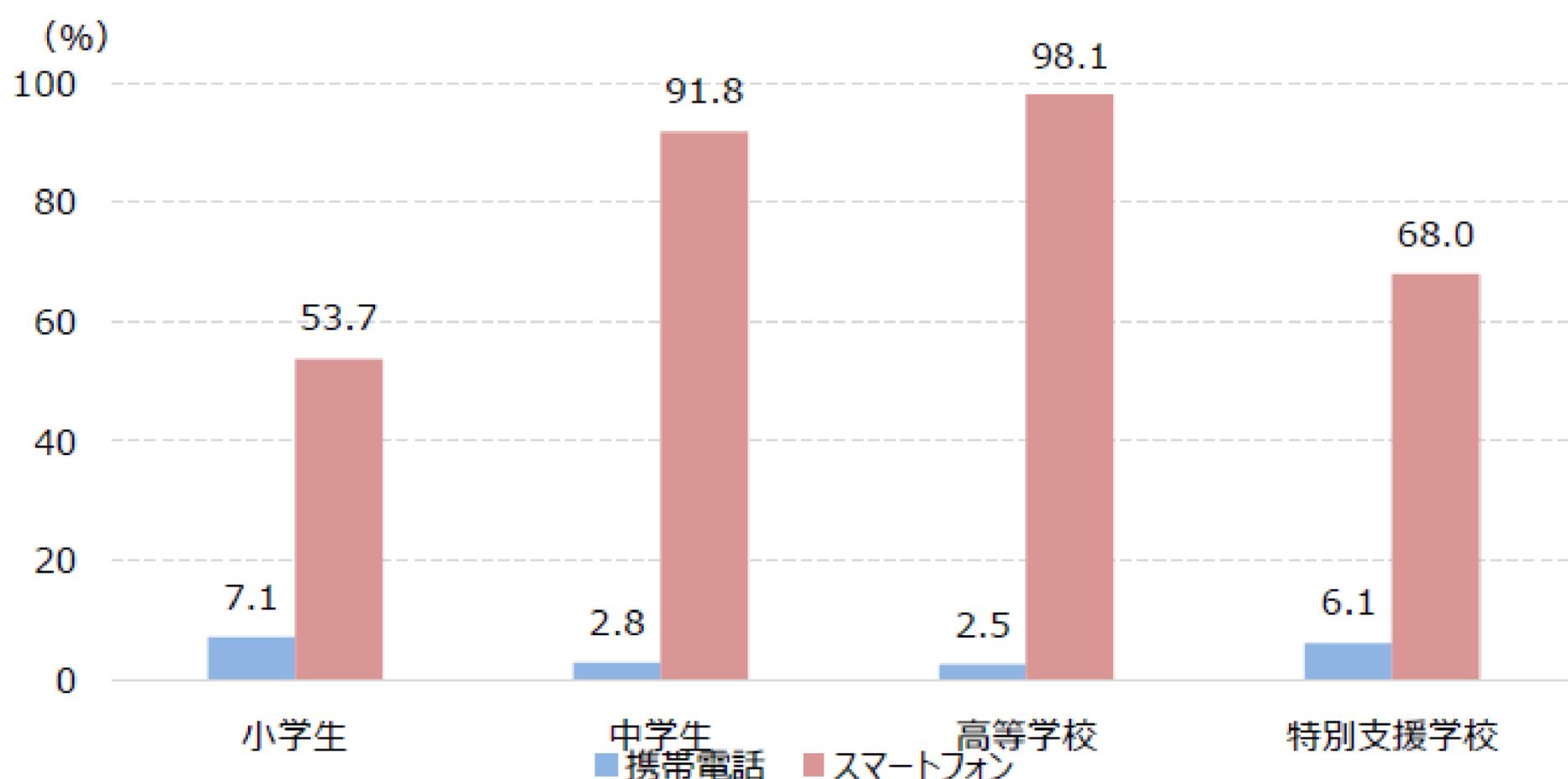
○ 児童・生徒がインターネットを利用するための機器の割合として、全体では「タブレット端末・パソコン」71.7%、「スマートフォン」68.1%、「ゲーム機」56.8%、「携帯型音楽プレーヤー」7.7%、「携帯電話」5.6%の順に割合が高くなっています。小学校・特別支援学校で「タブレット端末・パソコン」が最も高く、中学校・高等学校で「スマートフォン」が最も高くなっています。

図表58 インターネットを利用するための機器（学校種別）

学校種	児童・生徒数	インターネットを利用するための機器の割合（％）				
		①携帯電話	②スマートフォン	③タブレット端末・パソコン	④ゲーム機	⑤携帯型音楽プレーヤー
全体	11,662	5.6	68.1	71.7	56.8	7.7
小学校	7,069	7.1	53.7	74.2	59.8	8.4
中学校	2,395	2.8	91.8	66.2	60.3	6.9
高等学校	1,508	2.5	98.1	67.8	44.1	5.0
特別支援学校	690	6.1	68.0	72.8	42.3	9.9

※色塗りは各学校種で最も割合の高いものを示している

<携帯電話・スマートフォンの利用率>（上記表より抜粋）



【資料】東京都教育委員会「令和5年度『児童・生徒のインターネット利用状況調査』調査報告書」より作成

35 生成AIの利用・活用状況

○ 児童・生徒の生成AIの利用状況について、全体で「使ったことがない」85.3%の割合が高くなっています。また、「使ったことがある」は14.7%となっています。

また、生成AIを活用している教員の有無について、全体では「いる」29.4%で「いない」70.6%となっています。

図表59 自宅でインターネットを使って学習をする際の生成AIの利用状況（学校種別）

学校種	児童・生徒数	生成AIの利用状況の割合（%）	
		①使ったことがある	②使ったことがない
全体	11,662	14.7	85.3
小学校	7,069	11.7	88.3
中学校	2,395	19.6	80.4
高等学校	1,508	21.7	78.3
特別支援学校	690	13.3	86.7

※色塗りは各学校種で最も割合の高いものを示している

図表60 生成AI等を活用して授業準備や教材研究を行っている教員の有無（学校種別）

学校種	学校数	教員の生成AI等の活用状況の割合（%）	
		①いる	②いない
全体	102	29.4	70.6
小学校	44	36.4	63.6
中学校	28	28.6	71.4
高等学校	15	26.7	73.3
特別支援学校	15	13.3	86.7

※色塗りは各学校種で最も割合の高いものを示している

【資料】東京都教育委員会「令和5年度『児童・生徒のインターネット利用状況調査』調査報告書」より作成

36 一日のインターネット利用時間（ゲーム）

○ 各学校種の児童・生徒における一日のインターネット利用時間（ゲーム）の割合では、全体で「ほとんど使わない」28.4%、「1時間程度」27.5%、「2時間程度」17.6%の順に割合が高くなっています。

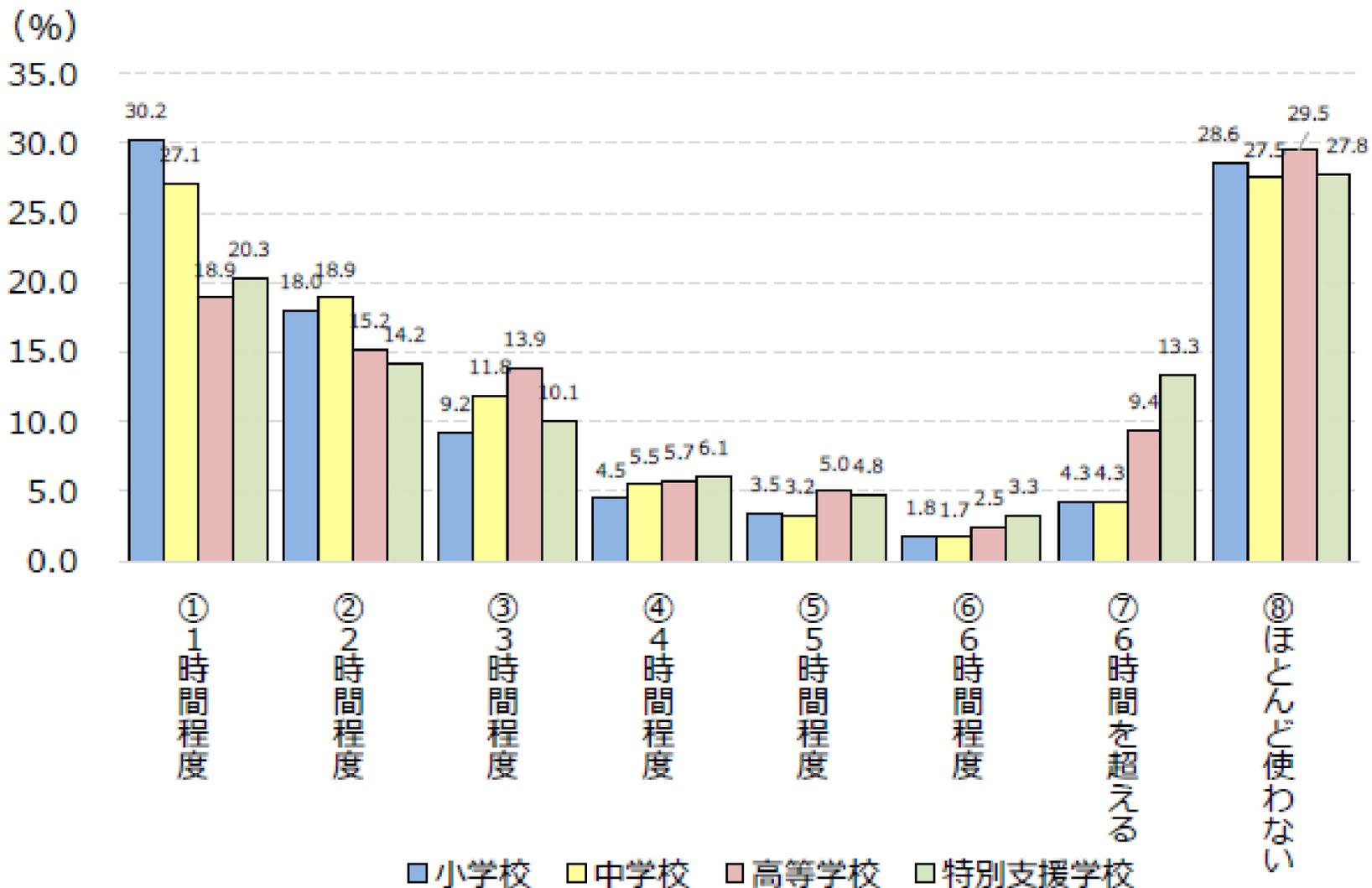
小学校で「1時間程度」が最も高く、中学校・高等学校・特別支援学校で「ほとんど使わない」が最も高くなっています

図表61 一日のインターネット利用時間（ゲーム）（学校種別）

学校種	児童・生徒数	一日のインターネット利用時間（ゲーム）の割合（%）							
		① 1時間程度	② 2時間程度	③ 3時間程度	④ 4時間程度	⑤ 5時間程度	⑥ 6時間程度	⑦ 6時間を超える	⑧ ほとんど使わない
全体	11,662	27.5	17.6	10.4	4.9	3.7	1.9	5.5	28.4
小学校	7,069	30.2	18.0	9.2	4.5	3.5	1.8	4.3	28.6
中学校	2,395	27.1	18.9	11.8	5.5	3.2	1.7	4.3	27.5
高等学校	1,508	18.9	15.2	13.9	5.7	5.0	2.5	9.4	29.5
特別支援学校	690	20.3	14.2	10.1	6.1	4.8	3.3	13.3	27.8

※色塗りは各学校種で最も割合の高いものを示している

<学校種別 一日のインターネット利用時間（ゲーム）>（上記表より抜粋）



【資料】東京都教育委員会「令和5年度『児童・生徒のインターネット利用状況調査』調査報告書」より作成

37 一日のインターネット利用時間（SNS）

○ 各学校種の児童・生徒における一日のインターネット利用時間（SNS）の割合では、全体で「ほとんど使わない」45.5%、「1時間程度」21.4%、「2時間程度」12.0%の順に割合が高くなっています。

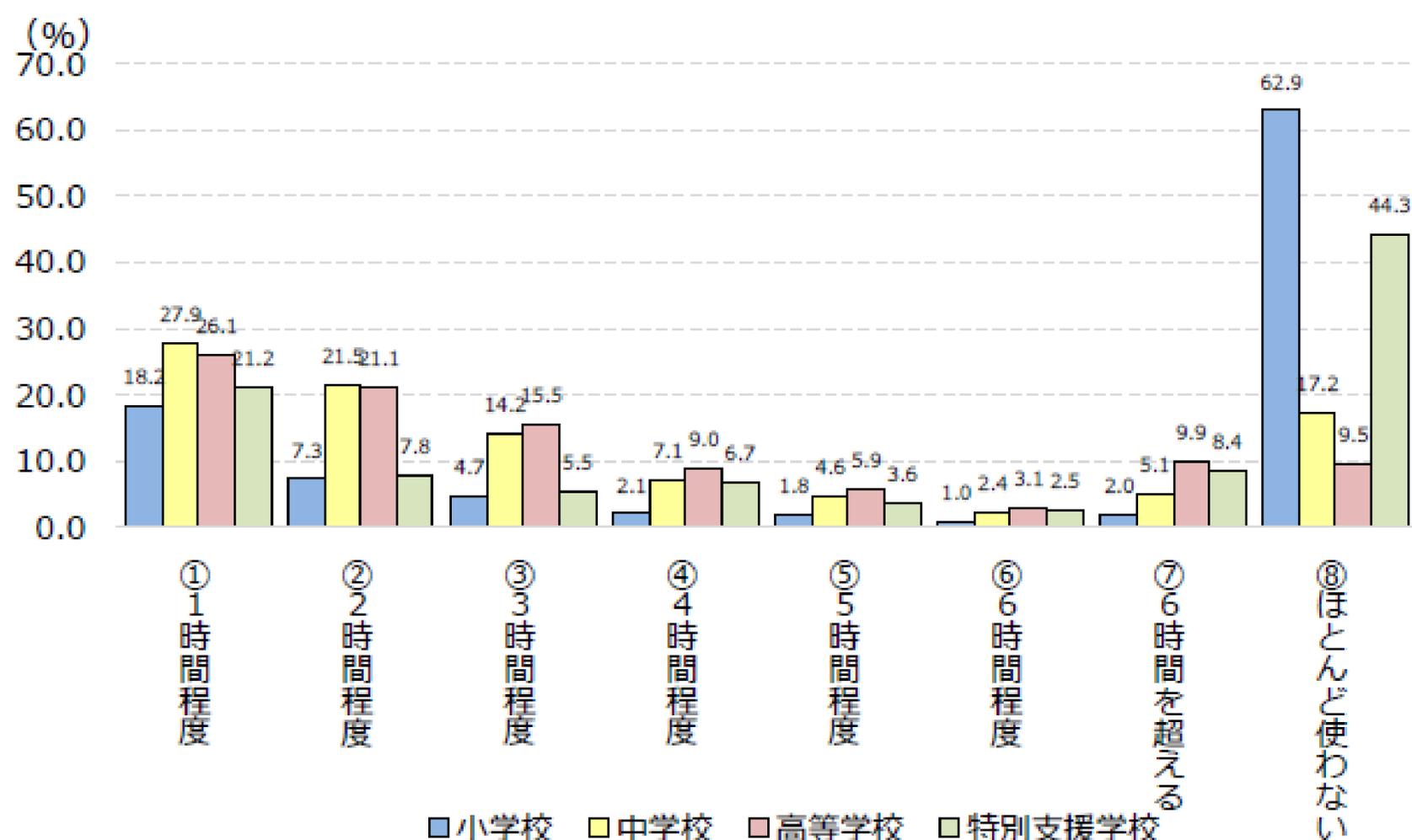
小学校・特別支援学校で「ほとんど使わない」が最も高く、中学校・高等学校で「1時間程度」が最も高くなっています。

図表62 一日のインターネット利用時間（SNS）（学校種別）

学校種	児童・生徒数	一日のインターネット利用時間（SNS）の割合（%）							
		① 1時間程度	② 2時間程度	③ 3時間程度	④ 4時間程度	⑤ 5時間程度	⑥ 6時間程度	⑦ 6時間を超える	⑧ ほとんど使わない
全体	11,662	21.4	12.0	8.1	4.3	3.0	1.6	4.1	45.5
小学校	7,069	18.2	7.3	4.7	2.1	1.8	1.0	2.0	62.9
中学校	2,395	27.9	21.5	14.2	7.1	4.6	2.4	5.1	17.2
高等学校	1,508	26.1	21.1	15.5	9.0	5.9	3.1	9.9	9.5
特別支援学校	690	21.2	7.8	5.5	6.7	3.6	2.5	8.4	44.3

※色塗りは各学校種で最も割合の高いものを示している

＜学校種別 一日のインターネット利用時間（SNS）＞（上記表より抜粋）



【資料】東京都教育委員会「令和5年度『児童・生徒のインターネット利用状況調査』調査報告書」より作成

38 インターネット利用によるトラブルの有無

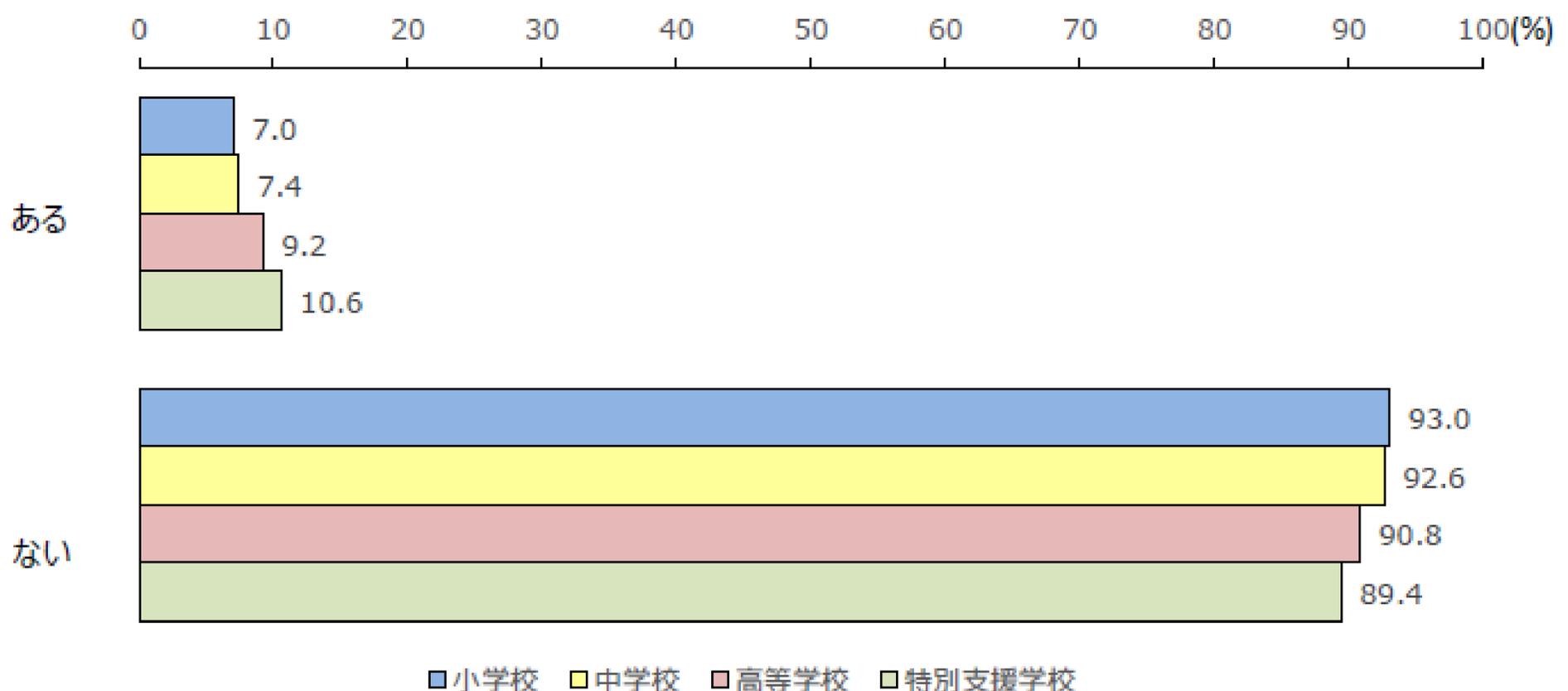
○ 全体では「ない」が 92.4%で高く、「ある」は 7.6%となっています。また、すべての学校種で「ない」が高くなっています。

図表63 インターネット利用時のトラブルや嫌な思いの経験の有無（学校種別）

学校種	児童・生徒数	インターネット利用時の トラブルや嫌な思いの経験の有無の割合	
		① ある	② ない
全体	11,662	7.6	92.4
小学校	7,069	7.0	93.0
中学校	2,395	7.4	92.6
高等学校	1,508	9.2	90.8
特別支援学校	690	10.6	89.4

※色塗りは各学校種で最も割合の高いものを示している

＜学校種別 インターネット利用時のトラブルや嫌な思いの経験の有無＞（上記表より抜粋）



【資料】東京都教育委員会「令和5年度『児童・生徒のインターネット利用状況調査』調査報告書」より作成

39 インターネット利用によるトラブルの内容

○「その他」を除くと、全体では「メールやSNSに書き込んだ文章が原因で友だちとけんかになった」49.2%、「グループ内や、誰も見られるところで、自分の悪口や個人情報を書かれた」26.5%、「無料通話アプリなどのグループで仲間外れにされたり、勝手に退会させられたりした」19.5%の順に割合が高くなっています。

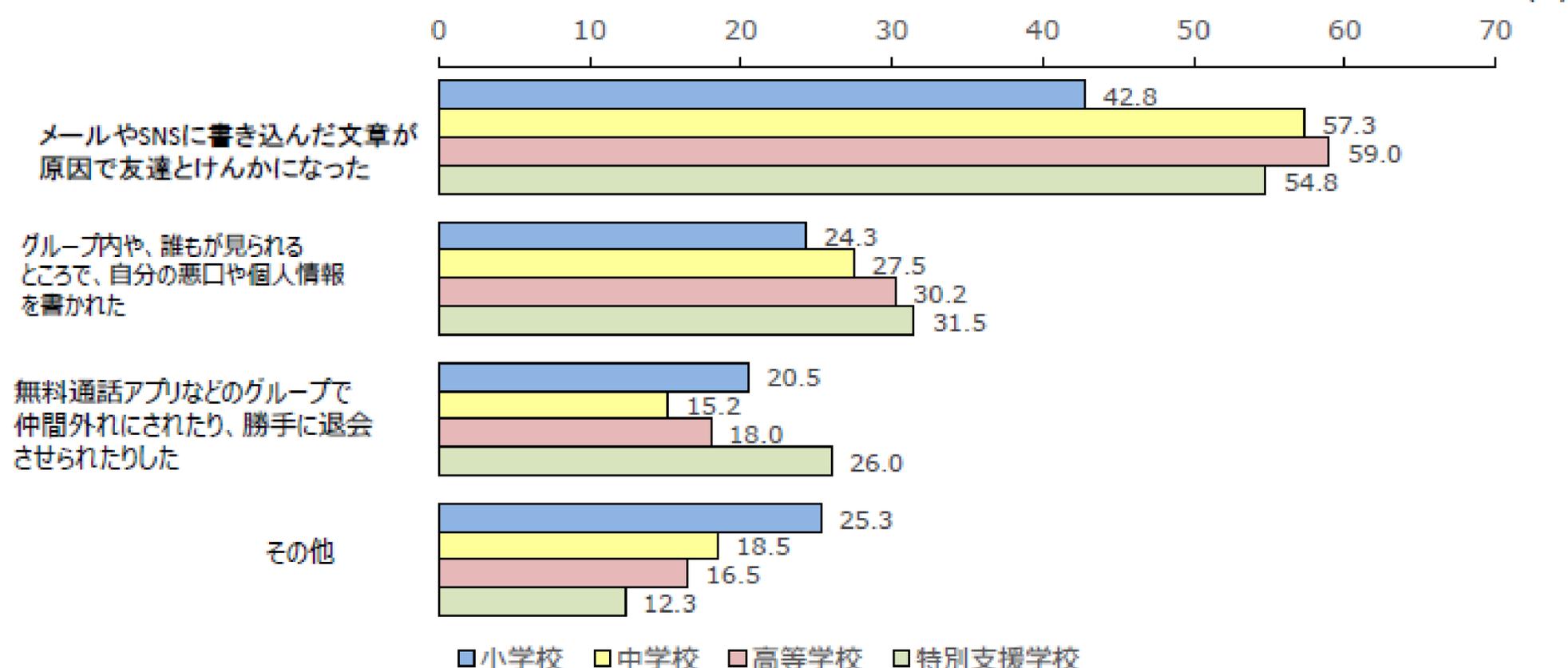
すべての学校種で「メールやSNSに書き込んだ文章が原因で友だちとけんかになった」が最も高くなっています。

図表64 インターネット利用によるトラブルや嫌な思いをした経験の内容（学校種別）

学校種	児童・生徒数	トラブルや嫌な思いをした経験の内容の割合（%）			
		① けんかになった メールやSNSに書き込んだ文章が原因で友だちと	② た悪口や個人情報を書かれた られるところで、誰も見	③ れたりした 無料通話アプリなどのグ	④ その他
全体	888	49.2	26.5	19.5	21.5
小学校	498	42.8	24.3	20.5	25.3
中学校	178	57.3	27.5	15.2	18.5
高等学校	139	59.0	30.2	18.0	16.5
特別支援学校	73	54.8	31.5	26.0	12.3

※色塗りは各学校種で最も割合の高いものを示している

＜学校種別 一日のインターネット利用時間(SNS)＞（上記表より抜粋）

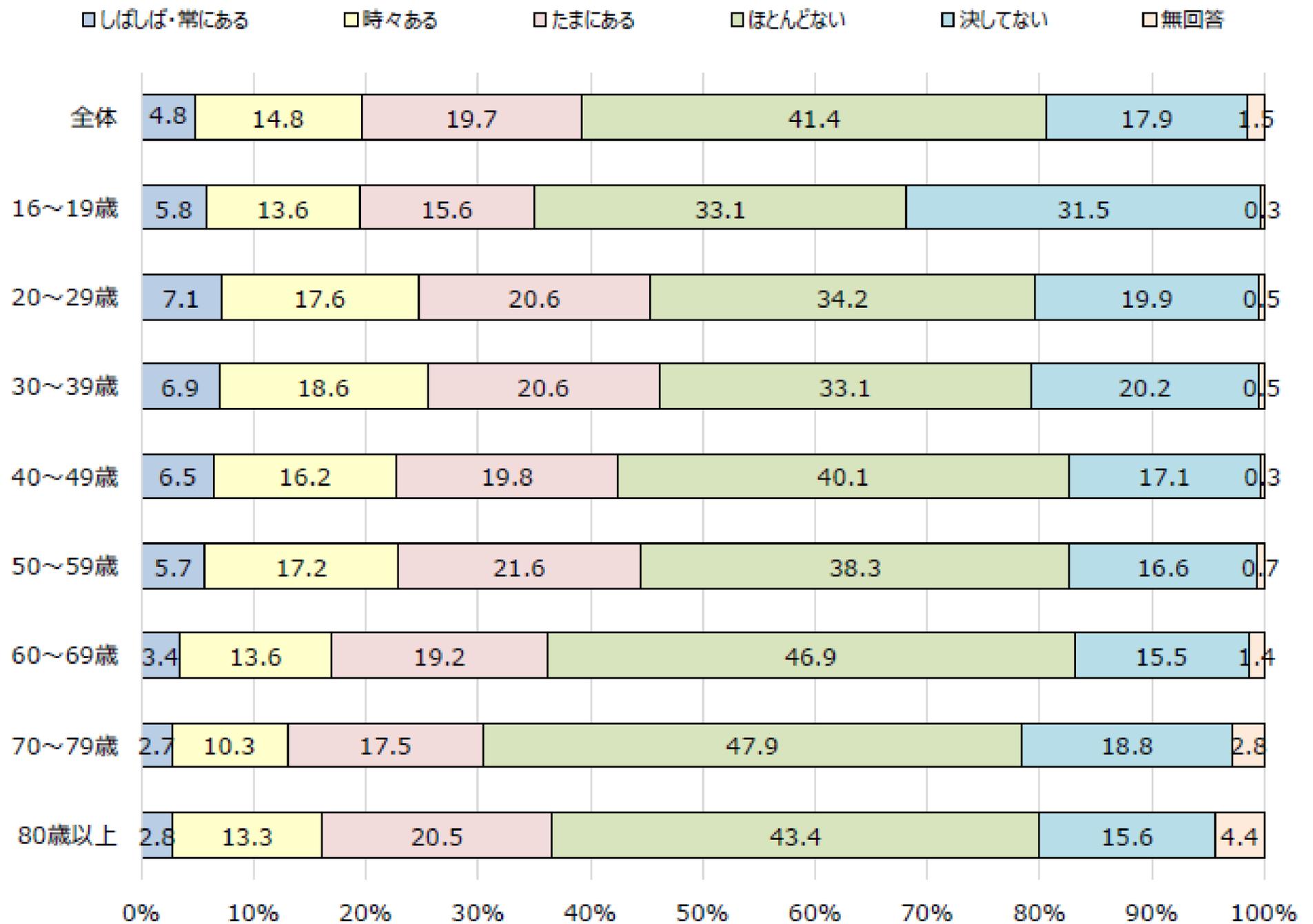


【資料】東京都教育委員会「令和5年度『児童・生徒のインターネット利用状況調査』調査報告書」より作成

40 年齢階級別孤独感

○ 孤独感を年齢階級別にみると、孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は、20歳代から50歳代で高くなっています。

図表65 年齢階級別孤独感（直接質問）



※直接質問：「孤独」について、直接的に質問する内容

内閣官房「人々のつながりに関する基礎調査（令和5年）調査結果の概要」より作成

3 関係法令等

▶ 3-1 子ども・若者育成支援推進法（平成21年7月8日 法律第71号）

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 子ども・若者育成支援施策（第七条—第十四条）
- 第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援（第十五条—第二十五条）
- 第四章 削除
- 第五章 罰則（第三十四条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けないようにするとともに、その意見を

十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。

三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。

四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。

五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。

六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。

七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

（国の責務）

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 こども基本法（令和四年法律第七十七号）第八条第一項の規定による国会への報告及び公表がされたときは、前項の規定による国会への報告及び公表がされたものとみなす。

第二章 子ども・若者育成支援施策

(子ども・若者育成支援施策の基本)

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第八条 政府は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。）を定めなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関

する事項

四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項

五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項

六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 こども基本法第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち前項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた子ども・若者育成支援推進大綱とみなす。

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点(第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関して、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

(関係機関等による支援)

第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であつて、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの(以下「関係機関等」という。)は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する次に掲げる支援(以下この章において単に「支援」という。)を行うよう努めるものとする。

- 一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
- 二 医療及び療養を受けることを助けること。
- 三 生活環境を改善すること。
- 四 修学又は就業を助けること。

五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。

六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

- 2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

- 一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
- 二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。
- 三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会(以下「協議会」という。)を置くよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、協議会を設置したとき

は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等（構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。）に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(子ども・若者支援調整機関)

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

3 調整機関は、第十五条第一項に規定する子ども・若者のうち児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十五条の二第一項に規定する要保護児童又は同法第六条の三第五項に規定する要支援児童であるものに対し、協議会及び同法第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会が協働して効果的に支援を行うことができるよう、同条第四項に規定する要保護児童対策調整機関と連携を図るよう努めるものとする。

(子ども・若者指定支援機関)

第二十二条 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等（調整機関を含む。）のうち

から一の団体を限り子ども・若者指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）として指定することができる。

2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

(指定支援機関への援助等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体（協議会を設置していない地方公共団体を含む。）に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力をを行うよう努めるものとする。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務（調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章 削除

第二十六条から第三十三条まで削除

第五章 罰則

第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

▶ 3-2 こども大綱

(令和5年12月22日閣議決定)

第1 はじめに

1 こども基本法の施行、こども大綱の策定

令和5年4月1日、こども基本法が施行された。こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（以下「こどもの権利条約¹⁾」という。）の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策²⁾に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、こども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的としている（第1条）。

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされている。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している³⁾。そして、こども基本法第3条において、こども施策の基本理念として、次の6点が掲げられている。

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること、その他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- ③ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- ④ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- ⑤ こどもの養育については、家庭を基本として

行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

国は、これらの基本理念にのっとり、こども施策を総合的に策定・実施する責務があり（第4条）、政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならないとされている（第9条第1項）。

こども大綱について、こども基本法では、以下のとおり、規定されている。

- ・ こども大綱は、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項、こども施策を推進するために必要な事項について定めるものとする。（第9条第2項）
- ・ こども大綱は、少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策、子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項を含むものでなければならない。（第9条第3項）
- ・ こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成期間を定めるものとする。（第9条第4項）
- ・ 都道府県はこども大綱を勘案して都道府県こども計画を定めるよう、また、市町村はこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画を定めるよう、努めるものとする。（第10条）
- ・ 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。（第16条）
- ・ こども政策推進会議が、こども大綱の案を作成する。同会議は、こども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする（第

17 条第2項第1号及び同条第3項)

政府は、令和5年4月、内閣総理大臣を会長とするこども政策推進会議を開催し、こども大綱の案の作成に当たり、内閣総理大臣からこども家庭審議会に対し今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針や重要事項等について諮問し、こども家庭審議会においてこどもや若者、子育て当事者の視点に立って議論を進めることを決定した。これを踏まえ、内閣総理大臣から諮問を受けたこども家庭審議会が、こどもや若者、子育て当事者等の意見を聴く取組を実施した上で、同年12月に答申を取りまとめた。

政府として、この答申を真摯に受け止め、総合的な見地から検討・調整を図り、こども政策推進会議において案を作成した上で、ここに、こども大綱を策定する⁴。

2 これまでのこども関連3大綱を踏まえた課題認識

こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものである。

令和2年5月に閣議決定された少子化社会対策大綱については、こども基本法施行前に内閣府の検討会で取りまとめられた中間評価⁵において、少子化の背景には、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、男女の仕事と子育ての両立の難しさ、家事・子育ての負担が依然として女性に偏っている状況、健康上の理由など、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っていることが指摘されている。その上で、少子化を「既婚者の問題」、「女性やこどもの問題」とするのではなく、我が国の経済社会の根幹を揺るがしかねない喫緊の課題であることを社会全体で認識する必要があるとされている。一方で、少子化対策は、決して国や社会の都合で若い世代に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりするものであってはならず、「こどもまんなか」の考えの下で、これから生まれてくるこどもや今を生きているこどもとともに結婚や子育ての当事者となる若い世代を真ん中に据えていくことが求められるとされている。

令和3年4月に子ども・若者育成支援推進本部で決定された子供・若者育成支援推進大綱では、まず、社会全体の状況としては、こどもの自殺などの生命・安全の危機、孤独・孤立の顕在化、低いウェルビーイング⁶、格差拡大への懸念、SDGsの推進、多様性と包摂性ある社会の形成、リアルな体験とDXの両面展開、成年年齢の引下げ等への円滑な対応などが指摘されている。また、こども・若者が過ごす場

ごとの状況として、世帯構造、児童虐待、ひきこもり、家族観の変化といった家庭をめぐる課題や、生徒指導上の課題の深刻化や教職員の多忙化・不足といった学校をめぐる課題、つながりの希薄化といった地域社会をめぐる課題、インターネット利用の拡大といった情報通信環境をめぐる課題、ニートなどの就業をめぐる課題が指摘されている。

令和元年11月に閣議決定された子供の貧困対策の推進に関する大綱については、こども基本法施行前に内閣府の有識者会議で取りまとめられた報告書⁷において、現場には今なお支援を必要とするこどもや家族が多く存在し、その状況は依然として厳しいこと、特に、教育と福祉の連携促進やこども施策と若者施策の融合等、貧困の状態にあるこどもや家庭に支援を届ける上での民間団体を含む幅広い主体間の連携体制について改善を求める声が多く更なる施策の充実が必要であるとされている。また、教育分野を中心に多くの指標が改善傾向にあるが更なる改善が求められるとされている。

3 こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的⁸に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。

具体的には、全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ・ 心身ともに健やかに成長できる
- ・ 個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- ・ 様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ることができる
- ・ 夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、将来を切り開くことができる
- ・ 固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- ・ 自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる

- ・ 不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- ・ 虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- ・ 働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

社会である。

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・ 自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる
- ・ 希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる
- ・ それぞれの希望に応じ、家族を持ち、子どもを産み育てることや、不安なく、子どもとの生活を始めることができる
- ・ 社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、子どもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、子どもが幸せな状態で育つことができる

社会である。

こうした「子どもまんなか社会」の実現は、子ども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになることや、子どもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶うことにつながり、子どもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要である。また、その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高めることにつながる。すなわち、子どもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることにつながる。

子ども大綱の使命は、常に子どもや若者の最善の利益を第一に考え、子ども・若者・子育て支援に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据え、子どもや若者を権利の主体として認識し、子どもや若者の視点で、子どもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより、「子どもまんなか社会」を実現していくことである。子ども大綱は一度取りまとめられたら終わりというものではない。「子どもまんなか社会」の実現に向け、子どもや若者、子育て当事者等の意見を取り入れながら、次元の異なる少子化対策の実

現に向けた子ども未来戦略⁹の推進とあわせて、子ども大綱の下で進める施策の点検と見直しを図っていく。

第2 子ども施策に関する基本的な方針

全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「子どもまんなか社会」の実現に向けて、日本国憲法、子ども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を政府における子ども施策の基本的な方針とする。

- ① 子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② 子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ 子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

- (1) 子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

子ども・若者は、未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在であり、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく、意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体である。つまり、子ども・若者は、心身の発達過程にあっても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体である。

子ども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。

子ども・若者が、自らの権利、心や身体、社会に関する必要な情報や正しい知識を学ぶことができ、それらに基づいて将来を自らが選択でき、生活の場や政策決定の過程において安心して意見を言え、述

べた意見が反映され、それにより周囲や社会が変わっていく体験を積み上げながら、希望と意欲に応じて将来を切り開いていけるよう、取り組んでいく。声を上げにくい状況にあるこども・若者に特に留意しつつ、「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しする。

こども・若者が、多様な価値観に出会い、相互に人格と個性を尊重し合いながら、その多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、固定的な性別役割分担意識や特定の価値観、プレッシャーを押し付けられることなく、主体的に、自分らしく、幸福に暮らすことができるよう支えていく。性別にかかわらずそれぞれのこども・若者の可能性を広げていくことが重要であり、乳幼児期から心身の発達の過程においてジェンダーの視点を取り入れる¹⁰。

思想・信条、人種、民族、国籍、障害の有無、性的指向及びジェンダーアイデンティティ、生い立ち、成育環境、家庭環境等によって差別的取扱いを受けることがないようにする。

貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪や性暴力などの権利の侵害からこどもを守り、救済する。

こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容を、こども・若者や、子育て当事者、教育・保育に携わる者を始めとするおとなに対して、広く周知し、社会全体で共有を図る。

こどもや若者に関わる全ての施策において、こども・若者の視点や権利を主流化し、権利を基盤とした施策を推進する。

(2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重する。

こども・若者が意見表明をし、社会に参画する上でも意見形成は欠かせないものであることから、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。

貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、不登校、障害・医療的ケア、非行などを始めとする困難な状況に置かれたこども・若者や、ヤングケアラー、社会的養護の下で暮らすこども、社会的養護経験者（いわゆるケアリーパー）、宗教二世、外国人のこどもなど、様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者、乳幼児を含む低年齢のこども、意見を表

明することへの意欲や関心が必ずしも高くないこども・若者も自らの意見を持ち、それを表明することができるという認識の下、言語化された意見だけでなく様々な形で発する思いや願いについて汲み取るための十分な配慮を行う。

こどもや若者、子育て当事者が、安全に安心して意見を述べる場や機会をつくり、その意見をこども施策に反映させ、どのように反映されたのか、反映されない場合には理由などをフィードバックし、社会全体に広く発信する。これにより、こども施策の質を向上させるとともに、更なる意見の表明・参画につながる好循環をつくる。こども・若者と対等な目線で、対話しながら、こども・若者とともに社会課題を解決していくことは、こども・若者の自己実現を後押しするとともに、主体的に社会の形成に参画する態度を育み、ひいては民主主義の担い手の育成に資する。

(3) こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長し、若者として社会生活を送るようになる。おとなとして自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでのこどもの成長の過程は、その置かれた環境にも大きく依存し、こどもによって様々であり、かつ、乳幼児期からの連続性を持つものである。円滑な社会生活を送ることができるようになる時期も個人差がある。

それぞれのこども・若者の状況に応じて必要な支援が、義務教育の開始・終了年齢や、成年年齢である18歳、20歳といった特定の年齢で途切れることなく行われ、乳幼児期から学童期・思春期・青年期を経て成人期への移行期にある若者が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを、社会全体で切れ目なく支える。こどもが若者となり自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの一連の過程において、様々な分野の関係機関・団体が有機的に連携し、教育・保育、保健、医療、療育、福祉を切れ目なく提供する。

また、保護者・養育者の「子育て」とは、乳幼児期だけのものではなく、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。子育て当事者が、こどもを産み、育てることを経済的理由で諦めることなく、身近な場所でサポートを受けながらこどもを育てることができ、どのような状況でもこどもが健やかに育つという安心感を持つことができ、こどもを育てながら人生の幅を狭めずに夢を追いかけられるよう、

多子やひとり親世帯に配慮しつつ、取組を進めていく。子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるように取り組む。子育て当事者を社会全体で切れ目なく支えていくことは、こどもと子育て当事者の幸せにとって欠かせない。同時に若い世代にとって、子育てへの安心感や見通しを持つことにつながる。

こども・若者や子育て当事者をめぐる課題が深刻化・複合化しており、単一分野の専門性のみでは解決できないとの認識の下、家庭、学校・園、児童福祉施設、企業、地域などの社会のあらゆる分野の全ての人々が学校・園等の場をプラットフォームとして相互に協力しつつ、関係機関や団体が密接にネットワークを形成し協働しながら、一体となって、こども・若者や子育て当事者を支える。

(4) 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

貧困と格差はこどもやその家族の幸せな状態を損ね、人生における選択可能性を制約し、ひいては社会の安定と持続性の低下にもつながる。このため、貧困と格差の解消を図ることは、良好な成育環境を確保し、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにするための前提であり、全てのこども施策の基盤となる。

乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）¹¹の形成を保障するとともに、愛着を土台として、こども・若者の良好な成育環境を保障し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。

こども・若者が全国どこにいても必要な支援が受けられる環境を整備するとともに、全てのこども・若者や家庭を対象とした乳幼児期からの切れ目ない予防的な関わりを強化する。困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。ひとり親家庭など貧困の状況にある家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応した支援を進めることにより、貧困の解消・貧困の連鎖の防止に取り組む。インクルージョンの観点から、一般施策において、困難な状況にあるこども・若者を受け止められる施策を講じる。こども・若者や家庭が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合って、

いじめ、不登校、ひきこもり、孤独・孤立、非行といった様々な形態で表出するものであり、表出している課題に係るこども・若者への支援に加え、保護者への支援を始めとする成育環境や社会的養護への対応も含め、重層的にアプローチする。保護者がいない又は保護者による虐待などの理由により、こどもを家庭において養育することが困難又は適当ではない場合においては、永続的解決（パーマネンシー保障）を目指して、養育環境の改善や家庭復帰を最大限に支援し、親族等による養育への移行支援、特別養子縁組の判断・支援に取り組みながら、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等、「できる限り良好な家庭的環境」の児童養護施設等において安定的、継続的な養育を提供する。

こども・若者や家庭に支援を届けるに当たっては、支援が必要でも自覚できないなどSOSを発すること自体が困難、相談支援の情報を知らない、知っていたとしても申請が複雑で難しいといった課題があるほか、SOSを発しても周囲が受け取れていないことがある。こども・若者や家庭が、必要な情報を得られ、必要な支援を受けられるよう、地域における関係機関やNPO等の民間団体等が連携し、当事者に寄り添いつつ、プッシュ型・アウトリーチ型の支援を届ける。

幼児教育や保育に携わる者、教職員、青少年教育施設の職員、児童相談所や児童福祉施設等の職員及び里親、障害児支援に携わる者、民生委員・児童委員、保護司、地域でこども・若者や子育てへの支援を担っているNPO等の民間団体の職員やボランティアなど、こども・若者の育ちや困難に対する支援、子育ての支援に携わる関係者が、こどもの権利を理解し、こどもの声を傾聴するゆとりを持てるよう、また、自身が喜びや幸せ、充実を感じられるよう、職場環境や活動環境等の改善に取り組むとともに、多様な人材の確保・養成、専門性や質の向上、メンタルケアなどを充実させる。

(5) 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む

若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。

若い世代の雇用と所得環境の安定を図り、経済的基盤を確保する。若い世代が将来を見通して安心して仕事におけるキャリアとライフイベントの双方にチャレンジでき、さらには趣味等を含むプライベートとの両立もできる環境を整備する。若い世代の将来にわたる生活の基盤を確保し、若い世代が将来に

希望を持って生きられる社会をつくることは、少子化の克服や貧困の解消・貧困の連鎖の防止のための鍵である。

もとより、結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものである。また、家族の在り方や家族を取り巻く環境が多様化している。個人の決定に対し、特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることは決してあってはならない。多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利にならないようにすることが重要である。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、子どもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えていくことが少子化対策の基本である。

子どもや若者が、発達程度に応じて、性と生殖に関する健康と権利¹²、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係などを知る機会や場を充実していく。

妊娠後や子どもが生まれた後の支援に加えて、これから結婚や妊娠を希望する方への希望に応じた支援を進める。

共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・共育てを推進し、家庭内において育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。固定的性別役割分担意識等を前提とした働き方や暮らし方を見直し、子育て当事者の女性と男性がともに、子どもと過ごす時間をつくることができ、仕事などで自己実現を図りつつ相互に協力しながら子育てをすることができ、自らのキャリアを犠牲にすることなく、むしろ子育て経験を仕事等に活かすなど自己実現を図りつつ、それを職場が応援し、地域社会全体で支援するよう取り組む。また、子育て当事者が、共働き・共育てを実現するために必要な情報や支援が得られるようにする。

企業や地域社会、子育てを終えられた方々や子育てされていない方々も含めて、皆が参加して、子ども・若者や子育てをめぐる問題は日本の未来に関わるという意識を持ち、子どもや家族が大事にされるよう、社会全体の構造や意識を変えていく。

(6) 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

子ども家庭庁は、子ども大綱等を基に、子ども政策推進会議や子ども家庭審議会の知見を活用し、制度や組織による縦割りの壁を克服し関係省庁間で横の連携を密に行いつつ、政府全体の子ども施策を強力に推進し、必要に応じて関係省庁に対し勧告権を

行使することも含め、リーダーシップを発揮する。

子ども施策の具体的な実施を中心的に担っているのは地方公共団体であり、国は、地方公共団体と密接に連携しながら、地域の実情を踏まえつつ、国と地方公共団体の視点を共有しながら、子ども施策を推進する。多くの地方公共団体において、地域の実情に応じた自治体子ども計画が策定・推進されるよう、国において支援・促進する。

若者が主体となって活動する団体、地域で子ども・若者や子育てへの支援に取り組む団体や企業、地域で活動する民生・児童委員、青少年相談員や青少年指導員、保護司など、子どもや若者に関わる様々な関係者の協力なくして、子ども・若者を支えていくことはできないため、これらの共助を支える。

国際機関や国際社会における様々な取組と連携する。子どもの権利条約を誠実に遵守するとともに、同条約に基づいて設置された児童の権利委員会による見解やOECD、G7やG20における国際的な議論などを踏まえて国内施策を進めるとともに、我が国の取組を国際社会に積極的に発信するなど国際的な取組に貢献する。

第3 子ども施策に関する重要事項

「子どもまんなか社会」を実現するための子ども施策に関する重要事項について、子ども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ここでは、子ども・若者のライフステージ別に提示することとする。まず、特定のライフステージのみでなくライフステージを通して縦断的に実施すべき重要事項を示し、その次に、ライフステージ別に見た重要事項を示す。続いて、子育て当事者への支援に関する重要事項を示す。

施策を進めるに当たっては、それぞれのライフステージに特有の課題があり、それらが、子どもや若者、子育て当事者にとって、どのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえるとともに、特定のライフステージのみでなくライフステージ全体を通して対処すべき課題があるとの認識の下で取り組んでいくことが重要である。

また、おとなとして自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの子どもの成長の過程は、その置かれた環境にも大きく依存し、子どもによって様々であり、かつ、乳幼児期からの連続性を持つものであること、自分らしく社会生活を送ることができるようになる時期も個人差があることに留意する必要がある。

さらに、子ども・若者や子育て当事者の課題や支援ニーズは、明確な定義を定めて線引きできるようなものは少なくグラデーション¹³であることが多い。そうしたニーズや課題は、子ども・若者の生きづらさや子育てのしにくさとして、どのような子ども・

若者や子育て当事者でも多かれ少なかれ感じているものであり、個別の課題や支援ニーズへの対応は、全てのこども・若者や子育て当事者の幸せに資するものであることに留意しつつ取り組むことが重要である。

これらを踏まえ、こども基本法が掲げる基本理念及び上記「第2 基本的な方針」の下で、次の重要事項に取り組む。なお、これらの重要事項に係る具体的な取組については、こども政策推進会議が「こどもまんなか実行計画」として取りまとめる。

1 ライフステージを通じた重要事項

特定のライフステージのみでなくライフステージを通して縦断的に実施すべきものとして、また、全てのライフステージに共通する事項として、以下の施策に取り組む。

(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

全てのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、こどもの権利条約の認知度を把握しつつその趣旨や内容についての普及啓発に民間団体等と連携して取り組むことにより、自らが権利の主体であることを広く周知する。こどもの教育、養育の場においてこどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学べるよう、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進する。

いじめ、体罰・不適切な指導、児童虐待、性暴力等、こどもの権利侵害を許さないという意識を社会に浸透させるとともに、困難を抱えながらもSOSを発信できていないこども・若者にアウトリーチするため、こども・若者やこども・若者に関わり得る全てのおとなを対象に、人権に対する理解を深め人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進する。

保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わる者などこどもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わるおとなへの情報提供や研修等を推進し、また、広く社会に対しても、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容について広く情報発信を行うことにより、こども・若者が権利の主体であることを広く社会全体に周知する。

こどもの権利が侵害された場合の救済機関として、地方公共団体が設置するオンブズパーソン等の相談救済機関の実態把握や事例の周知を行い、取組を後押しする。

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

(遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着)

遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点である。例えば、こどもが遊びに没頭し、身体の内外的感覚を使い、自らの遊びを充実、発展させていくことは、言語や数量等の感覚などの認知的スキルや、創造力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力などの社会情動的スキルの双方を育むことに加え、多様な動きを身に付け、健康を維持することにつながり、ひいては、生涯にわたる幸せにつながる。こういった遊びや体験活動の重要性、学びへのつながりや、その機会を保障することの重要性を改めて認識した上で、国や地方公共団体、地域、学校・園、家庭、若者、民間団体、民間企業等が連携・協働して、こども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、青少年教育施設の充実を含め、地域資源も生かした遊びや体験の機会や場を意図的・計画的に創出する。地域や成育環境によって体験活動の機会に格差が生じないように配慮する。

こどもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で不可欠なものであり、家庭、地域、学校・園等における取組を推進する。

こどもが基本的な生活習慣を身に付けることができるよう、家庭、学校・園、地域、企業、民間団体等の協力を得ながら、全国的な普及啓発を推進する。

(こどもまんなかまちづくり)

こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を加速化し、地域住民の理解を得た上で、こどもの遊び場とそのアクセスの確保や親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出などの取組を推進する。

子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化する。

(こども・若者が活躍できる機会づくり)

こども・若者が、一人一人異なる長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社会の未来を切り開いていけるよう、異文化や多様な価値観、我が国の伝統・文化への理解、チャレンジ精神、外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育や教養教育、留学生の派遣・受入れ、国内外の青少年の招聘(へい)・派遣等を通じた国際交流を推進する。

持続可能な社会の創り手として活躍できるよう、持続可能な開発のための教育(ESD)を推進する。

理数系教育やアントレプレナーシップ教育(起業

家教育)、STEAM教育¹⁴等を推進し、イノベーションの担い手となるこども・若者や若手起業家等を育成する。

特定分野に特異な才能のあるこども・若者について、その抱える困難に寄り添いつつ、特異な才能を一層伸ばすことができるよう、大学、研究機関、地域の民間団体等の連携・協働の下、応援する。

在留外国人のこども・若者や海外から帰国したこどもについて、就学支援や適応支援、日本語指導等、個々の状況に応じた支援を推進する。

(こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消)

こども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の着実な普及、相談体制の整備等の必要な施策を講ずるよう努める。

こどもに身近な存在である教職員等が固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)を持つことがないよう、男女共同参画を推進するための研修や周知啓発等の取組を推進する。

女子中高生の理工系分野への興味・関心を高め適切に進路を選択することが可能となるような取組を支援するとともに、大学が企業等と連携して行う理工農系分野に進学する女子学生への修学支援の取組を促進する。

様々な世代における固定的な性別役割分担意識の解消に資する取組に関する啓発や情報発信を進める。

(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

(プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究や相談支援等)

不妊、予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ方の妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行うため、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケア¹⁵の取組を推進するとともに、家庭生活に困難を抱える特定妊婦等を含む当事者が必要としている支援に確実につながることができるよう、切れ目のない支援体制を構築する。

妊娠・出産、不妊、産後ケア等のライフイベントや女性特有の健康課題について、フェムテック¹⁶の利活用に係る支援を行う。

国立成育医療研究センターに、「女性の健康」に関

するナショナルセンター機能を持たせ、女性の健康や疾患に特化した研究やプレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究、相談支援、人材育成等を進める。

成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針(成育医療等基本方針)に基づく国民運動である「健やか親子21」の取組により、こどもの成長や発達に関して、子育て当事者である親や身近な養育者が正しい知識を持つことに加えて、学校や企業等も含めた社会全体で親やこどもの多様性を尊重し、見守り、子育てに協力していくことができるよう、国民全体の理解を深めるための普及啓発を促進する。その際、こどもの誕生前から幼児期までの重要性に鑑み、幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン¹⁷に基づく取組と適切に連携する。

乳幼児期・学童期の健診・予防接種等の健康等情報の電子化及び標準化を推進する。また、母子保健情報のデジタル化と利活用を進める。

(慢性疾患・難病を抱えるこども・若者への支援)

慢性疾患や難病を抱えるこども・若者について、児童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき医療費の助成を行うとともに、成人後も切れ目のない医療費助成が受けられるよう、指定難病の要件を満たす小児慢性特定疾病は速やかに指定難病に追加していく。また、その自立を支援するための相談支援や就労支援等を推進する。

こどもホスピスの全国普及に向けた取組を進める。

(4) こどもの貧困対策

今この瞬間にも、貧困によって、日々の食事に困るこどもや、学習の機会や部活動・地域クラブ活動に参加する機会を十分に得られないこども、進学を諦めざるを得ないなど権利が侵害された状況で生きているこどもがいる。こどもの貧困を解消し、貧困によるこうした困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる。こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題であり、その解消に全力をあげて取り組む。貧困及び貧困の連鎖によってこどもたちの将来が閉ざされることは決してあってはならない。こどもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることを国民全体で広く共有し、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切る必要がある。地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援を進める。

どのような状況にあるこどもであっても、こうした支援を届けることにより、貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切ることは、まずもって一人一人の豊かな人生を実現することにつながることに加え、我が国の将来を支える人材が育つことにより、今後の我が国の成長・発展にもつながるものとも言える。

保護者の所得など家庭の状況がこどもの学力や体験の機会に影響を与えるなど、教育における格差の問題が指摘されている。全てのこども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるようにする。学校を地域に開かれた、そして、地域につながっていくプラットフォームと位置付け、地域における関係機関・団体やスクールソーシャルワーカーが、要保護児童対策地域協議会、子ども・若者支援地域協議会等の枠組みを活用して連携し、苦しい状況にあるこどもや若者を早期に把握し、支援につなげる体制を強化する。また、家庭の経済状況が理由で学校生活が制約されたり進路が狭まったりすることなく、全てのこどもが、夢や希望を持ち、挑戦できるよう、将来の貧困の予防や、教育の機会均等を保障する観点から、幼児教育・保育の無償化、義務教育段階の就学援助、高校生等への修学支援、大学生等への修学支援により、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を図るとともに、高校中退を防止するための支援や高校中退後の継続的なサポートを強化する。さらに、こどもが安心して多様な体験や遊びができる機会や、学習する機会を確保し、必要な場合に支援につなげるための取組を支援する。成人期への移行期に親からのネグレクト等により必要な援助が受けられず困難な状況にある学生等の若者にも目配りする。

貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援を進める。生活保護法や生活困窮者自立支援法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法等の関連法制を一体的に捉えて施策を推進する。

保護者の就労支援において、子育て当事者の安定的な経済基盤を確保する観点から、単に職を得るにとどまらず、所得の増大、職業生活の安定と向上のための支援を進める。仕事と両立して安心してこどもを育てられる環境づくりを進める。ひとり親家庭はもちろんのこと、ふたり親家庭についても生活が困難な状態にある家庭については、保護者の状況に合ったきめ細かな就労支援を進めていく。

子育て当事者の日々の生活を安定させる観点から、様々な支援を組み合わせて経済的支援の効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。

こどもの貧困は家庭の自己責任ではなく社会全体で受け止めて取り組むべき課題であるとの認識の下、

国、地方公共団体、民間の企業・団体等の連携・協働により、こどもの貧困に対する社会の理解を促進する。

(5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援

こども基本法に加え、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援する。

特別児童扶養手当等の経済的支援を行うとともに、こどもと家族に寄り添いながら個々の特性や状況に応じた質の高い支援の提供を進める。

障害の有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの機能強化や保育所等への巡回支援の充実を図るなど、地域における障害児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進する。

医療的ケア児、聴覚障害児など、専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化する。

こどもや若者本人のみならず、保護者やきょうだいの支援を進める。障害や発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障害者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、保健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係者の連携の下で早い段階から行っていく。

特別支援教育については、障害のあるこどもと障害のないこどもが可能な限りともに安全・安心に過ごすための条件・環境整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を両輪として、インクルーシブ教育システム¹⁸の実現に向けた取組を一層進める。障害のあるこども・若者の生涯にわたる学習機会の充実を図る。

(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

(児童虐待防止対策等の更なる強化)

児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものであり、どのような背景や思想信条があっても許されるものではない。一方で、虐待に至った親にも自らの被虐待経験や、貧困、疾病、障害等の様々な困難が背景にある場合が多いという現実もあり、子から親になった養育者自身が置かれている困難に対する支援を社会全体で提供することにより、どの

ような困難があっても子どもへの虐待につながらないようにしていく必要がある。虐待相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化を行う。

虐待は決して許されるものではないが、あらゆる子育て当事者が無縁ではないという認識の下、不適切な養育につながる可能性のある家族の支援ニーズをキャッチし、子どもや家庭の声を、当事者の文脈を尊重して受け止め、子育ての困難や不安を分かち合うことで、子育てに困難を感じる家庭、子どものSOSをできる限り早期に把握し、具体的な支援を行う必要がある。このため、こども家庭センターの設置や訪問家事支援等の家庭支援、子どもや親子の居場所支援の推進等を行うとともに、市町村の支援の中心となるこども家庭センターが、地域の保育所、学校などや支援の担い手である民間団体を含め、要保護児童対策地域協議会などの地域のネットワークと一体となって継続的に支え、虐待予防の取組を強化する。

また、虐待による死亡事例（心中以外）の約半数を0歳児が占め、さらにその多くを月齢0カ月児が占めている現実を踏まえ、孤立した環境の中で予期せぬ妊娠に悩む若年女性等に対する相談・日常生活の支援や関係機関との調整等の支援の強化に取り組むとともに、こうした支援の存在が、予期せぬ妊娠に悩む若年女性などの支援を必要としている本人に届くよう、相談窓口の周知などに取り組む。

さらに、子どもにとって不安が大きく、ケアの困難度も高いという一時保護の性質を十分に踏まえ、子どもの状況等に応じた個別ケアが可能となるよう一時保護所の環境改善を進めるとともに、委託一時保護も含めて子どもの権利擁護を推進する。また、虐待等により家庭から孤立した状態の子ども・若者がそのニーズに合わせて必要な支援を受けられるよう取り組む。

児童相談所が一時保護や措置を行う場合等においては、子どもの最善の利益を保障しつつ子どもの意見又は意向を十分に勘案した判断を行うために、児童福祉法に基づく児童相談所等による意見聴取を適切に実施するとともに、子どもの意見表明や子どもの権利擁護を実現できる環境整備を積極的に推進する。また、一時保護開始時の司法審査の円滑な導入を図る。

また、措置解除等に際して、親子の生活の再開や傷ついた親子関係の修復などのために、親子関係の再構築支援を推進する。

性被害の被害者等となった子どもからの聴取における関係機関の連携を推進し、二次被害を防止する観点から、子どもの精神的・身体的な負担軽減等に取り組む。また、子どもからの聴取を適切に行える

よう、聴取を行う側の知見や技術の向上を図るとともに、子どもが安心して話すことができる環境整備を進める。

こども家庭福祉分野は、こうした虐待を受けた子どものトラウマ等を含めたケアや要支援・要保護家庭への相談支援を含むものであり、これに携わる者には子どもと家庭の双方に対する高い専門性が求められる。このため、新たな認定資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」等の専門資格の取得促進に取り組むとともに、市町村及び児童相談所の体制強化を図るための人材の採用・育成・定着支援、専門人材の活用促進等を進める。また、支援現場の業務効率化のためのICT化を推進する。

（社会的養護を必要とする子ども・若者に対する支援）

社会的用語を必要とするすべての子供が適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう、家庭での養育が困難又は適当でない場合は、パーマネンシー保障を目指して、養育環境の改善、親子関係再構築や家庭復帰の支援、親族等による養育（親族等による里親養育・普通養子縁組含む）への移行支援、特別養子縁組の判断・支援に取り組みながら、家庭養育優先原則に基づき、子どもが「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、里親支援センターなどの関係機関の支援等を通じた社会的養護の受け皿としての里親やファミリーホームの確保・充実を進めるとともに、家庭や里親等での養育が適当でない場合は、「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう、児童養護施設等の小規模化・地域分散化等の環境改善や、その人材確保に努める。あわせて、児童養護施設等の多機能化・高機能化を図る。また、社会的養護の下にある子どもの権利保障や支援の質の向上を図る。これらの際、社会的養護を必要とする子どもの声に耳を傾け、その意見を尊重した改善に取り組むとともに、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方に留意して、児童相談所におけるケースマネジメントを推進する。

施設や里親等の下で育った社会的養護経験者は、施設退所後等において、進学・就労や自立した生活を営む上で、家族からのサポートが期待できないといった背景から、様々な困難に直面している場合が多いことを踏まえ、多職種・関係機関の連携による自立支援を進めるとともに、一人一人段階を経て自立をしていけるような地域社会とのつながりをもてるよう支援する。社会的養護の経験はないが同様に様々な困難に直面している若者についても支援の対象として位置付けて支援に取り組む。

（ヤングケアラーへの支援）

本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、子ども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、子どもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていく。家族の世話などに係る負担を軽減又は解消するため、家庭に対する適切なアセスメントにより世帯全体を支援する視点を持った対策を推進する。

(7) 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組

(子ども・若者の自殺対策)

小中高生の自殺者数が増加傾向にあり、危機的な状況となっている。誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、子ども・若者への自殺対策を強力に推進する。子ども・若者の自殺対策については、自殺に関する情報の集約・分析等による自殺の要因分析や、SOSの出し方や心の危機に陥った友人等からのSOSの受け止め方に関する教育を含む自殺予防教育、全国展開を目指した1人1台端末の活用による自殺リスクの早期発見、電話・SNS等を活用した相談体制の整備、都道府県等における多職種で構成される対応チームの設置促進等による自殺予防への的確な対応、遺された子どもへの支援、子ども・若者の自殺が増加する傾向にある長期休暇明け前後の集中的な啓発活動など、体制強化を図りながら、自殺総合対策大綱¹⁹及び子どもの自殺対策緊急強化プラン²⁰に基づく総合的な取組を進めていく。

(子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備)

社会の情報化が進展する中、子どもが情報活用能力を身に付け、情報を適切に取捨選択して利用するとともに、インターネットによる情報発信を適切に行うことができるようにすることが重要な課題となっている。また、子どものインターネット利用の低年齢化が進む中、子どもの健やかな成長を著しく阻害する有害情報²¹も氾濫し、犯罪被害につながるといった重大な問題も起きている。これらのことを踏まえ、子どもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や、情報リテラシーの習得支援、子どもや保護者等に対する啓発、フィルタリングの利用促進²²、ペアレンタルコントロール²³による対応の推進など、子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組む。

(子ども・若者の性犯罪・性暴力対策)

子ども・若者に対する性犯罪・性暴力は、被害当事者の心身に長期にわたり有害な影響を及ぼす極めて悪質な行為である。年齢や性別にかかわらず、また、どのような状況に置かれた子ども・若者であっても、性被害に遭うことはあってはならないとの認識の下、子ども・若者への加害の防止、相談・被害申告をしやすくする取組、被害当事者への支援、継続的な啓発活動の実施等、総合的な取組を進めていく。

生命を大切にし、子どもを性暴力・性犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせないための学校・園における生命(いのち)の安全教育の全国展開を図る。

子ども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み(日本版DBS)の導入に向けて取り組む。

子ども・若者の性被害は潜在化・深刻化しやすいことなどを踏まえ、相談窓口の一層の周知や子ども・若者が相談しやすいSNS等の活用を推進するとともに、地域における支援体制の充実のための取組を推進する。

(犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備)

子どもが一生に残る傷を負う事件や子どもが生命を失う事故が後を絶たず、子どもの生命・尊厳・安全を脅かす深刻な状況があること等を踏まえ、子どもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全ての子どもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、有害環境対策、防犯・交通安全対策、製品事故防止、防災対策等を進める。

子ども・若者が、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達に応じて、体系的な安全教育を推進する。子どもの安全に関する保護者に対する周知啓発を進める。

チャイルド・デス・レビュー²⁴(CDR:Child Death Review)の体制整備に必要な検討を進める。

(非行防止と自立支援)

子ども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだ子ども・若者とその家族への相談支援、自立支援を推進する。

学校や警察等の地域の関係機関・団体の連携を図る。

少年院や刑事施設における矯正教育や改善指導、児童自立支援施設における生活指導や自立支援、社会復帰に資する就労支援の充実を図る。

保護観察の対象となった子ども・若者に対する処遇の強化を図るとともに、保護司などとの連携の強化や体制の充実を図る。

社会全体として非行や犯罪に及んだ子どもや若者に対する理解を深め、育ちを見守る社会気運の向上を図る。

2 ライフステージ別の重要事項

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

こどもの誕生前から幼児期までは、こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期であるとともに、この時期への社会的投資が次代の社会の在り方を大きく左右するため、社会全体にとっても極めて重要な時期である。

また、乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、幼稚園・保育所・認定こども園への就園状況も異なるなど、育ちの環境は多様である。その多様性を尊重しつつ、保護者・養育者の「子育て」を支えることだけでなく、「こどもの育ち」に係る質にも社会がしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、ひとしく、切れ目なく、ウェルビーイングの向上を図ることが重要である。乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人一人のこどもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるようにしなければならない。

これらを踏まえ、後述の「3 子育て当事者への支援に関する重要事項」と併せ、以下の施策に取り組む。

(妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保)

不妊症や不育症、出生前検査など妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化を図る。

出産費用（正常分娩）の保険適用の導入や安全・安心な無痛分娩の推進など出産に関する支援等の更なる強化について検討を進める。

周産期医療の集約化・重点化を推進し、地域の周産期医療体制を確保する。周産期医療の関係者と成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等の関係者等との連携体制の構築を図る。あわせて、里帰り出産を行う妊産婦への支援や、医療と母子保健との連携を推進する。

産後ケア事業の提供体制の確保や養育者のメンタルヘルスに係る取組を進めるなど、産前産後の支援の充実と体制強化を行う。

児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うこども家庭センターにおいて、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制を構築する。妊娠期から、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施する「出産・子育て応援交付金」の継続的な実施に向けての制度

化の検討を進め、着実に実施する。

予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等が必要な支援を受けられるよう、乳児院や母子生活支援施設、NPOなどの民間団体とも連携しながら、取組を進める。

乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防の観点から、新生児マススクリーニング等を推進する。また、これらの観点に加え、悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげ、児童虐待の予防や早期発見にも資するよう、乳幼児健診等を推進する。

先天性代謝異常等を早期に発見する新生児へのマススクリーニング検査の拡充に向けた検証を進めるとともに、新生児聴覚検査など聴覚障害の早期発見・早期療育に資する取組を進める。

(こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実)

家庭、幼稚園、保育所、認定こども園、こどもの育ちに関する関係機関、地域を含めたこどもの育ちを支える場を始めとして、社会全体の全ての人と共有したい理念や基本的な考え方を示す羅針盤である、幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョンに基づき、社会の認識の共有を図りつつ、政府全体の取組を強力に推進する。これにより、こどもの心身の状況や、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、こどもの誕生前から幼児期までの育ちをひとしく、切れ目なく保障する。

待機児童対策に取り組むとともに、親の就業の状況にかかわらず、特に3歳未満児の子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、認定こども園、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点など地域の身近な場を通じた支援を充実する。幼稚園、保育所、認定こども園のいずれにも通っていないこどもの状況を把握し、必要な教育・保育、子育て支援サービス等の環境整備を進め、利用につなげていく。あわせて、病児保育の充実を図る。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、障害のあるこどもや医療的ケア児、外国籍のこどもをはじめ様々な文化を背景にもつこどもなど特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人一人のこどもの健やかな成長を支えていく。

地域や家庭の環境にかかわらず、全てのこどもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼保小の関係者が連携し、こどもの発達にとって重要な遊びを通じた質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図る。

こどもの育ちそのものと密接不可分な保護者・養

育者支援が重要であり、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善を進める。

（２）学童期・思春期

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性を育む時期である。自らのことを客観的に捉えられるようになり、善悪の判断や規範意識を形成するとともに、集団生活で様々な課題に直面する中で、自らの役割や責任を自覚し、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身に付ける。学童期のこどもが、安全・安心が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていくことが重要である。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期である。一方で、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・友人との関係や恋愛などに悩んだりする繊細な時期でもある。思春期のこどもが、自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されることがないよう支えていくことが望まれる。

これらを踏まえ、以下の施策に取り組む。

（こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等）

こどもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしながら、他者に関わりながら育つ、こどもにとって大切な居場所の一つであり、こどもの最善の利益の実現を図る観点から、また、格差を縮小し、社会的包摂を実現する観点から、公教育を再生させ、学校生活を更に充実したものとす。

住んでいる地域に関わらず、全てのこどもが、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実する。これまでの学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全・安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障の3つを学校教育の本質的な役割として継承しつつ、こども・若者、保護者、教育現場、地方公共団体（教育委員会及び首長部局）などのステ

ークホルダーからの意見聴取や対話を行い、施策に反映していきながら、取組を着実に進めていく。

学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、1人1台端末やデジタル教科書の活用などを進め、一人一人のこどもの可能性を伸ばしながら、教職員が本来求められる役割に対してその力を存分に発揮できるようにしていく。

インクルーシブ教育システムを推進し、特別支援教育の充実を図る。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に進め、こどもを地域全体で育む地域とともにある学校づくりと、地域やこどもをめぐる課題解決のためのプラットフォームにもなり得る学校を核とした地域づくりを推進する。

将来にわたりこども・若者がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができるよう、地域の実情に応じて、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進める。

在外教育施設における教育の振興に関する法律の基本理念等を踏まえ、在外教育施設の魅力を高め、多様なこどものニーズや施設ごとの特性を踏まえた「選ばれる在外教育施設」づくりを推進する。

社会形成に参画する態度や規範意識、思いやりの心を育てるため、道徳教育や情報モラル教育を推進する。

体育の授業の充実を図るとともに、学校や地域におけるこどもの体力の向上のための取組を推進する。

こども・若者の健康の保持増進を担う養護教諭の支援体制の推進や、健康診断等の保健管理や薬物乱用防止教育など、学校保健を推進する。

学校給食の普及・充実や、栄養教諭を中核とした、家庭、学校、地域等が連携した食育の取組を推進する。学校給食無償化の課題の整理等を行う。

（居場所づくり）

全てのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが必要である。もとよりこども・若者の「居場所」とは、こども・若者が遊んだり、何もしなかったり、好きなことをして過ごす場所や時間、人との関係性全てが「居場所」になり得るものであるが、その場を居場所と感ずるかどうかはこども・若者本人が決めるものであるという前提に立って居場所づくりを推進する。その際、こどもの居場所を新たにつくっていくことに加え、すでに多くのこども・若者の居場所となっている児童館、子ども会、こども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設などについても、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組む。こうした点を含め、誰一人取

り残さず、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、こどもの居場所づくりに関する指針²⁶に基づき、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進する。

全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進め、放課後児童クラブの安定的な運営を確保し、待機児童の早期解消を図るとともに、学校施設の利用促進の観点も含め首長部局・教育委員会等の連携を促進する等の放課後児童対策に取り組む。

（小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実）

こどもが地域において休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児医療体制の充実を図る。

小児医療の関係者と成育過程にある者に対する医療、保健、福祉、教育等の関係者等との連携体制の構築を図り、医療的ケア児やその家族も含めた支援体制を確保する等、地域のこどもの健やかな成育の推進を図る。

こども・若者が、自らの発達程度に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、SOSを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるよう、教育委員会と保健部局が連携し、学校や保健所等において、性に関する科学的知識に加え、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係など様々な観点から、医療関係者等の協力を得ながら、性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援を進める。

予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等を進める。

（成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育）

こども・若者が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達程度等に応じて身に付けることができるよう、主権者教育を推進する。

こども・若者が消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できるよう、教育機関や関係団体との連携・協働による消費者教育の推進を図る。金融経済教育の機会の提供に向けた取組を推進するための体制を整備し、金融経済教育の更なる充実を通じて、こども・若者の金融リテラシーの向上に取り組む。

様々な仕事・ロールモデルに触れる機会、社会人との交流の場、乳幼児と触れ合う機会などを創出し、こども・若者が自らのライフデザインを描けるよう、

意識啓発や情報提供に取り組む。

こども・若者が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることに資する取組を推進する。職場体験・インターンシップ等の体験的な学習活動を効果的に活用する。こども・若者の自己実現につながる働き方の選択等に資するよう、高校等における労働関係法令の教育の支援に取り組む。社会保障の意義や仕組みを理解し、必要な制度を活用できるようにするとともに、変化する社会における社会保障について当事者意識を持てるようにするため、社会保障教育の取組を一層推進する。

（いじめ防止）

いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、社会総がかりでいじめ問題に取り組む。首長部局と教育委員会が連携し、国公立の全ての学校において、いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底を図るとともに、道徳科や学級・ホームルーム活動等におけるこども主体でのいじめ防止に資する取組の実施、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進など、いじめ防止対策を強化する。加えて、いわゆる「ネットいじめ」に関する対策の推進を図る。また、全てのこどもが自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう働きかけるなど、いじめの未然防止教育を推進する。

いじめの被害児が加害児でもあったり、加害の背景に虐待体験があったり、その保護者にも虐待体験があったり経済的困難の問題があったりするなど、その実態や背景の把握、解決に向けた対応は容易ではないことも多く、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えた多面的な見立てと横断的かつ縦断的な手立てや支援を講じる。

地方公共団体における総合教育会議等を活用した日常的な首長部局と教育委員会との連携促進や、首長部局でいじめ相談から解消まで取り組むなど地域におけるいじめ防止対策の体制構築、重大ないじめ対応に係る第三者性の向上、警察等の外部専門機関との連携促進等に取り組む。

いじめの重大事態について、国に情報を収集し、文部科学省とこども家庭庁とで情報を共有しつつ、学校設置者に必要な支援を行うとともに、重大事態調査の結果について分析等を行い、重大事態調査の適切な運用やいじめ防止対策の強化を図る。

（不登校のこどもへの支援）

不登校については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、不登校はどのこどもにも起こり得るものであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られることのない

ように配慮することを基本的な考え方とする教育機会確保法の趣旨を踏まえ、全てのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう、学校内外の教育支援センターの設置促進・機能強化を図り、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）を全都道府県・政令指定都市に設置するとともに、将来的には全国に300校の設置を目指す。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家いつでも相談できる環境の整備、ICT等を活用した学習支援、NPOやフリースクール等との連携など、不登校のこどもへの支援体制を整備し、アウトリーチを強化する。

不登校のこどもの意見も聞きながら、不登校傾向を含めた不登校のこどもの数の増加に係る要因分析を行う。

（校則の見直し）

校則は、各学校がそれぞれの教育目標を達成するために、学校や地域の状況に応じて、必要かつ合理的な範囲内で定めるものであり、校則の見直しを行う場合にはその過程でこどもや保護者等の関係者からの意見を聴取した上で決めていくことが望ましいことから、学校や教育委員会等に対してその旨を周知するとともに、各地の好事例の収集、周知等を行う。

（体罰や不適切な指導の防止）

体罰はいかなる場合も許されるものではなく、学校教育法で禁止されている。また、生徒指導提要²⁶等においても、教職員による体罰や不適切な指導等については、部活動を含めた学校教育全体で、いかなるこどもに対しても決して許されないと示されていることを踏まえ、教育委員会等に対する上記趣旨の周知等、体罰や不適切な指導の根絶に向けた取組強化を推進する。

（高校中退の予防、高校中退後の支援）

高校中退を予防するため、学習等に課題を抱える高校生の学力向上や進路支援、キャリア教育の充実、課題に応じて適切な支援につなげるスクールソーシャルワーカーの配置推進など、高校における指導・相談体制の充実を図る。

高校を中退したこどもが高校卒業程度の学力を身に付けることができるよう、学習相談や学習支援を推進する。地域若者サポートステーションやハローワーク等が実施する支援の内容について、学校が高校を中退したこどもに情報提供を行うなど、就労支援や復学・就学のための取組の充実を図る。高校を中退したこどもの高校への再入学・学びを支援する。

（3）青年期

青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間として、大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期である。また、人生における様々なライフイベントが重なる時期である。自らの価値観や生き方を確立しようとするが、同時に、社会的な役割や責任に対する不安なども感じることがある。

青年期の若者が、自らの適性等を理解した上で、職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取組や若者に対する相談支援が求められる。

これらを踏まえ、以下の施策に取り組む。

（高等教育の修学支援、高等教育の充実）

若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンス確保できるよう、高等教育段階の修学支援を着実に実施する。

大学等に進学した若者が、組織的・体系的な質の高い教育を受けることができ、主体的な学修を進められるよう、大学等において教育内容・方法の改善を進める。

在学段階から職業意識の形成支援を行うとともに、学生のキャリア形成支援やライフプランニング教育を推進する。

大学等における学生の自殺対策などの取組や、障害のある学生への支援を推進する。

青年期の社会人を始めとする幅広い学習者の要請に対応するための大学等における生涯学習の取組を促す。

（就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組）

就職活動段階においては、マッチングの向上等を図ることで、不本意な早期離職を抑制しながら、キャリアの早い段階から新規学卒就職者等が集中的に職業経験を積んで、その後のキャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるよう支援を行う。

離職する若者が早期に再就職し、その持てる能力を発揮できるよう、キャリア自律に向けた支援を行う。また、ハローワークや地域若者サポートステーション等による若者への就職支援に取り組む。

全国どの地域に暮らす若者にとっても、経済的な不安がなく、良質な雇用環境の下で、将来への展望を持って生活できるよう、地方創生に向けた取組を推進する。特に、地方から若者、中でも女性が都市部に流出していることを踏まえつつ、地方において若者や女性が活躍できる環境を整備することが必要であり、地方における分厚い中間層の形成に向けて、国内投資の拡大を含め、持続的に若い世代の所得が向上し、将来に希望を感じられるような魅力的な仕事を創っていくための取組を支援していく。

大きな社会経済政策として、最重要課題である「賃上げ」に取り組む。新しい資本主義の下、持続的な成長を可能とする経済構造を構築する観点から、「質の高い」投資の促進を図りつつ、「成長と分配の好循環」（成長の果実が賃金に分配され、セーフティネット等による暮らしの安心の下でそれが消費へとつながる）と「賃金と物価の好循環」（企業が賃金上昇やコストを適切に価格に反映することで収益を確保し、それが更に賃金に分配される）という「2つの好循環」の実現を目指す。

「一人ひとりが自らのキャリアを選択する」時代となり、働き方が大きく変化する中で、労働者の主体的な選択による職業選択や労働移動が、企業と経済の更なる成長につながり、構造的賃上げに資するものとなるよう、リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化という三位一体の労働市場改革を加速する。

賃上げの動きを全ての働く人々が実感でき、将来への期待も含めて、持続的なものとなるよう、L字カーブ²⁷の解消などを含め、男女ともに働きやすい環境の整備、「同一労働同一賃金」の徹底と必要な制度見直しの検討、希望する非正規雇用労働者の正規化を進める。

いわゆる「年収の壁（106万円/130万円）」については、壁を意識せずに働くことが可能となるよう、取り組む。

（結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援）

結婚の希望が叶えられない大きな理由としては、経済的事情や仕事の問題などのほか「適当な相手にめぐり合わないから」であり、多くの地方公共団体等において行われている出会いの機会・場の創出支援について、効果の高い取組を推進し、より広域での展開、官民連携、伴走型の支援を充実させる。

結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援を推進する。

（悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実）

子ども・若者総合相談センターなど、ニートやひきこもりの状態にあたり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図る。

進学や就職、人間関係について悩みや不安を抱えたり、誰にも相談できず孤独やストレスを感じたりするなど、こころのSOSサインに気づいた時の対処の仕方をはじめ、こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等について学生を含む若者に周知する。

悩みや不安を抱える友達を相談支援やサポートに

つなげることができるよう情報等を周知する。

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化している中で、祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にある。また、少子化が進行する中で、子ども・若者にとって、乳幼児と触れ合う機会が減少しているとの指摘もある。

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合えるようにすることが、子ども・若者の健やかな成長のために重要である。

これらを踏まえ、以下の施策に取り組む。

（1）子育てや教育に関する経済的負担の軽減

幼児教育・保育の無償化や高校等の授業料支援、高等教育段階の修学支援など、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を着実に実施する。

教育費の負担が理想の子ども数を持たない大きな理由の一つとなっているとの声があることから、特にその負担軽減が喫緊の課題とされる高等教育について、授業料等減免や奨学金制度の充実、授業料後払い制度（いわゆる日本版HECS）の本格導入など、更なる支援拡充を検討し、必要な措置を講じる。

児童手当について、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置づけを明確化し、拡充する。

地方公共団体の取組を妨げない措置により、医療費等の負担軽減を図る。

（2）地域子育て支援、家庭教育支援

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全ての子どもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進する。子育て当事者の気持ちを受け止め、寄り添いながら、オンラインも活用した相談やプッシュ型の情報提供を行う。こどもとの親としての関わりの工夫や体罰等がこどもに与える悪影響等を親に伝えるなど、体罰によらない子育てに関する啓発を進める。

一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組を推進する。

保護者が家庭においてこどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、保護者が学ぶことや、身近に相談相手がない状況にある保護者を切れ目なく支援することができるよう、訪問型を含

めた家庭教育支援チームの普及を図るなど、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進する。

(3) 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・子育てを推進する。

職場の文化・雰囲気を変え、男性、女性ともに、希望どおり、気兼ねなく育児休業制度を使えるよう、組織のトップや管理職の意識を変え、仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めていく。同時に、育児休業制度自体についても多様な働き方に対応した自由度の高い制度へと強化する。

長時間労働の是正や働き方改革を進めるとともに、男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の福利厚生充実を図ることにより、女性に一方的に負担が偏る状況を解消し、女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できるような環境整備を進める。

男性の育児休業が当たり前になる社会の実現に向けて、官民一体となって取り組むこととし、制度面と給付面の両面からの対応を抜本的に強化する。男性の家事・子育てへの参画の意識改革に加え、組織において就労環境や組織風土の根本的な見直しにより様々なケースに対応した実効性の高い取組の充実を図り、それぞれの家庭の事情やニーズに応じて活用できるようにすることで、男性の家事・子育てに参画したいという希望を叶えるとともに、その主体的な参画を社会全体で後押ししていく。

(4) ひとり親家庭への支援

我が国のひとり親家庭の相対的貧困率²⁹がOECD加盟国の中でも非常に高い水準で推移してきた現状を直視し、ひとり親家庭の子育てを支え、高い就労率を経済的な自立の実現に結びつける。その際、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすく、親子で心穏やかに過ごす時間を持たないことも看過してはならない。

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組む。また、こどもに届く生活・学習支援を進める。

別居により実質的にひとり親の状態となっている方を含む多くのひとり親が仕事と子育てを一手に担わざるを得ない状況にあることを踏まえて、相談に来ることを待つことなくプッシュ型による相談支援

を行うことや、様々な課題にワンストップで必要な支援につなげることができる相談支援体制を強化する。当事者の声を取り入れ、ひとり親家庭に対する偏見や差別のない、当事者に寄り添った相談支援を行う。

こどもにとって不利益が生じることのないよう、こどもの最善の利益を考慮しながら、安全・安心な親子の交流を推進するとともに、養育費の履行確保のため、養育費に関する相談支援や取決めの促進について強化を図る。

第4 こども施策を推進するために必要な事項

1 こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法においては、こども施策の基本理念として、「全てのこどもについて、その年齢及び発達程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が掲げられている。すなわち、こども・若者の社会参画と意見反映を車の両輪として進めていくことが求められている。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、施策の対象となるこども等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられている。

また、こどもの権利条約は、児童の意見を表明する権利（以下「意見表明権」という。）を定めており、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼす全ての事項について自由に自己の意見を表明し、その意見は年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるとしている。その実践を通じた権利保障を推進することが求められる³⁰。

こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある。

- ① こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。
- ② こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

こどもや若者ととともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることができる場や機会を作るとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要

である。その際、子どもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効性のあるものとしていく必要がある。

子どもや若者と対話し、その意見を受け止め、施策に反映させ、どのように施策に反映されたかをフィードバックし、社会全体に広く発信することにより、施策の質を向上させるとともに、子どもや若者の更なる意見表明につながるような好循環を創出しなければならない。また、子どもや若者の主体的な社会参画を社会全体で後押しすることが必要である。その際、おとなの経験や考えを一方向的に押し付けることなく、子ども・若者と対等な目線でその意見を真摯に聴いて尊重するおとなの姿勢が重要である。

子どもや若者の社会参画と意見反映に関する国や地方公共団体の取組を社会全体に広く発信することにより、家庭や学校など子どもや若者に関わる様々な場所においても子どもや若者の意見を聴く取組が進み、子どもや若者の社会参画や意見反映の意義や重要性等について社会全体に浸透することが期待される。

幼い頃から積み重ねられた主体的な自己決定あるいは意見表明の経験は、青年期から成人期に至る若者の意見表明や主体的な社会参画につながっていくという視点を持つことが重要である。乳幼児期からおとなになるまでの全ての発達の段階の中で、子どもや若者の社会参画と意見表明の大切さを伝え、その意欲を育むことが肝要である。その際、全ての子どもや若者について、意見形成や意見表明の機会が確保されるよう、留意する。

これらを踏まえ、子ども基本法が掲げる基本理念及び上記「第2 基本的な方針」の下で、以下の施策に取り組む。

(1) 国の政策決定過程への子ども・若者の参画促進

子ども・若者の意見を政策に反映させるための取組(『子ども若者★いけんぶらす』)を推進し、各府省庁が設定したテーマに加え、子ども・若者が選んだテーマについても、子ども・若者の意見の政策への反映を進める。その際、テーマに関する事前の情報提供や意見の反映状況に関するフィードバックを重視するとともに、寄せられた意見について匿名化等の個人情報の適切な保護を行った上で集約・分析する体制を構築する。

若者が主体となって活動する団体からの意見聴取に関する取組を行う。

各府省庁の各種審議会、懇談会等の委員に、子どもや若者を一定割合以上登用するよう取り組む。各種審議会、懇談会等における子ども・若者委員割合を「見える化」する。

各府省庁の職員が子どもや若者の社会参画・意見反映について適切に理解し効果的に取り組むことができるよう、ガイドラインを作成し、周知を図る。

(2) 地方公共団体等における取組促進

子どもや若者にとってより身近な施策を行う地方公共団体において、様々な機会を捉え、子ども・若者の社会参画の促進、意見を聴く取組が着実に進められるよう、上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供を行う。

子どもに関わるルール等の制定や見直しの過程に子ども自身が関与することは、子どもの意見表明権を保障し、当事者の視点からルールを見直し改善する契機にもなるとともに、身近な課題を自分たちで解決する経験となるなど、教育的な意義があることから、学校や教育委員会等の先導的な取組事例について周知する。

(3) 社会参画や意見表明の機会の充実

子どもや若者にとって社会参画や意見表明の機会や場が必ずしも十分ではない現状を踏まえ、あらゆる子ども・若者が、家庭や学校、地域などにおいて、意見を形成し、日常的に意見を言い合える機会や、権利の主体として尊重され、意見が聴かれ、その意見が尊重される機会を、乳幼児期から学童期・思春期・青年期に至るまで持つことができるよう、子どもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組む。また、保護者や教職員、幼児教育や保育に携わる者など子どもや若者の健やかな育ちに関わるおとなのほか、広く社会に対しても、子ども・若者の意見を表明する権利について周知啓発する。

子どもや若者が意見を表明し、社会に参画できるようになるため、子どもや若者が理解しやすくアクセスしやすい多様な方法で子ども施策に関する十分な情報提供を行う。

子どもや若者が、自らの意見や気持ちを表明してもよいことを理解できるよう、その年齢や発達の程度に応じて、自らの権利について知る機会の創出に向けて取り組む。

(4) 多様な声を施策に反映させる工夫

貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、不登校、障害・医療的ケア、非行などを始め、困難な状況に置かれた子ども・若者、ヤングケアラー、社会的養護の下で暮らす子ども、社会的養護経験者など、様々な状況にあって声を聴かれにくい子どもや若者、乳幼児を含む低年齢の子ども、意見を表明すること

への意欲や関心を必ずしも高くもてない子どもや若者がいることを認識し、全ての子ども・若者が自らの意見をもち、それを表明することができるという認識の下、安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう、意見聴取に係る多様な手法を検討するとともに、十分な配慮や工夫をする。

(5) 社会参画・意見反映を支える人材の育成

子どもや若者が意見を言いやすい環境をつくるため、安全・安心な場をつくり意見を言いやすくなるように引き出すファシリテーターを積極的に活用できるように、人材確保や養成等のための取組を行う。

(6) 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備

様々な社会課題の解決に自ら声を上げて取り組む若者団体や地域において子どもや若者が主体となって活動している子ども会議、若者会議、ユースカウンシルなどは、子どもや若者の社会参画の機会の一つであり、これらの活動がより充実するよう、連携を強化するとともに、好事例の展開等を進める。若者団体等の主体的な活動を促進するための取組の在り方について検討する。

地域における子どもの意見反映・社会参画の拠点として、児童館、子ども会、子ども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設、子どもの意見表明支援や子どもの社会参画機会の提供を行う民間団体との連携を強化する。

(7) 子ども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

子どもや若者の社会参画や意見反映に関する調査研究を推進する。

子ども・若者の社会参画、意見反映のプロセスやその結果に係る評価について、仕組みの構築に向けて取り組む。

2 子ども施策の共通の基盤となる取組

(1) 「子どもまんなか」の実現に向けたEBPM

(子ども施策におけるEBPMの浸透に向けた仕組み・体制の整備)

様々なデータや統計を活用するとともに、子ども・若者からの意見聴取などの定性的なデータも活用し、個人情報を取り扱う場合にあっては子どもや若者本人等の権利利益の保護にも十分に配慮しながら、課題の抽出などの事前の施策立案段階から、施策の効

果の事後の点検・評価・公表まで、それぞれの段階で、エビデンスに基づき多面的に施策を立案し、評価し、改善していく（EBPM：Evidence Based Policy Making）。その際、施策立案・実施の専門家である行政職員とデータ利活用等の専門家が協働・対話して進めていくこと、試行錯誤をしながら進めていくこと、定量的なデータに固執し過ぎず定性的なデータも活用することを認識しつつ進める。また、子ども施策においては、何をアウトカムとするかが十分に定まっていないものが少なくなく、研究途上とも言えることから、子ども・若者や子育て当事者の視点に立ち、施策の実態を踏まえて、何をアウトカムとすることが適切か、そうしたアウトカムをどのように得ていくのかについて検討していく。

大学・研究機関等の外部の専門家の登用・活用を進めるなど、子ども施策の企画立案・実施を担う行政職員をEBPMの観点から支援する体制を整備する。

子ども施策の企画立案・実施を担う部署の職員に対し、EBPMに関する周知啓発や研修、情報提供、支援を進める。

行政が中長期的な視野に立って優先順位等を付けた上で施策課題について研究テーマを提起し大学・研究機関等の創意工夫を活かす調査研究等を推進する。

新たに「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせる国立成育医療研究センターにおける成育医療等に関するシンクタンク機能の充実を図る。

地方公共団体が行う子ども施策におけるEBPMに関する取組について、好事例の展開等を行う。

(子ども施策に関するデータの整備、エビデンスの構築)

良質なデータがあってこそ導出されたエビデンスを施策課題等に照らして解釈することが可能となるとの認識の下、政府全体として収集すべきデータを精査し、各府省庁が連携して、子ども・若者や子育て当事者の視点に立った調査研究の充実や必要なデータの整備等を進める。その際、国際機関等のデータとの比較の視点を考慮するとともに、子どもに関する長期的な追跡データや月次データ等の充実、男女別データの把握³⁰に努める。

子どもに着目したウェルビーイング指標の在り方について検討を進める。

子ども施策の推進のために創出が必要なエビデンスを洗い出し、子ども・若者や子育て当事者等の視点に立って、優先順位をつけ、エビデンスの構築に取り組む。その際、外部の専門家を活用し、透明性・客観性を高める。

子ども・若者や子育て当事者に関する国が行った調査研究等で得られたデータの二次利用を推進する。

(2) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

幼児教育や保育に携わる者、教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、社会教育に携わる者、青少年教育施設の職員、児童相談所や児童福祉施設等の職員及び里親、障害児支援に携わる者、民生委員・児童委員、保護司、地域でこども・若者や子育てへの支援を担っているNPO等の民間団体の職員など、こども・若者の健やかな育ちや困難に対する支援、子育て支援に携わる担い手の確保、育成、専門性の向上を図る。

担い手自身が喜びを感じながら仕事におけるキャリアが形成できる環境づくりを進める。こどもや家庭との関わりの中でストレスにさらされている職員などに対するメンタルケアに取り組む。

地域における身近なおとなや若者など、ボランティアやピアサポートができる人材など多様な人材を確保・育成する。

こども・若者の健やかな育ちや子育て支援に携わる民間団体同士、行政機関と民間団体の連携強化を図る。

(3) 地域における包括的な支援体制の構築・強化

教育・保育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体が密接に情報共有・連携を行う「横のネットワーク」と、義務教育の開始・終了年齢や、成年年齢である18歳、20歳といった特定の年齢で途切れることなく継続して支援を行う「縦のネットワーク」による包括的な支援体制として、地方公共団体の教育委員会や福祉部局、学校・園、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、児童発達支援センター、児童家庭支援センター、児童相談所、こども家庭センター、子ども・若者総合相談センター、医療機関（産婦人科、小児科、精神科、歯科等の医療機関及び助産所）、こども・若者や子育て当事者の支援に取り組む民間団体等の連携を図るため、要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会を活用し、その機能を強化し連携させる。各地の協議会間の連携（ネットワークのネットワーク）による全国的な共助体制の構築を図る。

こども家庭センターの全国展開を図るとともに、こども家庭センターと子ども・若者総合相談センター等を連携させ、こども・若者や子育て当事者の相談支援を強化する。

先進的な地方公共団体の取組も参考に、住民に身近な地方公共団体において、個々のこども・若者や家庭の状況や支援内容等に関する教育・保健・福祉などの情報・データを分野を超えて連携させること

を通じて、潜在的に支援が必要なこども・若者や家庭を早期に把握し、SOSを待つことなく、プッシュ型・アウトリーチ型支援を届けることができる取組を推進する。

(4) 子育てに係る手続・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信

制度があっても現場で使いづらい・執行しづらいという状況にならないよう、「こども政策DX」を推進し、プッシュ型通知や、デジタル技術を活用した手続等の簡素化、データ連携、様々な手続をワンストップで行うことができる窓口の整備、申請書類・帳票類の簡素化・統一化などを通じ、子育て当事者等の利便性向上や子育て関連事業者・地方公共団体等の手続・事務負担の軽減を図る。

こども・若者や子育て当事者に必要な情報や支援が届くよう、必要な情報が分かりやすくまとまって確認できるような一覧性が確保された情報発信、若い世代にとってなじみやすいSNS等を活用したプッシュ型広報、制度や支援の利用について気軽に問い合わせができるオンラインでの支援など、情報発信や広報を改善・強化するとともに、手続等の簡素化等を通じた利便性の向上を図る。

(5) こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

こどもや若者、子育て当事者が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革として「こどもまんなかアクション」を進める。子育て当事者がこどもと一緒にいるときに感じた不便や周囲に求める理解や配慮に関する調査結果を踏まえ、国の施設や他の公共施設、民間施設におけるこどもや子育て家庭を優先して受け付ける取組やこども・子育てを応援する地域や企業の好事例の共有・横展開、公共交通機関等における妊産婦や乳幼児を連れた家庭に対する分かりやすい案内や妊産婦や乳幼児を連れた家庭への配慮に関する利用者の理解・協力の促進など、様々な取組を通じてこどもや子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成していく。

3 施策の推進体制等

(1) 国における推進体制

(こども政策推進会議)

こども政策推進会議を中心に、内閣総理大臣のリーダーシップの下、政府一体となって、こども大綱

を総合的に推進する。その際、教育振興基本計画³¹や子ども未来戦略等の他の政府方針と整合的に進めることに留意する。

子ども施策の実施の推進及び関係行政機関相互の調整等のため、関係府省庁の局長級からなる幹事会を活用する。幹事会構成員は、所属府省庁における子ども施策の推進の中核として府省庁内関係施策の取りまとめと推進を担う。

（子どもまんなか実行計画によるPDCAと子ども大綱の見直し）

子ども政策推進会議において、子ども大綱に基づき具体的に取り組む施策を「子どもまんなか実行計画」として取りまとめる。子ども家庭審議会において、施策の実施状況や子ども大綱に掲げた数値目標・指標等を検証・評価し、その結果を踏まえ、毎年6月頃を目途に、子ども政策推進会議において「子どもまんなか実行計画」を改定し、関係府省庁の予算概算要求等に反映する。これらにより、継続的に施策の点検と見直しを図る。

「子どもまんなか実行計画」の実施状況とその効果、子ども大綱に掲げた数値目標と指標の状況、社会情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年後を目途に、子ども大綱を見直す。

（子ども家庭審議会）

子ども家庭審議会は、子どもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた基本的な政策に関する重要事項等を調査審議し、当該重要事項に関し、内閣総理大臣、関係各大臣又は子ども家庭庁長官に意見を述べる権限を持つ。内閣総理大臣等の諮問に応じるのみならず、当該諮問がなくとも自ら調査審議を行い、内閣総理大臣等へ意見を述べるができる。

子ども家庭審議会は、子ども家庭庁設置法案・子ども基本法案に係る国会での審議を受け止め、子どもや若者の視点に立って、公平性や透明性を確保しつつ、子ども大綱の下で進められる各般の施策の実施状況や評価等について分科会や部会において幅広く充実した調査審議を行い、当該施策や制度の改善等に関して、これらの権限を適切に行使する。

（子ども政策を担当する内閣府特命担当大臣）

子ども政策を担当する内閣府特命担当大臣は、内閣府設置法第11条の3の規定により置かれた内閣府特命担当大臣が掌理する企画立案・総合調整事務の遂行に関する実施要領³²に基づき、総合調整権限を機動的かつ柔軟に発揮する。必要に応じ、内閣府設置法第12条に基づく関係行政機関の長に対する勧告等の権限を適切に行使する。

（全ての施策において子ども・若者の視点や権利を

主流化するための取組の在り方）

各種施策を企画立案・実施するに当たり子どもや若者の権利に与える影響を事前又は事後に評価する取組³³の在り方について、調査研究等を進める。

（2）数値目標と指標の設定

子ども大綱が目指す「子どもまんなか社会」の実現に向けた子ども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標を別紙1のとおり設定する。併せて、子ども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標を別紙2のとおり設定する。なお、具体的に取り組む施策の進捗状況を検証するための指標については「子どもまんなか実行計画」において設定する。

おおむね5年後の子ども大綱の見直しに向けた数値目標や指標の充実について、子ども家庭審議会において検討する。

（3）自治体子ども計画の策定促進、地方公共団体との連携

（自治体子ども計画の策定促進）

子ども基本法において、都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県子ども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県子ども計画を勘案して、市町村子ども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。自治体子ども計画は、各法令に基づく子ども施策に関する関連計画と一体のものとして作成できる³⁴こととされており、区域内の子ども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層分かりやすいものとするなどが期待されている。

子ども施策に関する計画を自治体子ども計画として一体的に策定する地方公共団体を積極的に支援するとともに、教育振興基本計画との連携を含め好事例に関する情報提供・働きかけを行う。自治体子ども計画の策定・推進状況や子どもに関する基本的な方針・施策を定めた条例の策定状況についての「見える化」を進める。

（地方公共団体との連携等）

国と地方が情報共有・意見交換する場を活用し、地域の実情を踏まえつつ、国と地方公共団体の視点を共有しながら、子ども施策を推進していく。地方公共団体の取組状況を把握し、その取組が促進されるよう、また、地域間格差をできる限り縮小していくことも念頭に置きつつ、必要な支援を行うとともに、現場のニーズを踏まえた地方公共団体の先進的な取組を横展開し、必要に応じて制度化していく。

子ども施策に係る地方公共団体との人事交流を推進する。

(4) 国際的な連携・協力

持続可能な開発のための 2030 アジェンダに含まれる持続可能な開発目標 (SDGs) に関し、SDGs 実施指針改定版³⁵に基づく取組を進める。

子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ(GPeVAC)の参加国(パプアニューギニア国)として、子どもに対する暴力撲滅行動計画³⁶の着実な実施を通じて、子どもに対する暴力撲滅に取り組む。

こどもの権利条約を誠実に遵守³⁷する。同条約に基づく児童の権利委員会からの総括所見における勧告や、必要に応じて一般的意見について十分に検討の上、適切に対応を検討するとともに、国内施策を進める³⁸。同条約に基づく権利の実現のためにとった措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を行うため、フォローアップを含めた必要な措置を適切に講ずる。また、国際社会と協調しつつ、日本の考え方について正しい情報発信を行う。

「ビジネスと人権」に関する行動計画³⁹に基づく取組を進める。

各種国際会議における議論の内容を踏まえて国内施策を進めるとともに、当該会議等の場において我が国の子ども施策を積極的に国際社会に発信する。

国連児童基金(ユニセフ)やOECDを始めとする国際機関等の取組に積極的に貢献していくとともに、連携を強化する。

(5) 安定的な財源の確保

子ども基本法第16条の趣旨を踏まえ、子ども大綱を推進するために必要な安定的な財源について、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進め、その確保に努めていく。

特に、子ども未来戦略で示された「子ども・子育て支援加速化プラン」については、大宗を3年間(2026年度まで)で実施し、同プランの実施が完了する2028年度までに安定財源を確保する。

(6) 子ども基本法附則第2条に基づく検討

子ども基本法附則第2条に基づき、子ども基本法の施行後5年を目途として、子ども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し、公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとり子ども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずる。

(参考) 子ども・若者や子育て当事者を取り巻く現状

これまで、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく各大綱により、政府を挙げて、各般の施策の充実に取り組んできた。

例えば、消費税の引上げにより確保した財源などを子どもや若者への支援の充実に投入し、待機児童対策、幼児教育・保育の無償化、高等教育の無償化などの取組を進め、待機児童は一部の地域を除きほぼ解消に向かうなど、一定の成果を挙げた。これらにより、家族関係社会支出の対GDP比は、平成25年度の1.13%から令和3年度には2.46%まで上昇した。

また、こどもの権利擁護のための児童虐待防止対策の強化、市町村及び児童相談所の体制強化、社会的養護における里親等委託の推進、家庭や養育環境の支援の強化を行う児童福祉法等の改正、いじめ防止対策推進法に基づく未然防止・早期発見・早期対応の取組やSNS等を活用した相談体制の整備など、困難な状況にある子どもや若者、子育て当事者への支援についても充実に取り組んできた。

一方で、相対的に貧困の状態にあるこどもの割合は11.5%となっており、特にひとり親家庭は44.5%と高くなっている⁴⁰。令和4年度には、小・中学校における不登校、いわゆる「ネットいじめ」の件数、児童虐待の相談対応件数が、それぞれ過去最多となっている⁴¹。いじめの重大事態は923件発生している⁴²。令和4年には大変痛ましいことに約800人もの10歳から19歳の子ども・若者が自殺しており、10代の死因の最多は自殺となっている⁴³。SNSに起因する事犯の被害にあったこどもの数も高い水準で推移している⁴⁴。

さらにここ数年は、コロナ禍が追い打ちをかけるように、友達とのつながりの希薄化、集団活動や自然体験活動の減少⁴⁵などをもたらした。子どもや若者、家庭をめぐる様々な課題がコロナ禍により更に深刻化しており、その影響が長く続くことが懸念される。

我が国の子ども・若者の自己肯定感や幸福感は低く、内閣府の調査によれば、「自分自身に満足している」子ども・若者の割合は半数を下回り、諸外国と比べて低い状況にある⁴⁶。我が国のこどもが、38か国中、身体的健康は1位だが、精神的幸福度は37位であることを示す国連児童基金の調査もある⁴⁷。

多様な指標を参照しつつ、日本社会に根差した子ども・若者のウェルビーイングの向上を図っていくことが求められている。

SDGs(持続可能な開発目標)は、令和12年

(2030年)までに、持続可能でより良い世界を目指す国際目標であり、我が国もコミットしている。17の目標はいずれも、こども・若者に深く関係し、こども・若者自身も、SDGs推進の担い手として育ち、積極的に関与することが期待されている。

出生数の減少は予測を上回る速度で進行し、人口減少に歯止めがかかっていない。令和4年の出生数は77万759人で、統計開始以来、最少の数字となり、合計特殊出生率は1.26と過去最低となった。少子化・人口減少に歯止めをかけなければ、我が国の経済・社会システムを維持することは難しく、国際社会における存在感を失うおそれもある。若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでが状況を反転させることができるかどうかの重要な分岐点である。

少子化の主な原因は、未婚化と晩婚化(若い世代での未婚率の上昇や、初婚年齢の上昇)、有配偶出生率の低下である。特に未婚化と晩婚化の影響が大きいと言われており、その主な要因は、若い世代の低い所得と不安定な雇用環境、出会いの機会の減少である。若い世代の8割を超す未婚男女がいずれ結婚することを希望⁴⁸しており、また、夫婦は2人以上のこどもを育てることを理想としているが、若い世代が結婚や子育ての将来展望を描けず、こうした希望や理想が叶わない状況にある⁴⁹。

子育て当事者にとっては、こどもの成長や子育てをめぐる状況が厳しく、負担や不安、孤立感が高まっている⁵⁰。子育てしづらい社会環境⁵¹や、根強い固定的な性別役割分担意識等を背景とした仕事と子育てを両立しにくい職場環境⁵²がある。さらには、子育ての経済的・精神的負担感⁵³が存在する。

若い世代が将来に明るい希望を持てる社会をつくらない限り、少子化トレンドの反転は叶わない。

用語(注)

- 1 児童の権利に関する条約は、国際人権規約において定められている権利を児童について敷衍(ふえん)し、児童の権利の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したものの。平成元年の第44回国連総会において採択され、平成2年に発効。日本は平成6年に批准。児童の権利に関する条約第1条において、児童は「18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。」と定義されている。ここでは、
- こども家庭審議会における当該条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者であるこどもにとっての分かりやすさの観点から、こどもの権利条約と記すこととする。
- 2 こども基本法において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策とされている。
 - 1 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
 - 2 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
 - 3 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備一体的に講ずべき施策とは、例えば、主たる目的はこどもの健やかな成長に対する支援等ではないがこどもや子育て当事者に関係する施策(例:国民全体の教育の振興、仕事と子育ての両立等の雇用環境の整備、小児医療を含む医療の確保・提供)や、こどもに関する施策と連続性を持って行われるべき若者に係る施策(例:若者の社会参画支援、就労支援、社会生活を営む上で困難を抱える若者支援)が含まれるものと解されている。
- 3 「乳幼児期」(義務教育年齢に達するまで)、「学童期」(小学生年代)、「思春期」(中学生年代からおおむね18歳まで)、「青年期」(おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。)とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。
- 4 これに伴い、少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)、子供・若者育成支援推進大綱(令和3年4月6日子ども・若者育成支援推進本部決定)及び子供の貧困対策に関する大綱(令和元年11月29日閣議決定)は、廃止する。
- 5 内閣府少子化社会対策大綱の推進に関する検討会「少子化社会対策大綱の推進に関する検討会中間評価～若者・子育て世代を真ん中に据え、「未来への投資」へ～」(令和4年7月)。なお、同検討会はこども家庭庁創設に伴い廃止されている。
- 6 身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものをいう。
- 7 内閣府子供の貧困対策に関する有識者会議「子

供の貧困対策に関する大綱の進捗状況及びこども大綱策定に向けての意見」(令和5年1月)。なお、同会議はこども家庭庁創設に伴い廃止されている。

8 身体的・精神的・社会的な観点から総合的に適切に支援を行う観点をバイオサイコソーシャルの観点という。

9 令和5年12月22日閣議決定。

10 持続可能な開発目標(SDGs)実施指針改定版(令和5年12月19日持続可能な開発目標(SDGs)推進本部決定)において、「2030アジェンダでは、「ジェンダー平等の実現と女性・女児のエンパワーメントは、すべての目標とターゲットの進展において死活的に重要」であり、ジェンダーの視点を「主流化していくことは不可欠」である旨明記されており、女性・女児は、多様なステークホルダーと連携しつつ、SDGsの推進に貢献していくことが強く期待されている。また、人権の保護、ジェンダー平等の実現、女性・女児のエンパワーメントを含め、SDGsの全ての目標の達成に向けた取組において、多様なステークホルダーがジェンダーの視点を共有することが重要である。」とされている。

11 こどもが怖くて不安なときに身近なおとな(愛着対象)がそれを受け止め、こどもの心身に寄り添うことで安心感を与えられる経験の繰り返しを通じて獲得される安心の土台。こどもに自らや社会への基本的な信頼感をもたらす、その基本的信頼感、自他の心の理解や共感、健やかな脳や身体の発達を促す。また、安定した愛着は、自らや他者への信頼感の形成を通じて、いわゆる非認知能力の育ちにも影響を与える重要な要素であり、生きる力につながっていくとされている。

12 セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(SRHR: Sexual and Reproductive Health and Rights)。リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)とは、平成6年の国際人口開発会議の「行動計画」及び平成7年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされている。

G7広島サミットの首脳コミュニケ(2023年5月20日)において、「特に脆弱な状況にある妊産婦、新生児、乳幼児及び青少年を含む全ての人

の包括的な性と生殖に関する健康と権利(SRHR)を更に推進することにコミットする」とされている。

13 こども・若者や子育て当事者の中には、重大な課題を抱えており、より多くの支援を必要とするケースもあれば、比較的少ない支援を必要とするケースもある。また、支援の対象となっていないこども・若者や子育て当事者であっても、多かれ少なかれ課題を抱えているケースもある。このように、個別の課題や支援ニーズについては、それぞれのこども・若者や子育て当事者の状況に応じて、段階的に変化するものとして捉える必要がある。

14 Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics等の各教科での学習を実社会での問題発見・解決に活かしていくための教科横断的な教育。STEAMのAの範囲を芸術、文化のみならず、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲(Liberal Arts)で定義し、推進することが重要である。

15 男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すこと。

16 Female(女性)とTechnology(テクノロジー)からなる造語であり、生理や更年期など女性特有の悩みについて、先進的な技術を用いた製品・サービスにより対応するもの。

17 令和5年12月22日閣議決定。

18 障害者の権利に関する条約では「障害者を包容するあらゆる段階の教育制度」とされている。

19 令和4年10月14日閣議決定。

20 令和5年6月2日こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議。

21 法令上は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号)第2条において、「『青少年有害情報』とは、インターネットを利用して公衆の閲覧(視聴を含む。以下同じ。)に供されている情報であって青少年の健全な成長を著しく阻害するものをいう」と定義されており、下記が例示されている。また、「青少年」とは、18歳に満たない者と定義されている。

(1) 犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、若しくは誘引し、又は自殺を直接的かつ明示的に誘引する情報

(2) 人の性行為又は性器等のわいせつな描写その他の著しく性欲を興奮させ又は刺激する情報

(3) 殺人、処刑、虐待等の場面の陰惨な描写その他の著しく残虐な内容の情報

22 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年

法律第 79 号) の平成 30 年改正を受けて、フィルタリング利用率向上のための取組の更なる推進をしており、

(1) 事業者による保護者等への青少年確認義務、説明義務、フィルタリングサービス有効化措置義務等の実施徹底

(2) 製造事業者による利用容易化措置義務及び OS 開発事業者による利用容易化措置円滑化努力義務の実施徹底

に取り組んでいる。なお、同法第 3 条第 3 項において、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策の推進は、自由な表現活動の重要性及び多様な主体が世界に向け多様な表現活動を行うことができるインターネットの特性に配慮し、民間における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担い、国及び地方公共団体はこれを尊重することを旨として行われなければならない。」とされていることに留意が必要である。

23 保護者がこどものライフサイクルを見通して、その発達に応じてインターネット利用を適切に管理すること。こどもの情報発信を契機とするトラブル防止の観点を含むものであり、管理の方法としては、技術的手段(フィルタリング、課金制限機能、時間管理機能等)と、非技術的手段(親子のルールづくり等)とに分かれる。

24 こどもの死亡時に、複数の機関や専門家(医療機関、警察、消防、行政関係者等)が、こどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯、解剖結果等に関する様々な情報を基に死因調査を行うことにより、効果的な予防対策を導き出し、予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的としたもの。

25 令和 5 年 12 月 22 日閣議決定。

26 令和 4 年 12 月文部科学省。

27 女性の年齢階級別正規雇用比率。

28 貧困線に満たない世帯員の割合をいう。貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額をいう。

29 こどもの権利条約第 12 条において、「自由に自己の意見を表明する権利 (**the right to express those views freely**)」が定められている。その「意見」は、原文(英語)では「**view(s)**」であり、意見が聴取される権利に関する児童の権利委員会一般的意見第 12 号(2009 年)において、言語化された意見のみならず、遊びや身振り、絵を含む非言語のコミュニケーション形態への認識と尊重が必要とされている。

30 第 5 次男女共同参画基本計画(令和 2 年 12 月 25 日閣議決定)において、「国際連合統計部は、各種統計の作成過程でジェンダーに関する視点を取り込むことの重要性を指摘しており、ジェンダー統計の充実の観点から男女別データの把握等に努めることが求められる」とされている。

31 令和 5 年 6 月 16 日閣議決定。

32 令和 5 年 8 月 2 日内閣府特命担当大臣(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画)決定。

33 いわゆるこどもの権利影響評価と呼ばれる取組。全ての施策においてこどもの視点や権利を主流化するための取組の一つと言われている。

34 都道府県こども計画・市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第 9 条に規定する都道府県子ども・若者計画及び市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条に規定する都道府県計画・市町村計画、次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画・市町村行動計画、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画などと一体のものとして作成することができる。

35 令和 5 年 12 月 19 日持続可能な開発目標(SDGs)推進本部決定。

36 令和 3 年 8 月 18 日関係府省庁連絡会議。

37 日本国憲法第 98 条第 2 項において「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」と規定されている。

38 児童の権利委員会は、条約の効果的な実施を促進するため、条約に基づき、締約国による政府報告審査を受けた当該審査対象国に対する見解や勧告を含む総括所見を発出することができ、また、条約の解釈についての委員会としての見解を整理した一般的意見を発出することができる。なお、いずれも法的拘束力はない。

39 令和 2 年 10 月 16 日ビジネスと人権に関する行動計画に係る関係府省庁連絡会議。

40 厚生労働省「国民生活基礎調査」。

41 令和 4 年度において、小・中学校における不登校児童生徒数は 29 万 9048 人(文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」)、いじめの態様別状況において、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」の件数は 2 万 3920 件(複数回答可。文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」)、令和 4 年度において、児童相談所における児童虐待相談対応件数は 21 万 9170 件(令和 5 年度 全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料)といずれも過去最多。

42 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」。

43 令和 4 年の 10~14 歳、15~19 歳のいずれにおいても、死因第 1 位は自殺となっている(厚生労働省「人口動態統計」)。自殺の原因・動機をみると、19 歳以下では、健康問題のほか、家庭問題や学校問題も多い(厚生労働省・警察庁「令和 4 年中における自殺の状況」)。

- 44 令和4年で1,732人の18歳未満の者が被害にあっている。SNSとは、多人数とコミュニケーションをとれるウェブサイト等で、通信ゲームを含む(届出のある出会い系サイトを除く)(警察庁「令和4年における少年非行及び子供の性被害の状況」)。
- 45 国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する意識調査(令和元年度調査)」。
- 46 「私は、自分自身に満足している」という問いに「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答した13歳～29歳の割合は、日本においては45.1%であり、その他の調査対象6か国においては73.5%～86.9%(内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査(令和元年)」)。なお、本調査はこども家庭庁に引き継がれている。
- 47 国連児童基金(ユニセフ)イノチェンティ研究所の調査において精神的幸福度は「生活満足度の高い15歳の子どもの割合(平成30年)」、「15～19歳の若者の自殺率(平成25～27年の3年間の平均値)」という二つの指標で構成されている。
- 48 令和3年において、18～19歳、20～24歳、25～29歳の未婚男女いずれにおいても、「いずれ結婚するつもり」と答えた割合が8割を超えている。一方で、令和2年の50歳時点で男性の28.25%(約3.5人に1人)、女性で17.81%(約5.6人に1人)が未婚である。また、近年、「一生結婚するつもりはない」とする者の割合が増加傾向となっている(国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」「人口統計資料集2023改訂版」)。
- 49 令和3年の夫婦の平均理想子ども数は2.25人となっている。一方で、妻の年齢45～49歳の夫婦の最終的な子ども数は1.81人であり、また、未婚者の希望する子ども数は、減少傾向が続いており、令和3年には未婚男性で1.82人、未婚女性で1.79人と、特に女性で大きく減少し、初めて2人を下回った(国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」)。
- 50 地域子育て支援拠点を利用する前の子育て当事者の状況として「子育てをしている親と知り合いたかった(71.9%)」「子育てで、つらいと感じることがあった(62.6%)」など孤立した育児の実態がみられる(NPO法人子育てひろば全国連絡協議会「地域子育て支援拠点における「つながり」に関する調査研究事業報告書(平成29年)」)。
- 51 「自国は子どもを生き育てやすいと思うか」との問いに対し、スウェーデン、フランス、ドイツでは、いずれも約8割以上が「そう思う」と回答しているのに対し、日本では約6割が「そう思わない」と回答している。また、「日本の社会が結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向かっているか」との問いに対し、約7割が「そう思わない」と回答している(内閣府「少子化社会に
関する国際意識調査(令和3年)」「少子化社会対策に関する意識調査(令和元年)」)。なお、本調査はこども家庭庁に引き継がれている。
- 52 共働き世帯が増加する中で、令和3年には、女性が考える「理想のライフコース」も、男性がパートナーとなる女性に望むライフコースも、いずれも、結婚・出産後も仕事を続ける「両立コース」が最多になっている(国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」)。一方、女性(妻)の就業継続や第2子以降の出生割合は、夫の家事・育児時間が長いほど高い傾向にある(厚生労働省「21世紀成年者縦断調査」)が、日本の夫の家事・育児関連時間は2時間程度(総務省「社会生活基本調査」)と国際的に見ても低水準である。また、こどもがいる共働きの夫婦について平日の帰宅時間は女性よりも男性の方が遅い傾向にあり(総務省「社会生活基本調査」)、保育所の迎え、夕食、入浴、就寝などの育児負担が女性に集中している傾向もある。男性について見ると、正社員の男性について育児休業制度を利用しなかった理由を尋ねた調査では、「収入を減らしたくなかった(39.9%)」が最も多かったが、「育児休業制度を取得しづらい職場の雰囲気、育児休業取得への職場の無理解(22.5%)」、「自分にしかできない仕事や担当している仕事があった(22.0%)」なども多く、制度はあっても利用しづらい職場環境が存在していることがうかがわれる(令和4年度厚生労働省委託調査 日本能率協会総合研究所「仕事と育児の両立等に関する実態把握のための調査研究事業」)。
- 53 令和3年において、理想の子ども数を持たない理由としては、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」という経済的理由が52.6%で最も高くなっている。また、妻の年齢別にみた、理想の子ども数を持たない理由としては、35歳未満では経済的理由が高い傾向にあるが、35歳以上の夫婦では、「ほしいけれどもできないから」といった身体的な理由も高い。「これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから」はいずれの世代でも約2割が選択している(国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」)。

「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標

本文第1の「3 こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標（アウトカム）として、以下を設定する。

項目	目標	現状	出典
「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%	15.7% (2023年) (注1)	こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」
「生活に満足している」と思うこどもの割合	70%	60.8% (2022年) (注2)	OECD「生徒の学習到達度調査(PISA)」
「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合(自己肯定感の高さ)	70%	60.0% (2022年) (注3)	こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」 (注4)
社会的スキルを身につけているこどもの割合	80%	74.2% (2022年) (注5)	OECD「生徒の学習到達度調査(PISA)」
「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	90%	84.1% (2022年) (注6)	こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」
「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	現状維持	97.1% (2022年) (注7)	こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合	70%	51.5% (2022年) (注8)	こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」
「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	70%	20.3% (2023年) (注9)	こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	80%	66.4% (2022年) (注10)	こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」
「自国の将来は明るい」と思うこども・若者の割合	55%	31.0% (2018年) (注11)	こども家庭庁「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」(注12)
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%	27.8% (2023年) (注13)	こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」
「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	90%	83.1% (2022年) (注14)	国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」よりこども家庭庁作成

注1：16～49歳の回答結果。

注2：0～10の選択肢で7以上と答えた15歳の割合。OECD平均は61.4%（2022年）。

注3：15～39歳の回答結果。

注4：調査実施当時は内閣府所管。

注5：「学校ではすぐに友達ができる」という設問に「まったくその通りだ」又は「その通りだ」を選んだ15歳の割合。OECD平均は74.6%（2022年）。

注6：15～39歳の回答結果。

注7：15～39歳の回答結果。「家族・親族」、「学校で出会った友人」、「職場・アルバイト関係の人」、「地域の人」及び「インターネット上における人やグループ」の全てについて、「困ったときは助けてくれる」に対して「そう思わない」又は「どちらかといえば、そう思わない」と回答した者（無回答者を含む。）の割合を全体から減じた割合。

注8：15～39歳の回答結果。「あなたは今までに、社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験がありましたか。または、現在、社会生活や日常生活を円滑に送れていない状況がありますか。」に対して「なかった（ない）」又は「どちらかといえば、なかった（ない）」と回答した者の割合。

注9：16～29歳の回答結果。

注10：15～39歳の回答結果。

注11：13～29歳の回答結果。調査対象国全体での平均は52.8%。

注12：調査実施当時は内閣府所管。

注13：16～49歳の回答結果。

注14：18歳未満の子どもがある世帯の者のうち「頼れる人（子どもの世話や看病）の有無」について「いる」と回答した割合。

こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標

項目	現状	出典
「こどもは権利の主体である」と思う人の割合	54.4% (2023年)	こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」
「あなたの周りには、こどもや若者の遊びや体験活動の機会や場が十分にある」と思う人の割合	40.4% (2023年)	こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」
BMI 18.5未満の20～30歳代の女性の割合	18.1% (2019年)	厚生労働省「国民健康・栄養調査」
こどもの貧困率 (注1)	11.5% (2021年)	厚生労働省「国民生活基礎調査」
	10.3% (2019年)	総務省「全国家計構造調査」
生活保護世帯に属するこどもの高校等進学率	93.8% (2022年4月1日現在)	厚生労働省社会・援護局保護課調べ
生活保護世帯に属するこどもの高校等中退率	3.3% (2022年4月1日現在)	厚生労働省社会・援護局保護課調べ
生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率	42.4% (2022年4月1日現在)	厚生労働省社会・援護局保護課調べ
電気、ガス、水道料金の未払い経験 (こどもがある全世帯)	電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3% (2017年)	国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査(特別集計)」
食料又は衣服が買えない経験(こどもがある全世帯)	食料が買えない経験 16.9% 衣服が買えない経験 20.9% (2017年)	国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査(特別集計)」
「障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容(インクルージョン)が推進されている」と思う人の割合	27.2% (2023年)	こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」
里親等委託率	3歳未満 25.3% 3歳以上就学前 30.9% 学童期以降 21.7% (2021年度)	厚生労働省「福祉行政報告例」

項目	現状	出典
児童養護施設のこどもの進学率	中学校卒業後 97.7% 高校等卒業後 38.6% (2022年5月1日現在)	こども家庭庁支援局家庭福祉課 調べ
児童相談所における児童虐待相談対応 件数	207,660件 (2021年度)	厚生労働省「福祉行政報告例」
「自分はヤングケアラーに当てはま る」と思う人の割合	中学2年生 1.8% 全日制高校2年生 2.3% 定時制高校2年生相当 4.6% 通信制高校生 7.2% (2020年度) 大学3年生 2.9% (2021年度)	厚生労働省「ヤングケアラーの 実態に関する調査研究」
小・中・高生の自殺者数	514人 (2022年)	警察庁「自殺統計」より厚生労 働省作成
30歳未満の自殺者数	～19歳 798人 20～29歳まで 2,483人 (2022年)	警察庁「自殺統計」より厚生労 働省作成
SNSに起因する事犯の被害児童数	1,732人 (2022年)	警察庁「令和4年における少年 非行及び子供の性被害の状況」
小・中・高校における暴力行為発生件 数	小学校 61,455件 中学校 29,699件 高校 4,272件 (2022年度)	文部科学省「児童生徒の問題行 動・不登校等生徒指導上の諸課 題に関する調査」
30歳未満の不慮の事故での死亡者数	850人 (2022年)	厚生労働省「人口動態統計」
妊産婦死亡率	4.2(出産10万対) (2022年)	厚生労働省「人口動態統計」
妊娠・出産について満足している者の 割合	84.3% (2021年度)	こども家庭庁成育局母子保健課 調べ
「学校は、こどもが安全に安心して過 ごすことができる、こどもにとって大 切な居場所の1つである」と思う人の 割合	54.4% (2023年)	こども家庭庁「こども政策の推 進に関する意識調査」
安心できる場所の数が1つ以上あるこ ども・若者の割合	98.1% (2022年)	こども家庭庁「こども・若者の 意識と生活に関する調査」

項目	現状	出典
児童・生徒における肥満傾向児の割合	10歳(小学5年生)男子： 15.1% <参考> 10歳(小学5年生)女子：9.7% 13歳(中学2年生) 男子：12.3%、女子：9.1% 16歳(高校2年生) 男子：11.1%、女子：7.0% (2022年度)	文部科学省「学校保健統計」
児童・生徒における痩身傾向児の割合	16歳(高校2年生)女子：2.9% <参考> 10歳(小学5年生) 男子：2.4%、女子：2.5% 13歳(中学2年生) 男子：2.6%、女子：3.3% 16歳(高校2年生)男子：3.7% (2022年度)	文部科学省「学校保健統計」
裸眼視力1.0未満の者	小学生 37.9% 中学生 61.2% 高校生 71.6% (2022年度)	文部科学省「学校保健統計」
「食育」に関心を持っている国民の割合	78.9% (2022年度)	農林水産省「食育に関する意識調査」
「こども・若者の心身の健康等についての情報提供やこころのケアが十分だ」と思う人の割合	43.1% (2023年)	こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」
「自分の将来についての人生設計(ライフプラン)について考えたことがある」人の割合	51.8% (2023年)	こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」
いじめの重大事態の発生件数	923件 (2022年度)	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
パソコンや携帯電話等での誹謗・中傷等のいじめ被害	23,920件 (2022年度)	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

項目	現状	出典
小・中学校における不登校児童生徒数	299,048 人 (2022 年度)	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
高校における不登校生徒数	60,575 人 (2022 年度)	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
高校中退率	1.4% (2022 年度)	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
大学進学率	56.6% (2022 年)	文部科学省「学校基本統計」
若年層の平均賃金	～19 歳 正社員・正職員 185.0 千円 正社員・正職員以外 170.1 千円 20～24 歳 正社員・正職員 221.0 千円 正社員・正職員以外 196.2 千円 25～29 歳 正社員・正職員 255.9 千円 正社員・正職員以外 212.3 千円 (2022 年)	厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
若い世代の正規雇用労働者等（自らの希望による非正規雇用労働者等を含む。）の割合	15～34 歳 97.2% (2023 年 1～3 月平均)	総務省「労働力調査」
50 歳時点の未婚率	男性 28.25% 女性 17.81% (2020 年)	国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集 2023 改訂版」
「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合	男性 81.4% 女性 84.3% (2021 年)	国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」
合計特殊出生率	1.26 (2022 年)	厚生労働省「人口動態統計」
出生数	770,759 人 (2022 年)	厚生労働省「人口動態統計」

項目	現状	出典
夫婦の平均理想子ども数	2.25人 (2021年)	国立社会保障・人口問題研究所 「出生動向基本調査」
夫婦の平均予定子ども数	2.01人 (2021年)	国立社会保障・人口問題研究所 「出生動向基本調査」
未婚者の平均希望子ども数	男性 1.82人 女性 1.79人 (2021年)	国立社会保障・人口問題研究所 「出生動向基本調査」
理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合	52.6% (2021年)	国立社会保障・人口問題研究所 「出生動向基本調査」
理想の子ども数が3人以上の夫婦で理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合(注2)	59.3% (2021年)	国立社会保障・人口問題研究所 「出生動向基本調査」
「保護者の子育てが地域で支えられている」と思う人の割合	30.9% (2023年)	こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」
「保護者が、こどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を家庭で行うための支援がされている」と思う人の割合	30.7% (2023年)	こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」
男性の育児休業取得率	17.13% (2022年度)	厚生労働省「雇用均等基本調査」
(育児休業後復職した者のうち)男女の育児休業取得期間	2週間以上の育児休業取得 男性：48.3% 女性：99.7% 1か月以上の育児休業取得 男性：35.1% 女性：99.6% (2021年度)	厚生労働省「雇用均等基本調査」
6歳未満の子どもをもつ男性の家事関連時間	1日あたり114分(2021年)	総務省「社会生活基本調査」
週労働時間40時間以上の雇用者のうち週労働時間60時間以上の雇用者の割合	8.9% (2022年平均)	総務省「労働力調査(基本集計)」

項目	現状	出典
「社会において、共働き・共育て（家庭内で男女ともに仕事や家事、子育てに参画すること）が推進されている」と思う人の割合	34.5% (2023年)	こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」
第1子出産前後の女性の就業継続率	69.5% (2021年)	国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」
ひとり親家庭のこどもの就園率（保育所・幼稚園等）	79.8% (2021年)	こども家庭庁「全国ひとり親世帯等調査」(注3)
ひとり親家庭のこどもの進学率	中学校卒業後 94.7% 高校等卒業後 65.3% (2021年)	こども家庭庁「全国ひとり親世帯等調査」
電気、ガス、水道料金の未払い経験（ひとり親世帯）	電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8% (2017年)	国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査（特別集計）」
食料又は衣服が買えない経験（ひとり親世帯）	食料が買えない経験 34.9% 衣服が買えない経験 39.7% (2017年)	国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査（特別集計）」
こどもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合（ひとり親世帯）	重要な事柄の相談 8.9% いざという時のお金の援助 25.9% (2017年)	国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査（特別集計）」
こどもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合（等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位）	重要な事柄の相談 7.2% いざという時のお金の援助 20.4% (2017年)	国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査（特別集計）」
ひとり親家庭の親の就業率	母子世帯 83.0% 父子世帯 87.8% (2020年)	総務省「国勢調査」
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合	母子世帯 50.7% 父子世帯 71.4% (2020年)	総務省「国勢調査」

項目	現状	出典
ひとり親世帯の貧困率	44.5% (注4) (2021年)	厚生労働省「国民生活基礎調査」
	53.3% (注5) (2019年)	総務省「全国家計構造調査」

注1：貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）に満たない子ども（17歳以下）の数を子どもの数で除したものの。

注2：予定子ども数が理想子ども数より少ない夫婦のうち、理想子ども数が3人以上で予定子ども数が2人以上の夫婦が、理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を選択する割合。

注3：調査実施当時は厚生労働省所管。

注4：貧困線に満たない大人一人（18歳以上65歳未満）と子ども（17歳以下）からなる世帯の世帯員数を大人一人と子どもからなる世帯の世帯員数で除したものの。

注5：貧困線に満たない大人一人（18歳以上）と子ども（17歳以下）からなる世帯の世帯員数を大人一人と子どもからなる世帯の世帯員数で除したものの。

▶ 3-3 東京都青少年の健全な育成に関する条例

制定 昭和39年8月1日条例第181号
最終改正 平成29年12月22日条例第74号

前文

- 第一章 総則(第一条—第四条の三)
- 第二章 優良図書類等の推奨等(第五条—第六条)
- 第三章 不健全な図書類等の販売等の規制(第七条—第十八条の二)
- 第三章の二 青少年の性に関する健全な判断能力の育成(第十八条の三—第十八条の七)
- 第三章の三 児童ポルノ及び青少年を性欲の対象として扱う図書類等に係る責務(第十八条の八・第十八条の九)
- 第三章の四 インターネット利用環境の整備(第十八条の十一—第十八条の十三)
- 第四章 東京都青少年健全育成審議会(第十九条—第二十四条の二)
- 第五章 罰則(第二十四条の三—第三十条)
- 第六章 雑則(第三十一条)
- 付則

われら都民は、次代の社会をになうべき青少年が、社会の一員として敬愛され、かつ、良い環境のなかで心身ともに健やかに成長することをねがうものである。

われら都民は、家庭及び勤労の場所その他の社会における正しい指導が、青少年の人格の形成に寄与するところきわめて大なることを銘記しなければならない。

われら都民は、心身ともに健全な青少年を育成する責務を有することを深く自覚し、青少年もまた社会の成員としての自覚と責任をもって生活を律するように努めなければならない。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、青少年の環境の整備を助長するとともに、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 青少年十八歳未満の者をいう。
- 二 図書類 販売若しくは頒布又は閲覧若しくは観覧に供する目的をもって作成された書籍、雑誌、文書、図画、写真、ビデオテープ及びビデオディスク並びにコンピュータ用のプログラム又はデータを記録したシー・ディー・ロムその他の電磁的方法による記録媒体並びに映写用の映画フィルム及びスライドフィルムをいう。
- 三 自動販売機等物品の販売又は貸付けに従事する者と客とが直接に対面(電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。)をすることなく、販売又は貸付けをすることができる自動販売機又は自動貸出機をいう。
- 四 広告物屋内又は屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

(適用上の注意)

第三条 この条例の適用に当たっては、その本来の目的を逸脱して、これを濫用し、都民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(青少年の人権等への配慮)

第三条の二 この条例の適用に当たっては、青少年の人権を尊重するとともに、青少年の身体的又は精神的な特性に配慮しなければならない。

(都の責務)

- 第四条 都は、青少年を健全に育成するために必要な施策を講ずるものとする。
- 2 都は、都民、区市町村、事業者及び都民又は事業者で構成する団体並びに青少年の健全な育成にかかわる団体と協働して、前項の施策を推進するための体制を整備するものとする。
- 3 都は、区市町村その他の公共団体又は公共的団体が青少年の健全な育成を図ることを目的として行う事業について、これを指導し、助成するように努めるものとする。
- 4 知事は、毎年、青少年の健全な育成に関する都の施策の内容を都民に公表しなければならない。

(保護者の責務)

第四条の二 保護者(親権を行う者、後見人その他の者で青少年を現に保護監督するものをいう。以下同じ。)は、青少年を健全に育成することが自らの責務であることを自覚して、青少年を保護し、教育するように努めるとともに、青少年が健やかに成長することができるように努めなければならない。

2 保護者は、青少年の保護又は育成にかかわる行政機関から、児童虐待等青少年の健全な育成が著しく阻害されている状況について、助言又は指導を受けた場合は、これを尊重し、その状況を改善するために適切に対応するように努めなければならない。

(都民の申出)

第四条の三 都民は、青少年を健全に育成する上で有益であると認めるもの又は青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるものがあるときは、その旨を知事に申し出ることができる。

第二章 優良図書類等の推奨等

(優良図書類等の推奨)

第五条 知事は、次に掲げるもので、東京都規則で定める基準に該当し、青少年を健全に育成する上で有益であると認めるものを推奨することができる。

- 一 図書類で、その内容が特にすぐれていると認められるもの
- 二 映画、演劇、演芸及び見せもの(以下「映画等」という。)で、その内容が特にすぐれていると認められるもの
- 三 がん具その他これに類するもの(以下「がん具類」という。)で、その構造または機能が特にすぐれていると認められるもの

(携帯電話端末等の推奨)

第五条の二 知事は、携帯電話端末又はPHS端末(これらの端末において利用可能な特定の機能があらかじめ付加された状態のものを含む。)で、青少年がインターネットを利用して青少年の健全な育成を阻害するおそれがある情報を得ることがないよう必要な配慮を行っていることその他の東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な育成に配慮していると認めるものを、青少年の年齢に応じて推奨することができる。

2 知事は、インターネット接続機器(インターネットと接続する機能を有する機器であつて

青少年により使用されるものをいう。)に利用者が付加することができる機能で、青少年のインターネットの利用に伴う危険性の除去に資するものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年を健全に育成する上で有益であると認めるものを推奨することができる。

3 知事は、前二項の規定による推奨をしようとするときは、東京都規則で定めるところにより、業界に関係を有する者、青少年の保護者、学識経験を有する者その他の関係者の意見を聴かななければならない。

(表彰)

第六条 知事は、青少年の健全な育成を図る上で必要があると認めるときは、次の各号に掲げるものを表彰することができる。

- 一 青少年を健全に育成するために積極的に活動し、その功績が特に顕著であると認められるもの
- 二 青少年又は青少年の団体で、その行動が他の模範になると認められるもの
- 三 第五条の規定により知事が推奨した図書類、映画等及びがん具類で、特に優良であると認められるものを作成し、公衆の観覧に供し、又はこれらに関与したもの
- 四 次条の規定による自主規制を行った者で、青少年の健全な育成に寄与するところが特に大であると認められるもの

第三章 不健全な図書類等の販売等の規制

(図書類等の販売等及び興行の自主規制)

第七条 図書類の発行、販売又は貸付けを業とする者並びに映画等を主催する者及び興行場(興行場法(昭和二十三年法律第百三十七号)第一条の興行場をいう。以下同じ。)を営業者は、図書類又は映画等の内容が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、相互に協力し、緊密な連絡の下に、当該図書類又は映画等を青少年に販売し、頒布し、若しくは貸し付け、又は観覧させないように努めなければならない。

- 一 青少年に対し、性的感情を刺激し、残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの
- 二 漫画、アニメーションその他の画像(実写を除く。)で、刑罰法規に触れる性交若しくは性交類似行為又は婚姻を禁止されている近親者間における性交若しくは性交類似行為を、不当に賛美し又は誇張するように、描

写し又は表現することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を妨げ、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの

(がん具類の販売等の自主規制)

第七条の二 がん具類の製造又は販売を業とする者は、がん具類の構造又は機能が、青少年に対し、性的感情を刺激し、残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認めるときは、相互に協力し、緊密な連絡の下に、当該がん具類を青少年に販売し、又は頒布しないように努めなければならない。

(刃物の販売等の自主規制)

第七条の三 刃物(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第二条第二項に規定する刀剣類を除く。以下同じ。)の製造又は販売を業とする者は、刃物の構造又は機能が、青少年又はその他の者の生命又は身体に対し、危険又は被害を誘発するおそれがあると認めるときは、相互に協力し、緊密な連絡の下に、当該刃物を青少年に販売し、又は頒布しないように努めなければならない。

(不健全な図書類等の指定)

第八条 知事は、次に掲げるものを青少年の健全な育成を阻害するものとして指定することができる。

- 一 販売され、若しくは頒布され、又は閲覧若しくは観覧に供されている図書類又は映画等で、その内容が、青少年に対し、著しく性的感情を刺激し、甚だしく残虐性を助長し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発するものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 販売され、若しくは頒布され、又は閲覧若しくは観覧に供されている図書類又は映画等で、その内容が、第七条第二号に該当するもののうち、強姦等の著しく社会規範に反する性交又は性交類似行為を、著しく不当に賛美し又は誇張するように、描写し又は表現することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を著しく妨げるものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 販売され、又は頒布されているがん具類で、その構造又は機能が東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害する

おそれがあると認められるもの

- 四 販売され、又は頒布されている刃物で、その構造又は機能が東京都規則で定める基準に該当し、青少年又はその他の者の生命又は身体に対し、危険又は被害を誘発するおそれがあると認められるもの
- 2 前項の指定は、指定するものの名称、指定の理由その他必要な事項を告示することによつてこれを行わなければならない。
- 3 知事は、前二項の規定により指定したときは、直ちに関係者にこの旨を周知しなければならない。

(指定図書類の販売等の制限)

第九条 図書類の販売又は貸付けを業とする者及びその代理人、使用人その他の従業者並びに営業に関して図書類を頒布する者及びその代理人、使用人その他の従業者(以下「図書類販売業者等」という。)は、前条第一項第一号又は第二号の規定により知事が指定した図書類(以下「指定図書類」という。)を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。

- 2 図書類の販売又は貸付けを業とする者及び営業に関して図書類を頒布する者は、指定図書類を陳列するとき(自動販売機等により図書類を販売し、又は貸し付ける場合を除く。以下この条において同じ。)は、青少年が閲覧できないように東京都規則で定める方法により包装しなければならない。
- 3 図書類販売業者等は、指定図書類を陳列するときは、東京都規則で定めるところにより当該指定図書類を他の図書類と明確に区分し、営業の場所の容易に監視することのできる場所に置かなければならない。
- 4 何人も、青少年に指定図書類を閲覧させ、又は観覧させないように努めなければならない。

(表示図書類の販売等の制限)

第九条の二 図書類の発行を業とする者(以下「図書類発行業者」という。)は、図書類の発行、販売若しくは貸付けを業とする者により構成する団体で倫理綱領等により自主規制を行うもの(以下「自主規制団体」という。)又は自らが、次の各号に掲げる基準に照らし、それぞれ当該各号に定める内容に該当すると認める図書類に、青少年が閲覧し、又は観覧することが適当でない旨の表示をするように努めなければならない。

- 一 第八条第一項第一号の東京都規則で定める基準 青少年に対し、性的感情を刺激し、残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘

発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの

二 第八条第一項第二号の東京都規則で定める基準 漫画、アニメーションその他の画像(実写を除く。)で、刑罰法規に触れる性交若しくは性交類似行為又は婚姻を禁止されている近親者間における性交若しくは性交類似行為を、不当に賛美し又は誇張するように、描写し又は表現することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を妨げ、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの

- 2 図書類販売業者等は、前項に定める表示をした図書類(指定図書類を除く。以下「表示図書類」という。)を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けないように努めなければならない。
- 3 図書類発行者は、表示図書類について、青少年が閲覧できないように東京都規則で定める方法により包装するように努めなければならない。
- 4 図書類販売業者等は、表示図書類を陳列するとき(自動販売機等により図書類を販売し、又は貸し付ける場合を除く。)は、東京都規則で定めるところにより当該表示図書類を他の図書類と明確に区分し、営業の場所の容易に監視することのできる場所に置くように努めなければならない。
- 5 何人も、青少年に表示図書類を閲覧させ、又は観覧させないように努めなければならない。

(表示図書類に関する勧告等)

第九条の三 知事は、指定図書類のうち定期的に刊行されるものについて、当該指定の日以後直近の時期に発行されるものから表示図書類とするように自主規制団体又は図書類発業者に勧告することができる。

- 2 知事は、図書類発業者であつて、その発行する図書類が第八条第一項第一号又は第二号の規定による指定(以下この条において「不健全指定」という。)を受けた日から起算して過去一年間にこの項の規定による勧告を受けていない場合にあつては当該過去一年間に、過去一年間にこの項の規定による勧告を受けている場合にあつては当該勧告を受けた日(当該勧告を受けた日が二以上あるときは、最後に当該勧告を受けた日)の翌日までの間に、不健全指定を六回受けたもの又はその属する自主規制団体に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 3 知事は、前項の勧告を受けた図書類発業者の発行する図書類が、同項の勧告を行つた日の

翌日から起算して六月以内に不健全指定を受けた場合は、その旨を公表することができる。

- 4 知事は、前項の規定による公表をしようとする場合は、第二項の勧告を受けた者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。
- 5 知事は、表示図書類について、前条第二項から第四項までの規定が遵守されていないと認めるときは、図書類販売業者等又は図書類発業者に對し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(東京都青少年健全育成協力員)

第九条の四 知事は、都民の協力を得て、第九条及び第九条の二の規定による指定図書類及び表示図書類の陳列がより適切に行われるように、知事が定めるところにより、東京都青少年健全育成協力員を置くことができる。

(指定映画の観覧の制限)

第十条 興行場において、第八条第一項第一号又は第二号の規定により知事が指定した映画(以下「指定映画」という。)を上映するときは、当該興行場を経営する者及びその代理人、使用人その他の従業者は、これを青少年に観覧させてはならない。

- 2 何人も、青少年に指定映画を観覧させないように努めなければならない。

(指定演劇等の観覧の制限)

第十一条 興行場において、第八条第一項第一号又は第二号の規定により知事が指定した演劇、演芸又は見せもの(以下「指定演劇等」という。)を上演し、又は観覧に供するときは、当該興行場を経営する者及びその代理人、使用人その他の従業者は、これを青少年に観覧させてはならない。

(観覧等の制限の掲示)

第十二条 指定映画または指定演劇等を上映し、上演し、または観覧に供している興行場を経営する者は、当該興行場の入口の見やすいところに、東京都規則で定める様式による掲示をしておかなければならない。

(指定がん具類の販売等の制限)

第十三条 がん具類の販売を業とする者及びその代理人、使用人その他の従業者並びに営業に関してがん具類を頒布する者及びその代理人、使用人その他の従業者は、第八条第一項第三号の規定により知事が指定したがん具類(以下

「指定がん具類」という。)を青少年に販売し、又は頒布してはならない。

- 2 何人も、青少年に指定がん具類を所持させないように努めなければならない。

(指定刃物の販売等の制限)

第十三条の二 何人も、第八条第一項第四号の規定により知事が指定した刃物(以下「指定刃物」という。)を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。

- 2 何人も、青少年に指定刃物を所持させないように努めなければならない。

(自動販売機等管理者の設置等)

第十三条の三 自動販売機等による図書類又は特定がん具類(性的感情を刺激するがん具類で、性具その他の性的な行為の用に供するがん具類及び性器を模したがん具類をいう。以下同じ。)の販売又は貸付けを業とする者(以下「自動販売機等業者」という。)は、自動販売機等ごとに、当該自動販売機等の管理を行う者(以下「自動販売機等管理者」という。)を置かなければならない。

- 2 自動販売機等管理者は、東京都内に住所を有し、当該自動販売機等の管理を適正に行うことができる者でなければならない。

- 3 自動販売機等により図書類又は特定がん具類を販売し、又は貸し付けようとする者は、販売又は貸付けを開始する日の十五日前までに、当該自動販売機等ごとに、東京都規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称、住所及び電話番号
- 二 自動販売機等の機種及び製造番号
- 三 自動販売機等の設置場所
- 四 自動販売機等管理者の氏名、住所及び電話番号
- 五 前各号に掲げるもののほか、東京都規則で定める事項

- 4 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に変更があつたとき、又は当該届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、その変更があつた日又は廃止した日から十五日以内に、東京都規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 5 第三項の規定による届出をした者は、東京都規則で定めるところにより、当該届出に係る自動販売機等の見やすい箇所に、自動販売機等業者及び自動販売機等管理者の氏名又は名称、住所その他東京都規則で定める事項を明確に表示しなければならない。前項の規定による変更

の届出をしたときも、同様とする。

(自動販売機等への指定図書類等の収納禁止等)

第十三条の四 自動販売機等業者は、指定図書類又は指定がん具類(特定がん具類であるものに限る。)を自動販売機等に収納してはならない。

- 2 自動販売機等業者及び自動販売機等管理者は、当該自動販売機等業者の設置する自動販売機等に収納されている図書類又は特定がん具類が指定図書類又は指定がん具類となつたときは、直ちに当該指定図書類又は指定がん具類を撤去しなければならない。

(自動販売機等に対する措置)

第十三条の五 自動販売機等業者は、表示図書類若しくは第八条第一項第一号若しくは第二号の東京都規則で定める基準に準ずる内容の図書類(指定図書類を除く。)又は特定がん具類(指定がん具類を除く。)を収納している自動販売機等について、青少年が当該図書類又は特定がん具類を閲覧できず、かつ、購入し、又は借り受けることができないように東京都規則で定める措置をとらなければならない。

(自動販売機等の設置に関する距離制限)

第十三条の六 自動販売機等業者は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学及び幼稚園を除く。)の敷地の周囲百メートルの区域内においては、前条に規定する自動販売機等を設置しないように努めなければならない。

(自動販売機等に関する適用除外)

第十三条の七 前四条の規定は、他の法令により青少年を客として入場させることが禁止され、かつ、外部から図書類又は特定がん具類を購入し、又は借り受けることができない場所に設置される自動販売機等については適用しない。

(自動販売機等業者等への勧告)

第十三条の八 知事は、自動販売機等業者又は自動販売機等管理者に対し、当該自動販売機等業者が設置し、又は当該自動販売機等管理者が管理する自動販売機等に係る図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けの状況が、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認めるときは、販売若しくは貸付けの方法又は自動販売機等の設置場所について、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(有害広告物に対する措置)

第十四条 知事は、広告物の形態又はその広告の内容が、青少年に対し、著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく残虐性を助長するものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認めるときは、当該広告物の広告主又はこれを管理する者に対し、当該広告物の形態又は広告の内容の変更その他必要な措置を命ずることができる。

(質受け及び古物買受けの制限)

第十五条 質屋(質屋営業法(昭和二十五年法律第五十八号)第一条第二項に規定する質屋をいう。以下同じ。)は、青少年から物品(次条第一項に規定する物を除く。)を質に取つて金銭を貸し付けてはならない。

2 古物商(古物営業法(昭和二十四年法律第八号)第二条第三項に規定する古物商をいう。以下同じ。)は、青少年から古物(次条第一項に規定する物を除く。)を買い受けてはならない。

3 前二項の規定は、青少年が保護者の委託を受け、又は保護者の同行若しくは同意を得て、物品の質入れ又は古物の売却をするものと認められるときは、適用しない。

4 何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年から質入れ又は古物の売却の委託を受けないように努めなければならない。

(着用済み下着等の買受け等の禁止)

第十五条の二 何人も、青少年から着用済み下着等(青少年が一度着用した下着又は青少年のだ液若しくはふん尿をいい、青少年がこれらに該当すると称した下着、だ液又はふん尿を含む。以下この条において同じ。)を買い受け、売却の委託を受け、又は着用済み下着等の売却の相手方を青少年に紹介してはならない。

2 何人も、前項に規定する行為が行われることを知つて、その場所を提供してはならない。

(青少年への勧誘行為の禁止)

第十五条の三 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行つてはならない。

一 青少年が一度着用した下着又は青少年のだ液若しくはふん尿を売却するように勧誘すること。

二 性風俗関連特殊営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和三十二年法律第二百二十二号。以下「風適法」という。)第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。)において客に接する業務に従事するように勧誘すること。

三 接待飲食等営業(風適法第二条第四項に規

定する接待飲食等営業のうち、同条第一項第一号に該当する営業をいう。)の客となるように勧誘すること。

(深夜外出の制限)

第十五条の四 保護者は、通勤又は通学その他正当な理由がある場合を除き、深夜(午後十一時から翌日午前四時までの時間をいう。以下同じ。)に青少年を外出させないように努めなければならない。

2 何人も、保護者の委託を受け、又は同意を得た場合その他正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

3 何人も、深夜に外出している青少年に対しては、その保護及び善導に努めなければならない。ただし、青少年が保護者から深夜外出の承諾を得ていることが明らかである場合は、この限りでない。

4 深夜に営業を営む事業者及びその代理人、使用人その他の従業者は、当該時間帯に、当該営業に係る施設内及び敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めなければならない。

(深夜における興行場等への立入りの制限等)

第十六条 次に掲げる施設を経営する者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜においては、当該施設に青少年を立ち入らせてはならない。

一 興行場

二 設備を設けて客にボウリング、スケート又は水泳を行わせる施設

三 個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設

四 設備を設けて客に主に図書類の閲覧若しくは観覧又は電気通信設備によるインターネットの利用を行わせる施設(図書館法(昭和二十五年法律第一百十八号)第二条第一項に規定する図書館を除く。)

2 前項各号に掲げる施設を経営する者は、深夜において営業を営む場合は、当該営業の場所の入口の見やすいところに、東京都規則で定める様式による掲示をしておかなければならない。

(立入調査)

第十七条 知事が指定した知事部局の職員は、この条例の施行に必要な限度において、図書類の販売若しくは貸付けを業とする者の営業の場所又は営業に関して図書類を頒布する者の営業の場所に営業時間内において立ち入り、調査

を行い、又は関係者に質問し、若しくは資料の提出を求めることができる。

- 2 知事が指定した知事部局の職員及び警視總監が指定した警察官は、この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる場所に営業時間（第六号に掲げる営業の場所にあつては、深夜における営業時間とする。）内において立ち入り、調査を行い、又は関係者に質問し、若しくは資料の提出を求めることができる。
 - 一 興行場
 - 二 がん具類若しくは刃物の販売を業とする者の営業の場所又は営業に関してがん具類若しくは刃物を頒布する者の営業の場所
 - 三 自動販売機等業者の営業の場所
 - 四 質屋又は古物商の営業の場所
 - 五 第十五条の二第一項に規定する行為を行うために提供されている場所
 - 六 前条第一項第二号から第四号までに掲げる施設を経営する者の営業の場所
- 3 前二項の場合において、知事が指定した知事部局の職員は東京都規則で、警視總監が指定した警察官は東京都公安委員会規則で定める様式による証票を携帯し、あらかじめ、これを関係者に提示しなければならない。
- 4 第一項及び第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（警告）

- 第十八条** 前条第一項の知事が指定した知事部局の職員は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、警告を発することができる。
- 一 第九条第一項の規定に違反して青少年に指定図書類を販売し、頒布し、又は貸し付けた者
 - 二 第九条第二項の規定に違反して同項の規定による包装を行わなかつた者
 - 三 第九条第三項の規定に違反して同項の規定による陳列を行わなかつた者
- 2 前条第二項の知事が指定した知事部局の職員及び警視總監が指定した警察官は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、警告を発することができる。
- 一 第十条第一項の規定に違反して青少年に指定映画を観覧させた者
 - 二 第十一条の規定に違反して青少年に指定演劇等を観覧させた者
 - 三 第十三条第一項の規定に違反して青少年に指定がん具類（特定がん具類であるものに限る。）を販売し、又は頒布した者
 - 四 第十三条の三第五項の規定に違反して表

示を怠つた者

- 五 第十三条の四第一項又は第二項の規定に違反して自動販売機等に指定図書類又は指定がん具類を収納し、又は撤去しなかつた者
 - 六 第十三条の五の規定に違反して同条に規定する措置をとらなかつた者
 - 七 第十五条第三項の規定に該当する場合を除き、同条第一項の規定に違反して青少年から物品を質に取つて金銭を貸し付けた者
 - 八 第十五条第三項の規定に該当する場合を除き、同条第二項の規定に違反して青少年から古物を買ひ受けた者
 - 九 第十五条の三の規定に違反して同条各号に掲げるいずれかの行為を行つた者
 - 十 第十二条又は第十六条第二項の規定に違反して掲示を怠つた者
- 3 第一項各号及び前項第一号から第九号までの各号のいずれかに該当する者が、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者であるときは、その法人又は人及びこれらの代理人に対しても、これらの項の規定による警告を発することができる。
- 4 第一項各号及び第二項第一号から第九号までの警告は、知事が指定した知事部局の職員が行う場合は東京都規則で、警視總監が指定した警察官が行う場合は東京都公安委員会規則で定める様式による警告書を交付して行うものとする。

（審議会への諮問）

- 第十八条の二** 知事は、第五条の規定による推奨をし、第八条の規定による指定をし、又は第十四条の規定による措置を命じようとするときは、第十九条に規定する東京都青少年健全育成審議会の意見を聴かなければならない。
- 2 知事は、前項の規定により、東京都青少年健全育成審議会の意見を聴くときは、第七条から第七条の三までに規定する自主規制を行つていゝ団体があるときは、必要に応じ、当該団体の意見を聴かなければならない。

第三章の二 青少年の性に関する健全な判断能力の育成

（青少年の性に関する保護者等の責務）

- 第十八条の三** 保護者及び青少年の育成にかかわる者（以下「保護者等」という。）は、異性との交友が相互の豊かな人格の養育に資することを伝えるため並びに青少年が男女の性の特性に配慮し、安易な性行動により、自己及び他人の尊厳を傷つけ、若しくは心身の健康を損

ね、調和の取れた人間形成が阻害され、又は自ら対処できない責任を負うことのないよう、慎重な行動をとることを促すため、青少年に対する啓発及び教育に努めるとともに、これらに反する社会的風潮を改めるように努めなければならない。

- 2 保護者等は、青少年のうち特に心身の変化が著しく、かつ、人格が形成途上である者に対しては、性行動について特に慎重であるよう配慮を促すように努めなければならない。
- 3 保護者は、青少年の性的関心の高まり、心身の変化等に十分な注意を払うとともに、青少年と性に関する対話を深めるように努めなければならない。

(青少年の性に関する都の責務)

第十八条の四 都は、青少年の性に関する健全な判断能力の育成を図るとともに、当該判断能力が形成途上であることに起因して、青少年の健全な育成が阻害されないように、普及啓発、教育、相談等の施策の推進に努めるものとする。

(安易な性行動を助長する情報を提供しないための自主的な取組)

第十八条の五 青少年に対して情報の提供を行うことを業とする者は、青少年の安易な性行動をいたずらに助長するなど青少年の性に関する健全な成長を阻害するおそれがある情報を提供することのないよう、自主的な取組に努めなければならない。

(青少年に対する反倫理的な性交等の禁止)

第十八条の六 何人も、青少年とみだらな性交又は性交類似行為を行ってはならない。

(青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)

第十八条の七 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。

一 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第二条第三項に規定する児童ポルノ(以下単に「児童ポルノ」という。))又は同法第七条第二項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。次号において同じ。)の提供を行うように求めること。

二 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係

る児童ポルノ等の提供を行うように求めること。

第三章の三 児童ポルノ及び青少年を性欲の対象として扱う図書類等に係る責務

(児童ポルノの根絶等に向けた都の責務等)

第十八条の八 都は、事業者及び都民と連携し、児童ポルノを根絶するための環境の整備に努める責務を有する。

- 2 都民は、児童ポルノを根絶することについて理解を深め、その実現に向けた自主的な取組に努めるものとする。
- 3 都は、みだりに性欲の対象として扱われることにより、心身に有害な影響を受け自己の尊厳を傷つけられた青少年に対し、当該青少年がその受けた影響から回復し、自己の尊厳を保つて成長することができるよう、支援のための措置を適切に講ずるものとする。

(青少年を性欲の対象として扱う図書類等に係る保護者等の責務)

第十八条の九 保護者等は、児童ポルノ及び青少年のうち十三歳未満の者であつて衣服の全部若しくは一部を着けない状態又は水着若しくは下着のみを着けた状態(これらと同等とみなされる状態を含む。)にあるものの扇情的な姿態を視覚により認識することができる方法でみだりに性欲の対象として描写した図書類(児童ポルノに該当するものを除く。)又は映画等において青少年が性欲の対象として扱われることが青少年の心身に有害な影響を及ぼすことに留意し、青少年が児童ポルノ及び当該図書類又は映画等の対象とならないように適切な保護監督及び教育に努めなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に関し、青少年のうち十三歳未満の者が前項の図書類又は映画等の対象とならないように努めなければならない。
- 3 知事は、保護者又は事業者が青少年のうち十三歳未満の者に係る第一項の図書類又は映画等で著しく扇情的なものとして東京都規則で定める基準に該当するものを販売し、若しくは頒布し、又はこれを開覧若しくは観覧に供したと認めるときは、当該保護者又は事業者に対し必要な指導又は助言をすることができる。
- 4 知事は、前項の指導又は助言を行うため必要と認めるときは、保護者及び事業者に対し説明又は資料の提出を求めることができる。

第三章の四 インターネット利用環境の整備

(インターネット利用に係る都の責務)

第十八条の十 都は、インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図るため、普及啓発、教育等の施策の推進に努めるものとする。

- 2 都は、青少年がインターネットの利用に伴う危険性及び過度の利用による弊害について適切に理解し、これらの除去に必要な知識を確実に習得できるようにするため、青少年に対して行われるインターネットの利用に関する啓発についての指針を定めるものとする。

(インターネット利用に係る事業者の責務)

第十八条の十一 青少年有害情報フィルタリングソフトウェア(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成二十年法律第七十九号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。))第二条第九項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをいう。以下同じ。)を開発する事業者及び青少年有害情報フィルタリングサービス(同条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。)を提供する事業者は、青少年のインターネットの利用により青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じている実態を踏まえ、その開発する青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又はその提供する青少年有害情報フィルタリングサービスの性能及び利便性の向上を図るように努めなければならない。

- 2 青少年インターネット環境整備法第三十条第一号のフィルタリング推進機関並びに同条第二号及び第六号の民間団体は、青少年のインターネットの利用により青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じている実態を踏まえ、その業務を通じ、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサービスの性能の向上及び利用の普及を図られるように努めるものとする。
- 3 インターネット接続役務提供事業者(青少年インターネット環境整備法第二条第六項に規定するインターネット接続役務提供事業者をいう。)は、インターネット接続役務(同条第五項に規定するインターネット接続役務をいう。)に係る契約を締結するに当たっては、当該契約の相手方に対し、青少年の利用の有無を確認し、利用者に青少年が含まれる場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスを提供している旨を告知し、その利用を勧奨するように努めなければならない。
- 4 第十六条第一項第四号に掲げる施設を経営

する者は、青少年が当該施設に備え付けられた機器によりインターネットを利用する場合には、青少年がインターネットを適正に利用できるように、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを利用した機器又は青少年有害情報フィルタリングサービスの提供を受けた機器の提供に努めなければならない。

- 5 青少年のインターネットの利用に係る事業を行う者は、インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図るため、その利用に伴う危険性及び過度の利用による弊害並びにこれらの除去に必要な知識について青少年が適切に理解できるようにするための啓発に努めるものとする。

(携帯電話端末等による青少年有害情報の閲覧防止措置)

第十八条の十二 保護者は、青少年インターネット環境整備法第十五条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするとき又は青少年インターネット環境整備法第十六条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、東京都規則で定めるところにより、保護者が携帯電話インターネット接続役務提供事業者(青少年インターネット環境整備法第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。)が提供するインターネットの利用状況に関する事項の閲覧を可能とする役務を利用すること等により青少年がインターネット上の青少年有害情報(青少年インターネット環境整備法第二条第三項に規定する青少年有害情報をいう。)を閲覧することがないように適切に監督することその他の東京都規則で定める正当な理由その他の事項を記載した書面(当該事項を記録した電磁的記録を含む。第三項において同じ。)を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等(青少年インターネット環境整備法第十三条第一項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

- 2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、青少年インターネット環境整備法第十四条の規定により、青少年又は保護者に対し、同条に規定する事項を説明するときは、併せて、インターネットを不適切に利用することにより、青少年が違法な行為をし、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をするおそれがあることその他の東京都規則で定める事項を説明

するとともに、これらの事項を記載した説明書を交付しなければならない。

- 3 携帯電話インターネット接続役務提供者等は、第一項の規定により保護者から提出を受けた書面に記載又は記録をされた事項を、東京都規則で定めるところにより、保存しなければならない。
- 4 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供者等が第二項又は前項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供者等に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 5 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供者等が前項の規定による勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 6 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、第四項の勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供者等に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。
- 7 知事が指定した知事部局の職員は、第二項から第五項までの規定の施行に必要な限度において、当該携帯電話インターネット接続役務提供者等の営業又は事業の場所に営業時間内において立ち入り、調査を行い、又は関係者に質問し、若しくは資料の提出を求めることができる。

(インターネット利用に係る保護者等の責務)

- 第十八条の十三** 保護者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスの利用により、青少年がインターネットを適正に利用できるように努めるとともに、青少年がインターネットを利用して違法な行為をし、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をすることを防ぐため、青少年のインターネットの利用状況を適切に把握し、青少年のインターネットの利用を的確に管理するように努めなければならない。
- 2 保護者等は、家庭、地域その他の場において、インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図るため、自らもインターネットの利用に伴う危険性及び過度の利用による弊害についての理解並びにこれらの除去に必要な知識の習得に努めるとともに、これらを踏まえて青少年とともにインターネットの利用に当たり遵守すべき事項を定めるなど適切な利用の確保に努めるものとする。
 - 3 都は、青少年がインターネットを利用して違法な行為をし、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をした場合におけるその保護者に対

し、必要に応じ、再発防止に資する情報の提供その他の支援を行うように努めるものとする。

第四章 東京都青少年健全育成審議会

(設置)

第十九条 第十八条の二第一項の規定に基づく知事の諮問に応じ、調査し、審議するため、東京都青少年健全育成審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第二十条 審議会は、次の各号に掲げる者につき、知事が任命または委嘱する委員二十人以内をもつて組織する。

- 一 業界に関係を有する者 三人以内
- 二 青少年の保護者 三人以内
- 三 学識経験を有する者 八人以内
- 四 関係行政機関の職員 三人以内
- 五 東京都の職員 三人以内

2 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

(委員及び専門委員の任期)

第二十一条 前条第一項第一号から第三号までの委員の任期は、二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 専門委員の任期は、当該専門の事項に関する調査が終了するまでとする。

(会長)

第二十二条 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ、会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第二十三条 審議会は、知事が招集する。

(定足数及び表決数)

第二十四条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員(会長である委員(第二十二条第三項の規定により会長の職務を代理する委員を含む。))を除く。)の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(小委員会)

第二十四条の二 会長は、審議会の定めるところ

により、第八条の規定による指定に関する事項について必要があると認めるときは、第十八条の二第一項の規定に基づく知事の諮問に応じて当該事項を調査し、審議するための小委員会を審議会に置くものとする。

- 2 小委員会は、会長(第二十二条第三項の規定により会長の職務を代理する委員を含む。以下この条において同じ。)及び会長が審議会の委員のうちから第二十条第一項各号に掲げる区分ごとに指名する委員五人をもって組織する。
- 3 小委員会に委員長を置き、会長をもって充てる。
- 4 小委員会は、委員長が招集する。
- 5 委員長は、小委員会を代表し、会務を掌理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、小委員会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。
- 7 前条の規定は、小委員会の定足数及び表決数について準用する。

第五章 罰則

(罰則)

第二十四条の三 第十八条の六の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十四条の四 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条の二第一項の規定に違反する行為をすることを業として行つた者
- 二 第十五条の二第二項の規定に違反した者

第二十五条 第十八条第一項各号、同条第二項第一号から第三号まで若しくは第五号から第九号まで又は同条第三項の規定による警告(同条第二項第四号に係る場合を除く。)に従わず、なお、第九条第一項、第二項若しくは第三項、第十条第一項、第十一条、第十三条第一項(特定がん具類に関して適用される場合に限る。)、第十三条の四第一項若しくは第二項、第十三条の五、第十五条第一項若しくは第二項又は第十五条の三の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条第一項の規定に違反して、青少年に指定がん具類(特定がん具類を除く。)を販売し、又は頒布した者
- 二 第十三条の二第一項の規定に違反した者
- 三 第十四条の規定による知事の措置命令に従わなかつた者

四 第十五条の二第一項の規定に違反した者(第二十四条の四第一号に該当する場合を除く。)

五 第十五条の四第二項の規定に違反して、深夜に十六歳未満の青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめた者

六 第十六条第一項の規定に違反した者

七 第十八条の七の規定に違反した者

第二十六条の二 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の三第三項若しくは第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十七条第一項の規定による知事が指定した知事部局の職員の立入調査又は同条第二項の規定による知事が指定した知事部局の職員若しくは警視總監が指定した警察官の立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者及びこれらの項の規定による質問に対して虚偽の陳述をし、又は資料の提出の要求に応ぜず、若しくは虚偽の資料を提出した者

第二十七条 第十八条第二項第四号又は同条第三項の規定による警告(同号に係る場合に限る。)に従わず、なお、第十三条の三第五項の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第二十八条 第九条第一項、第十条第一項、第十一条、第十三条第一項、第十三条の二第一項、第十五条第一項若しくは第二項、第十五条の二第一項若しくは第二項、第十五条の三、第十五条の四第二項又は第十六条第一項の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第二十四条の四、第二十五条又は第二十六条第一号、第二号若しくは第四号から第六号までの規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

(両罰規定)

第二十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十四条の四から第二十七条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

(青少年についての免責)

第三十条 この条例に違反した者が青少年であるときは、この条例の罰則は、当該青少年の違反行為については、これを適用しない。

第6章 雑則

(委任)

第三十一条 この条例に定めるもののほか、この条例について必要な事項は、東京都規則で定める。

付則

この条例は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

附則(平成四年条例第一九号)

- 1 この条例は、平成四年四月一日から施行する。ただし、第二十五条から第二十七条までの改正規定は同年五月一日から、第二条、第七条及び第九条第二項の改正規定は同年六月一日から施行する。
- 2 第二十五条から第二十七条までの改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成九年条例第七五号)

この条例は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

附則(平成一三年条例第三〇号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十三年七月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第九条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び第十八条第一項の改正規定(同項第一号の次に一号を加える部分に限る。)は、同年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日から平成十三年九月三十日までの間、この条例による改正後の東京都青少年の健全な育成に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第二十五条中「第九条第一項若しくは第二項」とあるのは、「第九条第一項」と読み替えて適用するものとする。
- 3 この条例の施行の際、現に自動販売機等による図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けを業としている者は、改正後の条例第十三条の二第三項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「販売又は貸付けを開始する日の十五日前」とあるのは、「平成十三年七月三十一日」とする。

附則(平成一六年条例第四三号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行す

る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 目次の改正規定(「第十八条」を「第十八条の二」に改める部分に限る。)、第八条第一項に一号を加える改正規定、第十三条の次に一条を加える改正規定、第十五条の改正規定、同条の次に三条を加える改正規定、第十七条第一項第三号及び第四号の改正規定、同項に二号を加える改正規定、第十八条第一項第四号の改正規定(「指定がん具類」の下に「(特定がん具類であるものに限る。)」を加える部分に限る。)、同項第七号の改正規定、同項に三号を加える改正規定、第十八条の次に一条を加える改正規定、第十九条の改正規定、第二十四条の二第一項の改正規定(「第十五条第一項」を「第十八条の二第一項」に改める部分に限る。)、第二十四条の三の改正規定(「一年」を「二年」に、「五十万円」を「百万円」に改める部分に限る。)、同条の次に一条を加える改正規定、第二十五条の改正規定(第十八条第二項第七号から第九号まで又は同条第三項の規定による警告(同条第二項第七号から第九号までに係る場合に限る。))に従わず、なお、第十五条第一項若しくは第二項又は第十五条の三の規定に違反した者に係る部分に限る。)、第二十六条の改正規定、第二十六条の二の改正規定、第二十六条の三の改正規定、第二十七条を削る改正規定、第二十八条の改正規定並びに第二十九条の改正規定 平成十六年六月一日
- 二 第二条の改正規定、第九条第一項の次に一項を加える改正規定、同条第二項の改正規定(「(自動販売機又は自動貸出機(以下「自動販売機等」という。))により図書類を販売し、又は貸し付ける場合を除く。))を削る部分に限る。)、第九条の二の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定(第九条の三に係る部分に限る。)、第十六条の改正規定、第十八条に第一項として一項を加える改正規定(同項第二号に係る部分に限る。))及び第二十五条の改正規定(第十八条第一項第二号又は同条第三項の規定による警告(同条第一項第二号に係る場合に限る。))に従わず、なお、第九条第二項の規定に違反した者に係る部分に限る。 平成十六年七月一日
- 三 第十三条の三の改正規定(同条第三項を削る部分に限る。)、第十三条の四の次に二条を加える改正規定(第十三条の五に係る部分に限る。)、第十七条第一項第二号の次に一号を加える改正規定、第十八条第一項第五号の次に一号を加える改正規定及び第二十五

条の改正規定(第十八条第二項第六号又は同条第三項の規定による警告(同条第二項第六号に係る場合に限る。))に従わず、なお、第十三条の五の規定に違反した者に係る部分に限る。) 東京都規則で定める日

- 2 この条例の施行の日から平成十六年五月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都青少年の健全な育成に関する条例第十五条第二項中「第七条」とあるのは「第七条から第七条の三まで」と、第十七条第二項中「第六号」とあるのは「第四号」と、第十八条第三項及び第四項中「第九号」とあるのは「第五号」と、第二十五条中「第十三条第一項(特定がん具類に関して適用される場合に限る。)」とあるのは「第十三条第一項」と、第二十六条の二中「第十三条の二第三項」とあるのは「第十三条の三第三項」と、第二十六条の三中「第十八条第一項第五号又は同条第二項」とあるのは「第十八条第二項第四号又は同条第三項」と、「第十三条の二第五項」とあるのは「第十三条の三第五項」と、第二十七条中「関係公務員」とあるのは「知事が指定した知事部局の職員の立入調査又は同条第二項の規定による知事が指定した知事部局の職員若しくは警視總監が指定した警察官」と、「同項」とあるのは「これらの項」とする。
- 3 この条例の施行の日から附則第一項第三号に規定する日の前日までの間、この条例による改正後の東京都青少年の健全な育成に関する条例第十三条の六中「前条に規定する自動販売機等」とあるのは「表示図書類若しくは青少年に対し性的感情を刺激し、残虐性を助長し、若しくは自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあり、第八条第一項第一号の東京都規則で定める基準に準ずる内容の図書類(指定図書類を除く。)又は特定がん具類(指定がん具類を除く。)を収納している自動販売機等」と、第十三条の七中「前四条」とあるのは「第十三条の三、第十三条の四及び前条」と、第二十五条中「同条第三項」とあるのは「東京都青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例(平成十六年東京都条例第四十三号)附則第二項及び第五項においてそれぞれ読み替えて適用される第十八条第三項」とする。
- 4 平成十六年六月一日から同月三十日までの間、附則第一項第一号の規定の施行による改正後の東京都青少年の健全な育成に関する条例第十六条第一項中「深夜(午後十一時から翌日午前四時までの時間をいう。以下同じ。)」とあるのは「深夜」と、第十七条第二項第六号中

「前条第一項第二号から第四号までに掲げる施設を経営する者」とあるのは「ボーリング場等経営者」とする。

- 5 平成十六年六月一日から附則第一項第三号に規定する日の前日までの間、同項第一号の規定による改正後の東京都青少年の健全な育成に関する条例第十八条第三項中「及び前項第一号から第九号まで」とあるのは「並びに前項第一号から第五号まで及び第七号から第九号まで」と、同条第四項中「及び第二項第一号から第九号まで」とあるのは「並びに第二項第一号から第五号まで及び第七号から第九号まで」とする。
- 6 この条例(第一項ただし書の規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成一七年条例第二五号)

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 目次の改正規定(「第四条の二」を「第四条の三」に改める部分に限る。)、第四条の二の改正規定、第四条の次に一条を加える改正規定、第十五条の改正規定、第十八条の三の改正規定、第十八条の四の次に二条及び一章を加える改正規定(第十八条の五及び第十八条の六に係る部分に限る。)並びに第二十四条の三の改正規定 平成十七年六月一日
 - 二 第十八条の四の次に二条及び一章を加える改正規定(第十八条の七及び第十八条の八に係る部分に限る。) 平成十七年十月一日
- 2 この条例の施行の日から平成十七年五月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都青少年の健全な育成に関する条例目次中「第十八条の三・第十八条の六」とあるのは「第十八条の三・第十八条の四」とする。
- 3 この条例の施行の日から平成十七年九月三十日までの間、この条例による改正後の東京都青少年の健全な育成に関する条例目次中「第十八条の七・第十八条の九」とあるのは「第十八条の九」とする。
- 4 第一項第一号に掲げる改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成一九年条例第九号)

(この条例は、平成十九年七月一日から施行する。)

附則(平成二二年条例第九七号)

- 1 この条例は、平成二十三年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 平成二十三年一月一日
- 二 第二条の規定中目次の改正規定(「児童ポルノの根絶等に向けた都の責務(第十八条の六の二)」を「児童ポルノ及び青少年を性欲の対象として扱う図書類等に係る責務(第十八条の六の二・第十八条の六の三)」に、「(第十八条の七一第十八条の九)」を「(第十八条の六の四一第十八条の八)」に改める部分に限る。)、第七条、第九条の三、第三章の三の章名及び第十八条の六の二の改正規定、第三章の三中第十八条の六の二の次に一条を加える改正規定、第三章の四中第十八条の七の前に一条を加える改正規定、第十八条の七の改正規定(同条に一項を加える部分を除く。)、第十八条の八の改正規定並びに第十八条の九を削る改正規定並びに次項及び附則第三項の規定 平成二十三年四月一日

- 2 平成二十三年四月一日から同年六月三十日までの間、第二条の規定による改正後の東京都青少年の健全な育成に関する条例(以下「新条例」という。)第九条の三第二項中「第八条第一項第一号又は第二号」とあるのは「第八条第一項第一号」とする。
- 3 新条例第九条の三第二項に規定する指定の回数の算定に当たっては、平成二十三年四月一日以後に新条例第八条第一項第一号の規定に該当するものとしてなされた指定及び同年七月一日以後に同項第二号の規定に該当するものとしてなされた指定を対象とする。
- 4 新条例第八条第一項第二号の規定(図書類の指定に係る部分に限る。)は、平成二十三年七月一日以後に発行された図書類について適用し、同日前に発行された図書類については、なお従前の例による。

附則(平成二六年条例第一一六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二八年条例第五号)

- 1 この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成二九年条例第七四号)

- 1 この条例は、平成三十年二月一日から施行する。ただし、第十八条の七の改正規定(同条を第十八条の十一とする部分を除く。)及び第十八条の七の二の改正規定(同条を第十八条の十二とする部分を除く。)は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十九年法律

第七十五号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(施行の日=平成三〇年二月一日)

- 2 この条例による改正後の東京都青少年の健全な育成に関する条例第十八条の十二第四項から第七項までの規定は、第十八条の七の二の改正規定(同条を第十八条の十二とする部分を除く。)の施行の日以後にした契約について適用し、同日前にした契約については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

▶ 3-4 東京都子ども基本条例

制定 令和3年3月31日条例第51号

子どもは、大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在である。

社会の宝である子どもは、また社会の一員でもあり、あらゆる場面において権利の主体として尊重される必要がある。子どもの権利条約（児童の権利に関する条約をいう。以下同じ。）では、子どもに対するあらゆる差別の禁止、子どもの最善の利益の確保、生命・生存・発達への権利及び子どもの意見の尊重を一般原則としている。

全ての子どもが誰一人取り残されることなく、将来への希望を持って、伸び伸びと健やかに育っていく環境を整備していかなければならない。

「子どもを大切にす」視点から、子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもの目線に立った政策を推進していくことは、様々な人が共に暮らす、多様性に富んだ国際都市東京の使命である。

また、新型コロナウイルス感染症は人々の生活に大きな変化をもたらし、とりわけ子どもへの影響は顕著である。いかなる状況下においても、子どもの幸福を追求していくことが何より重要であり、東京都がなすべき責務を明らかにしなければならない。

こうした認識の下、子どもの笑顔があふれる社会の実現に向けた基本理念及び東京都が取り組むべき施策の基本となる事項を定め、子どもの健やかな成長に寄与することを目指し、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、子どもの笑顔があふれる社会の実現に向けた基本理念及び東京都（以下「都」という。）が取り組むべき施策の基本となる事項を定めることにより、子どもの健やかな成長に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「子ども」とは、十八歳に満たない者をいう。なお、子どもに関する施策の実施に当たっては、次条の基本理念の実現を図る観点から、必要に応じて施策の対象とする範囲を定めるものとする。

（基本理念）

第三条 子どもは大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在であるとの認識の下、子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を最優先

とすることで、全ての子どもが、今と将来への希望を持って伸び伸びと健やかに育っていくよう、社会全体で子どもを育む環境を整備していかなければならない。

（子どもの権利）

第四条 都は、子どもの権利条約を踏まえ、子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利をはじめとした、子どもの権利を尊重し、擁護するための施策を推進するものとする。

（子どもにやさしい東京の実現）

第五条 都は、社会全体で子どもを育み、子どもにやさしい東京を実現するため、子どもの目線に立った施策を率先して推進するものとする。

（子どもの安全安心の確保）

第六条 都は、子どもを犯罪、事故その他の危害から守るため、子どもの安全と安心の確保に必要な施策を推進するものとする。

（子どもの遊び場、居場所づくり）

第七条 都は、子どもが伸び伸びと健やかに育つことができるよう、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）と連携して、子どもが過ごしやすい遊び場や居場所づくりなど、環境の整備を図るものとする。

（子どもの学び、成長への支援）

第八条 都は、子どもの学ぶ意欲や学ぶ権利を尊重し、子どもの可能性を最大限に伸ばすことができるよう、一人一人の個性に着目し、自立性や主体性を育むために必要な環境の整備を図るとともに、子どもに寄り添ったきめ細かな支援に取り組むものとする。

（子育て家庭、子どもに寄り添った多面的支援）

第九条 都は、様々な不安や悩みに直面する子育て家庭を支援するため、特別な支援や配慮を要する子ども及び社会的養育を必要とする子どもへの施策をはじめ、多様な子育てと働き方のための環境の整備、専門的な相談、情報提供その他の状況に応じた適切な取組等、多面的な支援に努めるものとする。

（子どもの意見表明と施策への反映）

第十条 都は、子どもを権利の主体として尊重し、子どもが社会の一員として意見を表明することができ、かつ、その意見が施策に適切に反映されるよう、環境の整備を図るものとする。

(子どもの参加の促進)

第十一条 都は、子どもが社会の一員として尊重され、年齢及び一人一人の発達段階に応じ、学校や地域社会等に参加することができるよう、必要な環境の整備を図るものとする。

(子どもの権利の広報・啓発)

第十二条 都は、子どもの権利及び利益の尊重に関する広報その他の啓発を推進するものとする。

(子どもからの相談への対応)

第十三条 都は、子どもの不安や悩みを解消できるよう、子どもからの相談に対応する体制の充実並びに家庭、学校、地域社会及び関係機関等との連携強化に努めるものとする。

(子どもの権利擁護)

第十四条 都は、子どもの健やかな成長を支援するため、権利侵害その他の不利益を受けた場合等において、専門的知見に基づいて適切かつ迅速に子どもの救済を図ることができるよう、国、区市町村その他の関係機関と連携し、社会状況の変化に応じ、子どもの権利及び利益を擁護するための体制の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(子どもに関する計画の策定)

第十五条 都は、子どもに関する計画を策定するに当たっては、第三条の基本理念にのっとりものとする。

(子ども施策を総合的に推進する体制の整備)

第十六条 都は、子どもに関する施策を総合的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第十七条 都は、子どもに関する施策を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(検討)

2 この条例の施行後三年を経過した場合において、この条例の施行の状況及び子どもを取り巻く状況等について検討し、時代の要請に適合するものとするために必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の検討を行うに当たっては、子どもの意見を反映させるため、子どもの意見を聴く機会を設けるものとする。

4 「東京都子供・若者計画（第3期）」の策定経過

▶ 4-1 「東京都子供・若者計画（第3期）」の策定経過

都は、青少年をめぐる様々な問題について調査・審議するため、地方青少年問題協議会法第一条の規定に基づき、知事の附属機関として東京都青少年問題協議会を設置しています。

本計画策定に当たっては、令和6年6月14日第34期東京都青少年問題協議会第1回総会において知事から青少年問題協議会に対し「東京都子供・若者計画（第2期）の改定」について諮問され、審議を重ねた後、令和6年12月25日に青少年問題協議会から知事宛てに答申されました。

都では、この答申を受け、令和7年2月10日から3月11日までの意見募集を経て、令和7年3月31日に本計画（第3期）を策定しました。

<第34期東京都青少年問題協議会 審議経過>

時期	会議	主な審議内容
令和6年 6月14日	第1回 総会	<ul style="list-style-type: none"> ・副会長選任 ・諮問事項 ・協議会の運営
6月14日	第1回 若年支援部会	<ul style="list-style-type: none"> ・第1章（計画の策定に当たって）に関する検討 ・第2章（計画の「理念」「基本方針」）に関する検討 ・次期計画の構成に関する検討 ・数値目標に関する検討 ・困難を抱える若者へのヒアリング事項に関する意見交換
6月14日	第1回 若者部会	<ul style="list-style-type: none"> ・困難を抱える若者から意見を聴くための仕組みに関する検討
7月19日	第2回 若年支援部会	<ul style="list-style-type: none"> ・若者支援団体からのヒアリング「若者の居場所について」 ・第3章（基本方針Ⅱ※）に関する検討 ※「居場所のない子供・若者」「ヤングケアラー」 ・第4章（推進体制等の整備※）に関する検討 ※「子供・若者施策の共通の基盤となる取組」 「関係機関との連携の強化、人材の養成」

7月22日		第2回 若者部会	・困難を抱える若者から意見を聴くための仕組みに関する検討
8月26日		第3回 若者部会	・若者支援等に関する意見交換
9月17日	第3回 若年支援部会		・若者部会における審議経過の共有 ・第3章（基本方針Ⅰ）に関する検討 ・第3章（基本方針Ⅲ）に関する検討
10月21日	第4回 若年支援部会		・困難を抱える若者へのヒアリング結果に関する検討 ・数値目標に関する検討 ・第3章（基本方針Ⅱ）に関する検討 ・第4章（推進体制等の整備）に関する検討
10月30日		第4回 若者部会	・第3回までの検討まとめ ・若者団体へのヒアリング結果に関する意見交換
11月29日	第5回 若年支援部会		・「東京都子供・若者計画（第3期）」中間（案）まとめ
12月19日	第1回 拡大専門部会		・審議経過等報告 ・東京都子供・若者計画（第3期）答申（案）
12月25日	第2回 総会		・東京都子供・若者計画（第3期）答申（案）

▶ 4-2 東京都青少年問題協議会条例

制定 昭和28年10月20日条例第101号
最終改正 平成26年3月31日条例第12号

(設置)

第一条 地方青少年問題協議会法(昭和二十八年法律第八十三号)第一条の規定に基づき、東京都に、知事の附属機関として、東京都青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。
(平一二条例一七一・一部改正)

(組織)

第二条 協議会は、会長及び委員三十五人以内をもって組織する。
2 会長は、知事をもって充てる。
3 委員は、次に掲げる者につき、知事が任命し、又は委嘱する。
一 東京都議会議員 六人
二 学識経験者 十六人以内
三 関係行政庁の職員 五人以内
四 東京都の職員 八人以内
(平二六条例一二・一部改正)

(委員の任期)

第三条 前条第二号の委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。但し、再任をさまたげない。

(会長の権限並びに副会長の設置及び権限)

第四条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
2 協議会に副会長をおく。
3 副会長は、委員が互選する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
5 会長及び副会長がともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(招集)

第五条 協議会は、知事が招集する。

(専門委員)

第六条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員をおくことができる。
2 専門委員は、学識経験者のうちから、知事が委嘱する。

(定数及び表決数)

第七条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議をひらくことができない。
2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可非同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第八条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和二十八年七月二十五日から適用する。

附 則(平成一二年条例第一七一号)

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則(平成二六年条例第一二号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

▶ 4-3 東京都青少年問題協議会要綱

施行 昭和28年10月30日
最終改正 令和6年6月13日

(委員の構成)

第1条 東京都青少年問題協議会条例（昭和28年東京都条例第101号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する関係行政庁の職員は次の各号に掲げる職にある者とする。

- 1 東京労働局職業安定部長
- 2 東京矯正管区第三部長
- 3 東京保護観察所長
- 4 東京地方検察庁刑事部長
- 5 東京家庭裁判所首席家庭裁判所調査官

2 条例第2条第4号に規定する東京都の職員は次の各号に掲げる職にある者とする。

- 1 政策企画局長
- 2 子供政策連携室長
- 3 生活文化スポーツ局生活安全担当局長
- 4 総務局理事
- 5 福祉局長
- 6 産業労働局長
- 7 教育長
- 8 警視庁生活安全部長

(協議題の付議)

第2条 委員が協議のための議題を提出しようとするときは、件名、提出理由及び必要資料を協議会開催予定日の10日前までに生活文化スポーツ局都民安全推進部に送付するものとする。

(幹事会等)

第3条 東京都青少年問題協議会（以下「協議会」という。）に幹事及び書記若干を置く。

- 2 幹事及び書記は、東京都の職員及び関係行政庁の職員のうちから知事が任命又は委嘱する。
- 3 幹事は、委員及び専門委員を補佐する。
- 4 書記は、会長の命を受け事務に従事する。
- 5 協議会の庶務は、生活文化スポーツ局都民安全推進部において行う。

付 則

この要綱は、昭和28年10月30日から施行する。

付 則（最終改正）

この要綱は、令和6年6月13日から施行する。

「東京都青少年問題協議会要綱」第3条第2項に基づく幹事の職

政策企画局	計画調整部長
政策企画局	戦略広報部長
総務局	人権部長
財務局	主計部長
生活文化スポーツ局	都民安全推進部長
生活文化スポーツ局	私学部長
都市整備局	市街地建築部長
福祉局	企画部長
福祉局	子供・子育て支援部長
保健医療局	企画部長
保健医療局	健康安全部長
産業労働局	総務部長
産業労働局	雇用就業部長
建設局	公園緑地部長
港湾局	総務部長
教育庁	総務部長
教育庁	指導部長
教育庁	地域教育支援部長
警視庁	生活安全部少年育成課長
東京保護観察所	民間活動支援専門官
東京家庭裁判所	次席家庭裁判所調査官

▶ 4-4 第34期東京都青少年問題協議会委員名簿

令和6年12月25日現在

区分	氏名	所属等	備考
会長	小池 百合子	東京都知事	
都議会議員 6人	吉住 はるお こまざき 美紀 まつば 多美子 米倉 春奈 風間 ゆたか 田の上 いくこ	東京都議会議員 東京都議会議員 東京都議会議員 東京都議会議員 東京都議会議員 東京都議会議員	
区長・市長 2人	大久保 朋 果 長友 貴 樹	江東区長 調布市長	
学識経験者 (若年支援部会) ※50音順	井利 由利 小西 暁和 新保 幸男 杉浦 ひとみ 土井 隆義 堀 有喜衣	公益社団法人青少年健康センター茗荷谷クラブ 早稲田大学法学学術院教授 神奈川県立保健福祉大学教授 弁護士、東京アドヴォカシー法律事務所 筑波大学教授 独立行政法人労働政策研究・研修機構 統括研究員	
学識経験者 (若者部会) ※50音順	荒井 佑介 大橋 暉弘 小奈 悠馬 土肥 潤也 西山 なつ美 與那覇 千夏	特定非営利活動法人サンカクシャ代表理事 認定特定非営利活動法人育て上げネット 特定非営利活動法人青少年自立援助センター NPO法人わかもののまち・株式会社C&Yパートナーズ 多摩市若者会議 調布市子ども生活部児童青少年課	
関係行政庁 の職員 5人	川島 敦子 杉山 弘晃 阿部 健一 茂原 徳雄 及川 裕康	東京矯正管区第三部長 東京保護観察所長 東京地方検察庁刑事部長 東京労働局職業安定部長 東京家庭裁判所首席家庭裁判所調査官	
東京都の 職員 8人	佐藤 章 田中 愛子 豊田 義博 竹迫 宜哉 山口 真 田中 慎一 坂本 雅彦 宇田川 佳宏	東京都政策企画局長 東京都子供政策連携室長 東京都総務局理事(人権担当) 東京都生活文化スポーツ局生活安全担当局長 東京都福祉局長 東京都産業労働局長 東京都教育委員会教育長 警視庁生活安全部長	